

一同九日の朝も、自注、我六水を取らんとて、端船を出して皆上陸せしに、やゝありて陣屋より一人のクルル人を出して遣せり、此もの我等を甚恐るゝと見えて、其片手に十字を畫ける板をもち、片手にて頻に法を修しなから、甚靜に歩行み來れり、元來彼は我屬下のラソツ島に、兩三年も經たる者にて、其頃は名をクスマンと名へり、其處にて此十字修法を習ひ、また俄羅斯人の十字を尊敬する事を聞て、此十字の法を修して、俄羅斯人に近寄る時は、兵器にも勝ると思ひて、かくせしと見ゆ、按針役のルータク進て是を迎へ、其言を口し、少しの品を與しに、彼戰慄する事瘡を患る人のことし、予もまた自ら對面せしか、アレキセイを船に残せしかは、予か意を通する事能はず、アレキセイの來るを俟んも心もとなく、又船につれ行に、彼か好さる處なり、強て止るもまた悪かるへしと思へは詮方なし、彼か僅に十言に足らざる俄羅斯語を演へ、手品を交へて予に示せしは、陣屋の長官、雙方より同じ人數を出し、船中に於て予と對談せん事を欲するとの意を解し得たり、依て予大に悦び、その旨承諾したる

よしを答へ、且彼に糸を貫たる珠を與へしかは、彼か心少しうち解しと見えて、予に烟草を請へり、然れども折節持合せなければ、再び持來りて與ん事を約せり、やゝありて日本人陣屋の前より桶を水上に浮めり、然るに其桶大砲臺場に甚近ければ、行て取には思慮なき所爲なるへしと猶豫して、陣屋より船の來るへしと俟しに、船は來らずして、白き旗を以て陸に來れど、我々を招くものあり、依て思ふに、先にクルル人の手品にて示したる事を解し誤りたるならんとて、今ははや本船に歸らんとする時刻なれば、是に拘らす本船の方に小船を少し進めし折から、陸の方より小船を漕出せり、中にクルル通事をなす役人のりて、我船に向て來れり、其人數を見るに、我船の人數より多し、然れども我船には兵器をよく備へたれば、是を恐れざりき、倍彼方よりいひ出せるをきくに、前に彼か陸に近寄し時、大砲を放ちし罪を謝し、且備等に敵し拒める故、只兩三年前二艘の俄羅斯船來り、上陸して大に亂妨をなせし故なり、今備等の所爲を見るに、先年來りし者の行とは大に殊なれば、備等に敵せん

する意なく、その疑を散せん爲、此處にて調ふべき事は、其意に任すへしといへり、依てアレキセイに命し、前に日本に來りて亂妨なせしは、皆商船にして我執政の命にあらず、彼等か私になせし事なり、依て其船長は刑せられて、既に死せしよしをいはしめ、且前にエトロフ島において日本人に諭せし如くに、其眞實なる事を誓ひせしに、彼答て其いふ處宜なり、俄羅斯人の我等に對して野心なき事を聞て、甚悦となり、予又彼に問しは、前に我等陸より品々を取去り、是を償はんために品々を残し置しか、取される品より不足にはあらずやと、彼答て曰、其取去る品は聊の物にて、其償は分に過たり、又何品によらず、必用の品は我長官より與ふへし、先何等を欲するや、因て予答るに、米十俵并鮭魚、野菜を得へし、其報には好に任せて銀錢を以償はんと、彼曰、今日より陣屋に來りて、長官に應對すへしと、予丁寧に是を謝し、明日は我本船を陣屋の方へ近く寄て上陸せんと約せり、予前にクルル人のクヌ自注、人名に烟草を與へんと約せしかは、是を與へしに、日本役人の許なければ、敢て取らず、其役人も

また是を許さず、予か尙此日本人に語りたき事あれども、通事のアレキセイ、彼小船の中に知交の者居しかは、夫と頻に談話して、予かいふ事を通辯せず、空しく時刻を移せり、さて此日本人に別れて後、アレキセイ彼船に居る日本人より親しく聞けるよしにて、予に語れるは、日本人等我船を見て甚驚怖し、亂妨をもせられんとて大に周章し、諸具を山深く藏せり、(諸具を夥しく馬に駄して山の方に引行を、予も見たり、) 我船に大砲を打かけたるは、唯恐怖の餘り、前後も省みずなせし事にして、又我端船を漁村によせし時は、必らず亂妨竊奪をなし、かつ家をも焼拂ならんと皆思ひしに、左はなくて端船の去りし後、其家を檢視せしに、以前に變りたる事なし、又米穀、薪、魚等を奪へり、跡には彼國にて稍價の貴き品を残し置しかは、是を見て大に悦び、始めて安心せしとなり、予思ふに、大砲を放せしは實に恐怖の餘りならん、また我端船の中にも軍兵を埋伏せしと思へるならん、然れ共我端船は極て小く、兵を伏する程の船にあらず、されども恐怖の餘り眼もくら



みしと見えて、しからずんは十分に、我等の上陸と俱に虜となすへきなり、アレキセイ予に語りしは、日本人は俄羅斯人を恐るゝ事甚し、凡て俄羅斯の人は砲術に鍛練し、其業捷速にして、よく中れり、既にホーシトウ亂妨の時是を知れり、日本人等毎に語りしとなり、

一第七月十日、自注、我六また水を取終らされは、船を陣屋の方に移す事能はず、暫くして水も十分取納しかば、船を移さんとする折ふし、風變りて進むる事能はず、時に日本人小船を出し、遙に手様を以、我等に對談したきよしを示せり、よつて遂に端船に乗り、彼方に往しに、彼小船は桶を海上に残して返りしかば、其桶を取掲見れば、前に償のため漁村に残し置たる品々、并に最初我方より桶に納めてやれる品あり、因てまた其上に銀錢十八と東印度製の絹布を加へて、再び其處に浮め、己に本船に返らんとせし時、又日本人白き扇を以て招き、予に上陸せよと手様をせり、予思ふに、今は薪水、食料も十分に取得て、二ヶ月餘りの用意あり、オホーツカまで往くに事足れり、然は最早日本人に用事

はあらされ共、彼ホーシトウが一己の惡意にて亂妨せし事を、猶委しく日本人に説き明さずんは、永く我國の恥辱ならん、且我國王往々日本國と信を通し、交易の道を開かんと意なれば、愈此時汚名を雪かんと、一筋に微忠を思ひ、終に危も顧みず上陸して、日本人と應對せんとして、四人の水夫に命し、船中武器を帆布の下に隠して、日本人に見られざる様になさしめ、門より三窓の備をなし、夫より端船を陸の方にすゝめて、陣屋の内より凡七八十尋も隔る所に着して、予船中の者に命し、此船をよく浮めて潮に干上られざる様にすへし、又必日本人を此船に乗すへからず、予か往方に目を付て下知を待へしと、予は夫よりアレキセイと水夫一人を具して上陸せしに、向より海邊に進み來るものはオヤゴタ自注、由按に、觀方の俄なり、なり、此官は我國のケレツコマンタント自注、粗頭に此者夫二人、歩卒二人、クルル人十餘人を従へて、予を迎に來れり、日本人はいつれも絹布の服を着して、頭より足まで鎧ひ、皆長短の二刀を帶せり、クルルス等は皆常の服なり、予は一劔を帶し、懐に手銃六挺を隠せり、此オヤゴタ

甚懇に禮をなして、陣屋の長官も程なく來らん、暫く此處に俟つへしと云り、予彼に向て、我等前に漁村に残し置ける品と、最初桶に入て浮しやれりし品を、今又其方より桶に入て浮しこせしは、如何なる故なるやと問ひしに、されは皆其方に返す爲なり、我等此以後親み交る事を欲せされは、何品にても受納する事なしと云り、眞なるかなライスマンか先年使せし時の紀行に、日本人は異國人と通信の契約をなさゝる以前には、必ず音物を受ず、契約の後、如何なる音物にても受納する事なり、予此事を思ひ合して、此事は安心せり、程なく官人出來り、其形を見るに頭より足まで鎧ひ、二人の歩卒を従へ、一人は鎗を持たせ、一人には冑を持たせたり、

此冑の上には月の形の造物あり、此官人の出來る様子最異體なり、眼は地を視、兩手は左右の脇につけ、足の歩みは廣き溝を跨ぐか如く甚寛にして、恰も行先の見えざるか如し、予彼に歐羅巴の法にて禮をなせしに、彼また應して、左手を額の邊迄揚げて頭を低、身を屈めたり、夫よりし

て問答を初め、予先此船困窮に迫り、やむ事を得ずして、其國の人を驚かせし罪を許さるへしと言しかば、彼曰く、予昔爾等の來りし趣意を知らずして、火砲を放ちたる事、甚後悔せり、然れども端船を出して、此方の小船を迎ふへきに、其事なき故、火砲を放てり、予答て小船の出しを知らず、全湊内雲霧深く暗かりしゆゑ見えざるならん、其外彼か方に理を付、其誤を飾らんと遁辭を設けし事、予深く悟れり、その故は、右船を湊の内に入るゝ時は、我等皆四方に目を付、小鳥たも見誤る事なし、況や小船をや、彼人問て曰、爾此船の甲必丹なるや、又外に爾か上に立者あるや、是を問ふ事數次、又爾等いつれの處より何の爲に此國に來りしや、また此處より何れの國に到るへきやと、予島々測量の爲航海するの實を以て答へは、彼予を怖れ疑ひを起さんと思ひ、詭りて我等か領地の東の首領より都府ベトルスブルグに歸るものなり、然るに逆風に吹れて、はからず船路日數を移し、薪水乏くなりし故に好き湊を求めて、是を積納んと欲する折から、計らすエトロフ島に着して、日本人に應對せり、即長官



よりフウレベツに持行へき書翰を得たり、是は追て船より持せ遣すべく、是等の次第にて今此處に船をよせたり、また此處を出帆して抄路を航して廣東に至り、再び薪水を積納んと思へり、彼難して曰、備前にエトロフにては交易の爲に來りしといひ、今いふ處と違へるは如何と、予答て是は其時通辯せしクルル人の、俄羅斯語に熟せされは、予かいふ處解し誤るなり、クルル詞には金貨といへるも買といふ詞もなし、唯取替式は交易するといふ詞にて事を解し候ゆゑ、その誤を生したり、又問て曰、當時の國王の名は何と云や、備か名は何といふや、先年使節に來りしレザノフを知れりや、都府ベールスブルグに日本語を知る者ありやと、予審に答へ、但レザノフは死せり、又俄羅斯國には日本語を知る者のみならず、日本語を俄羅斯語に翻譯するものありと説き聞せり、都て予か答ふる處を、彼細密に書記せり、其後烟草、茶、酒并にカヒ、ヤール由按に、はちてルコなるへしを出せり、皆臺にのせて、長短の二刀を帶せし人一々是を持來りて、予か前に並へて其まゝ各居しかば、予か周りは其人を以て輪を畫け

るか如し、予か船より携へる産物の中に、佛明察の焼酎ありしかば、水夫に命じて端船より取寄せ、日本人に與へり、予か側に立並へる人其多くして快からざる故、其人の多きを恐るゝ體をなし、又かく圍居れば、予に逆意あるやうにて好からざれば、請ふて少し退しめたり、但予か心中には、彼予に非道なる事をなせば、彼にも損失あれば容易に非道なる事はせまじと思ひ、憚ることなく、烟草、茶を喫し戲などをいへり、彼好き事にて、予か器物の名を問へり、予又其日本名目を問へり、終に予座を立て彼等に向て、長官予に約せる食料等を與る時は、如何程の報をなすへきやとて、懷より銀錢を出して此數を定め示すへしと言しかと、彼曰、予は陣屋の長官にあらざれば、其數を定むる事能はずと、予彼を長官なりと思ひしに、今是を聞て大に驚けり、彼又曰、備長官と彼是應對のため陣屋に來るへしと、予是を辭して、予已に上陸して數刻を経たり、然るに今備と共に陣屋へ往は、本船より是を見て驚、敵對にも及へし、然れども一度重官の内一人、予か端船にて本船に送らば、船中の者皆安心すへし、然ら

は予今備と共に陣屋に到るへしといひしかば、彼許諾して、其事を陣屋の長官に告知らせしに、長官嚴しく是を制し止めて、頗て長官自ら此處に出來らんといひこして、間もなく再び長官より使を以、予今午飯なれば、即時に往事能はずと言來りしかば、予も久しく俟こと能はず、一先本船に歸り船を陸近くすゝめ、再び上陸して陣屋に往んと約せしに、彼敢てとゝめず、酒一陶に少の鮮魚を添て予に與へ、且其饗應の行届ざるを謝し、其所にありし網を指して、其端船を此處に來すへし、夫迄に網したる魚を多く與ふへしといへり、因て予彼に顯微鏡と焼酎二三陶を與へり、彼是を受納すれども、クルル人に與へし烟草を受納する事を許さざりき、又彼親みし驗とて、予に白扇を與へて、備陸に來るにはいつれも逆意なきの驗を、此白扇を以招くへしといへり、予是を諾して歸れり、前に對話の中に、アレキセイ十字の修法を言しかと、其通辯不分明にして解し得ざる故、答もなさざりしか、既に端船に乗りて後、アレキセイ予に向て、日本の役人は俄羅斯の人の十字を尊崇することを知れり、依て前に

いよく逆意なきを證する爲に、其修法をなすへしと言しよしを語れり、予先々其事を解せず、其好みに應せざるは遺憾なりし、一日暮前に、船を陣屋より大砲の届く計隔ちたる處に移して、砲を入れたり、夫より上陸するには時刻遅きゆゑ、エトロフの役人より渡せる書翰を、ミイチマン官名、のヤクウスキンに屬し、武器を備へし端船に乘しめ、先に予か着岸せし處に往て、其書翰を日本人に渡し、且先に網せし魚を持來るへし、彼處に到らば必其端船を離るゝ事勿れ、と命じて陸にやりしに、其事を調へて日暮て歸り來れり、日本人其甚懇になし、鮮魚二百餘尾を贈り、明早朝予か上陸を待よし、もし雲霧深くは來る事勿れ、但し船中の役人をは兩三人同伴すへしといへりしよし、其兩三人伴ひ來れと言しことは疑し、予ヤクウスキンの言を信せず、彼は好事の性質にて、好て周旋し、何によらず自分見聞せん事を好むなれば、予多く彼を使はず、是迄上陸せしにも予一人行けり、さて明日の上陸には彼もつれんとて、種々取飾りて陸にての話をなし、終には明日必伴ひくれよ



ご子に請ひしかども、已にミイチマンのモールド  
按針役のヘレフニコウに其事を命せしかは、止事  
を得ず彼か乞所を許さ、りし、遭厄日本記事○按する  
丹コロフィン、蝦夷地浮田中の筆記にして、文化元年の使節レザ  
ノット、及び文化三年、四年魯西亞蝦夷地島々を侵せし主意等下に詳  
なり、本邦の記事を照し見  
るへし、下再ひ辨せず。

通航一覽卷之二百九十八

魯西亞國部二十六

○蝦夷地亂妨始末クナシリ島

文化八年未年六月四日、奈佐瀬左衛門クナシリ詰調役、彼等八  
人を上陸せしめ、糾問を遂るに、終に其場を去むとす  
とて、悉これを捕ふ、後本船よりしは、火砲を發せ  
しか、同月七日、カムサツカの方に魯西亞の國にして、カ  
ラフト島より五六十里  
のよし、蝦夷千  
島語に記す。歸帆すとて、奉行そのよし江戸に言上す、  
文化八年未年六月十四日、村垣淡路守、荒尾但馬守  
より小笠原伊勢守に贈る御用狀、  
先便追々得御意候、露西亞船クナシリ洞内へ繫居  
候に付、同所詰御固人數并詰合支配向よりも打拂  
候得共、彼方よりは、大筒も不打放候に付、控居候處、  
同斷ケラムイ崎へ上陸いたし、米并船等紛失もい  
たし候代りご相見、紅之木綿二反、皮手袋を桶に入  
印付一つ、沖合に差置候に付、早速蝦夷人を以取に  
遣し候處、ヲロシヤ人申開候は、右頭分之者糶米切  
れ候に付、貴請度趣申立候段申開候間、按するに、これ  
まで前條の考證

通航一覽卷之二百九十七終

なり、されども文勢裁斷し、たき  
なもて全文を附す、下此例あり、同所詰調役奈佐瀬左衛門  
ヲロシヤ人へ逢候上、右之趣は松前表へ相伺、差圖  
之上如何様共取計可申遣間、右伺往返日數相懸候  
内、當洞に相待候様申開候處、如何心得候哉遁出候  
間、右ヲロシヤ人七人、外にラソワ人按するに、ラソワ  
島は、魯西亞の國  
なり、ヲロキセ都合八人召捕、夫々手當申付、南部家詰  
合へも見守之儀申達置候、然處ヲロシヤ人召捕候  
故にも候哉、異國船より大筒打拂候間、是又防禦  
手當方申付、召捕候もの共は、不殘當方按するに、松  
前をさす、  
并箱館之内へ向差立候段、當四日瀬左衛門差立候  
注進狀、今十四日到來致し候、且又右召捕候もの共  
儀は、爲警固南部人數六人外二人差添、當五日ネモ  
口場所内ルシヤへ着船仕、當方并箱館之内へ向差  
越候旨、ネモ口詰支配向よりも申越候に付、其段呈  
書を以今便申上候、按するに、呈  
書下に載す、寫并書狀類寫別紙差  
進申候、類今所見なし、右に而御承知可被下候、  
一追而本文魯西亞船之儀は、是迄船石目不申越候、  
然處此度エトロフより差越候書面取調候内、同所  
詰下役アトイヤ出役石坂武兵衛雜記之内に、千四  
五百石積位之船に見請候段有之候、左候得は、クナ

ジリ洞内掛りいたし候船は、ラソワ人ヲロキセ乗  
組居候趣に候へは、右同船に可有之と存候、是又爲  
御心得申進候、

一本文之始末にて、クナシリ詰南部家人數疲れ候  
趣に付、エトロフ詰交代歸郷人數之内、此度召捕候  
異國人警固人數へ程能引分、殘りの分クナシリへ  
加勢として差向候様、箱館詰吟味役より同所詰南  
部家へ申談候處、交代歸郷人數六十人程有之候に  
付、右之内より召捕候ものども、見守に程能殘し置、  
其餘は不殘クナシリへ打返し、渡海可爲致旨申開  
候段、箱館詰吟味役より申越候間、此段も爲御心得  
申進候、右返書寫、按するに、此  
寫今逃せり、是又別紙差進申候、

一佐藤茂兵衛按するに、儀、箱館交代相濟、出府掛當所  
へ罷出居、幸之儀も候間、此節東蝦夷地取締方見廻  
申渡、早々差立申候、此段も申進候、以上、  
同日進達、

以別紙申上之候、先便追々御届申上候、魯西亞船ク  
ナシリ洞内へ繫居、同所ケラムイ崎へ上陸致し、米  
并船等紛失仕候代りご相見、紅之木綿二反、皮手袋  
を桶に入、印付一つ沖間に差置候付、早速取に遣は



し候上、蝦夷人共掛合候處、魯西亞船頭分之者糧米  
 され候に付、貫請度趣申立候由に付、同所詰調役  
 奈佐瀨左衛門魯西亞人へ逢候上にて、松前表へ相  
 伺、差圖之上如何様共取計可遣間、右伺往返日數當  
 間、相待罷在候様申聞候處、如何心得候哉通出候  
 間、魯西亞人七人外にラソツ人ヲロキセ都合八人  
 捕押居、不取遣様南部大膳大夫同所詰御固人數へ  
 相達、見守申付置候處、魯西亞人取押候故にも候や、  
 魯西亞船より大筒等打掛候間、夫々防禦手當方申  
 付、召捕候者共は不殘松前、箱館之内へ向差立候  
 旨、當四日瀨左衛門差立候注進狀、今十四日着仕候  
 處、右召捕候もの共爲見守、大膳大夫御固人數六人、  
 外に二人差添、當五日ネモロ場所内ルシヤへ着船  
 仕、松前箱館之内差立越候旨、ネモロ詰支配向より  
 も申越候、猶又追々申上候様可仕候、先此段申上  
 候、以上、

六月十四日  
 村垣淡路守  
 荒尾但馬守

同月同斷、  
 當月十一日申上候、同四日於クナジリ魯西亞人生

捕候後、魯西亞船より大筒等打掛候に付、此方より  
 も打拂候處、魯西亞船にて打止候に付、此方にも  
 差控罷在候之處、兼而奪取候圖合船と相見、同五日  
 沖間へ繫き、其脇へ紅印之桶建置候得共、元船近く  
 有之、此方より船差出候儀は危御座候に付、見合罷  
 在候處、翌六日又候魯西亞人橋船にて、テレケウシ  
 へ上陸仕候様子に付、其段南部大膳大夫勤番人數  
 へも申談候處、人數引分罷在候處、無程元船へ相  
 戻り候に付、右テレケウシへ蝦夷人共差遣、上陸路  
 爲見候處、草中へ隱置候米八俵奪ひ取、書物入候箱  
 一つ、着類其外手道具入候包もの三つ、外に着類入  
 候琉球包一つ、殘し置候由にて持參候、然處同七日  
 朝、魯西亞船沖合へ乗出し、ケラムイ崎を替へ走行  
 候段、クナジリ詰調役奈佐瀨左衛門より、急便を以  
 申越候、依之此段申上候、以上、

未六月  
 村垣淡路守  
 荒尾但馬守

當月四日、クナジリ島にて、魯西亞人七人并ラソツ  
 人ヲロキセ召捕候節之始末、別紙之通、同所詰支配  
 調役奈佐瀨左衛門より申越候に付、右書面寫一冊

按するに、此書 并魯西亞船より差越候書付本紙一通、  
 面下に載す、クナジリ詰より差遣、片假名にて認候書付一通相  
 添類所見なし、此書 此段申上候、以上、  
 未六月

村垣淡路守  
 荒尾但馬守以上、  
 雜事記、  
 中陸、  
 北

文化八年七月、奈佐瀨左衛門再調御用狀  
 六月四日に罷成候得は、約定之通橋船も漕來不申  
 體に付、左候へは偽候て出帆致候儀と存候に付、最  
 初沖間へ浮桶にて差出候程々緋切、硝子徳利、米、  
 酒の器、練玉、又ケラムイ崎にて差置候、桃色唐木  
 綿、革手袋、服紗、ゼンベコタンへ差置候、練玉、風  
 呂敷、小革香口之せん様成もの、并タカン、ロク持歸  
 候風呂敷、練玉共、沖合へ印を附浮桶出候處早速元  
 船より橋船出し取入候間、此上は最早當方に留置  
 候品も無御座、彌亂妨之底意と奉存、元船橋船にて  
 も近寄次第、打拂之積罷在候處、又ホンタルベツへ  
 橋船漕出し直に漕戻し、夫より當方へ向け、橋船一  
 艘人數七八人乗組漕來候に付、打拂可爲申存候得  
 共、小人數之儀故、上陸之上若不法之儀も有之候は

は、其節打捨可申旨、是又南部家物頭六兵衛へも申  
 談、若昨日啓助へ約談之通、私共出會に罷越候儀に  
 て、穩に上陸候は、掛合も可致、萬一不法通出候儀  
 も有之候は、取押之儀共申談置候處、間もなく海  
 岸へ上陸、穩便之様子に付、幕張仕候内へ支配人通  
 詞案内にて呼寄、私共并啓助同心松井力太、名鏡儀  
 右衛門、御雇醫師飯野瑞元、南部家人數共夫々相固  
 居及出會候處、頭分之者三人、下官三人并ヲロキセ  
 罷越、下官一人橋船に殘居候儀御座候、其節彼者共  
 へ相尋候は、何れの國より出帆、何れの國へ罷越候  
 積、頭分名前何と申候哉と申聞候處、地理繪圖一枚  
 差出指さし仕候て、ベトルホルと申所より出帆、キ  
 タイナと申處へ相廻り候船に有之、頭分名前は甲必  
 丹カワピンと申候、然處風順不宜、當洞内へ乗入候  
 儀に有之由、船中糧米乏敷御座候間、米并酒は如何  
 程にても宜敷候間、貫受度由申聞候、夫より船中乗  
 組之もの人數は何程、類船も有之候哉と相尋候へ  
 は、總人數百二人にて、類船は無御座候よし申聞  
 候、糧米は如何程貫ひ度哉と申聞候處、凡二十俵貫  
 ひ度旨申之候に付、爲申聞候は、催計之儀候間、隨分



差遣可申候得共、先年長崎表へ其方之國人渡來候節、以來日本地之内へ渡來致間敷趣、御教諭も有之候處、其後蝦夷地之内エトロフ島へ致渡來、及亂妨候間、向後日本地之内、いつれの處へ渡來候共、船人共打碎不申趣、被仰渡有之候に付、既に當洞内へ乗入候節も打拂候得共、手向も不致穩便に願筋も有之様子に付、子細も可有之儀と存、及出會候間、差遣度は候得共、前書之御趣意も有之候間、一存にては難遣候に付、松前表へ申立相伺候上可差遣候間、往返日數三四日も相掛候に付、當洞内へ相繫、其方共三人之内申合、ヲロキセ兩人致上陸居候様申間、酒など與へ事靜に談候處、左候得は、先元船へ罷歸一同相談之上、又候上陸可致と申間候間、至極尤には候へ共、不殘船中へ相歸、萬一相談不相整、出帆いたし候ては役儀に相拘り候間、何れにも頭分之者一人とヲロキセ残り居候様、種々通辯を以申論候へ共、中々聞入不申、一同挨拶にも不及立上り候間、尙又申間候には、日本人は偽不申候間、案思不申下に居可申と申間、彼者共之内兩人残り候様吳吳申間候へ共、最早耳にも不掛、海岸へ駈出候に付、

無據取押、乘來候橋船一艘打破、船共引上させ、船中有之候硝子徳利六つ内一つ碎、外に曲物一つ取上申候、右出會仕候内、ヲロキセ儀は、魯西亞語相分兼候趣、度々申間候儀御座候、夫より取押候者共會所後通長屋へ繩懸入置申候處、右之様子元船より見請、無程海岸近く仕寄候様子に付、南部家物頭六兵衛へ申談、防戦之手配爲致、詰合一同會所者共蝦夷人共へも申間、海岸通相固居候處、晝九ツ時前元船間近く乘來候に付、南部家より、三貫五百目筒打掛候處、玉越、夫より彼方よりも、大筒數挺打掛、會所并海岸通り御備御筒場目掛打掛候に付、當方よりも同心初會所之者共數發打拂、大筒迫合、八ツ半時比迄仕候へ共、異國船へ打當候様子も相見不申、次第沖間へ颯出、玉間も遠く相成申候、尤彼方より打掛候鐵丸所々へ落散、拾ひ取候も有之候處、三寸餘の玉に御座候、尤當方にては誰にても怪我仕候も無御座、會所向其外藏々迄玉打貫候處も無御座候、同五日罷成候ても異國船滯船仕、晝頃又候橋船一艘乗出し沖間へ浮桶、并紛失仕候圖合船共差出候得共、最早大筒迫合等仕候上之儀に付、計策にて

も可有之と當方よりは、取入候船出し不申候、同六日に相成候處、元船寄來候様子も相見不申、且暫く滯船仕居候間、南部家人數も晝夜十日も張詰、身體も勞れ候様子にも見請、會所之者共同様に見え候に付、加勢人數來り候迄釣置候計策にも相成可申哉と、當方より浮桶差出、右之内へ元船より大筒打掛候得は、取押候もの八人共、海岸において打果候體、今一枚は大筒不掛候へは、座敷へ入置酒肴にて饗應之體、繪圖に認め差出候へ共、中々近寄不申、九ツ時過又候ケラムイ番屋へ向、橋船一艘乗出候間、遠眼鏡を以見候處、霧深く難見分、乍併上陸之様子にて漕戻し候間、蝦夷人圓藏、小八差遣爲見候處、テレケウシ番屋前海岸へ箱一つ、革袋物包三つ、都合四つ差置、同所番屋にて草中へ隠置候玄米八俵、藥罐一つ紛失仕候趣申間、同日夕方元船沖間へ走出懸居候間、昨五日差出候浮桶取寄見候處、異國文字にて相認候書付一枚入、外に何品も無御座候、同七日朝、異國船洞内乗出し、ケラムイ崎を爲替次第に帆形も相見不申候、滯船都合十一日仕候儀御座候、夫より昨六日テレケウシへ上置候包物、箱

共開相改候之處、箱之内は書もの計有之、包物之内には、着替類手道具のみに御座候、尤右包物三つ先達て差立候品御座候、且沖合之圖合船も取入候へども、是又何品も入置不申候、然處異國船大筒迫合等仕候儘、出帆に付尙又南部家物頭六兵衛へも類船を催し、又々仕寄可申も難計、誠に取押候者も有之候に付、嚴敷勝負にも相成可申候間、晝夜無油斷防戦之手當可然趣申談、會所之者共へも、海岸通り東西共晝夜爲相廻置候得共、其後は一向帆形も相見不申候、且再調仕候内取押候節之名前引合等迄、調差出申筈御座候へども、下札にて申上候通り相分兼候に付、餘り延引罷成候間、右は取調出來次第差上候積御座候、依之取押候節之冠もの并劔、腰筒、時計、硝子徳利、打拂仕候繪圖、地球圖、異國船へ差戻候品々之繪圖、その外共入記相添再調申上候、  
按ずるに、此圖類所見なし、○岡田某藏留書、蝦夷筆記、  
(下ケ札)本文取押候始末名前等之儀、先達而申上仕候節は、申立候儘にて認差出置候間、其後南部家へも取押候足輕名前等、相調差出候様申談置候處、其節之足輕共取押候異國人に附添罷越、未



歸着不仕候間、急速取調出來兼候趣に付、左候へは、引合等も相知不申候間、同家より申出候上にて取調、差立候様可仕候、

文化八年七月、或書狀

此度蝦夷地之内、箱館より二百五十里程有之クナジリ島沖ヘヲロシヤ船渡來之様子、其外クナジリ島へ上陸いたし召捕候趣、荒増左之通、

六月六日、又々端船にてケラムイに上陸之様子遠く見張居候處、右ケラムイ番所脇草之中へ隠置候米八俵奪取、其跡に箱一つ、包物三つ、殘置、本船は乘戻り候由、夫より七日、右ヲロシヤ船沖合に乗出し出船いたし候由、追々早飛脚を以注進有之、尤右跡にて差置候雜物改見候處、右之通、

一水豹袋一つ 一羊角袋一つ 一同錠前附箱一つ 一琉球包一つ(右入記)本三冊、頭巾四つ、箱入髭剃刀九、淺黃紙二枚、曲物二つ、ケリ一足、羅紗股引一つ、櫛一つ、沓六、ばつち二つ、足掛二つ、肌着十六、かきみ一つ、羅紗胴着一つ、小風呂敷七、櫛拂二つ、下も、引六、肩掛七、も、引四つ、胴着四つ、鉢一つ、下着十、足下げ掛け十

一、小切十、油少々、諸書物一口、右肩掛け一つ、羅紗大切一、筒袖着物二つ、甲子夜話○按ずるに、此書狀去月廿五日よりの事をするせれば、こゝに略す。ベ二十九品、八人

千八百十一年第七月十一日、自注、我文化八年六月四日、朝五ツ時

比、モール并ヘレフニコフを伴ひ、外に水夫四人、今クルル人のエレキセイを率ひ、上陸せんとて用意をなせり、但我等日本人に和親なるの意を表せんこと、何れも武器を携へず、唯予も一劍を帶し、并ヘレフニコフは短銃を懐にせり、もし俄に雲霧深くなりて本船を見失ひたる時、合圖に用ひんためなり、既に皆端船に乗陸の方へ漕ゆく時に、海上にて前に流せし桶を見しに、前に入たる品々尙存せり、夫より漸く船をすゝめ、終に陣屋に甚近き所に至れり、即時に前に逢たるオヤゴタ二人、屬吏をしたかへて出むかへいふやう、陣屋にて各をもてなす備をなす間、暫く此處に待へしと、我等に限りなく、日本人の和親の様子を見せ、且少しも我を疑はさらしめんとして、乗來りし端船を半は陸に引揚させ、唯一人の水夫を殘し置ける、其餘の水夫は我

等か椅子并日本人に贈るべき品を持しむ、夫より陣屋に至れば、人數多く集りたる事實に驚くにたへたり、凡三四百人の兵卒列をなし、おの／＼鳥銃或は弓矢或は鎗を携へり、左の方にはクルル人千餘人群居せり、此時は門より僅に三十歩計隔てる、斯の如き粗にして狭き陣屋に、此多人數の軍兵あらんとは實に思ひもよらざりき、夫より皆内に進みしに、正面に其長官坐せり、身には美麗の服を着し、十分に鎧へり、其次官は長官の方に少し低く坐し、我等進みて長官の前に至れば、兩人共に立り、我等は我國風の禮をなし、彼等は彼國風の禮をもて應し、談話を始む、彼まつ我等の階位姓名と船の名を問ひ、又何れの所より來り何れの國に至るや、何の所爲ありて此所に來るや、又先年俄羅斯の船來りて亂妨せしか、如何なる故にや、使節レザノフ按ずるに、本邦の記事には、レザノフとあり、再辨せず、をしろや、彼今はいつれに居るやと問へり、予前に答へしことく詳に是を答へしに、彼次官是を記せり、又問十分の食料を與へむには、船中の人數をしりたしと、予是を聞ひそかに捧腹せしか、彼に要する處ありと見極、予思ふに過多

に答へん方可ならんと、説りて人數の一倍をもて百二人と答へしに、アレキセイこの百二の數解せずして通辯せされは、予石筆をもて紙に筋を引て其數を示せり、又此海に自注、船名、の大きなる船ありやと問ければ、甚多し、オホーツカ、カムサツカ并に亞墨利加にもありと答ふ、此外我衣服の製作、風土の習俗等の無用の事を問けり、又其長官に贈らんとて携へし地圖、象牙柄小刀、顯微鏡并銀錢等を熟覽せり、予此銀錢を示して、其方より與ふる所の價には此銀錢を以すへしといへり、予此等の問答の間に、平地に坐したる士卒の中に刀を抜持たる者を、ミイチマンのモール見出して予に告げり、予おもふに今刀を揮ふ故もなければ、誤て不圖拔たるならんといひて、彼か心を静めしかと、何か日本人等心中に逆意もあらんかと疑はしき事あり、惜モールかいへることく、次官何か事ありけに座を立て奥に入、間もなく出來りて、長官の耳に低語せり、長官是を聞て座を立て奥に入んとせしかは、別れを告むとて、我等一同座を立、尙又食料其外、予に與へんといひし品の價を問かけしに、



彼再び座に着て曰く、ふた、ひ予かこころ座に着へしと、いまた時刻早けれども中飯を設けたれば是を食すへしと、予其請に應し、甚珍らしく思ひて其出るをまてり、程なく飯、魚肉、野菜の入し羹、酒其外かつてしらする品を出せり、其味頗よし、しばらく饜膳終はりて後、長官小便に行むとて座を立むとせしかは、予も座を立て別を告しに、彼また座に着て、松前奉行の命令なければ、食料を與ふ事能はず、既に其事を告遣はしたり、依て奉行より其許の來るまで、備等のうち一人質となりて、此陣に止まるへしといへり、されは此時日本人とも稍假面を脱せり、自注、由按に、俗に所謂化の皮を頭はし、れりといふ意なるへし予彼等松前渡海の日數を問ひしに、十五日と答ふ、予思ふに誰も官人の身として、質となりて此所に残るは恥を得るに似たり、又日本人の氣質として、我願ふところの事、容易に決斷すましく、又松前奉行も執政に告すしては何事も許すまし、然は其答を得むには冬にも至るへしと、仍て予彼に答て船中にも役人あり、彼等に議せすして、質を残すこと能はず、一まつ本船に歸りて議すへしとて、直に座を立てり、然る

所長官、今まで甚親しく從容に對話せしか、俄に色を變ぬれば、聲をあげ數々レザノツト自注、レザノツトをニコラサンタライチ自注、ニコライ、アレキサンドロウキチの事なり、の名を唱へ、其餘の事は予に解せず、何をかいひて、其長刀をたき、憤りて長々と演説せらる、アレキセイは今も死するか如く恐怖して、敢て通辯する事あたはず、唯同長官は凡の内一人にても、此陣屋を出る時は、自分腹を切むといへり、我輩是を聞て前後の思慮もなく皆遁出せり、然るに日本人等襲ひ來り、我等を打倒さんこて、後より椅子或は木片などを擲ら、我等走りて門の邊に到るころ、後より數聲の鳥銃を放てり、其丸或はヘレフニコフの頭の脇に鳴わたりて飛たるも、幸ひにして中らす、モールと水夫マカロフと、クリルのアレキセイは陣屋の門内にて捕はれたり、予は上陸せし處まで逃れ延て、端船を求るに潮は退きて、船は水を距ること、既に五尋ばかりに干揚りたり、日本人等我端船の干揚りたるを、船中に兵の備なきを見とめて、ますく、勢ひを得て、兩手に長短の二刀を揮ひ、或は鎗或は鳥銃をもて襲ひ來り、終に圍めり、

予これを見て、今は通るゝに術盡たり、此災いつれの日か口さんと、竟にみつから進みて捕はれたり、日本人等、直に予か兩の肘を握りて陣所に引ゆき、後よりも此災にかゝれる者とも、追々に引れたり、濱邊より陣屋に至る途中にて、兵卒は短き鐵棍をもて、數多予か肩をうてり、同道のもの餘り強く打れしかは、憤怒して其者に噛付けければ、其後はうつこのなかりしといへり、

一甲必丹コロウキンか遭厄の事は、本編に詳なり、按するに、本編は前冊に注する如く、甲必丹コロウキンの筆記にして、この附録は、この本船に残りしイリコルツカ記すところなり、さてもテイヤナ船の諸士、今に忘れもやらざるは、千八百十一年第七月十一日我文化八年辛未六月四日の夜四ツ半時比の事なり、我等只驚愕狼狽して、いか、こも計り定むへきやうなく、兼て計りしクリル諸島を巡察して、速に歸國すへき念は絶たり、如何となれば、我等か愛敬する主長をはしめ、五年以前より同伴せしものを失ひ、誰にても故郷に返る事を思ふものなく、只諸士水夫に至るまで志を一にして天に誓ひて、厄に遭る人々存命せば救ひ出しなん、若殺されなは仇を報するにあらされは、日本の

海濱を退くまじと心を決せり、初めコロウキン等の上陸せし時、船より望遠鏡にて見しには人數多く、其中には日本のよき官人とも見ゆる者も出て、彼を導き門に入しか、予はコロウキンか示しを守りて、日本人の偽計ありとはしらす、只日本人の禮を厚して、異邦の賓を迎るの義なりと思ひしなり、然るに正午の比忽陸の方にて、物音騒しく叫喚の聲聞え、濱邊には數多の人押出し、コロウキン乗往ける船に向て馳集れり、望遠鏡にて見るに、多くの人列を亂して、彼小船に乗入檣帆楫等を奪略するなご明らかに見えたり、又我水夫を捕へ、彼門に曳入れ門を閉たり、其後物音静れり、彼陣屋と見ゆる所は、木綿の幕を張りたれば、其内は如何とも見えす、幕のこなたには人影もなかりき、此とき我等か驚愕せる事記するにたへず、見る人察せよ、且本編に就て、我等か幾何の犢犢の土人に苦しめられたるをしるへし、予濱邊の騒くを見て直に碇をあげさせ、船を陸に近くよせよと命せり、其故は日本人我軍艦の押寄る勢ひを見は、其勢ひ折れ我と和議して、捕はれしもの共殺すまじと計りしなり、然る



に潮落て、深き僅かに二尋半ばかりとなりて、進むこと能はず、止事を得ず船を退け、原よりは陸に近き所に碇をおろし砲を設けぬ、此所より砲を放たは陸に届かむなれど、尙放たしめさりしに、日本人は大砲を山上に設けて是を放てり、其丸遠く我船を越る勢なり、是に因て予思ふに、當今萬邦に威を示す我國の軍威に望て、かく無法の動作をなせば、聊もこの港を退く事なく打潰すへしとて、凡百七十發計砲を放たしめしかば、彼陣屋の前の海邊には堤を廻したれば、遮て届かず、此上はうつともはか／＼しき事もあるましければ、此所に船を置詮なしと思ひて、是より砲を放つを止め、碇をあげ船を出しけるか、日本人は尙遠く離るゝ迄砲を放てり、扱我船の人数わつかに五十一人のみなれば、上陸して我伴を救ふべきの術なく、甲必丹等はあへなき死を遂けたらんと思ひ、船中の士悉く怒り惱みて、此上は上陸して陣屋に押入、若彼等生てあらは救ひ出し、死たらは我等か命かきり、日本人を攻伐て仇を報せんと、異口同音にいひける勢ひ、實に此敵を揉崩さんこと難らざると思ひしか、かくする

時は船を守る者なく、若し船を焼れなは敵に勝ともかへる事能はず、討死することも是を俄羅斯に告る者なく、是今迄勤めしクル諸島の測驗も皆失ひ果むと思ひければ、止事を得ず船を遠け、敵の銃丸の届かぬ處に碇をおろし、捕はれし甲必丹に贈るべき書簡を綴れり、其意は我等此よりオホーツカに歸りて、此始末を告げ、議りて公等を救の備へをなし、再び來りなるとなり、諸士連名に書して此書をお小桶に入て流しぬ、晚におよひて猶船を遠く出して、終夜敵の襲ひ來らんかご防禦の備をなせり、

一翌朝望遠鏡にて陸の方を望みければ、行李を馬に駄して市中より運へる光景なり、察するに我等市中を焼伐すへきを慮りてなるへし、此朝五ツ時船中の諸士等、予か最船中の先官たるを以、推て主長と定め、各コロウキンを救ふべき策をしるして、予にこれを決せしむ、予是を見るに、諸士のはかりこと皆一樣にして、今先日本に敵對することを止へし、如何となれば日本人を害する時は、彼に捕はれし者の害なり、猶存命することも反て此かため

に命をうしなふへし、是によつて速にオホーツカに歸帆し、上官に此事をつけて、彼等を救ごも仇を報するとも、其指揮を受へしとなり、

一日出でのち、按針役ストマコを快船にて遣り、昨日浮め置し小桶の内の書は、如何なりしや覗しめしに、彼いま桶の處に近つかさるに、陸にて太鼓を打たるを聞て、彼より船を出して攻來らんことを恐れ徒に歸りぬ、其時我等濱邊を見るに、一艘の快船を乗出し、岸を遠く離れて新しき桶を浮め、黒き小旗を立置たり、我等即碇をあけて陸に近より、其桶に書簡などあらは、捕はれし人々の音信もしれなご思ひて、小船にて探らしめしに、彼桶は繩をつけ、其端を濱に繋きたり、思ふに彼桶をもて、船を釣寄んと計れるものならんご察しければ、船をよめて進まず、只怪しめり、嗚呼亞細亞風の獷獐なること恐るへし、コロウキン等は已に殺されしか、又名高き日本人の伶俐なれば、條理も糺さす七人の者を殺しもせましきか、今我より日本に知らせたれば、我等彼七人のものは疑ひなく存命すると思へりといふことく、日本人も禮義あ

る者ともおもへは、我等も禮義をもて待遇する意なりといふことを、かれにしめさんより外なしと思ひければ、ヒラトツに命して日本人の棄てありし崎岬の小村にやり、日本へ捕はれたる人々の衣服、剃刀、書籍すこし計を荷物に作り、牌子に姓名を記して彼所に残しおかしめたり、

一第七月十四日、自注、我六我等心憂く此海濱を出帆しけるか、月七日、テイヤナの諸士此灣を詐斯湊と名つけたり、夫より針路をオホーツカに向つて走らせしか、始終順風なりしに、只數深霧に苦み不幸に逢り、クナヅリ島の影見ゆる内、一兩日は我胸は波濤の逆まく如し、又折々は打棄別れし朋友に、再會の期もあらんやご頼みなき想をなし、早朝より暮まで望遠鏡を以濱の方を伺ひ、萬一小船にて通れ來る事もあらんかごおもふ甲斐もなく、南洋に至ては霧深く數村の外は見えさりければ、予は只鬱悶して晝夜ごなく打臥たり、此テイヤナのカユイト自注、甲必丹には、五年の間コロウキンを膝を並へ、災厄に遭ぬる日まで、彼かこゝに取散しおける器物など見ることに、彼に逢ぬる心ちしていと憐れなり



き、急きて十六日をへて、オホーソッカに到りければ、直に幟をあけ、砲を放ちて左右をまつ、コロチテトシト、自注、シカエリ小船に乗て來り、船を宜き所に繋ぎ、彼ご共に甲必丹ミニイツキイの所に至り、コロウキンか事を委曲に告げれば、彼も深く其不幸を痛めり、遭厄日本記事附録。

通航一覽卷之二百九十九

魯西亞國部二十七

○蝦夷地亂妨始末、クナシリ島

文化八年六月四日夜、南部大膳大夫利敬が家人、かの俘囚八人を警固し、クナシリ島より同九日アツケシの陣屋に到る、

文化八年七月、奈佐瀬左衛門按するに、ケナシリ詰調役、再調御用狀

六月四日取押候者共儀、及夜中元船より接戦仕掛候節は、守居候儀も行届兼候間、早々西海岸通ベトカと申番屋に差遣候處、南部家物頭より申立候は、小人數にて警固致し、萬一取逃候節は申譯も無之、何卒向地へ相渡申出、且蝦夷人共儀も、彼もの共當所へ差置候儀納得不仕候趣、通詞利右衛門申立候間、則其夜、ベトカより御地并箱館之内へ向差立候儀御座候、岡田某所藏留書、蝦夷筆記文化八年七月、或書狀  
召捕候八人之内、七人はヲロシヤ、一人は去年エト

通航一覽卷之二百九十八終

ロフにて召捕、糺之上差返候ヲソツ人、自注、ヲロシヤはリ蝦夷、尤右ヲロシヤ七人之内、カピタン體之者一人、船頭役人體之者一人、其外三人は僕之由、南部家より人數九人附添警固致し、六月十五日クナシリ差立候由、按するに、此日大誤寫なるへし、甲子夜話

千八百十一年第七月十一日、自注、我文化八年六月四日、我輩捕はれて以前の陣屋に曳れしに、前には長官次官どもに見かけさりき、子を捕へしものども、予か兩手を背にまわし縛れり、此時はさして強くは縛らさりき、それより陣屋の傍の海邊にある、大なる長屋に曳ゆきけり、其家の様我國の士卒をおく處に似たり、此處にて我等を平坐せしめ、大きき指程の繩を細き糸にて巻けるにて情なく縛れり、其繩の端を長く出して是をされり、苟も逃んとする時取繩を引は、頸に掛りたる輪締りて呼吸を止るなり、又膝の上と腓の下との二所をく、れり、さて繩をどれる者、かの頸に當れる輪を柱の貫に繋ぎ引しめて、少しも體を動かす事のならざる様になし、我等の懷中を探り、懐にせし品々を悉くとり出して後、彼等烟草を喫し息ひ居たり、此中に次官兩度來りて

何をか下知せしか、察するに我等を活し置へく、殺すへからすといへるなるへし、斯の如く患苦を受死地に坐する事、稍半時はかりなり、實に成行如何ならん、既に頸の繩を貫に引しめられし時は、今殺り殺すならんとおもへり、此時始めて心に死を輕んし、少しも疾く殺せかしと思へり、但希くはせめて船に残れる人々の見る前にて、此辛苦を受なは聊快からんとおもへり、其故は暴虎をもて我等を殺すを見は、我國の人日本人を深く恨み、死を輕んして其仇を報すへく、又其事我國に聞えなは、國王も怒をなして其仇を報すへし、されは死するとも稍快からん、其時に至りて日本人等、其暴虎を悔て悶絶せむと思へはなり、唯船中朋友の前にて此辛苦を受さるこそ遺憾なれ、其後我等か腓の下を縛れる繩をさり、膝の上の繩を少し緩めて、其長屋より引出して、廣原を過山中に曳行けり、十歳の童子たりとも我等を逃すまじきほどに、緊く縛らるゝに尙危ふみてや、我等一人毎に一人つゝ繩をこれり、しかのみならず、兵器を携へし歩卒一人つゝつき、次第に並ひ前後を正しく行けり、かくて山中を



ひかれつゝふと顧るに、遙に我船の帆を揚たるを見しかば、斷腸の思ひをなせり、剩さへ後より同厄のヘレフニコフ是を呼び、ワシリイミハイロウキチ、自注、即コロツ、嗚呼我船を見ることの限りなりと、予是を聞て、又雷に撃碎かるゝやうに覺え、心中嗟嘆して念すらく、嗚呼願はくは我を助けて、一たび俄羅斯の地を見せしめ、歐羅巴の地を踏しめむ事を、われ今世上の人にあらす、いまた死せされども、既に死地に臨めり、今よりしては我生れし國に如何なる事ありや、歐羅巴に何の事故かあらむや、全く世界に何か發りたらんや、見ることも得ず聞ことも得ぬ我このありさま如何にや、

一陣屋を出て、既に二十町計りも往し比、頻に火砲の音きこゆ、其火砲の音陣屋より放てるは、我船より放てるに、甚よく別りて聞えければ、尙も心を痛めておもふやう、日本の方は人多く、殊に陣屋の前に厚き堤あれば、我方にはさまでの事も爲得ずして、船は燒討るゝか若は打沈められて、我徒は皆日本人の手に落るならんか、さすれば我等か成行を本國に告知するものなし、又は船中リコルト始め

役人等、朋友の好をおもひ危きを忘れ、命を輕んじて陣屋をうたんも、船中の人数は僅に五十一人、陣屋の人数は数十倍なることを知らずして、攻戦はんには、勝利を得ざる事必定せり、たとひ朋等勇をふるひて是をなすとも、我等はもはやライヤナ自注、の安否を聞こともならざるを思へば、千辛萬苦悲歎やるかたなかりし、

一頸の繩殊に緊しく、いまた二里程も行さるにや、呼吸を止て甚苦しく、同厄の徒予を見て臉腫の色銀の色の如しといへり、實に言語は固より、容易に唾を吐くこともならざりしかば、日本人に其様子をなし、アレキセイを以て、繩を少し緩められよと乞ければ、日本人等大砲の音に怖れ慄きて、後を數回顧して我等か言ことは耳に入れず、唯早く歩めとのみひて急きけり、暫苦痛にたへされば、もし河を渡る處あらば、不意に跳り入て死せむと思ひ定めしか、僅かの小川を渡るにすら、彼等肘を取て歩を同うしければ、望を果さず、遂に其苦にたへずして卒倒し、暫くして蘇生し見れば、日本人等予か臉に水を注けり、又予か口鼻より血の出しを、

同厄のモウルとヘレフニコフを見て、日本人に予か繩少し緩めくれよと強て請しにより、甚不心得の様子ながら予か繩少し緩めしかば、痛もやゝ輕くなりて、また起て歩むやうにもなれり、三里程も行て松前とクナヅリ島との海峡の海邊に出て、小村に至れり、此處の人家に我等を入て飯をあたへしかど、かゝる憂に沈みし折からなれば、見もやらさりし、我等各別室の壁側に並て、其繩を壁に打付たる銃の釣口口につなきて、又我等かはける襪をぬかせ、再び前の如くに緒の兩所をつりて、彼等は其室の中央にありし爐を圍居て茶を喫せり、たとひ猛獸の獅子たりともかくきひしく縛らば、其中にかくと眠ることも害あるまじきに、彼等尙心ならずや、小半時毎に來りてその繩を審に検査せり、予其時彼等か如き粗猛にして情なき者はあらしと思ひしかど、却て口には情ある人々の取扱ゆゑと、我等か身の上は他に越し憐なりといひき、

其後兩手を縛られて曳彼處を出され、後繩を解て此村に來りて、ふたゝひ縛られたり、途中にても數許されて休息し、且守護の士卒のうちに酒を携へたる者あり、數是を飲しめたりといへり、一日暮までつなかれて居しか、其間に災厄を思ひまはせば、手足も慄れて尙怖しく、予獨の身は敢て厭はされども、唯願はくは同厄の徒の繩を免されなは、予が苦心も稍やすからん、是予において今の幸なりとおもひき、實に我徒をして此厄に陥らしめしは、予一人の罪なる、モウルとヘレフニコフは大量にて、予か卒忽にして、日本人の毒手に陥りし誤りを咎めず、却て予か心を慰め、且卑賤の水夫等苦みの餘り、予を怨みてつふやくを聞て、是を叱り止めり、彼水夫等曾て皆正直にして、よく予に臣服するものなれば、予は其怨言を聞て聊不快とせず、彼か怨歎實に其理なれば、予か身をきらるゝ様に覺えし、今となりては貴賤の差別もなく、我も彼も同穴に落入しなど、彼はおもへば、ふたゝひ俄羅斯國へ歸らん望みもうせて、胸を裂かこころなりし、一もし少しにても體を動かし、或は頭を廻らせは、



繩しまりて其痛甚しけれども、心中鬱悶にたえさ  
 れは、左程にも覺えず、只天を念して速に死せん事  
 を祈り、今速に死しなは、天の大恵なりと思へり、  
 一其内我等を守護の長官へ、屢小封の書翰來れり、  
 これを讀ては、其屬吏に其意を傳ふ、我等絶て日本  
 語を知らざれば、如何なる大聲にて是を語り合ご  
 も通せざる事もよりなるに、我徒を憚りて尙低  
 語せり、予アレキセイに、日本人等の其事をよく  
 聞とりて、其意を傳ふへしと命せしかば、右の書翰  
 は俄羅斯船并に我輩の事を、陣屋よりいひ越るも  
 のなりといへり、尙彼等か低語の中テイアナに殘  
 れるもの安否を伺ふへしと命しおけり、日暮より  
 守護のものいつれも出立の装をなせり、夜半の比  
 天秤の皿に似たる、廣き板の四隅に繩をつけ、土を  
 ひどつに束ね棒を貫き、肩に荷ふ様に造れる物を  
 持來りて、是れに予をのせてかつき出せり、日本人  
 等とかく我徒を、同處に置事を好まざる様子なれ  
 は、此時こそ生涯の別れならんと、死別の思ひをな  
 せしに、ともに落涙せり、水夫には號泣して別れを  
 惜み、恙なかれとの一言の旨も透すやうにありし、

さて海岸に扛き行、疊の布けるふねにのせ、暫くし  
 て此又モールを扛き來りて予の傍にのせけり、既  
 に再會期し難きと思ひしに、再ひ予か傍に來りし  
 に、實に辛苦も打わすれて喜びにたえざりき、又つ  
 ついてヘレフニコフ、水夫のシートノフと、ワシリ  
 エフを扛き來りて同じく予か傍にのせて、餘の三人  
 は別船にのせたり、我徒一人毎に武器を持てる兵  
 卒一人つゝ守護せり、偕我等の上に蒲席を覆ふて  
 船を出せり、嗚呼何の處にゆくや、天のみそしら  
 ん、  
 一守護の日本人等は、我等か歎きを事ともせざる  
 けしきにて、自若として黙せり、其中に二十歳計の  
 壯者あり、蝦夷語を善して通辯もせしか、彼のみ頻  
 に歌なごうたひ、或は我徒の體の痛みに苦しむ聲、  
 又は天を念し、又は悲歎の聲などを真似して嘲哂  
 せり、  
 一第七月十二日自注、我六の曉に、松前の地の一端の  
 小村ある傍に着せり、此處にて他の船に乘替しむ、  
 此船を綱にて引て、東西の海邊に沿て行事一晝夜、  
 其間處々にて休息す、是其地の者出て代りひく故

なり、此海邊は樹木人家もまはらに、三四十町こと  
 に村あり、又所々にて人多く出て魚を漁るを見る、  
 我等に與ふる食物は、毎に飯と炙れる魚肉なり、わ  
 れら食せんと欲すれば、彼等細筋二本をもて挟み  
 て食せしむ、彼等みづから食する時も、其筋を用る  
 こと恰も我肉刺を用ることし、予に食をすゝめし  
 かど、食氣なければ食せず、すへて日本人の我等に  
 心配することは一方ならず、我等二便を使せんと  
 する時、言語は通せず、縛られぬれば手様はならず、  
 其困く體を動かして、是を告しに、彼早く其意を悟  
 りて、大便、小便の二語を教へしかば、これを記憶  
 して、其後は便りよかりし、兩便の時は日本人等、其  
 懇に介抱する事、恰も服臣の病ある主人に仕ふる  
 か如し、日本人等よく我等を看顧して、一人つゝ側  
 をはなれず、樹枝を以てたえず蚊を拂へり、此篤志  
 に反して、其餘の事は大にたかへり、いつれも強く  
 縛られてくるしき聲を出せども、聞さるふりして  
 繩を緩めんとせす、此事にはつれなかりし、又彼  
 等の心は我等を殺さずして、生涯囚獄せしむる事  
 を至極の憐みと思ふへけれど、予においては殺さ

れんこと望む所なり、我等か生命は既墳穴に臨み  
 ぬれども、ごかく人さし見れば、屢心を改めて此地  
 を逃れざるへき時節もあらんか、或は又日本人等  
 いまた我船近きにあれば、是を恐れて縛れる繩を  
 解されども、遂には解ならんか、或は小船を奪ひ鞆  
 粗の地に渡り、破船せしと號して北京に送られ、支  
 那の政家に請て、キヤリタ自注、川名、支那と俄羅斯との  
 界にあり、即兩國交易をなす  
 のこと、に到れば、俄羅斯國に歸ることは易きなりと  
 思ひ續けしゆゑにや、或時は是を夢みて、繩も免さ  
 れしはし心嬉しく思へば、夢は覺て今見し鞆粗も  
 キヤリタも消うせて、もとの四壁の中にあれば、さ  
 らに心も絶入て、悲歎にせまるのみなり、若破船せ  
 しか又は餘の事にて日本人に捕はれし事なれば、  
 其不幸を不幸とは思ひ、如何なる苦しみも忍びて  
 囚獄せらるへけれど、全く予か淺慮にて雙方の  
 益を思ひ、朋友の家に至る心地にて、陣屋に到りし  
 よりして起れるは、全く予一人の誤りにして、罪  
 なき人を七人まで同厄に陥れし事、實に苦中のく  
 るしみなり、  
 一同厄の輩は、頻りに予か後悔の念なきことを諫



めし中に、モールいふやうは、日本人の謀計に陥りしを恥て、心を苦しむるなり、古を思ふに、子よりも尚高位の人に、誤て粗忽に事を信し、命を失へる者あり、コーク自注、人名、テラレケン自注、人名、及びシンアノフ侯等是なり、予思ふに彼等と我とは似て非なる所爲なり、彼は一己の誤りにて、即時に一己の命を失へり、予はまた死もやらず、剩罪なき人までも苦しましむるをや、ヘレフニコフ一人少しも騒かす、自若として容色變せず、毎にいふ様、此厄は人のしる所にあらず、皆生來より此因縁ありて、天の然らしむる所なり、予其行状を感歎し、且世の因縁を考ふるに、其災を引出すものは、人の懲愆のため獨艱難し、又人の爲同災にかゝる人は、心體健にして苦惱に堪安きものなるへし、

一第七月十三日自注、六月六日の曉、小村にいたり、此處にて朝飯をなせり、我徒を見むとて土人等夥しく濱に出し中に、白髮の老翁ありて、我等に酒食を與へむこと、守護のものに乞ふに、許しを得て速に酒食を我等か乗れる小船に持來り、其側に立て我等か飲食する始終を視居たり、此翁の容を以て察する

に、實に我等を憐みてなせる事なり、この不幸の中に、異國の人よりかくのこき情を受しは、一方ならず嬉しくおもひ、始めて日本人は皆情を知らざる、粗暴なる者のみにはあらずと思へり、一我等朝飯終りければ、乗れる船を濱邊に引揚たり、此日は晴天にて、不斷の陰霧も洗ふか如く、近傍の山々海邊并我厄に逢しくナジリも、旭に映して鮮に見えわたれり、されどテイヤナは、影も形も見えやらず、今は何處にあるやらん、なましひに其影の目にかゝらば、尙憂を増ならんと思たり、日の出るまでは、蝦夷人の住める小家に息へり、かの乘來る二艘の船は、日本人に蝦夷人ともに陸に引揚、斧を以て樹木を伐拂ひ、道を開て山の上に引あけたり、此長三丈幅八尺ばかりの大なる船を遠く山上に引あぐるごとく口に等しき所爲なれば、更に其意を解せず、もしや我等テイヤナの影を見出し、其船の追來るを怖れて、斯はなすならんとおもひしにさにあらで、大にからめて山のあなたにおろし、溝に等しき小川に浮めたり、夫よりふたゝひ此船に乗て、其川を三四十町程も行し比、水夫のワシ

リエフは劔血甚しく、刺絡せし如くに逆出して止す、仍て我等日本人等に、其頸の繩をゆるめられよと乞けれども、さらに聞ずして、綿を鼻孔に押しこみしか、出血止されは止事を得ず、少し繩をゆるめたり、予日本人も稍愛憐心ありと思ひしに、又此不仁の處爲を見て、いかにも猛惡なりと思へり、一此川船に移りてより、守護の者とも少しく柔和になれり、是は我本船今は此處に來ることなし、と安氣せし故ならん、彼等手様にて今より九日、十日の中には松前には着すへし、さすれば繩も解ゆるして、書面を以て執政に謝せは、必俄羅斯國に返さるへしといへり、我等其話のいふ事に過たるを全く信用せされども、又ことごとくしく詭りにもならざらんかと、始て少しく心に樂しみ思へり、一此川の下流は大湖に注けり、其大湖はまた他の湖水に接したりと見ゆ、右の川を曳船にてゆくこと一晝夜、その淺き所に到れば、蝦夷人等川に入て船を推せり、此時晝夜暴雨にて、日本人我等に蕙を覆ひしか、動もすれば放落る故、毎に番人に乞て是を覆はしむ、此番人の中にて、ヘレフニコフの傍に

居し者は甚親切にて、萬事よく我等を看顧せり、其餘の番人は勤めて守れども、夜は怠りて容易に動かす、久しき間の事なれば、いつとなく我等は皆濡透りたり、モールかかふりし蕙の放れたるを、數々かけくれよと乞ければ、其番人うるさく思ひ、怒りてモールを打擲せり、他の番人これを見て大に叱り、夜半の比小村に着して暫く船を止む、これ其船子交代せしむる爲なり、此處の川岸に大篝を焼けり、其光りにて見れば、武卒蝦夷人共に備をなし、日本人は甲冑を着し帶刀し、蝦夷人は弓箭を持てり、其先にすゝめる長官は美なる絹服を着し、手には彼邦にて謂れある物にや、秤に似たる物をもてり、自注、按に船中守護の重たる者、上陸して彼長官の前廳ならん、船中守護の重たる者、上陸して彼長官の前に進み、腰を屈め頭をたれ、甚尊敬する様にて長話を爲せり、是は我等を捕へし始末を語れるならん、其後彼長官船中に来り、提灯を以て我輩を一人毎に點檢せり、予彼等船中の番人を以て、我等の繩を少し緩め給はれかしと乞しか、答へすして笑ひ何か獨言しつゝ、歸れり、其後船を出してまた進み行けり、



一同十四日自注、我六夜また篝をたける處に着せり、此處にては我等か繩をこきて、一人つゝ上陸せしめ、篝の傍に曳行て其火に身を煖めしむ、此處より高き山にのほり、終に大なる一の空屋に至る、此家はたゞ食事のためのみに設けたりと見えて、入口は只一所のみなり、此處に蒲團をしき我等を居しめ、又脚を縛り飯と魚肉を食はしむ、日本人もおなしく食して後、茶、烟草など喫して、さらに我等には拘らざりき、

一同十五日自注、我終日暴雨なりければ、此處に滞留せり、一日に二度飯と魚肉并茸の汁をあたへたり、一同十六日自注、我の朝、天晴しかは發足装をなし、我等の脚の繩をこき、膝の上の繩を緩めて歩行のなるやうになし、筒の長さ機をはかして、我等に歩行するや、または山橋にのるやといへり、いづれも歩行せん事を願すれども、アレキセイのみは足はれ痛みて、歩行すること能はされは、山橋にのらんとはいへり、此地のオヤゴタ自注、親方の轉行装に時移り漸々整て發足せり、此隣村より出たる二人の日本人、先に立並て、各手に赤き材にて造れる長

棒をもつて道路の嚮導をなせり、此嚮導者は村界に到ることに、又其村より出て交代せり、此者後に武卒三人、嚮導者一人、其後に予、其後歩卒一人、嚮導者一人左右に立並へり、嚮導者は樹枝を持って予かために蚊蠅を拂へり、又傍に一人ありて、予か縛れる繩の端をこれり、其後に一群の蝦夷人予か乗へき山橋をかつけり、此橋は、長さ四五尺、幅二尺五寸計の板の兩端に大なる樹枝をまけ、高四尺計りに橋のこごくなし、此輪の上に長き棒を貫けり、是は蝦夷人等前に三人後に三人立て荷ふなり、また雨を防ぐために其上に蕙を覆へり、

又其次に一群の蝦夷人あり、是は荷に山橋を扛る者の手代りなり、予か次にモール、次にヘレフニコフ、其次に水夫等一人つゝ歩行せり、アレキセイは山橋にのつて最後より來れり、總行列の後に武卒三人并旅中の食料等を荷へる數多の日本人の、蝦夷人等從ひて總人數二百人計ならん、各腰に木牌を付て、其牌には我徒の中誰に屬して、何の役たる事を記したり、オヤゴタは、此木牌を分配せることを書冊に記して所持せり、日本人等途中にて屢息

ひ、其度毎に飯乾鯨茸及ひ茶など與へり、但茶には飯に砂糖をくはへざりし、自注、彼邦の飲料、書比に至りて、稍大にして清らかなる家に着せり、是は午飯を食する所なり、此家の主人いまた若年なりしか、美酒佳肴を出して我等を饗應せり、又いづれも疲れたらん、今夜は爰に一宿あれかしと臥床など設けたり、嚮導者に同意して、爰に一宿せんと欲せしかと、予等かつて日本人の語に、松前に着すれば、繩を免さるへしといひしなれば、少しもとく行へき處に着して、はやく繩の痛みをまぬかれむと思へり、守護の者も、日暮前にアツケシに着せんとて、午飯後慌して爰を出立して足を早め、守護の者アツケシに到らば、暫く繩を解て、皮膚の破れし處へ膏藥を貼し與ふへしといひしか、我等も共に急ぎしに、幸に天氣よければ、暑は甚た強く、いづれも絶入むはかりに疲れて、すゝむことあたはず、山橋にも乗しかど、甚狭くして身を屈めされはのれず、乗は肘の縛られし故、傍の扶助なければ少しも體を動かすこと能はず、難苦いふへからざる上に、山路のせはきを蝦夷人等とく扛き行て、屢山橋を樹木に觸

れなどして、身に響き其痛殊に堪かたければ、暫時乗ては復歩行せり、日暮すこし前に河邊に着す、此處に二艘の船を備へたり、この河はアツケシの湊に落るといふ、予とモウル并二人の水夫を其一艘にのせて、又其の一艘にはヘレフニコフと其餘の者に乗す、船の廻りは蕙を以て覆ひたれば、天の外船の中より見ゆるものなし、我等のこごき厄にかかれる者は、聊の事にも心をこめ、或は喜ひあるひは憂ふものなり、この船の廻りに蕙を覆ふて、外の見えざるやうになせるは、我等にとりては吉兆なりと思へり、其故はもし我等を生涯止めて歸さる意なれば、事を隠して益なし、返さんとおもへはこそ、蕙を以て湊の様子町家等も見えざる様になせるならん、されは守護のもの、かつて我等を生涯止る事なし、早きか運きか何れ返すへしと語りしも、誠ならむと思ひ合さるれば心嬉しくて、今まで苦惱も忘れ蘇生せし如く心勇みて、始めて快く談話をなせり、かくて船はアツケシ湊に着せしかは、尙心嬉しく、行末のたのもしく思ひし折から、一人の武卒覆へる蕙を引のけ、手様にていづれも立



上りて、湊の氣色町家の様子を見よといへり、予是を聞て心驚き、今まで嬉しかりしも夢となり、俄に深淵に陥りし心ちせり、然れども人口口止されは、またおもへらく、二十年前既に我國の船此湊に入て、我國の人此湊をよく知りたれば、今更我等に隠さん理なし、又茲にて船を覆へるは、蚊蠅を防ぐために彼等は我徒に見すへきと、見すへからざるの分別あるにあらざれば、こゝろにかくへき事にはあらざる事も、兆として吉凶を思ふも、心過りて迷へる折なれば、今茲を取除けるは尙心樂しく勇めるならん、此時已に深更なりしか、やかて一群の武卒來り我等を迎へ、横筋ある幕はれる陣屋に引行、甚清らかなる一室に居らしむ、此室美なる日本繪をはれり、一方は壁に鏡輪あり、是は我等を縛れる繩の端を繋げり、其後美味の夜食を與へ、且臥具を出し、例のこそこく我等の脚をくゝり、翌朝まで爰に臥しぬ、

一第七月十七日自注、我六は、終日アツケシに滯留せり、今朝暫時手の繩をとき剥皮傷の處に、膏藥を貼せり、繩を解れし時、數日縛られたれば、手拘撃して

動搖自由ならず、日本人我手を取て前の方に廻しける時は、其苦痛再ひ縛られし時より甚しかりき、此日も三度食事をなし、且雨天にて寒かりければ、いつれも木綿夜着を得て、衣服の上より被れり、還厄日本記事、

七月二日、俘囚箱館に着し、入牢せしむ、  
文化八年七月、或書狀

此度奥蝦夷地、クナヅリにヲロシヤ船渡來及亂妨候處、南部家此節は、十分に手當被行届候様子にて、既に上陸の八人召捕、當二日當所按ずるに、箱館をさす、送り來り揚屋入被仰付候、勿論道中腰繩にて南部家より三十人程之警固にて、當所着之節は、揚屋番所武器飾り附は不及申、番所脇に三十間程幕打廻し、弓鐵砲之頭と相見え、總頭位侍五人何れも狸々緋白黃羅紗杯之陣羽織、其外一體美々鋪粧ひ也、次に弓組五人、鐵砲組十人、五夕筒三十人、何れも切火繩にてそれは、嚴重成備立、ヲロシヤも恐怖之體に相見え申候、

一七月二日、箱館着之上、揚屋入申付、番人は南部家申達有之候由、

但、道中休泊所にては、一人前酒一合宛飲せ、泊所にては、臥具等之類を以腰掛様之物取補理與へ候よし、尤道中筋山駕籠にのせ、折々は歩行いたさせ候得者、次第に道中馴れ草鞋がけにても歩行いたし候由、甲子夜話○按ずるに、是より以下俘囚八人、箱館役所に呼出しの事あり、こゝは次條に附す、

一千八百十一年第七月十八日、自注、我六の朝、アツケシ出船して南方の村に着し、上陸して朝の食事をなし、前の如く行装をし歩行し、山橋も前のこそこく備へたれば隨意に乗へし、護送の者共は替りくゝに馬に乘れり、道中毎に行列を亂すことなし、殆軍旅のこととし、朝も鶏鳴に發足して、此彼の村落に憩ひ茶煙草など喫し、晝比には食事をなし、半時計憩ひて後其處を發足し、日没一時間前に止宿所の一村に着せり、此處に鋪舎あり、我等來る故、例の横筋の幕を張れり、我等止宿する處は、いつれも相應の家宅なり、

但、或夜小村の空倉に宿することあり、是は常に米を入置し倉なるへし、此内の暑氣堪かたし、且蟲多し、此一宿は實に苦しかりし、

此内にいつれも同宿すれども、毎に我等の繩の末は鐵の輪につなきしことは怠ることなし、止宿所に着する毎に、我等をまつ其處の村長の家に引行て、蕙をかけたる榻に居しめ、村長出て我等の人数を改め、夫より旅宿に至るなり、其入口にて靴襪を脱ぎ盤湯にて足を洗ふこと也、また毎日三度の食事は、朝は發足前、晝は途中、夕は止宿に著して喫するなり、其食物は毎日大抵同様にして麥飯を用ひ、鹽漬の蘿蔔二片、野菜の汁、炙れるか煮るか魚肉一片、また或は木茸、或は煮たる卵を與へり、右様するまゝに是を食し、茶は砂糖を加へざる下品の茶なり、また稀に酒を飲しむ、護送のもの、食物も、我等も少しも異なることなし、其食する處毎に、護送の内年老の者其價を償ふを見れば、雜費はみな官より出ると見えたり、

一同十九日自注、我十三日、手に貼れる膏藥離れ、且膿血出て、少しも手を動す時は痛みたへされは、膏藥をはりかへむとて暫時繩を許されん事を乞しに、日本人等圍座して商議し、

此護送の者は、皆南部侯の武卒なり、老輩の者都



て指揮すれども、何れも同位同格のものなれば、非常の事あれば群議して事を決するなり、終に其乞を免せり、但我等體を再ひあらため、もし金鐵の物などあらは、悉く取上るごいふを名にし、て繩を解けり、我等の體は既に陣屋にして一たひ改めしかご、予衣服の中を改めたり、予か下着の内、に鍵二三箇ありしか、彼等心付されは、予自らは是を出して見せければ、大に驚きたる様子にて又總身を改めたり、彼緊しく心を用るといへども、實は臆病より出ることゆる、われ等か繩をゆるすにも、一時には解かず、唯二人つゝ、解て暫時に膏藥をはりかへ、また始のごとく縛り、又次の二人をとける、彼等か臆病なること斯のごとし、

一此日、クナジリより一人跡を追來れるものあり、自後此者總人數を統管せり、

此もの、衣服美にして、護送の歩卒等の敬ふを見て、高位の人なりと思ひしに、後に聞は官の同心なり、これは諸侯の足輕の上に立者なるよし、是まで護送するものども、彼を長官のごとく敬ひ、且居室殊にして食事も一同にはせざるなり、

彼は格別に我を憐みて、翌廿日自注、我には肘の上の所を残して、手の繩を悉く解しめしは、捕はれて以來、始めて己か手にて食事をなせり、歩行も自由にて格別にくるしからず、但川を渡る時のみ前のごとく手を縛りければ、暫時の間にて稀なること甚だ嚴重なり、水邊の濡たる砂地は歩行に快ければ、水涯に行んと乞しに許さず、已ごを得ず水邊を行時は、彼等我徒を挟みけり、これは我徒の入水溺死せん事を恐るゝのみならず、少しも足を濡さは、疾病を生せん事を慮てなり、僅の溝渠をも予を始め水夫まで、背に負ふて渡らしむ、最初は路傍にある熱せる覆盆子を採食ふこともゆるさゝりき、これ毒ならん事を恐れてなり、イチゴは過食さへせされは、俄羅斯人は藥なりといひ解ければ、其後はゆるして是を食せしめし、

一同二十一日及二十三日自注、我十の兩日は、雨強く降て川水高く溢れければ、一小邑に滞留せり、此村には鋪舎ありて役人守れり、此處に外科ありて我等の腕の剝皮傷を療せり、白き銀粉に似たる粉藥をふりかけ、其上に何かしれさる膏藥を貼せり、此

外手指などの腫、或は膿を生したる處にも貼せり、即效ありて快くおほえたり、尙旅中の用意にもご多く此藥を與へしか、是かために諸所の痛み大に減せり、今は寐にも歩行するにも易く、又勞れたるとき、山橋にも乗ても痛みも強く覺えずして、身體の動作甚自由を得たり、又日本人の取扱ひも目を追て親切なり、休息の所々にて、村長或は役人など來て閑話をなし、或はラクスマン及び其時に從ひ來りし俄羅斯人等の安否を問ひなごせり、ラクスマンの徒、今尙日本人によくおもはれたるか、またレザノフの事をも所々にて語れり、此二人のごと皆よくいへり、又我等の心を慰めて日本の政家、備等久しく此地に留ることにはあらし、必許して返すへしなごいへり、予ごに不審なりしは、休息の所々にて、暫時の物語りごはいひながら、日本人等唯この國に到りし我國人の話成は、我國に來りし日本人等を我國にて、よく看護せしことを稱譽する物語のみにて、オーストフ濫妨の事をいひ出せしものは一人もあらず、思ふに彼邦にて快よく思はさる我國の人自注、由按にオホシの所爲を語らば、我

等許されん期あらしと、力を落すならんご推量せしか、我徒のしらする事ながら、我國人の惡業をいひ出して、慚愧させんは心なしとて語らさるか、いづれ日本人の禮厚き慮深き所爲なるへし、都て通行せし所々の村長、土人等も我徒に親み、其村々出入の時は、老若男女群りて、我等を觀れごも誰あつて雪嘲るものなく、皆我等を見ては憐み、殊に婦人は其情深き様なり、湯茶を乞へは、喜ひ争至て是を與へむごす、又護送の者に乞て我等に饗應せむご願出る者多し、或時護送の者は許しければ、速に酒、砂糖漬、木實などを贈れり、村長よりも數佳き茶と砂糖を贈れり、又我等に歐羅巴のオランダごいへる國の人物、及びカボごいへる所の事を問へり、我等は歐羅巴洲中にオランダごいへる國、并にカボごいへる處もしらすご答へしかは、彼等甚怪しめり、其後始めて阿蘭陀をオランダご呼び、喜望峯をカボごいへる事をきけり、自注、保曰、我國喜望峯をカボごいへる事をきけり、峯を呼ぶ、カボごいへる事な予是を聽得さるは、全アレキセイは通辯の善らさるゆるなるへし、然れごも我渠のよくしれることを隠して語らさりしご、彼輩かおもふ處を



慚らひき、この比は日本人の憐み深きことをしりて、亂妨非法の所爲に困る事を思ひ知られり、我等いまた其亂妨の次第を辨へされども、彼等已に懇切なるを見れば、其亂妨せし俄羅斯船は、全く一己の企にてなせるよしを辨説せば、我等は許すならんと思はるゝなり、是を辨せんことさして難からざるへしと、心中に喜ひしに、こゝにまた一の難儀なる事を生せり、アレキセイ或夜の話に、今を去こざ凡十年前に、カムサツカの僧、ラソワ島人并に予か父子を小船にのせて、日本屬のエトロフ島に送り、此邊の土人をキリストの教法に歸化せしめむと、我等に數枚の佛像及び數多の經文を與へ、是をエトロフ島の土人に示して、是は俄羅斯國の佛像なり、是を恆に頭に掛る時は、壽福を得疾病を患へず、又未來にても萬事心の儘なるへしと諭し、畫像一枚を狐皮一枚に易與ふへしと命せり、仍てエトロフ島に至りしに、忽ち皆日本人に捕はれ、且持行ける佛像經文をも奪はれ、是は如何なる品なるや、又何のために持來りしやと詰問せしゆゑ、これは俄羅斯國の佛像なり、エトロフ島の土人を俄羅

斯國の教法に歸化せしめむために、我等を此所に送りしを、實に答へしかば、日本人等尙嚴しく禁錮しけるを、或夜竊に逃れて恙なく海邊に出しに、幸に小船のありければ、乘て漕出せり、日本人等後より追來りしかども、雲霧深くして所をしらす、終にラソワ島に歸じとなり、我等此話を聞て、且驚き且怖れ、此惡業我等をして若不幸に陥らしむるか、嗚呼天なる哉、命なる哉、我徒如何ほと日本人に向て、我國王は日本を思へることの篤き、又我輩聊罪なきよしを説ども服すまし、彼に數件の實證あれば其詰問をいひ解難し、たごへホーシトフの亂妨は一己の企にて、政家のしらざるなりと云て解ども、邪心愚昧の惡僧、我教法の恥辱をすて、佛像經文を賣物に致し、異國に渡せる事如何かこれを辨せむ、固より政家の故にあらざる事と辨するども、日本人は許容せじ、これ現に今一の大患なり、予彼を見て是を聞、我等の上を思ふに、ごかく許され歸らん事はあたはし、しかればみつから逃んより外なしと、依之其企を先兩士自注、モール井にヘンフニコフ、に語り、其後水夫ごにも説聞せたり、然るに其逃ん方便容易な

らねは、いつれ此道中にて事を謀るにしかしと思ひ定めぬ、其故は毎夜護送の者、我等をその土民二人に託して護らしめ、彼等は我輩の居る處より遠さかれる所に、帶刀衣服も脱て入浴し、臥具を被り火邊に集り、烟草を喫して憩へり、且其土民は武器をも持し、室の中央に坐し、些の慮もなく雑話して夜を明すのみなり、また我等の室にも燈を出せども、いつれも甚遅し、且予は水夫シイモノフとマカロフは、肘の繩甚緩く脱には容易にして、しかも一處に居れば、黄昏の比竊に一同の繩をも解かせなん、但何れも肩の痛強く、腕も腫るれごも勢ひに乗ては厭ふまし、されは海邊にて船ある處に止宿し、地方より強く風吹折を得て、此策を以俄に躍り出、脱きおける刀を奪ひ、大聲を發して海岸に走りなは、日本人等は我徒の必死の行爲を見て、驚きあはて例の臆病にて、しはらく周章し、己か刀を尋ね求めん間、我徒は小船を奪ひ、纜を斷拂ひなは、彼か船して追來らん前に遙に遠く隔るへし、然る時日本人等多分は追來るまし、若波荒かりなは追さる事必定せり、斯して逃れ出日本船に必羅針

を備へたれば、是を以葛模沙都加に着せん事難からずと、企一決せしかと、又こゝに成就の覺束なき事あり、もし右の内一事も缺る時は事ならず、又水夫の内にも同意せず、只死を怖れて囚となりても命を全うせんと思ふものあり、今の身の上となりては、我命令にも従はざることは非なき次第なり、又蝦夷人のうち、日本人を怨める者にや、手様して我水夫に向ひ、日本人等の隙を伺ひ、繩をこきて山の方に逃れ去へしと、教ゆるものあり、但我等か繩を解て遁さむ意か、又自分解て遁よといへる意か分明ならず、彼か言語の通する者は唯アレキセイのみなり、されごアレキセイかつて獵事につきては、毎に俄羅斯人に強く糾せられしといへれば、却て日本人に服せるならんか、彼に密事は明し難し、彼是ご思ひばかりて、唯心長に時節をまつのみ、日を経るに従て、日本人等我徒ご懇になし、且守護も寛になれり、或時日本人等、過日クナジリの湊にて桶に納て浮めし俄羅斯船の圖は、モウルか畫きしことをアレキセイより聞て、強てモウルに畫きくれよごこへり、モウル是かためにしはらく



肘の繩を免されぬ、我等手の繩を免されて後烟草を喫せんとすれば、其度毎に守護の者烟管を持添、是は烟管にてもし自殺せんことを恐れてなり、然るに日を経るにいたかい、これに倦るにや、其後絶えて烟草を持添ることを止め、我等の意に任せしか、又こゝろならずや、烟管嘴に大きな鶏卵許の木にて造れる丸き物を付て與へり、我等是を見て大に笑ひ、却て自殺するに容易なりとて、手様にて示せしかは、彼等もおかしく思ひしと見えて、ともに笑へり、且アレキセイを以て、虜の者の自殺せんことを厳しく守護する事は、日本の掟なりといへり、日本人の聞こえを好む事殊に甚し、我等暫時小休に着するさへ、其度毎に名を何といふや、歳は幾つなるや、兄弟親屬幾人ありや、衣服を以て如何製せるやなど問て、其答ふる毎に書記せり、又俄羅斯國の言語及諸物の名目を問て、各書記し、小き辭書のこときものを作れり、予彼等かく親しく問ふを怪み察するに、其自己の好事のみにはあらし、必政家より命を受てなす事なるへければ、漫りに答へならしと心附けり、

一同二十九日及三十日 自注、我廿三日、は同所に滞留せり、或日本人のいへるに、此處に滞留する所爲は、武卒の中に卒病の者出来しかは、發足する能はず、又其後支配役來りていへるは、人足乏しき故なり、人足來らば速に發足せんと、斯のこゝく彼等かいふ處齟齬するを以て察すれば、皆實ならず、外に縁故あらん、アレキセイか蝦夷人より聞けるは、箱館に我等を止宿さすへき處、未調はさる故なり、已に箱館より我等を迎のため、重き役人三人來れり、彼我等を暫く此處に留むへき命を蒙り來れるならん、自注、此者は長官なりと思ひ、程なく彼等來りて、各を箱館へ嚮導のため、且道中諸事を辨せんため、箱館の長官より我等を來せりとかたれり、此中に老輩をマシ、後には官の同心也。シ、自注、保按に、此時迎に出し同心に由ん、以下剛藏、甚懇にして我等の傍を去す、彼來りし後は飲食凡て甚善くなれり、剛藏曰く、備等を置ために美麗なる廣き家を設けたれば、自由に住居等を免し、長官に請て予か宅にも招くへしと、我等今は罪人のこゝく縛せられたる身なれば、彼か話に心勇み、氣も引立たり、かつて日本人の話に、彼邦に

ては高尊の人といへども、捕へらるゝ時は罪の有無に拘はらず、皆厳しく縛るなりと、此話を以、日本の國風は歐羅巴を以、此考得へからざるこ知へし、已に我等に長家之者附來らざるも、其風俗の異なるか故なり、剛藏は甚よく我等を看顧する者なれば、彼來りし後は左右の動靜を伺ふ事を止め、凡て彼かいへる所は信用せり、剛藏等來りし時外に又一人來りし者あり、是は南部侯の士なり、威をしめさむとて鎗に馬尾を附て持せり、自注、由按に、箱印を見たるなるへし、人皆格別に敬ひ、彼か命令に隨ふ様子なれども、只我等を守護するため、別に加はれるのみにて、旅中の諸雜費はやはり箱館より來りし官の同心より償へり、又箱館より來りし者の中一人若年の者あり、甚伶俐にして應對甚柔和なり、我等にも甚懇切なりし、我等を見る時は莞爾として微笑するのみ、此もの我囚徒中の話を、甚心附て聞様子なり、察するに是は一度俄羅斯國に來りし者にて、よく我國語を解するを以、我等か何をか談するやを聞顯はさんかために、此者送れるならん、予かつて某の一村に宿せし時、其所の會長に屬する書記役、密に

語れるは、松前には俄羅斯語に通するものありといへり、然るに守護の者其は、絶て其事を語らざりしか、彼はすなはち是なるへしと察せり、アレキセイいふやう、彼俄羅斯語を解するならば、我等か快しとせざる事は聞かして屢語りつへし、一剛藏來れる後は、我徒の尊卑を差別してもてなせし、彼是の小憩にも、我等と水夫とは別に居らしむ、但食物はいつれも異なる事なし、一第八月七日 自注、我七 途中において、蝦夷地に到る日本の役人にあへり、是は我等の事情を問糾せんごて來りしなり、彼我等に逢て後へ返るへきよしを命せり、よつて思ふに我等いよく野心なきに定めなは、此憂中に我屬下のクルル島に返すへしと、松前奉行の命を受て來りし者ならんと、暫時心中喜びにたへさりしに、鄰村につれ行て、我等を糺すごなり、又その鄰村までつれ行しごとも、止て途中の小家に立寄我等に對面せり、その役人次官二人并に其從者を從へて坐せり、日本國の街道には、往來の人の便利のため四五十町目には必小家あり、



其向に榻二つすへ、其上に板をおき筵をかけたるあり、我等皆其上に腰をかく、彼我等の姓名年齢安否を問へり、傍に書記ありて其問答を記せり、其後に途中の安泰を賀し且發足せよといへり、彼役人に別れて後、山路にかゝり、其比より平原と箱館の市中を遠望せり、此山をおりて麓に休息し、夫よりオンノといへる村自注、保按に、大野より箱館へは、大野より箱館の道程五里といふ。に到りしに、是迄の大邑にて氣色頗麗なり、其地谷間にて周七八里許、三方は高山にて圍みたれば、寒風を防ぎ、南方は箱館の港及び津輕の海門あり、また村中に數條の小流あり、家毎に廻りには菜圃及び樹木ありて、殆ど園中に一村あるかごとし、其内歐羅巴にて見ざるものは桃梨なり、又彼所に麻、烟草、稻等あり、此大野より箱館まで凡三里なり、自注、保按に、大野より箱館への道程五里といふ。予爰にて日本人の多きこと、日本人のよく業を務むることを述ん、讀者蛇足とすへからず、我等海岸に添て歩行める其里數、凡二百七十九里に過さるへし、

日本人は、クナヅリより箱館までを二百五十里と云ふ、自注、保按に、此道程凡二百三十里餘なり。但其一里は二千尋餘に

當る、

一 第八月八日自注、我七は、守護の者いつれも箱館着の装をなせり、皆新らしき衣服を着し、武器を携へ陣笠をいたし、けり、今朝食味は常に殊にして美なり、野菜と鶏との煮汁なり、これは日本人美味の一とする物なり、斯のこく美味を與ふるは、惡兆なり、既に道中にて、我等の快からざることをなす時は、かならず美味を興へ、且却て恭待せり、是全く菌陳に蜜を交ゆるなり、朝飯終るや否、クナヅリより添來る南部家の歩卒列正して進み行けり、見物は道の左右に立並ひて慎みて見居たり、予見物の人々の眼色を心に留て見しに、予か心中此處に到着するを、嬉しく思ひし折から故にや、いつれも我等を惡み、捕はれたるを愉快なりと、嘲る氣色は絶て見えざりき、既に箱館の市中に入しに、見物の群集すること殊に夥し、守護の者大に勞して往來の道をひらかせたり、長くはせはき街を五町計も行て又横にまかれり、是は曠原につゝきたる處なり、爰の高き處に我等を入置へき家ありて、其用意高き垣をもつてかこみ、唯長き屋の棟のみ見え

たり、此様子を見て我等先恐怖せり、此垣の外に堤あり、此日は是に横筋ある幕をはり、門の傍に番所ありて番士居れり、是より内は都て武器を携へたる士一尋つ、離れ二重に排列せり、彼等の携へし者皆おなしからず、或は鳥銃或は弓箭或は鎗をもてり、其前に又兵士等立並へり、此門より予等に附添る守護の者の姓名を記さる書冊を其番士に與へ、其後我等を門内に入れたり、さて我等をおくへき處見しに、其室中元より暗きうへに、又大材にて造なせし故、いよ／＼戰慄せり、蝦夷通詞及アレキセイを以、我等にいはいしめしは、いたましなから箱館に入には、クナヅリ發足のとき同様に、繩をかくるなりといひて、會釋もなく直に縛れり、

日本人我等に何か告る時は、毎に嚴重に式をなし、皆我等の前に一列に立並ひ、日本の通詞とアレキセイを其間に居らしめ、其中に老輩しどやかに彼方の通事にのへ、通事はアレキセイに告て、アレキセイより其旨を予に通するなり、

剛藏并其同列及南部の兵士等は、手まで縛ることは同意せされども、南部の歩卒は命なれば已こと

を得ず、守らすむはあらずと叮嚀にいひとせけり、是によつて良久しく互に論せしか、其歩卒必クナヅリ長官の嚴命なれば、箱館に入むには繩をかくるなりといひつゝのりて、さらに剛藏等のいふ所を用ひず、剛藏しはらく考へて、こゝにて論するは益なしとて、大野村より箱館まで二三十町あらん、自注、此路程百八十里といふ。使を走らせて、事伺はしめしに、縛るに及はずといひ來りしかは、また繩を解けり、此處に止まりて、箱館に到るへき命をまてり、此時箱館より老若男女群をなして、我等を見に來れり、又兩三人衣服馬具等まで美麗にかさり、馬上にて來れり、是は高位の人ならん、晝後此處を發足し、威儀を繕ひ、日本人等垣の際に我等を一列に並はせ置、牢内に我等を如何様に引わけ入へきやと、評議せしこと凡小半時はかりなり、此時このおそろしき牢内にて、生涯を過すことならんと、いつれも覺悟せしなり、そののち日本人、予とモウルに向て、水夫の内、いつれを傍におかんと欲するやと問しかは、予心中嬉しく思ひて、ヘレフニコフはいつれにおくやと問しに、是は別室におくなりと、何れも友人の



分は室を分ち、水夫を一人つゝ付ておくへしと、長官の命なり、是卑賤のものは早く氣を落し、無法の事をもなすものなれば、一人つゝ官の傍に置いて慰め諭さしめむか爲にして、彼長官ひとへに囚徒の安全たる事を欲してなりといへり、ヘレフニヨフの次に予、其次にモウル及シカヨフ自注、人名を一方の室中に曳行けり、我等は此處にて別るゝは、生涯の別れなるへしと、相共に涕泣して別を告げる、日本人等予を柵の内に曳行、杵をぬかせ、悉く繩をきき、又其内の木格子まで圍める小室に入るへしと命せり、予いまたモウル及シカヨフを見さる中、日本人此室中にては、一言もいはずして其小室の戸をこち、また柵の門を閉てさりぬ、此時予唯一人室にありて、今朋友に別れしは、生涯の離別と悲みつゝ、神氣閉て前後もおほえずなりぬ、

一予半内にて氣絶し、暫くして己に回り窓の方を見しに、外に人あり、手様して近く來れといふ、予窓によりしに、格子の間より小き餅二つを與へ、又手様して、人の見さる間に早く食すへし、然らざれば我反て罪を得むといへり、予此比は少しも食氣な

く、只食し馴る品なれば、快からざりしかと、其高き志に愛て、直に喫して厚く謝せり、彼人これを見て喜へる様子にて、かさねて又斯のとき品を與へんと約しされり、思ふに其容貌甚下賤のものなるに、此災に係れる異國人を憐みて、事顯はるれば己も罪を蒙るに、其禁を犯して予を慰めんとするの志、實に心に徹し感するに堪たり、程なく食物を盛れる膳を持來りしかとも、少しも食せず、夜に入てまた是を持來れども食せず、唯或は坐し或は腰をかけ、或は緩歩し逃出む事をのみ工夫せり、この半の造り方を視るに、高さは一丈計、廣さ六尺四方にして、堅き材木を以て格子となし、其中程に入口の戸あり、是に大きな錠をおろして、外構との出入を止めたり、半舎の壁に窓二つあり、何れも堅き木を以て格子となし、内には紙にてはれる障子を建開闔すへし、其一の窓よりはわつか二尺計隔りてある向の垣のみ見え、又一の窓は南面にて、此家を圍める外柵を越して、山野曠原の津輕の一端日本地の海岸迄も見るへし、入口の木戸の傍に一小舎なり則廁なり、下は敷板にて中央に深き箱あり、

これ兩便を達する所なり、一箇の木にて造れる杓子あり、甚小く僅に坐すへし、此外隅に疊四枚敷けるのみ、其他凡有ものなし、つら／＼牢内の様子を見るに、一箇の小刀たにあらは、一時半に足すして容易に窓の格子を破り抜け出すへし、夜陰にまきれて外圍并堤をものり越すへし、然れども何れにか小刀の有むや、誰か予に與力せん、たとひ恙なく遁出るとも、予一人して何れにゆかん、もし幸に海邊に至り小船を得て東風に棹し、鞆靴の地に若するとも、跡に遺れる同厄の徒は、尙嚴しく禁めらるへし、如何様の憂き事にか逢、或は殺害せられんと思へは、予一人遁出るとも、義に背く態なれば、此企もおそらく其念も烟の如く消失たり、夜に入て遅く夜着蒲團を持來れり、其蒲團は新らしけれども、夜着は古く汚れて臭氣あれば、隅に投捨置けり、又終夜半時毎に番人構の外を、木をならして廻れり、

始め日本人の番人は、唯木を鳴すのみと思ひしに、一小片の木を二つ打合せて、時刻を造りながら、構内を廻て非常を戒るなり、

曉の比あたりも諍まりし比、不斗俄羅斯語にて物語る聲の耳に入しかば、驚き立て窓側に行よく聞は、モウルとシカヨフとの語れるなり、不意に俄羅斯語を聞ければ、何となく心嬉しく覺えたり、予はともあれ同厄の徒は同じ半内であれば、互に語りあひ心を慰め鬱悶する事少からんと思へは、せめてもの事に心嬉しかりき、又予内謀を彼等に告げ、一同に遁去へき折もあらんかと、少しは心に樂を生せり、右兩人の話は、モウルかゆめに、西原罕厄自注、トウイナ河に口する邑なり、最原よき澳ありて、商賈輻湊の地なりの事を見しとシカヨフに語るなり、彼等に予か承はる所をしらせた、燃る様に思へども、聲を揚なは何れものために、尙災を引出さんかと、是を恐れて黙せり、やかに歩卒并に半の番人等、起來り夫々の勤をなし、又予に顔洗ひ、口嗽かせんとて水と湯とを持來り、予顔洗ひ、嗽く間は入口の戸を開置し、事終りければ直に其戸を閉たり、朝飯を持來れども、予いまた食氣なければ是を食せざりき、晝比に至りて半の頭役とおほしき日本人、蝦夷の通詞と醫師と并にアレキセイとを伴ひ來れり、



後に聞は、蝦夷通詞は上原熊次郎といふ、歳は五十歳計ならん、醫師は東江といふよし、彼等格子の外よりいひけるは、もし不快ならば、其趣を此醫師に語るへし、是は備等の安否を問しめんとて、松前奉行より送りこせし者なりと、彼等互に説話せし間に、予宿にアレキセイの話にて、ヘレフニコフは、シイモノフマカロフ、及ワシリエフと同居し、アレキセイは予か如く獨居し、其室に窓なければ甚暗く、かつきたなき由を聞けり、又やかて晝食を持來りしかども、是をも食せざりければ、入口の戸を開き、何か竊に罵り、其食物を予か側に置、出でて戸を閉けり、然れども予は少しも食氣なれば、是を食せざりき、薄暮の比又牢の頭役熊次郎とアレキセイを伴ひ來りて、予にいひけるは、此地の長官、備の徒然の餘り鬱悶するならん、因て水夫の中、備か好めるものを一人側に居らしめん、其名を告へしと、予思ふに今かく患難に居て、人好みせんは、モウルとヘレフニコフか思はむ所もあらんとて、唯誰にてもよしと答へしか、必一人其名を告へし、是長官の意なりと勧めしかは、しからは順

次に交代せしむへし、先マカロフを呼へしといひしに、即時にマカロフを連來れり、予アレキセイを以日本人にいはしめしは、マカロフ予か方に來れば、ワシリヨフをモウルの方に置れよと乞しに、其事はゆるされすといへり、もとより日本人の實意に出し事なるに、モウルの方へ水夫を置事を許さるは、予において疑へり、予此アレキセイを連來りし役人は、牢の頭役と思ひしに、此時アレキセイの話にて、此人は此地の長官に次て重き役人なるよしを始めて聞けり、アレキセイを以、我等をいつまてかかく禁獄するやと問しに、やかて何れも同居せしめ、遂には本國へも歸らしむへしといへり、予又其同居する事は近きにありやと問しに、否といへり、我等此の如き身の上なれば、凡て日本人の一言半句にも心を留、深く察し、遠く慮らざるものにて、若彼役人程なく同居さすへしといは、都て疑ひもすへけれども、尙遠しと答しに、其言の實なる事を察し、心中少しは樂みを生せり、一此日本人等出立れる後に、マカロフの方を願しに、甚驚ける體にて予か顔を見て、此處は窓より山

水繪かけることくに見え、實に絶景なり、ヘレフニコフと、ワシリエフ、アレキセイ等の居る所に比すれば、誠に極樂也といへり、予此者話にて、同厄の徒の居る所は大なる材木にて造れる矮屋にて、入口は肥ふて出入すべく、日光も見えず、真にくらき所なりと聞て驚けり、

一日本役人の言とマカロフの話を見て、鬱悶も散し、箱館に著して以來始めて、今夕すこしく食事をなせり、但此所の食物は道中にて與へしよりは、甚

能なり、我等箱館に著せし始めの比は、食物至て能なり、大抵飯と大根或は葱を入たる汁と煮豆なり、鹽漬蘿蔔二片を與へし事もあり、又稀に豆の粉と腐たる鱈を糊のごとくに煮たるをあたへ、あるひは大根汁の代に鯨汁を與へし事もあり、凡箱館在留五十日の間に、星鱈の半分に切たるを醬油にて煮て、只二度與へしのみなり、扱毎日三度の食事は、朝は五ツ時、晝は七ツ時、夜は五ツ時なり、飲物は湯なり、また折には砂糖を入たる龜茶を出せり、

夜に至れば丸き枕二を持來れり、是は木綿の袋に□□實を入たるものなり、遭厄日本記事、

通航一覽卷之二百九十九終



### 通航一覽卷之三百

#### 魯西亞國部二十八

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島

文化八辛未年七月四日、大島榮次郎、前館詰吟味役、俘囚八人を箱館役所に呼出し究問して、その口書を松前に達す、よて同月入日奉行江戸に進達す、

文化八辛未年七月、大島榮次郎より鈴木甚内に贈る御用狀

魯西亞人七人并ラソツワ人ども、昨日御役所へ呼出し、一通相糺候付、別紙書面一冊差進候、委細は右にて被成御承知、宜被仰上有之候様致し度存候、一別紙之通、魯西亞人ども一通吟味仕候へども、ラソツワ人儀魯西亞詞未だ未熟にて、入組候事は不相知儀も有之趣申立、魯西亞人の仕形咄しを以、相察し相分候儀も御座候付、吟味箇條の中には少々宛意味合も可有之哉、再應相糺候は、齟齬仕候廉も難計奉存候、兼而此段申上置候、

未七月

大島榮次郎

#### 異國人共八人申口

役名 カビタン

ヤキイタコタンカシケタマヨル

(朱書)このマヨルと申は、國に居候節の役名にて、船に乗候へはカビタンと唱、大筒其外船中の事、國王よりの命を承り、萬事をつかさどり候由、

生國魯西亞國之内

イソシヤン 姓名ワシリイミハイチカバリン 未三

幼年よりベテルボルにて成長、役名レイチャヤント

(朱書)このレイチャヤントと申もの、船にての役名の由、カビタンに次て船中の人數も引廻し致し候よし、

同ベンチャ

姓名ヒヨウトロイチモウル 未二

役名ハイタロトヤン

(朱書)このハイタロトヤンと申もの、船頭役之事にて、船乗廻し方を司る役の由、

同ハシタラハニ

姓名アンテレイチレフニコフ 未二

マダロス

(朱書)このマダロスと申は、船に乗候節の唱にて、

國にては鍛冶を職と致し、船にては帆網碇等之働致し候由、

生國エレシヤニ マカロ フ未三十二

同アラハンニヨスコイ シカヨ フ未三十

同カシタラス シイモノ フ未三十八

同センベリスコイ ワシリヨ フ未二十九

ラソツワ人ヲロキセ 未二十

四五位

このものラソツワの本名は、シケコンフシユと申候由、これは親より付候名に候處、その後ヲロシヤ人よりヲロキセと名付申候由、

一何頃何れ之所出帆、何方へ罷越候哉、四ヶ年以前魯西亞の内、ベテルボルより出カムサツカへ參候船にて、所々にて日を送り越年も致し候由、

(朱書)この處ヲロキセ通辯駁と相分不申候、尤カムサツカにても、一ヶ年越年致し候由にて、國々通船候譯は、クナヅリにて萬國之圖を差出申候、

右之圖有之候へは、一々に申上相分候由申之候付、

一右之繪國、此方々相届不申、クナヅリにて詰合の

者へ相渡候哉、亦は自分荷物之内にても有之候哉、

右之繪圖は、クナヅリにて差出候積り、上陸之節持參致し、御役人之前にて開き見せ候處、其跡にて繩を懸られ候故、右之繪圖如何相成候哉不存候、若此方々參候哉と存候付右之段申候由、尤繪圖は紙に認有之、大さ三尺餘も有之旨之様子申

開候、其外にクナヅリ島の上陸之節、小刀四本并まなはし二本、銀大錢四十五文、端船の差置申候、尤錢は麻之袋に入差置申候、并鏡一面、縫有之候革之小手一掛、是亦端船の差置申候、尤是は

モール所持之品々御座候由申之候、一右は國王之命にて罷越候哉、亦は自分之稼之爲か、何故に參候哉、

カムサツカに參候は國王之命にて、カムサツカにて造船有之儀に付、右入用之鐵碇帆網等積廻候由、

一船は一艘に而又外に類船有之候哉、

一五月九日頃、エトロフ、アトイヤ沖に參候は同船に候哉、何故夫よりクナヅリに參候哉、

船中久々之事に而、糧も不足、薪水等も切れ候處、



エトロフ之山を見掛候付、船も寄薪水を取候積御座候處、幸ラソツ人に逢、此ヲロキセ案内存候もの付、ウルツツに廻り薪水取候心掛之處、難風に逢候由、尤アトイヤに而御役人之書付請取候故、フツレベツへ可參候處、風筋不宜無據クナジリへ參候へども、悪心之筋は無之候由申之候、一船中乗組人數何人に候哉、其方ども被捕候而、船中に殘候頭分之もの何人有之候哉、  
 私ども船中乗組人數都合百二人に御座候、船中に相殘候内頭分カピタン八人罷在候、尤私どもより何れも次役之もの御座候、  
 一其方共被捕候付、元船に殘候ものども暫くは鐵砲をも打候由、其後クナジリを出帆致し候は、何ぞ申心得にて可有之哉、何方へ引取候哉、  
 私どもクナジリへ着船仕候而、私どもより鐵砲打候儀無御座候、私共被捕後鐵砲之音仕候へども、何れより打候鐵砲候哉様子存不申候、又私共被捕候上は、殘船中之者本國へは歸り申間敷候、カムサツカ并ヲホツカ邊へ、引取候儀候と被存候、

一髮を撫下居候は本國之風俗候哉、又三つ打に致し居候儀も有之由、魯西亞國を分つ風俗候哉、并笠冠り候哉、  
 髮風之儀は、國王之中渡にて、船中乗組候者は髮ははさみ候儀に御座候、本國に罷在候ものは長く致し三つ打組罷在、又はたはね候ものも御座候、又笠は冠り居候へども、クナジリ島にて被捕候節、如何相成候哉と申之候、  
 一ラソツ人之儀は、當春歸島之者に可有之處、何方にて何故異國船へ乗組み罷越候哉、  
 クナジリ島より歸島之節、エトロフ島之内モンリハケと申所に風待仕罷在候處、異國船渡來付、右異國船、同島フツレベツ御會所へ相廻り可申旨、私共へ附添之御役人之御差圖之趣、私并マツヘチビマメノコ一人都合四人、小船にて異國へ使に罷越候處、外三人之者は相返し、私一人は船中水切候由付水を取候由、場所へ致案内候様にこの儀にて、元船へ被爲乗、クナジリ島へ罷越申候、  
 右は昨四日、御役所へ呼出し、ラソツ人を以一通

り承候趣申上候、以上、

未七月

大島榮次郎

同月八日、荒尾但馬守より、小笠原伊勢守、村垣淡路守に按ずるに、淡路守の頃交、贈る御用狀  
 魯西亞人一通相糺候趣、箱館詰吟味役より別紙之通申越候間、右寫差進申候、宜御執計被仰上候様致し度候、  
 以上、端北錄、岡田某所藏御書、  
 文化八年七月廿六日、或書狀  
 七月四日、擒八人箱館御役所へ被召出、御調子に相成候處、何を申も蝦夷人之通辯にて、少し入組候儀は中々通し兼、御役所にて餘程御困り之御様子、多く御目付御下向に御調子に可相成、通辯は馬場佐、  
 按ずるに、天文方手傳馬場佐十郎なり、今度蝦夷地に赴きて、魯西亞の通辯を勤めし事は、前に注す、又は彼幸太夫、  
 按ずるに、寛政年間魯西亞國より歸國せし源人なり、にても可被差遣哉、右一件御役方にて、至て内密に致し有之候得とも、極内々相願ひ、實記借請荒増書綴別紙入御覽候、交易願と申説も御座候へども、賊船之類に無之哉、扱又右八人之者共召捕に相成、本船は直に歸帆致し候へども、右之通乗組之内召捕はれ、其儘置候儀にては有之間敷、一旦は歸帆致し候ても、又々不遠内

渡來之程も無覺束、右に付てはクナジリ御見廻しして、先達而當所より御吟味役被成御越、蝦夷地場所にては勿論、當所邊臺場にて、其外當所船手御番所も、此節俄に大筒御仕掛に相成、一體御嚴重之御事に御座候、甲子夜話、  
 千八百十一年第八月十日、  
 自注、我文化八の朝、通詞熊次郎、  
 按ずるに、上原熊次郎、來て、今日この地の長官備等に面會せんとなす、晝後官府に到るへしと云へり、すでにその時刻に至りて、我等を牢より出し、兩手を殘し體を縛り、その繩の端を日本人二人手に執て、一列に並はしめ、途中守護の役人差圖して、彼是の用意をなさしむ、その用意調て後、先二人羽織を着し、手に大なる撻のさきに斧の付たる物、  
 自注、鎗な、  
 持てさきにたてり、次に兩刀帶せる南部の歩卒三人、その次に予、側に官の同心一人、後にまた一人有て、予を縛れる繩の端を持ち、その後モール、ヘレフニコフ、水夫およびアレキセイ等同様に、列を正し歩行せしむ、前後にまた南部の歩卒三人、跡を押へり、右のとき行列にて甚た長き街を舒に歩行せしむ、その道路の家こに見物の人多く群れ



り、予このときははじめてこの所の人家は、みな商家なる事を知れり、この街を通り、左の方に曲りて山あり、その上堤の柵を以て圍める官舎あり、この門に入庭に至れば、むかふに甚粗造なる車臺に銅の大砲を載たり、この所より小き木戸をすぎ、また別の庭に至れば、官の同心數人居て、皆弓銃を備へ、疊の上に坐せり、夫より我等を家と庫との間に連行て、腰掛に我等と三人をおらしめ、水夫とアレキセイとは下に蕙をしきて坐せしむ、この所にて暫く待ける間に、長官の命とて、烟管に上品の烟草を添、ならびに佳品の茶と砂糖を出せり、箱館に着せし以來烟草を喫せされは、これを嗜めるものは何より勝れたる饗なりと云へり、

これよりして我等の烟草を嗜めるを悟りて、予ならびにモウルを守護するもの、時々烟管に烟草吸付て格子越しに喫せしめたり、但兩人の外は與へさりしとなり、

この所に待こと良久しかりければ、たかひに種々の物語する事を得たり、ヘレフニコフのおる牢は、予かおる所と等しく窓もありて、諸方景色も甚た

よきと云へり、

この所に凡半時餘り待しに、傍なる家より甲比丹ゴウサリンと呼へり、日本人は予か名をゴウサリンと覺えたり、

すなはち予に附添へる一人の同心、予を連廣き舎に入れば、一人の同心予を請とれり、この所はた、小石をしきて、殆どシキウル自注、按に小風の義也、に似蓋し白洲なるへし、たり、中央に長官座を設け、後に書記二人、前に紙と硯箱とを置けり、長官の左右に次官坐し、またその左右に輕き役人一人つゝ、嚴然として列坐せり、床の前兩脇には圓座をしき、守護のもの三方に居り、通詞熊次郎は床の上端に座を設けたり、予を請取たる同心、予を石の上に坐せしめんせしに、長官何かこれを命し、それは予を長官の向に立しめたり、その後モウルも同く、この所に來り、予か右の側に立、またヘレフニコフ來り、モウルの傍に立たり、夫より水夫一人つゝ、入來りて、皆我が後に坐し、アレキセイ來りてヘレフニコフか右の側に居れり、通詞我等に示して上座にあるものはこの所の長官なりと云、我等彼に向て禮をなせば、彼も

頭を前に低て答禮し、懷中より書面を出し予に問をはしむ、先予か官位姓名本國を問へり、我これに答をすれば、書記役二人有之て、逐一にこれを記せり、予か姓名を問へるときに、アレキセイ、クルル詞にて汝か名は何と云、尾ありやと問へり、尾と云詞は彼等は終と云事に用るの外、餘儀なければ何の儀たるも解せず、按するに、この前そのときアレキセイたごへを設けて云へるは、アレキセイと名く、然とも尙下にマツシミツトと云尾ありと、予これにて姓を問ふ事なるを悟れり、すへてアレキセイか通辯は毎にこの類の事多ければ、これを解するに勞して、時を費す事も亦多かりき、次にモウル、ヘレフニコフおよひ水夫に到るまで、同様の問をなして皆その答を書記せり、次にまた前のことく予より始め順次に生國年齢、父母の名、兄弟妻子の有無を問ひ、また生國よりシントペテルスブルグまでの里數を問へり、我等生國を答けるとき、日本人不審して、汝等生國各ことなるに、何か故に同じ船に乗合來れるやと問しかば、予答て生國は各異なれども、皆本國の帝王に事ふ者な

れはなりと、また我等か船中にてつかさどる所の職業、及び使令する處の士卒の員數を問へり、この答には予甚た急迫せり、然に彼頭に士卒の數を問しかば、予彼に諭してその數は其た差等ありて一定ならずと、予に尙その大略をきかん事を要せり、我この難問をのかれんと思ひ彼に示せしか、譬はマヨトル自注、第三級のにはハタイワン四百五人より一隊の兵を屬し、にはカビテイ自注、船の頭役通稱するの官名、にはコムハタニ自注、百人を一隊を屬することしと、この答にて事濟ならんと思ひしに、日本人等尙この事に就ては、種々の問を起して我等を苦しめたり、其事は後に記せるかことし、夫より我等か船の名、大さおよひ砲の員數等を問、ラツクスマンは長く、黒髪にして毎日粉末を以て塗せり、今汝等は其の髪皆短く斬れり、彼とは髪の形ち異なれども、その達する所の宗旨においては、異なる事なきやと問へり、我頭髮の形は宗旨に拘る事なしと答へしかば、日本人大にわらひ、頭髮の形異にして宗旨の同じきを驚けるとなり、また次に我等かシントペテルスブルグを出てより、航海せし針路を詳に問は



んためとて、我女帝カタリナの代に 俄羅斯國の學士コロビニスか著せる地圖を取出して見せしむ、我これに就て我等か針路を示して後、我彼に問しは、前にクナジリにて日本の役人に贈れる地圖、詳に針路を記せり、其圖は何所に有やと、日本人云その地圖は未だこゝに來らず、若かしこにあらは速に送り來るべきにと、扱右の如く唯針路を問へるのみならず、何所には何到しやなど詳に問へり、遂一に記せり、且通事再三問ひ返して、相違なきやを問糺せり、この日本の通詞白注、熊次もクリルの通詞、アレキも通辯に達せるものにあらず、その上日本人の問事甚だ細密なれば、一事にも多く時を費せり、終て長官また問ふ事ありて、再び呼出へし、先歸りて休息すへしと云て、我を退しむ、この所を退しは黄昏なり、夫より牢へ歸る途中見物の人益夥し、牢に歸れば長官よりとて、我徒に木綿の寐衣一具つゝを贈り、且其夜は酒を與へり、この日我等か官府に出たる跡には、我か牢外の廓とモウルの牢外の廓との板の隔を取除けて、その間に看守のもの、居所を構へ、我とモウルはたかひに相見る

事を得たり、然ども我ものがれ出んとするの念は破れたり、右のことくなりし故、予モウルに語る時は、予か傍にあるマカロフに向て云ふことくせり、モウルもまた我に云事有は、その傍に居るシカヨフに云ことくして、たかひに口口居せしこと數日なりしか、其後とさありて予、彼の第二の役人白注、按彦助なるに云、我々たかひに接話する事は許されまへし、に云、我々たかひに接話する事は許されまじきやと問ひしに、汝等たかひに云んと欲せば、思ふまゝ、聲高に語るへし、何の答か有んと答しかは、夫よりたかひに牢内接話することを得たり、但し日本人聞て、害になるべきやうの事は慎みていはす、若俄羅斯語をやる人の、立聞せんことを恐れてなり、且俄羅斯語の外は他國の語を云ふ事なし、疑心深き日本人なれば、若問答めん事を慮りて也、按するに、以下の老説技業に涉れども、ちのつから大綱に通ずへき事情のみ、且箱館入牢中の記事なれば、しはらく存す、

一 第八月廿五日、白注、我七、太田彦助館詰調役並、多くの同勢を引來りて、牢の前なる板敷に蓆を敷て並居たり、予何事ならんと怪みしに、四人の男有之、予船中所持の櫃と、モール、ヘレフニコフの革袋等を擔ひ來れり、その騒しきこと恰も震動するかことし、

予見で驚きけるは、これ等の品何故に日本人の手に入しや、我テイヤナを奪ひ取れしや、或テイヤナ日本の地に來れるやと怪みし、彼はこの品々は誰誰の所持なるやと問しに因て、予察するにテイヤナのクナジリを出帆のときに、船にて此等のものを海岸に遺し置たるならんと思ひ、初めて安堵せしか、またテイヤナ俄羅斯に歸帆せば、我等か身の上の事、定めて我帝王の聽に達すへしと思ひて、更に悲歎せり、右の品々我等に覺なき二三の衣服と木綿あり、察するにこれはリコルト篤き意にて、我等か用事もあらむかと送りたるなるへし、日本人その品を我等に與へさりしかども、是等は實に要用なる品にて、リコルトか實意を感せり、

一 予日本地に來りしより以來の事どもを、日次の記に書置んと思へども、紙墨に事缺しに、不圖思付て一種異なる印をなせり、夫は衣服の糸を抽取、これを結びて、我等の意に快くありし事の記とし、領まきの黒き糸を抽て結び、不快に覺えし事の記とし、また喜にも憂にもあらで、たゞ珍らしきと思ふ事には、衣の裏の緑の糸を以て印とするの類なり、

一 この日、一人の歩卒來て竊にモールに告て、汝等もはや久しくはこの箱館におらざるへしと云へり、予考るにさにはあらで、尙久しくこの所におるなるへし、いかなとなれば、第一にはこの頃日本人より我等の臥具にせよとて、綿入たる寐衣を送りたり、これ旅中に攜へ行へきものにあらず、第二には我等今の牢に入て、後數日へて其周圍に新に數ヶ所の守舎を置、且又牢内の事務をもあらため變へたる事多し、これに依てみるべきは、尙久しくこの所に置事なるへし、

一 初め我等を箱館の官府へ呼出せし後、已に十八日を経れども、再び呼出す事もなし、按するに、この記の記事、事我七月廿一日なり、問來りし事も無かりしかは、予日本人にその故を問しに、唯知らずとのみこたへり、毎日朝夕牢を視廻れる役人は、醫者と通詞を伴ひ來て、我等か無病なるや、また何ぞ要用の事はなきやと問へり、これは日本人の厚く意を以ちゆる所とみゆ、しかれど與ふる所の食物は、鹿略にして何も味なき蘿蔔計なり、モール胸の張れる事をなやみ出せしかは、醫師來り論して諸藥草根の煎劑投し、時々



是を飲へしと云へり、然れども食養法を如何と示す事なく、唯務て多く食せよと云へり、

日本の醫者は、病者の食養に意をもちふる事少く、唯多く食せよと云、若患者はその勧めにまかせ、多く食したらんには、醫師は頗る病の癒しと思ふならん、

一日モール日本人に向ひ、食物の危悪なるを歎きて、このとき食物にては、醫藥を服するともその効驗はあらしと云しかば、彼第二の役人太田彦助モールに問しは、俄羅斯人は病氣の時には何を食するや、醫師は何を與ふるやと、モール答て、如斯時は常に鶏の羹なりと、役人いかなる方にてこれを製するや、その方にて製しあたへんと云しかば、モールその製法を委しくをしへければ、彼是を書記し、全く彼か好事にて聽し事と見えて、その後難の羹の事は再び言出せる事はなく、食物はやはり前にかはりたる事なかりし、この男<sup>自注、太田彦助</sup>は毎度我等を嘲哂せし人にて、或日我等に牛肉、牛乳は俄羅斯人の好むものなれば、與ふへしと約せしか、數日をへて、この節牛は皆牧に在て、約せし品を得

すと云へり、また或日我等に酒を飲しめて、願くは水夫等に歌舞せしめよ、先年ラックスマンが來しとき、俄羅斯人の踊を見しか、甚た面白かりしと云へり、予答て我等此のとき身の上にて、如何にそ歌舞をなさんやと、彼聞て運也、日本人にてもかゝる身の上となりては、歌舞をなし快しとするものはあらずと云へり、

一日日牢屋へ尋問へる役人は、ときを定めて來れり、また通詞の熊次郎と、醫師の東江とは日々來て、三時若は夫より多く我等の側に居て、種々の器械等を見せて、俄羅斯の名稱を問記し、辭書のこときものを作れり、一人予に就て問ふときは、また一人へレフニコフに就て問ひ、聊間隙なし、この醫者はすこふる地理をこのめるや、歐羅巴人の作れる地球圖に倣ひて、日本にて刻せる地球圖の<sup>按するに、續脱有</sup>諸官人殊に監守の歩卒とも、紙扇數多持來りて、我等に俄羅斯文字の書を、しきりに請求めしに、是殆ど困りたり、尤これ請ふ事甚た叮嚀にして、書して與ふれば、厚く謝しければ、我等も黙止し難く其もどめに應せり、しかれども一次に十柄或は二

十柄の扇を持來り、あなち強ひけるには苦しき業なり、モールとへレフニコフは殊に書を善しければ、その賣も多かりき、モールは一人の歩卒のために七十枚の紙を書せり、彼は其書を購求するものに與へて、多く利を得たりと聞けり、

日本人は、新奇をこのむ風俗にて、諸の異朝の品品を集めて弄ふことをたのしむ、歩卒等か珍奇なりとて秘藏せるものを、我等に示せしは、クワクスマンか、この地に來りしとき、船夫ともより得たるよしの書畫、小刀、銅、錢、劍、鉛および小石の類なり、

その内にも、官人等の書を請へるには、實に煩勞せり、いかんとなれば書し與ふればその譯を問ひ、へレフニコフに書せしむるときもまた然り、或とき一官人、すてに予は大なる紙に俄羅斯字を書せしむる事三度なりしに、尙亦紙を出して請しかば、予その書の辭に、

俄羅斯人囚獄に非ずは、身を固ふして汝の國人七人を捕へ、罪人のことく囚獄して苦ましめ、みづからなせる残忍の報なる事を歎かしめん、

と書して與へければ、彼是は何といふ事なりやと問しゆゑ、これは俄羅斯國の俚歌なり、後來俄羅斯人こゝにきたらば出して唱はせよ、夫までは秘藏すへしと答へしかば、彼またこれをへレフニコフに示して、その譯を請へり、へレフニコフこれをみてこれは如何にと驚かれしか、良久しくありて、予か意と同しく、この唱歌は甚たむつかしき事にて、譯し難しと答へてやみぬ、遺厄日本記事、

通航一覽卷之三百終



通航一覽卷之三百一

魯西亞國部二十九

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島

文化八辛未年七月廿一日、去月より追々魯西亞船の事注進せしにより、老中連署をもて下知する旨あり、文化八辛未年七月廿一日、去八日出老中連署松前着、

五月九日、エトロフ島の内アトイヤ沖に、魯西亞船一艘相見え、同所邊に端船にて上陸、調役下役石坂武兵衛及應對、按するに、エトロフ島の條に載す、同廿六日、クナヅリ之内ケラムイ沖合に、魯西亞船二艘相見、翌廿七日期、大船一艘ごまり洞内へ懸り候付、大筒打拂候、其内端船二艘會所前へ向乘來、是亦打拂候へども何も不相届、洞内へ繋居、その後ケラムイ崎へ上陸候に付、蝦夷共差遣候處、糧米等貴請度段申立候間、調役奈左衛門魯西亞人向逢、松前へ相伺候内相待居候様申開候處、遁出候付、魯西亞人七八人ヲソフ一人捕候、右故に候哉、船より大筒打懸候間、夫

夫防禦手當申付候處、去月六日、又候テレケレケツシ上陸、米奪取書物着類等殘置、同七日日本船沖合へ走出候よし、召捕候もの共は、松前箱館之内へ向差立候段、其外追々被申越候趣令承知候、魯西亞人との地着候は、渡來之事情等、得と相尋可被申越候と存候、以上、  
七月八日

青 下野守  
土 大炊頭  
牧 備前守  
松 伊豆守

荒尾但馬守殿 魯西亞一件○按するに、井利厚、青山忠裕にて、いつれも老中なり、松平信明、牧野忠精、土

同月廿二日、大島榮次郎、再俘囚を役所に呼出して糺問す、此事、本邦の記録にもらず、今姑魯西亞甲必丹因中の筆記遺厄日本記事によりて記す、先年魯西亞船の擧意し、此條に載りて詳なり、是より後再三此事に及ぶ、

一千八百十一年八月廿八日、自注、我文化八年七月廿二日、再び箱館官府に呼出されたり、路次并官府も先日と異なる事なく、官人等は皆初めみし人々なり、我等座に就て後、長官換の内より出て座につき、懷中より書札を出し是を看ながら、我等が名を呼云はしむるは、先

日子等か答へたる條々、松前奉行に達せしに、尙審に問ひ糺へしとなれば、我か問事凡てかくす事なく、正直に答ふへしと、予答て日本人に對し少しも偽り飾ることなく、なに事も正直に云より他なしと、此日問候處、大抵先日と同じ事なれども、或は其事の順次を變し、或は二三事替りし事を問しかば、我等是を了解するに甚容易ならざりき、其問答數端にして、枚舉に暇あらず、但、其内著しき物如左、

- 一レザノフ日本より歸りし後は、何處に行しや、
- 一彼は何處より俄羅斯國に歸りしや、
- 一何の時、シントペタルスブルグに着せしや、
- 一俄羅斯帝、彼を如何所置せしや、
- 一彼れ日本の事を何と謂たるや、
- 一日本の屬地を亂妨せし二艘の船は、何人の司る所なるや、
- 一何故に亂妨をなせしや、
- 一何故に家作、船を奪ひとり、外の品を焼拂ひしや、
- 一其時捕へ行ける日本人を如何せしや、
- 一奪ひ行きし日本の武器雜物は如何せしや、

一日本を襲へる者共は、俄羅斯の政府にて如何やうに行ひしや等也、

予右之條々に答ふる事、左のごとし、  
一レザノフ日本より葛模沙都加に歸る、又亞墨利加之商館に行き、オホーツカに歸り、夫よりシントペタルスブルグに歸らんとする途中、カウスノヤリスク自注、據埃、エニセイスク所轄の邑、○按するに、據は杉田某俗名、役名詳ならず、此書翻譯せしをおもへば、必天文方高橋作左衛門、にして自注、エニセイ、死せり、門手附なるへし、にして河の傍にあり、

一レザノフは、日本の所爲を甚惡しさまに述しか、我官家にては其言に同意せず、  
一日本の屬地を襲ひたる船は、商賣の船にて、俄羅斯官家の船にあらず、故に其船司も官に給仕する者にあらず、  
一其亂妨せしは、全く彼か自己の意に出て恣に爲せし事にて、日本の財物を掠取己か利得とし、且レザノフの日本に使せしより以後は、日本と俄羅斯との交りはなき事を知れば、日本人の愁訴は、俄羅斯の官家に聞ゆへき事なしと、思ひ計りて爲せし事ならん、但事露顯せば罪を得る事知らざる愚昧の所爲成へし、



一家作船の諸品を焼拂ひしも、彼が暴虐のせし所也、

一其捕へ返りし二人の日本人は、オホーツカに放ち置しか、或夜小船に乗りて遁れしか、行方を知らず、

一日本より奪取たる品々は、オホーツカの官廳に取上げて官庫に藏めたるを、其後如何せしや、予オホーツカに居らされは是を知らず、

一彼亂妨せし者は捕へ置しに、或時竊に遁れ出しを、其後審尋ありて、今は皆死亡せり、

さて日本人彼亂妨せしもの、名を問し故、ホーシトフ及ヒタイトフと答へしかは、驚ける體にてニコラーサンドレエフ、及ヒカウリロイワノフと稱する者と同一也やと、予其彼等か實名を知りて、其姓名を知らざるに驚き、思ふにホーシトフに捕はれし二人のもの歸りて、其名を告たるものか、左あらは彼の姓も明かに知るべきに、是を知らざるはいふかし、予ホーシトフ等の事は詳に知りたれども、只ホーシトフ及ヒタイトフと云名のみを知ると答へしか、彼等は有名の者に非ずして、日本人よ

り、是に就て種々の問を起さしめんとて也、然れども果して予只彼等の事は、風聞のみ聞しなれば、委しき素性はしらすと答へしに、日本人は半信半疑にて、ニコラーサンドレエフと、ホーシトフと同一人にてはあらしと思へる様子なりき、又聞けるは、ホーシトフ已に一度日本に襲ひ來り、又オホーツカ自注、保按オホーツカは、カムシヤツカの誤ならん。に歸り居て、俄羅斯の官司より咎もなく、剩へ再び襲ひ來りたるは如何の事なるやと、予答て其事の始末は委しく知らざれども、予察するに、彼が爲に共に其事を秘せしめ、葛模沙都加の官司に隠し置たるか、又は彼が屬下には官命なりと詭りおきしか、何れにも彼が私慾なるへしと、日本人是を聞て尙會得せずして、ホーシトフの船と共に、葛模沙都加に一度に有合ふ者はなかりしや、又其時に居合たる官司もあらずやと問ひ、夫より俄羅斯の帝都よりペテルバウルスまでの港の路程を問ひて、又我等か日本海濱に來れる時と、彼賊船自注、ホーシトフの事也。の來れる時を、委しく穿鑿して比考し、又一日は、我々はレザノフカシントペテルスブルグに歸り、彼は日本奉使の功なきを

聞て後出帆せしやと考るとみえたり、又何故に我等は遠方を航海するや、如何なる船の装ひなるや、兵卒は幾許、大砲は幾門備たるやと問ひ、因に種々の無益の問ありて、逐一爰に記するに堪へず、其中には幾許久しく大洋に有りて湊なき時は、薪水等を求める爲に海灣に入るや、何故に俄羅斯人は廣大なる船を造りて、大洋を航海するや、何故に大砲を初め其他の武器を備けるや、何故に爾等シントペテルスブルグの海濱に沿ふて、葛模沙都加に至らずして、大洋中を航するやなど、終りに我等か航海するの主意を委しく聞んと請ふ、是は予前にもいへることく、我等未だ審にせざる海灣を檢査する爲なりと云は、彼等疑惑を生せん事を恐る、故に只葛模沙都加に、一二の要用有て行しと答へしなり、我等の旅途の事を問へる内に、葛模沙都加よりオホーツカまで、オホーツカよりイルコウツカまで、イルコウツカよりシントペテルスブルグまでの路程を問し故、予其間にて思ふに、我輩のシントペテルスブルグを出立せし時、已にレザノフ日本より彼處に歸着せしやといふを、詳にせん

と欲するの意なるを察るなり、此又レザノフは日本にのり來りし船の、シントペテルスブルグに歸りし時、其船にて歸らず、葛模沙都加に止り居て、他の船にて亞墨利加に行しやと問たるも、おなし意とみえたり、予熟考するに、日本人は其心甚感へる事ありとみゆ、如何となれば、ホーシトフの日本地にて亂妨せし事は、俄羅斯國境は勿論、普く歐羅巴洲中にしられたる事と覺るなるへし、是其自國の狭小にして、他邦と離れて交る事なく、纔に他邦の人其境を侵せば、日本國境に拘る一大事として、子孫に至る迄其事を傳ふる意より起りて、彼ホーシトフの日本にて諸物を掠奪し、人民を俘虜せし事は、我等より詳に陳謝することく思へるか、又其内に答ふるに、其事に就ては別に謝し諂ふ詞なきを不快とするもの歟、日本邊境の僅一二の村落に、商船到りて掠奪せし小事を、普く歐羅巴の人詳に聞知るべきやうやあらん、只其亂妨せしは、俄羅斯官家の意に出たる事にあらずと云を聞は、自ら明白なるへし、日本人予か此言を聞て、敢て非とはせされども、全く是れを實と思へる様子にもあら



す、たゞ笑ひ居たり、扱も驚くへきは、日本人は性  
力氣根強くて、彼より問毎に、先其事を二三度つゝ、  
通詞に説き傳へ、通事は是を聽てその詞を考へ、夫  
より我等に是を通す、我等の答も又如此叮嚀に反  
覆して、毎に一事の問答に半時餘も時を費し、少々  
も心得難き處有は止す、其間の中には、無益の事を  
交へ、たとへば誰々の勤は何をするや、海上にて  
如何して預しめ風雨を察するや、船を出すは定め  
る時節ありや等也、予此に答て、其事において別に  
司る者もなし、大抵船司の指揮也と云しかば、彼大  
に驚き、一箇の船にも風雨を察するの術士有と思  
ひしとなり、此日は暮に及ふまで官府に有て、其間  
の兩度の廳に出て休息し、食事は米飯と乾したる  
鱈を出し、食後に日本の酒一椀を飲しむ、又烟草を  
喫し、砂糖を加へたる茶を飲しむ、是は日本にて好  
き饗とする所なりと、暮に及ひて半に返れり、  
一ことし、レザノフ井にホーシトフか世にあらは、  
此二人の行狀を詳にするへけれども、古人となり  
たれば遺憾なりし、但我執政もホーシトフの所爲  
を大に惡みたる事は論をまたすして明らか也、予

も又敢て死せしもの、非は爰に論せず、予今年ク  
リル南方の島々を測量すへしこの命を蒙れるによ  
り、其南方の島々には、日本人居住する事聞をよひ  
たれば、ホーシトフの彼地にて亂妨せし所爲、并に  
始末をも毎々に心得たく、彼是を心を配りしに、幸  
其時ホーシトフと同船せし按針役に逢て、是を問  
しに、ホーシトフ兩度まで日本人を襲ひしは、全く  
自己の意より出し事にして、豈一國の主よりして、  
わづかに二艘の船を以て、他邦を侵す事あらんや、  
また我國志を見ても、我國の廣大なること、武威の  
強盛なる事明なれば、全く彼か自己の處爲にして、  
王命にあらざる事は、論をまたすして知るへしと  
なり、此按針役の話は、予始てカムサツカに來し  
時、商館の役人マスニコフと云る者の語しと符合  
せり、此者ホーシトフと其頃同居せしものなり、予  
是等の話を聞て、日本人の恨みを含みし事を恐れ、  
是か爲に日本人に逢事を欲さるにはあらず、唯官  
よりの命なくして、漫に日本人と應對する事は好  
ざる處なれば、日本人の住居する島の近所は、旗を  
建すして通り、彼らか疑ひ驚さるやうにせんとお

もひしに、悉く予か意と相違せり、

一第八月廿九日、自注、我七又箱館の官府に呼出さる  
る事前日の如く、月廿三日、按するに、去る四各列坐し長官席に  
就て、懷中より數枚の紙を出して、太田彦助に是を  
與ふ、彦助受取て其側なる人に渡し、其人又是を熊  
次郎に渡しければ、熊次郎是を披き長官の命なる  
とて、我等に是を讀しむ、予是をみるに、テイヤナ  
に残りたる人より贈れる書翰なりしかは驚き、我  
等の今の身の上を思ひ、諸士とは久しく親友なり  
しか、今は別れて又逢へきの期なしと思へば、胸塞  
り落涙更に止め難し、モウルは是をみて驚き膝つ  
きて、其書翰を顔にあて、悲歎我等か此體をみて、  
日本人も感し悼める様にて、其中には落涙せし者  
も有し、予是を見しかば、其人我等に對して隠し忍  
ぶ様子なりき、猶太田彦助は憐むけしきもなく笑  
ひ居たり、其書翰の文に曰、

上天恩を垂て公等壯健にして、此書を公等の手  
に達せしめんと、公等の跡に残れる物一同、公等  
の難を救はんと欲せしに、忽銃丸我等か側を鳴  
渡りて船の後に落つ、是において予施すへき術

なければ、砲を放ち敵を防かしむ、然るに我銃丸  
の小さくて陸に届き難く、又押寄んには人少くて  
利を得へきにあらず、此に因て已む事を得ず、一  
計を設けて公に告ぐ、我等是より速にオホーッ  
カに返り牢事の備を提し、直に此所に来りて公等  
を救ひ出すへし、もし此事ならんは、此海濱を  
さらす、我等命を棄へし、若日本人公等に、此返書  
を我に贈る事を許さば、宜く公等の計略を示す  
へし、暫其策に従はん、船中の諸士一同、公等の  
ために命を棄るを俟のみ、

千八百十一年第七月二日

ヘテル リコルト  
イルヤ リユタコフ

我等此書翰を再三讀ければ、日本人通事もて此譯  
を問しかば、予直に通辯しなから、所々原意を改め  
文句を作り更に説けり、其趣意リコルトより放て  
る銃丸は、防禦の爲にて日本人に敵するにあらず、  
是は日本の陣屋より先砲を放てる故、是を防んご  
なり、テイヤナより放てる銃丸の小なるを、船中銃  
の少きを以て察すへし、又リコルトか日本の陣屋



にせめ入んどの企は堅く秘して辯せず、是爾後我等をして他所に移居せしめざらんか爲也、オホーツカに歸り、牢事の備するといふを伴て、俄羅斯政家の命なければ、日本地に船を寄る事ならざれば、オホーツカに歸り政家の命を請なりと辯せり、

右のごとくリコルトの書翰を解き明らむるに、凡半時餘にして日本人其趣意を會得して、此報書等送る事を許さば、彼に達すへきやと問しかば、予答て彼船は此度の事を俄羅斯政家に達せんか爲、報書を俟す速に返り去たらんといへり、

リコルトの書翰の事に於ては、日本人別に問を起す事なく止ぬ、夫より又外の問を始めしか、前日のことく諸事混雜して、次第なく無益の事を多く問り、其内著しきは、

問云、ラックスマンか日本に来れる時、彼に與へし日本の命令書あるを知れるや、又長崎にてレザノフにもあたへし論書あり、然るに汝等何故に日本の海濱に来るや、我邦にては俄羅斯人のみならず、凡て異國の人の入事を總して禁す、も

と異國の船安に日本海濱に来る時は、其人を捕生涯囚獄し、其船は燒棄るは日本國法なる事を、レザノフよりも聞知へき筈也と、

予答て、ラックスマン及びレザノフの日本に来て、聞來れる日本國法の事は、豫め我國に移牒にて是を知れり、但し、日本人は俄羅斯人と交易する事を許さず、又其船の日本の湊に入事を禁するとは聞り、豈日本の近海にて危難に逢たる船をも、其海濱に寄る事を禁すと思はんや、如何なる愚昧の野人といへども、危難に遇る航海の人を扶助する事を知らざるへけんや、予か船食料薪水に乏しきを以て、日本の海濱によせし也、已に予かエトロフにて邂逅せし日本の官人は、予に書を與へ懇に教て、フウレベツに行て其品を求むへしといへり、然るに逆風に遭ひ、フウレベツに行事能はず、因てクナジリによせ、日本人に我等の逆意なき事を告、船中乏しき品を乞求んと欲してなり、其節の事は日本人も、已に詳に知れる所也と、

其時彼又、エトロフにて日本人に逢しより、クナジ

リにて捕はれたるまでの事を、詳に話し聞せよといへり、そのさま其始末を絶て知らざるもの、ことし、且クナジリにて我等小樽に納めて、漁村に遺し置ける品、未だ爰に來らざるを驚とみえたり、彼また問て、予等食料に乏しくなりても、同所に針路を問せたるや、地圖にて委しく示すへしと、予其地圖に向ひ海路の順次を示せり、此日の問も無用の事多く、譬は第那瑪爾加、諸厄里亞人等の風俗、或は船を送る所如何の所なるや、材木は何を用るや、幾何日數にて全成就するや等を問、彼か好事に出たりとみゆ、其内俄羅斯國の大さ、海軍の備を問しかば、予其答の序に、止白里にある城堡屯戍の員數、オホーツカ、葛模沙都加の湊、及亞墨利加の北面濱にある舟船、并べテルスブルグの湊にある官船迄の事を話しけるに、又其數を問ゆる漫に答へしか、後適クナジリ人の偽言と暗に其數合したるも、後に予か不幸なりき、自注、按に、此事後にみゆ、此日も度を席を退き、食事をなし酒烟草等を喫し、暮に及て牢に歸りぬ、

一次の兩日に呼出す事もなし、但し、日本人少しは

我等を憐むの心おこりしとみえて、水夫共に酒を與へて、牢屋の板敷にて我等の襦袢を洗濯せしむ、初因となりし時より、只一度我等襦袢を油をこしもなく、自注、按するに、彼國にては、常に砂盆を加て洗濯す、濯き與へられしか、此頃より數度洗濯する事を得て、大に快く氣を潔くするの一事なれり、

又テイヤナより送り越せる衣服を與へしに、又水夫等へは、我等か願に従て襦袢をあたへ、又桶に湯をもわかし、我等に浴せしむ、此日も例のごとし、毎日時を定めて來訪ふ官人來て、我等に好茶、砂糖、果實、酒等をあたへり、其内に佐川助右衛門といへる者あり、甚慇懃にて、別に我等に惠める品もあらねど、常に我等を憐み思ふ氣色なり、後にきけは、近頃彼か兄弟小船にのりて、風波に逢ひ行方知れずなりしと、彼其同胞の何の國にてか、予等か身上のごとく、不幸に逢事もあらんかと思やりて、予等を憐む事と見えたり、

ホーシトフが、サカン島にて偽作する移牒、并予等かエトロフ及クナジリに遣し置ける銅板を見る事、



一 第八月三十一日自注、我七、月廿五日の朝、例のごとく我等を來訪ふ官人、醫者、通事來り、モウルを呼て一通の書をしめす、モウル是を讀て笑ひを含みて、これは全く偽書なりといひつゝ、輕しくワシリイミハイロウイチも是を聞きて、其文を讀に、

千八百六年第十月十二日、自注、我文化三年九月一日、俄羅斯軍艦の次シユの自注、船名、船長ホーシトフ、俄羅斯のアレキサンデル第一世帝の臣下として、サガリン自注、北蝦夷地島を總督す、其土人并にアニソ港自注、クシエン、西側諸村の父老に告知らしむ、銀のメタイレを帶る徽なりとて、俄羅斯及異國の海船も此所に至らば、此土人は俄羅斯の臣屬たるを示すべし、自注、豫按に、銀にて造れる帝王の肖像を鑄附たる錢貨の如きもの也、軍功有者の外は帝王よりは常人に賜らず、又ウラヂミルオルテ云ものは、凡て西洋諸國習勇の者を撰ひ、國王より士卒を賜して、國家の大事ある時は、共に會合して力を盡す、其同盟の者を認してリカトルアルテといふ、明人は義會を譯す、蓋し其同盟のものには、おのゝ國王より、美觀に造れる記章を與へて是を佩ふ、其佩る所の紐にも又各種の差別あり、ウラヂミルは、其義會の稱號にして、オルテハイツテルを略するものなり、

フレガ自注、按に、船の種類の名、船長ロイテトン自注、ホウシトフ印と記せり、官名、ホ一夫日本人は、諸事を甚綿密に穿鑿し、其行ふ所嚴

酷にして、少しも過失ある時は、重き罪に處する所を其政俗とすれば、日本人の意にては、他邦の人も己か偽のごとく思ひ、此ホーシトフの書を證として、ホーシトフか亂妨は、俄羅斯帝王の命なりとし、我は彼聞者にて爰に來り、日本地を掠奪するの計なりと思へるなるへし、此事を我等如何して明白に説きあかし、彼等を安せしめんやと暫く思惟して、臆する所なく彼官人に向、夫ホーシトフの事は、畢竟一口にはいへば、思慮なき無法のものにして、他邦の人民を俄羅斯に屬せんと計るに、其威力なければ、彼野人等に我帝王の像あるメタイレを示し、己か商船を俄羅斯官船と詭れるなり、かく思惟して見よ、天下に廣大富強の聞えある俄羅斯國として、僅の荒地を争ひとらんや、且纒の人数を送りて村落を亂妨放火し、自ら大國の恥辱を招く事をなさんや、又何を以て帝王の肖像あるメタイレを卑き商船の主に與へ、記章にせしめんや、按するに、記章詳ならず、是全くメタイレの用法をしらざる者の所爲にして、實に笑ふべきの甚しきなり、凡我國にてメタイレを與へ、他國に行しむるは法ある事に

て、是を所持するものは、亂妨放火の惡事を戒め、唯其帝像を崇み敬ひ、其仁徳を仰き慕はん事を標するかためなり、ホーシトフかいかんぞ、帝家より此重任を授くるの理あらんや、譬は今日日本の船二艘、我クルル諸島に來り襲はんと、漫に日本帝家の命受來れるとすに等し、何を疑を含んや、もし是を信用せずんば速に我等を殺すべし、我等命を失ふを恐るゝ事なし、只何歟實事顯れて、其時予か言を信せざるを後悔し、却て我等か非命の死を慙むとも詮なからん、且俄羅斯の官家に於て、日本人の不仁なる所爲を恨むべき事こそ痛ましけれと説しかば、彼官人黙して是を聽、信服せしやうなれ共、敢て信用せざるおもたちにて苦笑せり、夫よりまたホーシトフか書面の解を聽、且メタイレを彼所持する像故、并にニコラーサンドレエフとホーシトフとは同人なりやを問ふ、予一々答、且フレガといへる船は、唯官船のみならず、商船にもある事を説示し、又ウラヂミルオルテの記章を佩る紐は、縞ある打紐なりとのみ答て、詳に是を辨せず、亦例のごとく枝葉多く廣かり、必二三時を費し皆を勞

せん事を厭ひてなり、又云ウラヂミルオルテの紐を帶る事は、俄羅斯帝家の許ならては、恣に自用ゆる事能はず、亦銀のメタイレは軍功ある兵士に賞賜するものなり、其者死すれば間を他人是を買請て、美觀に備へるのみにて、是を佩る事をゆるさず、ホーシトフも定てメタイレを買得たるものなるへし、彼か亞墨利加商船の次官となりて、ホーシトフと呼ぶ、ニコラーサンドレエフとは商船の業をなす、平人の時の名なりと答へて其日は畢りぬ、

一 翌第九月一日、自注、我七、月廿六日、例のごとく我等を官府に呼出せり、此日は雨降ければ、一人つゝ傘をさしかけ伴ひ行けり、此後雨天には口口けり、扱長官の前に出れば、ホーシトフの書とメタイレの譯を問しゆゑ、予前日のことく答へたり、彼又移せる職章を出して何の記號なるやと問、予答て軍艦の職章は官家より賜ふ處とす、商船の職章はおのゝ、自ら標する故に、此摸する所は如何を知らず、但思ふにホーシトフも、軍艦と商船とを別たんとこの書なるへしと、自注、保按に、商船を軍艦にも用ん、この二の職章を所持せしならんとの、疑念なるへし、官人



予か答を全く理會せずして又問ふ、此二つの幟章は共に官より出すものにして、一は敵國と戰爭する時に用ひ、一は交易する時に用ふるものならずや、

日本人の意には、軍艦も交易する物と思へりと思ゆ、彼か外國との交易は、唯和蘭、支那、朝鮮、琉球のみ定法ありて、其貨物を官に買取り、再び其國の商賈に賣與ふるなり、

予答て、歐羅巴にては軍艦にて交易をなすといふ事なしと、彼問、ホーシトフは何ゆゑに歐羅巴より遠き日本海濱に、軍艦の幟章を持來れるや、予答ホーシトフか所爲は、誰も詳かに知るものなし、但察するに、自ら其商船を軍艦となす時の爲なるか、然れども、軍艦のはたしるしは、固より官家の免なければ用ふる事あたはざるものなりと、彼又軍艦幟章の大小口畫等を問ふ、またいかなる時に、俄羅斯帝家よりその幟章を免し、あたふるや等の用もなき事餘多にして、一時計を費し我等を疲勞せしめたり、自注、據按に、此幟は嘗てホーシトフ蝦夷地方に寇せし時、土人を虜となし、再び是を我國に返す時、二艘の幟章を出し示して、予次年後日本海濱に來るべし、其時もし日本人交易をなさんと欲せば、甲の幟章を出すべし、又敵せんことを乙

の幟章を出すべしといへる、今爰に出して問所のものは、恐らくは其旗となりしもの、覺え來りし幟章なるべし、コロウインはこの事を絶てしらするゆゑ、此答は其分明ならざる歟、  
一又日本人夫より二つの小き銅板を持出せり、是は我等かエトロフとクナジリとに遣し置たる所にて、エトロフにては、是を日本の官人に與へ、クナジリにては、島人の住居たる一村に遣し置たり、其銅板には羅甸語、俄羅斯語にて、

俄羅斯帝 テイヤナ船 曆數千八百十一年

と記せり、此品は我等航海中に寄泊する所々、人の住するにもせよ、住せざるにもせよ、必一枚を遣し置也、無人島にては是を木に打つけ置なり、譬はもし我船風波の難に逢ん後、搜し尋ん人のこれを見て、我船の至りし處々を認めしめんとなり、但し是迄此事を日本人に説き示さざりき、彼銅板の文字を問しかば、予其義説示せしに、彼又問、長崎に來る和蘭人より聞しは、歐羅巴人斯の如き銅板を諸島に遣し置は、其島を己におのれの手へ屬せんと欲する爲也と、此所も定めて其意成へしと、予答て、歐羅巴人の其事に用るものは、別に文字ありて其品とは異なりと、然れども予の意を信用せざる様

子なりき、此日はホーシトフの書、メタイレ、銅板の事にて多時を費し、其外は例のごとく、次第なき事どもにて、或は俄羅斯及び歐羅巴軍艦の數、漆の數等の事にて、予も盡く記するに堪ず、夕に至て牢に歸り休みの、  
一此日官府にて休息し食せし時に、廳の外にて我等互に相語る事を得たり、其時互に話しけるは、今日の我等の様子、何れとも好事とは思はれず、ホーシトフの書面の辨解も、日本人能會得せしともみえず、只我等をホーシトフの間者のことと思へるか、然らば終には死刑にならんか、又夫よりも勝りて苦しき生涯囚となるべきか、左もあらは逃出門より外に身を救ふの術なし、然れども此事如何してよからん、我等兩人にて牢中にあれば、一同議する事能はず、予私に思ふに、官府より歸る暮に及へる時、勇を奮て逃出んと計れ共、固より守護人の多く、往來には見物の人群集して我等を取圍み、辛ふして通行する程なれば、容易に其事を遂へしとも思はれず、實に術計盡果たり、只此上は我等一所に牢中に居たらんには、相ともに計らん事もあるべ

きかと、互に歎息せしのみ、  
一第九月五日、自注、我七我等又長官の前に出て、朝より晝迄種々の問あり、其時七人の日本人出て、我等は曾て葛模沙都加に至りし者にて、何時何の所に居り、備等か出帆の時は、下葛模沙都加に在しなど云る事を委しく話せしかども、我等は知らぬ事なりとて、其言に拘はらざりき、實にモウルは彼等を見し事も有けれ共、知れりといは、又例のごとく枝葉多く、種々問を引出さん事を恐て告ざりき、午後暫の間別室にて休息し、茶、烟草杯喫し居るに、熊次郎我等か側に來り、二三の俄羅斯語を學へり、夫より再び長官の前に出しに、爰に七十計の白髪の老人有、此人はラックスマンの日本に來し時より、俄羅斯語を聞覚え書集めしとて、冊子出して、自分よめるを聞しに、初の内は全く何れの國の語たるを解せざりしか、彼か自分俄羅斯語なりとて、謬り聞せけるまゝの單語を書集めたるなり、我等是をみて思はず笑を發せり、其時彼老人、是は予か七十年來學ひし俄羅斯語なりと云て、自ら大笑して止たる、長官退れて後我も牢へ歸りぬ、此頃



は日本人も我等と漸々親しくなりて、特に看守のものは別して心易く、時々モウルに許して、廊下及板敷に出て火にあたらしめたり、

第八月の末、月注、我七朝夕は甚だ寒氣強く、モウルは尤寒に苦みしかは、看守の者朝夕は、モウルか牢のうしろなる廊下の板敷にある爐にあたらしめたり、

此に因て、モウル時々予牢の格子に近附、種々の話もなせり、但看守の者に、俄羅斯語を知れる者もあらんかど、高聲には語らざりき、扱食物は前のことく能悪にして、屢其事を促せしかども改る事もなく、或日モウル熊次郎に向ひ、我等を犬を飼ふやうに心得たりしやといひしに、熊次郎答、いかにも尤の事なれども、此は予か預からの事なれば詮なし、然し向後左様の詞は猥に云ことなかれ、他人是を聞は蓋あしかりなんといへり、

一我等か身の上如何成行やらん、日本の政官我等か説明めし事をいか、悟りて、我等を如何なす事にや、かく重く災厄に沈みて心ならず思ふ折から、管地上の變災のみならず、此頃は彗星さへ現れて、

天上の異變にも逢に至れり、日本人は是を見て何といふやらん、定て天體を知る者もあるへし、其説を聞まほしと思ひ、或時はを問しに、是は變災のしるしなりといへり、予思ふに、日本人も他の亞細亞諸邦の人の如く、彗星を災禍の兆と覺るや、もし其意ならば、我等かために方便になる事もあらんか、又其事を問ければ、果して日本人の意にも、彗星の顯はるゝは、政事の不正なるを天より責戒むるの兆なりと、某の年自注、文化四年丁卯、ホーシトフの日本を襲ひし時にも、此やうの星顯はれたりといへり、

按ずるに、以下の考證は尤枝葉なれども、箱館入牢中の事なるを姑存す。

一九月十三日、月注、我八長官の命とて一官人來りていへるは、クナジリに取收めし備等か衣服を與へし、其好める品をいふへし、是漸寒氣も強くなれば、冬の衣を備へる爲なり、予は外套、袴、襦袢、帽子、メリヤス、細鼻巾等を乞得たり、モウル、ヘレフニコフ井水夫等も各其品を乞得たり、扱水夫等は交代せしむる事なれば、第八月三十一日、自注、我七モウルか方には、シカヨフの代にワシリエフ來り、又九月二十三日、月注、我八我方には、マカロフの代に

シカヨフ來れり、彼私に告て云、爰に一奇あり、シイモノフ日本人の粗忽にて、一箇の小刀を得たり、其故は水夫は常々船中にて櫓に登るなれば、其執る所の品の落さらん爲に、常々小刀は筒にさし、革の紐をつけて鈕卸の孔に申し結び置なり、シイモノフか衣にかくなし置けるを、日本人は其儘彼等に與へり、其革の紐は目に立ものなるに、氣の附さるは幸なりと、予大に驚き云やう、日本人は諸事に心を用ひ、細密なる上奇物を好める質なるに、其小刀を認め得ざるはいふかしき事なり、彼是を見は必取上へし、予嘗て爪を剪むと欲し鉸刀を乞しに與へず、我手を格子の間より出さしめて爪を取たり、又或時衣の綻ひを縫んとて針を乞しに與へず、彼來て是を縫れり、然るに今其小刀を見附さるは實に大幸といふへし、其小刀は尤要用の品なれば、シイモノフに屬し、能是を祕藏して寶のごとくすへし、もし日本人其革の紐をみ答てとほ、是の帽子を風に取去られさらん爲に、結び留る紐なりと欺くへしと教へぬ、シカヨフ又告けるは、同心等の語るをきけば、我等を松前に送るとて、先頃乗りし

山橋を此所に持出して、我らに其用意すへしとなり、果して此日の夕官人より、我等に日本製の木綿の雨衣、笠、脚半、草鞋を送れり、以上、遭厄日本記事、

通航一覽卷之三百一終



通航一覽卷之三百二

魯西亞國部三十

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島

文化八辛未年八月廿五日、箱館の役人俘囚を携へ、松前に至り牢舎せしむ、本邦の記事に此事を記さず、今遭厄日本記事に據る、

一千八百十一年九月二十六日自注、我文化八年の夕八月二十一日、の夕に、官人等我か牢の前に來り、通事を以て姓名を渡し、明日晴天なれば、日出を待て松前へ出達すへし、恙なく松前に至り、速かに備等か身の上を評決あるへしと、懇に事情を演たり、然るに明日牢を出て旅途に赴んとする時は、縄を以て我等を繋ぎ、一人の同心縄を取、一人は是を守れり、其さま前に別を告て無事を祝せし様子に齟齬せり、然れども見物の諸人は、我等の體を嘲ける様子共見えざりき、此等の事子實に、日本人の所爲の異なる事を諷れり、

一翌日正午頃箱館を發足せり、其旅裝は先にクナヅリより箱館に來りし時のごとく、但我等か乗へ

き山橋の外に駄馬と乗馬とあり、駄馬は我等か衣服、衣具等を駄せり、我等か居所より凡百間計も離れたる街に、一行の歩卒武器を携へて排列せし所あり、此所より旅途に赴く也、此日は暖かにして美日なれば、見物の人群集し、又我等を送り來れる者も多く、凡二里許も從ひ來れり、扱我等を導き行ものは、總司一人、次官二人、其餘從ふ者多く、或は山橋を荷ひ、馬を牽く者等都て人數多く、中には小休所にて交代するもあり、又外に通事の熊次郎と、醫者の東江も從へり、

一我等已に五十日計も、箱館の牢内に在しかば、すすみて歩行せんと欲し、只疲れされは馬にも乘ましと乞ければ、我等か意にまかせて歩行せしめ、繩をも巻て革當に挿み、自由に歩行する様になせり、但、其途中村落に到る時は、始のこごとく繩を取行けり、箱館を離れ濱邊を行に向ふに岬あり、其麓に市街あり、夫より小山に上るに爰に砲臺あり、これは此海灣に敵船の入るを防く備へなりと見えたり、但、山高くして海門廣し、恐くは此備は益なからむ、

此臺場は、胸の高さの土塀を築て、其後に三四挺の小さき銅砲ありて、車臺に載たり、其臺は全く歐羅巴の製と異なり、又土塀の基に一の大砲あり、

一貫五百目より一貫八百目許の筒と見え、横木の上にのせたり、蓋し斯の如き大砲を車臺にのせ放つ時は、一發にてその臺壞るゝか故に、此横木の臺にのせ置と見えたり、

我等此砲臺の前を通行せし時、甚力を落せる事あり、其故は此備を我等に隠す事なく、あらはに見せしむるは、生涯囚となすへき微ならずや、是に付ても箱館にて履思へる如く、此上我等か身を救はんには、只出奔するより他なしとて、更に其事を慮るに、如何してか是を遂へきや、今旅途に在て夜は全く繩を解おけども、守護の人衆交代して眠らされは、其隙なく、又途中にて不意に間道に遁去んには、彼等多く取圍み行けは、威力を奮はされは爲へからず、然るに只我等か身に添ふものごては、シイモノフカ持る小刀のみにして、絶て彼に敵すへきやうなし、今ははや百計千慮も盡果たり、

一旅中にも、食物は前の通り兪惡にして、日に三

度也、晝は小休所にて食せり、さて此旅中人民甚多く、村落も數多あり、其土人漁獵或は海藻を取を業とす、又大きな園圃ありて蘿蔔を植たり、

日本人貧富共に藥に蘿蔔を用る、俄羅斯人の蔬菜を用ゆるか如し、又これを鹽漬になし、飯を食する時鹽に代へ用ゆ、又魚肉杯鹽を要る時も、蘿蔔薄くへぎて食す、

一同月廿九日、自注、我八月二十四日、松前を去事半日路計の村に止宿せり、此時熊次郎予にいへるは、松前に到て奉行所にて問事あらん、其時今迄答へし事を齟齬せざるやうに説へし、もし其詞に相違ある時は、日本の法にて大に咎めらるゝ事なりと、又我等に上好の煙草と紙とを多くあたへたり、

日本人は、鼻涕を拭ふに布を用ひす紙を用ふ、富貴の人はよき紙を用ひ、貧賤の者は兪紙を用ふ、我にも箱館にては兪紙を與へしか、爰にてはよき紙を與へたり、

熊次郎いふ、此紙と煙草の二品は、松前に到りて、備等此等の物に乏しきをみる時は、此度護送する我等の無念なる故、かく多く與ふるなりと、彼また



いはく、醫者江注、東、か兼而備等云聞せるごとく、松前にてはよき家居に住する事と思ふへからず、只一箇の牢にて何れも一所に置きなると、此烟草と紙とをあたへし事はいかなる心にや、予には會得せざりき、

一同月三十日自注、同日、或村に休息す、此所より松前迄三十町も有へしと、爰に同心及人夫等多勢來り、小半時はかりも時を移せし内に、我等を送り來れる人々、皆よき衣服をあらため、是より松前に入りて、箱館に至りし時の如く我等を伴ひ、濱に沿て行事四五十町計にして、廣き所に至りぬ、此所殊に見物の人衆夥しく、廣き所に充滿せり、小高き山にかゝり、岸に従ひ行けり、是松前の城の外堡なり、夫より内の方に入て、一の新に柵圍せし所に至り、其柵の内に入れり、こゝにて我等を送り來りし同心等に別れたり、夫より又内に入れば、尙又高き柵圍に高き門あり、其内に入れれば、こゝは我等を置所とてはのくらき屋舎あり、予とモウル、ヘレフニコフの三人を置牢舎なり、アレキセイと水夫とは、別の牢舎に入れたり、

一松前の我等か居る獄舎の様子をみるに、日光の入る事遅き處とみえて、天晴る、時も内はほのくらし、獄舎の周りは板塀を環らし、其内に牢舎あり、何れも新たに造りしとみえて、こゝかしこ木屑の落散れるも、未掃除せあり、都てよき材木にて造り、其費も亦少からずと見ゆ、我等を早々めし返さんに、斯のとき大費を起すは、實に益なき事なり、たとひ一兩年居らしむとも、尙簡易の仕かたもあらんに、斯の如きは必ず我等を、生涯囚へおくへき設けなるへしと思はれ、心たのみも失て、更に憂苦いはんかたなし、いつれもち沈み黙してありしか、爰に晩飯とて飯と魚肉一片、煮豆一握許を格子の間よりさし入れおくものあり、予は隅の方に居し故、其人を見ざりしか、拙き俄羅斯語にて第三等の人は自注、モル、何處に在すと問へり、モウル取敢す彼に向て、俄羅斯語をいつれの所にて習へるやと問ひければ、葛模沙都加にてと答ふ、モウル又爾自分葛模沙都加に居しやと云ければ、彼モウルか己をみしれりとこゝろ得てよろこひ、此事を通事に語りしとなり、先に我等日本人に答へしか、

葛模沙都加には過し春、漂泊せし六人の日本人より外にはあらず、此者とも我等みたる事なしと答へし事あれば、彼もの、心得違なる事を通事に説きけれども、通事は唯うか／＼いふて立ざりぬ、是に依て又日本人と我等疑はれ、隠すこと多かりしと思はるゝも、又不幸の一なるへし、さても彼男はホウシトフか爲に捕はれ、葛模沙都加に行たるや、或は自分漂泊して彼所に居たるや、其實否を聞まほしかりし、獄屋の構は、長さ二十五歩、濶さ十五歩、高さ二尋許にして、三面は壁にて少しの隙なく、只南面を太き材にて、間各四寸許を隔て格子の鎖す、此小屋の中央に二の牢あり、亦皆太き材にて格子を造り周らせり、一所は長さ六歩、廣さ一丈許あり、爰に予とモウル、ヘレフニコフの三人を居らしめ、又一所は長さ八歩、廣さ前と同しく、此所にはアレキセイ及水夫等を居らしむ、此二の牢の間は板にて隔て、我等と水夫等の方と互に見えざる様になせり、牢の入口は甚低く、僅に這入るほどなり、こゝに太き撰木に鐵の錠をおろしたり、其側に

小窓ありて、此より飲食を入るゝ、又壁の後に厨あり、其形下に孔を穿ちて、方成る水溜のごとくし兩便所とす、牢の側に守舎あり、官の同心二人つゝ守り居て、常に我等に眼を離す事なし、獄屋を七八間離れて周りに高き塀あり、獄屋の口と對せし處に、小き門を穿てり、此塀の外に又塀あり、其間は平地にして、守舎と厨房と作工塀の如きあり、此守舎は津輕侯の足輕に守らしむと云ふ、彼等は獄屋へは出入せず、高塀の外周を半時毎に廻り、夜はたへず燈を點して、廻る時柵をうてり、内の看守人は是に異にして、半時ごとに牢の外周を回り、格子の外より内を點せり、さて此所一方は崖高く、一方は低き地にて小川あり、これに添ふて小路ありて城の内外と隔つ、夜のけしきは一し、ほ物すこく、牢内に燈火なし、只守舎に紙にて張たる燈臺に、魚油の燈火あるのみにて光り暗く、稍格子の外より牢中の物を見わくるまでにして、其外は真にくらし、深更に至れば物音も絶靜り、半時毎に夜廻りの足輕、戸の撰を打鳴す杯に驚かされ、少しの間も眠り得ず、或は少しく眠れば、怖しき事を夢みて驚き覺



むるゆる、とても安眠する事は思ひたえぬ、以上、遣厄日本記事、

同年十月、荒尾但馬守在勤松前、再三俘囚八人を糺問し、事情稍分明なるにより、此ころ腰繩をゆるし、都てあつたをゆるくす、同晦日其通辯書等を江戸に進達す、時に俘囚扱ひ方の事により、在府の奉行に就て伺ふ旨あり、

文化八年十月晦日、荒馬但馬守より小笠原伊勢守、村垣辰路守に松前奉行、共、贈る御用状

魯西亞人并ラソワ人共、渡來之事情相尋候書面一冊、魯西亞人渡來之始末、且歸國願之趣共、則彼等爲相認候横文字書付二冊、右願書は通辯書一冊相添、都合四冊差進申候、魯西亞人認候始末書之儀は、相尋候書面之通辯書之趣、先同様御座候間、差上候にも及間敷哉にも存候へ共、其儘にては分り難く御座候間、通辯書追便差進候様可仕候、當便手廻り兼候付、右通辯書は跡より差進可申候、尤横文字書面和解等も、被仰付候儀も可有御座哉と、兩冊共差進申候、相尋候書面之儀は、本書之積取調候得共、紙數にも有之候間、誤字等可有之儀も難計、猶御熟覽之上、若其儘御進達も被下候は、宜敷御口

上御添御進達御座候様致し度、萬一左様も被成兼候は、御仕立直御進達可被下候、

一魯西亞國之様子其外之儀共、追々相尋爲承候趣共、雜記に仕立差出候様可仕と存候、

一魯西亞人置所之儀、先得御意置候通、半屋同様嚴重に補理入置候處、追々相尋候上、別紙尋書之通、魯西亞人共別心有之渡來致し候儀には無之、實に難風に逢ひ漂流いたし、薪水食料等に差支、右品爲可乞請エトロフ、クナジリの上陸致し候段、無相違相聞、渡來の始末相分り、全漂流船之儀に付、是迄之通、囚人同様之取扱に致し可置譯之者とも不被存候間、申口突合之上、腰繩差免し、且時分柄追々寒氣も募、日々雪風烈敷、置處火氣無之候而者凌兼候趣候間、則右置處の所を極め火を入遣し、都而之取扱方最初よりは少々相弛め遣し申候、尤右之趣當所詰津輕家重役にも心得方爲相談、置所稍外并火之元等別而心付候様申達置候、此段爲御心得申進候、勿論魯西亞人取計方御下知有之候迄は、病人等無之候様いたし度候處、彼等在國冬分之手當と違ひ、當置所甚寒氣強く候趣申聞、如何計敷寒氣を恐

れ候趣に付、極寒に至り候而は、猶更是迄之置所に而は手當も行届申間敷候間、右者去る辰年御在勤中御取扱之ガアデキ人ヤグ置所之例を以、按ず、文化五年年ガアデキ人取扱の事、今詳ならず、私領引拂之砌、御買上相成候明家之内補理引移、外廻取締之儀者津輕家へ申達、并支配同心共をも附置、其外手續等は迄之趣を以、晝夜火之元等別而爲念入候様取計候は、差支も有御座間敷と存候間、右之趣を以手當致し遣度存候得共、御趣意之程も難計、右等之趣可然御含、宜御内慮御伺之上、右置所引移、并此上取扱方相弛め可然儀御座候は、其段早便を以被仰下候様いたし度候、

一クナジリに而取上、當方々差出候魯西亞人所持之品者、佐藤茂兵衛按ずるに、松前奉行支配調役、出府之節持越候積、委細同人の申談置候、

一去る寅年按ずるに、文化三年なり、魯西亞人北蝦夷地の渡來、亂妨致し候節、同處按ずるに、カラクシユンコタン乙名へ差遣候横文字書付寫一枚有之候間、魯西亞人の爲讀候處、別紙通辯書之通にて、右書付之趣粗相分候間、通辯書入御覽候方にも可有御座と存、右横

文字書付寫、并通辯書共相添差進申候、思召も無之候は、可然被仰上御進達可被下候、

一去る卯年、魯西亞船より差戻候北蝦夷地番人共持越候横文字書付も、按ずるに、文化四年エトロフ島亂妨の、因の番人に託し來せし横文字なり、魯西亞人共爲讀候は、相分り可申と存候處、右書付類當方に無之、箱館に而も致燒失、其表には可有之存候間、右之外にも書付類有之候は、御取揃、本紙にても寫にても、早々御差越有之候様致し度、爲讀候は、相分候儀も可有之と存候間、此段申進候、

一魯西亞人共當方にて尋も相濟候は、箱館へ可差遣旨、先達而御書取を以被仰渡候間、同所可差遣處、別紙尋書之内御不審等之廉も有之候節は、猶又魯西亞人共當方へ呼出し、相尋候儀も可有御座、左候へは時分柄別而其度々、往返之村々にても難儀致し、自ら無益之御失費も相懸り、其上前書申進候通、取扱方も弛候様に相成候へは、箱館には置所も無之、新規補理不申候ては不相成趣に付、左候ては二濟之御入用も相懸り、御存之通り當方には私領引拂之節、御買上に相成候明家も有之、旁便利に



て、殊に雜記取調候廉々相尋候儀も有之候間、先日當方へ差置申候、此段御含宜被仰上置可被下候、乍去早々箱館に差遣候様にこの御趣意にも御座候は、其段早便被仰越候様致し度存候、

一魯西亞人共中口相分候上は、見越候儀には御座候得共、身分之儀御返しにも相成候儀にも可有之候哉、其御地にて御存寄等可被仰上儀と存候付、愚存之趣も取調、重便差進候様可致候、

按ずるに、この狀によれば、横文字其外差進の事文中にみゆれども所見なきもの多し、但し、この願書通譯書あり、下に載す。  
同月十五日、魯西亞人願書通譯書、

大日本國王天下を被爲成御治世候、將又御當國御支配村々場所々々島々迄、御仁惠を以被爲在御守護候御奉行様

魯西亞國帝王之臣

- |      |   |   |    |     |   |    |
|------|---|---|----|-----|---|----|
| 役名カ  | ビ | タ | ン  | 名前ガ | ワ | ビン |
| 役名レイ | チ | ア | ナ  | 名前モ | ウ | ル  |
| 役名シ  | ト | ロ | マン | 名前ヘ | レ | フ  |
| 役名マ  | ダ | ロ | ス  | 名前マ | カ | ロ  |
|      |   |   |    |     | カ | ヨ  |
|      |   |   |    |     | シ | イ  |
|      |   |   |    |     | モ | ノ  |
|      |   |   |    |     | フ | フ  |

ラソフ人 フシレヨフ  
ヲシレヨフ  
ラソフ人 フロキセ  
御奉行様御賢慮難有御推考被爲在候付、先頃者私共相果候儀と推量仕、天道へ存命之儀而已奉祈候、然處、御奉行様奉得拜顔、御慈悲之御教訓有之候付、以御影蘇命仕候様奉存難澁之儀無之、猶以御賢恕被下置、私共始末之儀書面を以可申上旨被仰渡、依之、私共皆々精力を盡し、信實之儀奉申上候得共、簡條之内には不行届儀も可有御座哉奉恐入候、此段私共一同御免之程謹而奉願上候、誠以虚言之儀は少しも不奉申上、以御影私共胸中相晴候得者、天道之報も有之哉に奉存候、扱又此以後如何様成儀有之、私共此願書魯西亞帝王披見も可有之哉之事も難計御座候得者、諸事有體之儀奉申上、偽を申上候へは、帝王并重役人共より罰を蒙候儀御座候、此段御奉行様御推察被下、私共差上候書面、信實之處相認候儀御座候、私共亂妨罷越候様御疑も有之、惡心之者同様御察も可有御座候得共、全以左様之儀には無御座、此段天道をかけ申上候、逢難風漂流

仕、此度御支配之場所へ、私共一同不計も漂着仕難儀仕候付、無據申付、御場所より斷もなく食料等爲相取候程に相せまり候體御座候得共、代料を以不殘返納可仕心懸罷在候儀御座候、

一ホウシトフ、按ずるに、遭厄日本紀事によるに、ホウシトダ一エダフ掟を相背盜仕候付、魯西亞國之者不殘不

四年のエトロフ宜もの之様、御察も可有御座と奉恐入候得共、按ずるに、文化島亂妨ないふ、御奉行様御守護被爲在候御場所は勿論、諸國一統御掟嚴重にて、諸民明らかに御座候得共、矢張右様の者有之候節は、御仕置にも被仰付候儀可有御座、右同様にて、惡黨仕候趣、魯西亞重役人共へ相聞候付、右之者共吟味之上被行死刑候、私共始末之儀は、乍恐天道も御存有之候様奉存候、ホウシトフ、ダ一エダフ共此世界に無之候、

一御吟味之節御糺御座候者、レザノツト儀、長崎へ罷越候節、按ずるに、文化元年の渡來をさす、魯西亞之もの、以來日本之地に不相越候様被仰渡、若又罷越候得者、嚴敷被仰付候儀御座候得共、右之越一向存不申、御領分へ罷越難澁仕候、前文之趣承知仕候得者、何れの島にても船を留、食物無之候へは、縦合

給草又は草の根等取之、夫食に仕候共、日本の地に私共罷越不申候、然處エトロフ島に漂着食料差支難儀之趣申上、御慈悲を以書狀被下、按ずるに、水跡の事により、エトロフ諸島に於て、書付を以て與へし旨、前同難有奉存候に付、御手當を御願申上度、御場所へ無別心上陸仕、後且難儀に相成候儀少しも心附不申候、私共心得違仕候儀、御免之程奉願上候、

一以御賢慮私共へ被仰付、書面相認差上候得共、相助候哉、又者相果候哉、何共心痛仕候、彌相果候ても、時節到來魯西亞之者共此書面披見仕候儀も御座候は、私共難儀に迫り相果候儀、愁歎之程歎敷可奉存候、此段御考辨被下、私共一命御救、御助可被下候、扱又御慈悲被下置、追々御手當被下難有奉存候、依之乍恐無覆藏奉申上候、

一御奉行様へ奉願上候者、私共八人御助被成下、無難儀歸國仕候様、御執計被仰付被下置度奉存候、私共終日之苦勞、猶又夜にも能不寐、夢現に而相明し、心痛難休候、親類朋友之ものわ對面仕、此段爲相知相果申度奉存候、  
一御奉行様以御考辨、私共入牢仕難儀之儀御免被



成下、歸國被仰付候は、私共は勿論親類共迄も、生  
生世々之御高恩之爲御姓名を相唱、御武運長久御  
繁榮之程、子々孫々迄も無忘却再拜奉祈候、一同  
無滞歸國之上相果申度、是而已天道の朝暮志願仕  
候、此段幾重にも御慈悲被下置、御開濟之程奉願上  
候、

一御奉行様、猶又重立候御役人中様へ、乍恐私共不  
殘奉願上候者、エトロフ島において、御役人中御執  
成を以、御慈悲書狀被下、フウレベツに相廻り、書狀  
差出食料御願可申上處、折悪敷霧相懸け、風も強く  
吹、海上時化に相成、クナヅリ島の落船、エトロフに  
て被下候書狀差出候は、食料等被下置候儀と奉  
存候處、右體之難儀相成候間、此段宜敷様御執成、  
何卒御慈悲之御沙汰御座候様奉願上候、私共助命  
仕歸國被仰付候は、御奉行様猶又御役人中様御  
高恩、生々世々私共一同子孫に至迄、御高恩之程再  
拜候、私共相果、譬畜生道に落候ても、口舌を持候得  
者、御禮之儀無忘却奉申上候、此段謹而再拜奉願  
上候、

魯西亞國年曆千八百十一年十月

魯西亞國帝王之臣

カビタン ガワビン  
レイチナント モウ  
シトロマン ヘレフニコフ

前書魯西亞人願之趣、其外御吟味之節之魯西亞  
人、并ラシヨワ人ヲロキセ申立之趣、通辯仕候通  
相違無御座候、以上、

未十月十五日

上原熊次郎

文化三丙寅年、魯西亞人北蝦夷地へ渡來亂妨之時、  
同所クシユンコタン乙名に、魯西亞人より相渡横  
文字書付通辯書、

北蝦夷地乙名分之者、不殘魯西亞國帝王アリキッ  
ンドロヘリワコフに別心無之候付、年曆千八百六  
年十月十一日、自注、文化三年九月十一日に相當申候北蝦夷地へ致渡來  
候魯西亞船、船名ユノナ船中重役人ホフストフよ  
り、しるしのため北蝦夷地西手之方入江クシユン  
コタンに住居罷在候乙名に、銀錢一枚、絹糸にて織  
候縞の眞田一筋差遣、魯西亞國腹心之者に相違無  
之候付、右爲證據此書付のホフストフ印形押置候  
間、魯西亞國其外之船北蝦夷地へ渡來致し候は、

乗組之者右書付爲見候は、前書之通相心得可  
申、右書面之控ホフストフ所持之覺書にも記置候  
段、脇書に認有之候、

魯西亞國海上役人

役名レイチアナント

名前ホフストフ

別紙書付甲必丹、モウル、ヘレフニコフに爲讀、右書  
面通辯仕候趣、前書之通御座候、且別紙書付に旗  
様之もの畫有之候へ共、譯合者書面に無之、右魯西  
亞國王之船印に御座候由、前書ホフストフ海上役  
人、役名レイチアナントと認有之候へ共、同人儀  
役人には無之、漁師にて島々へ漁業出稼仕候者に  
て、別紙書付は蝦夷人を懐け候ため、偽之儀を認遣  
候書面と相見、素より謀書之儀故、不都合之文面も  
有之、一體之文意も取兼候得共、先づ前書之趣有之  
候段、ガワビン外二人申聞候、依之、右通辯仕候趣  
申上候、以上、

未十月

上原熊次郎以上、  
續、蝦夷  
端北

一千八百十一年第十月一日、自注、我文化八年八月二十六日明日は我  
等を奉行所にとまひ行よしを告るものあり、翌

二日朝箱館にて呼出せし時のごとく、但此度は、官  
の同心繩を取り伴ひ行き、大なる門を開き其内に  
伴行、第三の廣庭の門の後にて襪を脱せ、是より疊  
敷たる廣き廳堂に入り、襖の前に居らしむ、爰に予  
とモール、ヘレフニコフと□□に座し、水夫等は我  
等か後一階低き處に居る、我等の左にアレキセイ  
を置き、右には獄屋に來給仕するもの、内、俄羅斯  
語を知りたらんと思はる、者二人あり、一人は源  
七と稱し、一人は福松と稱す、又我等の左に熊次郎  
按するに、通詞  
上原熊次郎居れり、彼二人の男は、我等と奉行の間  
の通事役と見ゆれども、彼か方にては此通事は覺  
束なくおもへり、おの／＼奉行の出るを待こと四  
ッ時自注、一刺の四  
分一に當るはかり、此時襖の陰にて多くの人  
聲あり、何やらん笑聲など聞ゆ、然るに一人シイと  
呼ふに従ひて忽ち黙止せり、一人奥なる襖の口に  
坐して、兩手をつき低頭す、此時奉行とみえ、黒き  
常服の袖に紋を付たるを著し、帶の間に短刀を挟  
み、扨從のもの太刀を持てり、其持やう帽にて太刀  
の下の方を纏ひ堅に持てり、奉行出て我等に向ひ上  
座に着くと、太刀持たる者從て其太刀を奉行の左



側に置き退けり、かくて衆人一樣に手をつき、てい寧に禮をなせば、奉行も手を膝上に付て答禮せり、我等は歐羅巴の風にて彼に禮をなせしに、彼點頭笑を含めり、これは親しく交るべき意をあらはすこと、みゆ、かくて奉行懐中より一紙を取り出しみて、我等名を逐一に呼びしかは、我等も隨て會釋し答へり、彼又源七に問ひ何やら言ければ、源七低頭して奉行の命を聞、我等に向て通辯せしかども、彼か言語を全くは解し得ず、蓋し其言備も人なり、如何なる人なりやと云るに似たり、又源七に向ひ、備通辯の未熟なるを隠し、奉行を欺き、却て奉行の怒を得ざる様に、明白に備か通辯の役に當らざるを申へしと言しに、源七予か詞を傾き聞て其意を悟らす、奉行に向て何やら通辯せり、上座に二人の書記役左右に列座して、源七か詞を、我等か答と思へる様にしてこれを記せり、我等源七の愚盲にて恥る事なきには殆んどあきれたり、此者我等か詞を解せざる偽言を述て答とせば、如何なる害を引出さん計られすとおもひ、我等か答は備には云かたしと止むれども、書記役又これをしるし、か

くては又新に問をはしめしむ、予其時アレキセイに向ひ、熊次郎に言しむるは、彼かかくまで奉行を欺きけるを、遂には見あらはさるへしと、しかれども熊次郎も上官の命なければ、憚りてこれを演へ得ず、然るに奉行源七を退け、熊次郎とアレキセイに通事せしめ、源七は側に居て我等か言語を聴しむ、是にて箱館にありしごとく答をはしめ、我等か姓名職業父母兄弟妻子の有無等委しく尋し也、其内に我等の兄弟の姓名年齢職業等を聞、逐一に書記せり、是等の問は、皆奉行自分問をなせり、又レザノツトか日本より返りたる針路、彼か日本へ來れる趣意等、諸種の事を雜へ問へり、終りに奉行言、備等何そ願ふべき事ありやと、予其意を了解せず、是は如何なる示しにや、我等は謀られて囚となり、今將に牢内にて殺されんとするによりて、何事も奉行に明すへきとの事にやと問ければ、奉行言、左にあらす、備等俄羅斯國に歸りたきか、日本國に留り居らんとか願ふ事はなきやと、予答ふ、我が願ふ處二つあり、一は本國に返したまはるへく、一はもし歸る事能すんは、命を保んより速に死せん事

をねかふのみなりと言ければ、奉行甚感したる様にて、傍人に向て長々しく示せしか、衆人傾き聽て各感せるありさまにて、皆憐愍の様になせり、アレキセイ奉行の詞を聞て、稍く其半を解し、其大意を彼かクルル詞にて云けるは、公等も先喜ふへし、奉行の示せる大意は、日本人の心も物に感動する事は、歐羅巴人に異なる事なければ、汝等も必恐る、事なし、詮方なしとて憂へ悶ゆへからず、審かに問ひ糺せしうへ、實にホウシトフの所爲は、全く彼か一己に出たるに違ひなきに極らは、米酒等船中の食料を與へ、本國に歸るべきやうに計ふへし、慎みて無事に身を保つへし、此方よりも勉て温和に看顧すへし、衣服等に不自由あらは憚なく申へし、速に其備をなさんと、我等に此懇切なるを示し、我等を歸國せしめんとあるを厚く謝しければ、奉行は座を立ち、我等にも半舎へ歸るへしとつけられたり、我等かかゝる災厄に遭ふにつきては、日本人において嫌ひ惡むべき事は數多けれども、奉行の示にて先心を安んせし、但熟々思ふに、此人内心奸惡にして、表に仁愛を飾りしともみえされども、我

等以前に偽計に陥入れられ、ついに俘となりしにおもひ合すれば、嘗て聞く東方の内、特に日本人は卑賤なる乞食にても、歐羅巴諸洲の老練せる巧官にも劣るまじき者有と云へるは、實に我等は身上に驗みたる事なれば、今の日本人の詞に疑なき事能はず、恐くは詐偽の國人甘言を以、長く我等を欺、命を天運にすへきと決定せしめ、長く此地に在しめて彼等の利益とする計ならんか、されば我を慰するに、言を巧にして生命を全せしめ、折を得て歐羅巴の藝術を習ひ取て、其利を得んと企ならんも知るへからず、按するに、此他再三紀問の事あれども、大凡かの風俗等の問にて、多少枝葉に似たりは採らず、但し、下に載するところは、みな松前半舎中の事にて、本邦の記事と會照せざるを以て附載す、下此例あり、一千八百十一年第十月中旬自注、我九頃よりは、漸々寒氣強くなりければ、前に與へられたる綿入の衣服并熊の皮にても凌ぎ難き故、居所に風の入さるやうに牢外の格子を紙にて張たり、是に就て我等か望に因て、一の窓を開き麻繩をつけ、開闔をなすやうにせり、此窓より少しく天色と樹草をみる、囚獄の身にては是にても少しは意を慰めり、又牢の前格子より二歩許はなれ、土間に大なる穴を穿ち、



其沿邊を四角に切たる石にて圍み、其内に砂を入れて朝夕炭火を置、其火氣にて牢内を暖めたり、此地、爐を穿んとする場所を、役人、通事、醫者、工匠など評議點檢する事、稍一時計なり、予初めは何事か大なる事を企るならんと思しに、左にはあらず、彼等か思慮に容易ならざる事のあるを察せり、夫は牢内より手を伸して、爐の火に届かざるやうにありたく、又長き烟管にて煙草に火を附る事の自由ならざる様に、其間を隔てんとてかく工夫をなせしなり、凡て日本人は、かゝる瑣細の事にも時刻を費し評議長々しければ、我等か身の上の事を評決せんには、幾許の時日を費さんと、予か心を痛ましむるのわざなりし、其後二三日過て、我等に煙草と煙管を贈り與へり、其煙管は長くして、中央に木にて作れる圓珠を附たり、其珠大にして牢の格子の間を出入せず、蓋し火皿を牢内に入らしめさらんためなり、又しても日本人の格心深くして、かゝる異様なる、熊次郎において甚た不快なりければ、彼等に難して、日本人は歐羅巴の人を人にあらずと思ひて、かやうの事

をなすよといひければ、彼等笑を含て答るは、日本の國法にて、囚人には自他の害を恐れて、總て何によらず、一物たも手に執らせず、まして煙草を喫せしむる事をや、今奉行の殊なる惠にて、牢外へ爐を開き、國法をも破らざらん爲に、かくのこき煙筒を與へ、煙草を許せしなれば憤る事なかれど、予是を聞いて心解け悦ひぬ、いかにとなれば、かやうの事理にては、日本人も強て法を守るのみならず、ここによりては、時宜に従ふ事もありとみゆ、これに因て思ふに、彼等も俄羅斯との戦を起すを退へきために、其國法の嚴なるをも寛めて、少しく我々を寛宥し怒をしつめ、強敵を自國へ招かざる好とおもへるものか、彼等予に告げるは、備等の身の上今は大に救ひよくなりて、終にはゆるされて歸國するにも至るへし、但し、日本人の習にて何事も速に濟さず、一事を決するに當りては、其事に係る枝葉を盡く審訊考誠し、後悔なき様に儘に議定せし上にて事を辨する也と、此言を考るに、凡日本人の我等を取扱ふ様に、實に皆如此ありしと、後に思ひ合せたり、

一奉行、我等か日を消し易き様に數へる惠みのはからひありける中に、或日奉行よりとて一人來り、支那の船の圖、俄羅斯の銀錢、第二世カタリナ帝の像を鑄たるもの、日本の米俵其量ニヒエツト自注、凡我十貫口もあらんとみゆるもの、并奇麗なる箱に目に當る、もあらんとみゆるもの、并奇麗なる箱に玻璃罎の入たるもの、但其箱の金を漆塗自注、按、金にせし美なる品にて、奉行の祕藏のよし、右等を我等に示し、此品は歐羅巴にて見し事ありや、銀錢は何と名つけ、其價は幾許、米俵は俄羅斯の量名にて幾許なるやとなり、此度の間は、例の枝葉の廣かる事もなく、只一通りの答にてやみぬ、彼箱に入たる玻璃罎よりよき酒、砂糖漬、菓子杯出して我等に與へたり、熊次郎告ていふ、是は奉行の命にて、備等に惠み給ふ所也、但國法にて奉行等、備に食物を贈る事能はず、故にかくしたるなり、是にて奉行備等を憐む事の厚きを察すへしとなり、又日々我等看廻る醫者あり、もし我等少しにても不快なるときは、其醫日に二三度も來りし上、他の醫をも伴ひ來りて諭せしむ、又或夜市中に失火ありて甚騒動せし様子なり、其時牢の看守の速に來りて火災

あるを告、且驚く事なかれとて丁寧に諭せり、先に我等はしめて松前に來りし日も失火ありしか、其節來り訪ふ人も甚遅くて心を痛めたりき、此失火は、海濱の船小屋にてありしと、凡て失火のときは、市中にて鐘を撞き太鼓を打たり、爰に一笑せし事ありて、毎日我等の食膳を點檢する六十歳許の翁あり、常に甚親切にして我等を慰め、久しからずして本國に歸るへしなといへり、或日翁、日本の婦人の美麗なる衣服を着したる畫を持來り示せり、予其譯は如何にと察し得ず、只見終りて翁に返しければ、翁是を留よと云、予辭し返さんとすれどもうけかはされは、何の爲にそこ問しに、時々是を見て心を慰めよと、予答て我等の身の上にて、かやうの物を好むと思へるや、歐羅巴人に於て嫌ひ笑ふへき事なりと云しかと、翁我等か嫌ふをも顧みず、此艶にめてよとて投げけり、後に予此を熊次郎に送れり、其時モール彼に戯れて、此畫は我等か望を遂る事能はされは、我等に於て益なし、望むらくは我等を慰めんとならは、活る者を給れかし、奉行は是を許し給はんやといひければ、熊



次郎笑て、否其事今は首尾かましといへり、  
 一千八百十一年第十月の末<sup>自注、我九より</sup>、我等の身  
 の始末を書はしむへしとて紙墨を送り、且熊次郎  
 其書面の體裁を示せり、但彼か望む所、我等か意と  
 合する事多く、争ふ事も數度なりき、彼云けるは、  
 予とモール及ヘレフニコフは、各別紙に書すへし、  
 水夫等は一紙に口上書のことく書すへし、また各  
 各生國父母の姓名、仕官せしよりの年數等を記す  
 へしと、此等の事も我等も合て書しか、彼又種々益  
 もなき事を書載よといへり、たごへは俄羅斯にて  
 も、人死すれば郭外の葬地に葬り、其所に墓地を建  
 る等のことき、彼は曾て我々に問し事ともなり、予  
 云、かくのことき無益の事を、此書面に記すへきに  
 あらず、奉行も我等に命して、只身の上の事を書せ  
 よとありしなりとて、うけかはさりしかは、彼猶強  
 て書しめんとて、我望の通り書たらんには、偏等か  
 爲にもよろしかるへしといひければ、此やうの  
 事は我等拒みて承さりければ、しからは偏等かシ  
 ントペテルスブルグを出立せし以後の事は委しく  
 書し、其以前の事は略して載すへし、但日本人に

係る事は、瑣細の事たりとも遺さず書すへしとい  
 へり、予其事を諾して今より委細に書置へし、爾後  
 爰に來りアレキセイをして、其書面の通辭をなさ  
 しむへしと云ければ、然らば其書面の行間を廣く  
 あけて書すへしとて別れされり、  
 一夫より我等、其書面の稿を記さんとするに、看守  
 等か見て取上ん事を恐れて、竊に隠して書するに  
 しかじと思ひ、大に心を勞せり、ヘレフニコフはい  
 つも牢の格子の傍に居て、寝衣を彼か看守等の方  
 に背て居たりければ、墨汁を小き木匙に入れ、蘸し  
 べを筆として其稿を書せり、

日本人は、飲食するに肉刺も匙も用ひず、只二本  
 の品を用ひて羹汁をは其器より吸ふこと、歐羅  
 巴人の茶湯を喫るかことし、夫ゆるクツル人等、  
 嘗て我等に小き木匙を求め與へり、今是を墨汁  
 に用ひしなり、又日本人か書するに、蘸管を用ひ  
 ずして毫筆を用ふ、今ひそかに草稿を失する故、  
 蘸管を乞ふこと能はされは、已事を得ざる處の  
 もの也、蘸のしべを抜とりて蘸管に代し也、  
 其時一人の看守、ヘレフニコフを伺みる様子なり

ければ、予ヘレフニコフの側に行、目をもて是を知  
 らせり、嚮に熊次郎より紙を送りて、其書面の料に  
 備へあれども、今稿を作る事なれば、是を用ふる事  
 能はず、鼻紙にとて與へし鹿紙を用ひたり、本書  
 は予草稿もて演話するを、モール聽なから是を書  
 せり、此書面をアレキセイをして、熊次郎に通辯せ  
 しむる事なれば、勉て鄙言を用ひ、アレキセイに會  
 得し安きやうにせしなり、夫故書面の文體甚異様  
 なりし、されども尙アレキセイに解し難き事多く、  
 是を論すに幾くか思慮を費せり、アレキセイやう  
 やう其意味を悟り得て、復彼かクツル詞にて程よ  
 くいひとりて、熊次郎に理會せしむるも又甚容易  
 ならざりき、熊次郎先其書面の俄羅斯語を我等に  
 讀しめ、其字音を日本文字にて盡く其傍に書付た  
 り、元此熊次郎は年齢五十歳計と見え、性鈍にして  
 少しも歐羅巴の言語の道を辨へず、常に我等が一  
 語をささすにも、アレキセイを媒として、手招を用  
 ひ、種々の譬をなして、漸々に理會せしむることな  
 り、彼其事を會得する時は、オ、ソウ、オ、ソウとい  
 へり、此詞は日本にて事理を會得せしといふ詞と

みえたり、爾して一語を論すにも、毎に半時計を費  
 し、彼一語を會得すれば、又一語を論す事、始のこと  
 くして漸理會せしむる事なれば、我等も殆ど煩勞  
 に堪かねしことも多かりければ、彼は何のわけも  
 なく笑ひて、自ら晩年なる故也と云居たり、嘗て  
 イムペラトリスコイ<sup>自注、保按に、帝王と云義</sup>の語を、彼に論すこ  
 と二日を費したり、先種々の譬をなしてアレキセ  
 イに示して、アレキセイ是を會得して、彼か詞にて  
 通し易き様にいひ聞せば、彼是を聽こと尤丁寧反  
 覆して、會得する時は微笑してオ、ソウと答へ、其  
 語は予よく會得したり、但其スコイ、スコイといふ  
 は、何の儀なる事を解せずといへり、是は詞の首尾  
 の變化にて、其語を動し働かす事とは解し得たる  
 なるへしとみゆ、凡日本詞にては、常に語尾の末に  
 て變化するごみえたり、又熊次郎か意には、嘗て我  
 等か詞は全く解すへからざる事と思ひ居しに、此  
 頃は少し解すへきやうになりて、大ひに驚きたる  
 となり、彼又俄羅斯語を、日本語にて轉倒なく直談  
 するやうに連続する事もなるへしと思ひて、頻に  
 我等か文章を書改ん事を請へり、予其事は絶てな



らぬ事也といひければ、此書面にある語を譯して、前に置時は看る人和解の趣とおもふへければ、絶て詞の位置をかへすして、かへすへしといへり、彼如何にも此事を會得せされは、幾許か争論せしなり、予彼に向ひ、備試にクルル詞と日本詞を同しやうに語りみて、必其事は解せざるへしといひければ、彼答てクルル詞は實に野郎にて文字もなし、俄羅斯語にては多くの書籍も綴れば、其事のならざる事はあらざるへしと、我等是を聞て實に笑に堪さりしかは、彼も同じく笑居たり、予又彼か俄羅斯語に、貴といふ語を引て、其用ひ様多くして一般ならずといふ義を論して後、日本語と俄羅斯語とはおなし次第に置へからざるを知るへしといひければ、彼漸くに會得せし様子なりき、熊次郎我等か書面の趣意を漸に了解し、是を日本語に書綴りて、又我等に通辯し聞かしむ、其内に意の違へる事ありては書改しめ、漸にして其翻譯なれり、

一第十月の中頃自注、九、に、前の書面の事も終りて、別に我等より願書を添て奉行の出せり、是は我等の罪なき事を説明しめ、囚獄を免されて本國に歸

されん事を願ふ意にて、左も謙の詞を用ひて書せり、是も又アレキセイの通辯をもて、熊次郎に和解せしめたり、總て此事終りて奉行より、我等の書面を尙委しく問糺し、并に和解せる趣をも審訊せんかために、城中へ出へしと告來れり、

一千八百十一年第十一月十九日、自注、我十月十六日、城に出へしと告來り、看守給仕の者并通事も甚喜色ありて、此度は奉行より一の好き事を示されなん、悦ふへしといへり、何事なりやと思ひ城中に出しに、我等を大廳に導き諸官列座し、奉行席に着て我等か無事を問ひ、

奉行我等を見る毎に、必先我等か無事を問、并同伴互に和順なるや、食物は宜しきや、他の故障はなきやなご問り、

次に問けるは、備等ホウントフの事に就て説明らめし條々、聊相違なきや、備らか日本海濱に來るは、寇をなすの主意ならざる事實なりやと、予直に其事をも辨せしに、尙又奉行長々を理害を説しか、アレキセイ例のごとく其大意を通辯せし、其趣は初備等は、日本の村落を亂放火せしホウシ

トフか如き者なりと思ひし故、陣屋におひきよせ虜となし、俄羅斯より日本に敵對する所謂を糾問せんごせしなり、是昔より今に至るまで、日本より俄羅斯に對して仇をなせし事なきか故也、然るに備等か白狀にて亂妨せし事は、全く俄羅斯官家の關る事に非ずして、備等に罪なき事を知れり、此に依て今より牢舎を免し、別に好き居所に移らしめ、追て恙なく本國に放ち歸らしめんやに計ひなんと也、予等是に於て始て知る、松前奉行は此國の主にあらず、上に日本帝家と執政ありて、其命令を受て行ふ官なるを、是によつて上命なければ、奉行の意にて我等を全く免す事能はざる也、且又奉行我等に示せるは、備等を歸國せしめんと欲して、一人の次官を江戸に遣し、其事を奏すへし、備等も望を絶事なく、天を祈り、日本政治家の命を待へしとなり、

日本人我等を慰する毎に天を稱するは、我等に於て喜はしき事也、我等望の如く天の恵を得て本國に歸りしならば、此事を日本人にもしらせ、我國人にも此始末を語りて、天恩の辱きを人に知らせんと思ひ樂みけり、

アレキセイ右の通辯して、我等か主意を理會せし由を奉行に通しければ、人來りて直に我等か繩を解きゆるして、我等に悦びを述たり、此に與れる鈴木甚内、上原熊次郎の兩人は、皆眼に涙を浮めたり、かくて我等奉行及諸官に、其惠憐の篤きを謝しければ、奉行は別れを告て我等を送り出し、牢舎にやれば、看守給仕のもの、并爰に入來る輩、皆我等に向ひ悦びを述たり、

一我等城中より歸りみれば、牢内のありさま全く今までと變りたり、日本人のかく暫時に改めし事に驚けり、先我等か牢ごせし格子を取除きて、前なる板鋪の間と一室になし、板を張りつめ、其上に美なる蓆を敷けり、此に由て我等か住居する處甚た廣き室となれり、我等其所見廻りしか、爐の側には小さき卓子に、我等か茶碗を載せ、銅鑪に茶湯を入れて爐火に掛たり、又各に煙管と煙草を入るる烟囊を設けたり、燈は今まで魚油を用ひしに、蠟燭に改むる等の類、實に我等か不意に出たる事に、大に驚歎せり、

日本人は冬夏の差別なく、朝より晩まで爐にて



火をたき、朝は男女ともに其爐を圍み、煙草を喫し居るなり、又茶瓶を火より下す事なく、常に茶湯を沸して是を喫し、偶茶湯なければ温湯を喫して、絶て冷水を用ひず、酒も温め飲み、冷飲する事なし、是其俗習なり、我等皆其様子の變りたるに驚き居たる處に、或役人其□□を將て來り、我等を賀して爐の側に坐し、甚た親しく説話して煙草を喫し、我等に言けるは、公等今より俘にてはあらず、賓客をもて待すへしと、夕に及て食を持來るに、今までと變りて卓子にのせ、磁器碗鉢なども殊の外美事にて、食物の味も大きに佳く、酒も是までは盃の數を限りしか、今は隨意に飲しめたり、爾く思ひよらず取扱の變りたるにて、今までは本國に歸るべき望も絶たりしに、是より後歸國の願も叶ふへく覺えければ、心嬉しくて、此度は囚となりしより以來始て寐たり、

一其後兩日の内は、本國に歸る期も有んと樂しみありしか、此樂も長からず、又新に疑ふべき事ありて、我等に説きし事も信じ難く、取扱を好くせし事

も篤き惠の様にみゆれども、實は我等か身分を好くして、彼か利分にせんとする巧ならん、彼姦猾の假面を被りて人を欺ども、予に於ては其虚假なる事を知れり、其故は我等か食物數日を経て、又舊のこごく悪しくなり、唯膳碗のみ以前に替りたるを用ひ、蠟燭も亦魚油となり、我等を縛れる繩も元在りし所に掛置たり、此等皆日本人の表裏たる所爲なり、且聞く、クナジリにて我等を捕へたる長官、并に我に手簡を與へたる役人等松前に來り、奉行の前にて又アレキセイを呼出し札問せりと、此に由て見れば、奉行も未だ我等か事情を會得して、全く免すへしと決斷せしにあらざるなるへし、アレキセイ城より返り來りて、予に告げるは、今日奉行の前に至りしに、嚮に口供せし事を疑ひ拷問すへしとの事なる故、予怖るゝことなく前のごとく答へ、誠を顯はし死なん事は覺悟なりと、憚りなく演しかば、奉行拷問を止め、今日は先づ休むへし、此後又呼出さんとして返せり、遣厄日本記事、

通航一覽卷之三百二終

通航一覽卷之三百三

魯西亞國部三十一

○蝦夷地亂妨始末 クナジリ島、

文化八辛未年十一月十日、荒尾但馬守より魯賊渡來の始末、及び島々に置く銅板の文字通辯書、ならひにフロキセ 魯西亞の屬島ヲシ 申し口等數通を江戸に進達す、

文化八辛未年十一月十日、荒尾但馬守より小笠原伊勢守、村垣淡路守に贈る御用狀、

先便差進候魯西亞人渡來之始末、横文字に而認候書付、并クナジリに而召捕候後、魯西亞船より浮置候桶に入有之候横文字書付、エトロフ、アトイヤ上陸致し候節、石坂武兵衛 按するに、クナツ 差出候銅板、クナジリ、ケラムイの差置候銅板横文字寫共、魯西亞人の爲讀、右通辯書寫三冊、并横文字書付寫一枚、銅板横文字書付寫二枚差進申候間、御一覽之上御進達可被下候、右横文字逸々熟讀之上、和解致し候と申儀には無之、ラシヨワ人フロキセを以及

承、其通辯之趣認候儀に而御座候間、其段御汲取宜御口上に而被仰上候様いたし度候、

一先便差進候魯西亞人渡來の事情尋書之内、ラシヨワ人 按するに、多く、 フロキセ相尋候儀洩候廉も有之候間、猶又相尋候趣別紙取調差進申候、御一覽之上其段宜被仰上、御進達可被下候、按するに、以上通辯書等下に載す、但し横文字寫類すへて所見なし、

魯西亞人渡來之船始末横文字書付通辯書

魯西亞國曆數千八百七年正月に候哉、二月に候哉、耽と覺不申、國王より申付候由にて、ゲニヤラウア 自注、 シセエフ 自注、 バヒヤフワシレウイチチヤコフ 自注、 申渡候者、カムシヤツカにて造船入用之諸品、同所積廻し候に付、右船中爲乗組重役ガワビ 自注、 ン儀はカビタン、モウル儀は重役に差次レイチア 自注、 ナント 自注、 ヘレフニコフ儀はメイチャナ 自注、 マカロフ、シカヨフ、シイモノフ、ワシリヨフ儀は、水主帆網碇等働いたし候マダロス 自注、 右之外此度船中に相殘候カビタン 自注、 イリゴルト 自注、 レイチヤナント 自注、 フルダゴウフ 自注、 ミイチヤナ 自注、 ヒワトウフ 自注、 同ヤコウスケン 自注、 ムラベイシ 自注、



トロマン自注、姓名、同スレズニ、自注、姓名、ゴ、ナウエツチ自注、姓名、コ、ハベリン自注、姓名、コ、ワラシダ自注、姓名、コ、スコロウトモフ自注、姓名、コ、其外マダロス共都合百二人、乗組、船銘シアス、幅五間、長十六間、深二間二尺程有之候船、鐵碇帆綱等、并食料薪水積入、同年七月廿七日國都ベテルボル出帆致し、同國ダニヤ之内エリチノル入津、此處に而薪水取入、夫よりアングリヤ之内、ボウルツムウツに着船いたし、此所に而食物之品、牛肉、同油、焼酎、大豆、麥之粉に而拵候焼餅等買入、夫よりバラジリヤ之内カセリナ入津致し候處、右バラジリヤ迄罷越候海上に而逢難風、橋痛候に付、同所に而修復いたし、食物薪水等買入、同所出帆、亞弗利加に走參候迄之海上に而越年いたし、翌年三月下旬頃と覺、同所之内ガツブに致入津候處、右海上雪風至而強く波荒く、船所損所も致出來候に付、積荷物不殘陸揚いたし、藏を借入置、乗組之者共一同致借宅、船修復を加へ、彼是手間取候に付、同所に越年いたし、食物薪水等買入、翌年四月下旬頃と覺、同所出帆ケヘレテ之内クナ入津いたし、食物買入、薪水相貯、同所出帆、同

年十月頃カムシヤツカに致着船、ベテルボルより積廻し候荷物之内、半分はカムシヤツカに荷揚、残り之荷物は北亞墨利加に積廻候様、カムシヤツカ役人、役名ガニヤラウマヨル、姓名イワシキリコフ、レウイチ、ヘトロスコイ申間候間、右荷物之分は船に殘置候に付、乗組之人數も過半船中に罷在、其外は上陸、雪中にも相成候間致越年、翌年四月下旬同所致出帆、北亞墨利加之内ノヲハラアングルスコイに致入津、運送之品々は陸揚、同所役人の相渡、食物薪水等積入、同所出帆いたし、同年九月頃カムシヤツカに歸帆、同所に而越年用事相濟、ベテルボルに可致歸帆積之處、カムシヤツカより廣東に、風順に候得者、二箇月程に而着船いたし候間、同所に而食物等貯、歸帆可致と存、三ヶ月程之食物薪水物積入、空船に而當四月下旬カムシヤツカ致出帆、凡二千里餘走出候處、沖間に而逢難風、船之兩脇より波うち込、食物濡れ、飲水入置候樽痛水こはれ、衣類其外諸品等も濡澤手に相成難儀仕、日々時化霧深く、地方も相見不申、沖間に漂ひ罷在、漸霧晴候處、ラシヨワ島ウセシリ島之沖合に而、地方も相見え

候間、食物薪水才覺いたし度、右兩島之間に船を走寄、橋船に而ウセシリ島に致上陸、湊之様子夷人の相尋候處、船損所取繕并薪水取候湊も無之よし申間、私共の小鳥二百羽、黒百合干草一吠差越候間貴受候處、シモシリ島ウルツブ島には湊も有之、雜魚、黒百合其外草も澤山有之由申間候間、ウセシリ島出帆、シモシリ島に着船、橋船を下り、様子致見分候處、湊深く大船掛り洞も無之間、同所出帆ウルツブ島へ向け帆出候處、夫より日々霧深く、地方も相見不申、日數十二日程沖間まきり漂ひ居候處、五月上旬頃霧晴山相見え候に付、ウルツブ島に可有之と存、地方の船を走寄候處、小家相見候間、沖に船繫いたし、右は何島に候哉様子承り、食物薪水も買受度存、橋船にモウル、ナウエツチ、マダロス按ずるに、水、四人乗組陸近く漕參り候處、陸之方より小船に夷人二人乗組參り、橋船に付寄、右夷人申間候者、私共如何之心底に而渡來いたし候哉不相分候間、様子承りに參り候旨申間候間、私共惡心かましき儀少しも無之段相答、海岸に着船仕候處、陸に夷人一人鐵砲を持立居、私共相尋候者惡心之儀

無之哉、此所には日本人罷在候由、私共惡心を以軍仕かけ可申哉之旨申間候に付、誠に以惡心之儀少しも無之、案思候儀に無之由相答、其節岩陰より日本人罷越候に付、モウル儀も橋船より陸に上り、日本人に對面仕、私共惡心之儀無之趣申述、革之手袋一掛進物に差出、久々致漂流食物薪水に差支罷越候趣、夷人を以申通候得共、酒に給酔候哉恐怖いたし居候哉、一圓相分不申様子に而、申間候儀も難聞取、モウルより此島は何島に而候哉と相尋候處、エトロフ島アトイヤと申候由夷人申之、其節日本御役人大勢罷在、皆々甲冑に而鐵砲を持居、モウルに應對仕、如何之心底に而參り候哉と、御役人被尋候間、湊を相尋食物買入薪水を取入、雜魚、給草等も爲探申度上陸仕候段申述、御役人の皮之手袋二掛進物に差出候處、私共亂妨に參り候事に可有之由被申候に付、左様之儀には無之旨相答候處、ミカライ、サンタライチと申者、當島に罷越致亂妨候儀承及ひ候哉と、御役人被相尋候間、ミカライ、サンタライチと申者は不存、ホウシトフと申者、日本之地に罷越致盜候科に而死刑に成候段及承候旨、モ



ウル相答候處、右之もの連行候日本人は、何方に居候哉と御役人被尋候間、右日本人は逃去候趣承、行衛如何相成候哉存不申候段、モウル相答候處、此度渡來候船中乗組重役之名前被尋候間、船之名はジヤナ、主長は甲必丹ガワビンと申候段モウル相答、魯西亞國王之名、曆數、船之名、主長之名前彫付候銅板を差出、モウルよりも御役人之名前、島之名承り覺書の記置、其節御役人より酒一樽肴等被相送候に付貰受、右之禮申述、酒は有之候間、外食物之品少々に而も貰請度段申立候處、魚類、給草被相送候間、貰請謝禮申述居候處、其節ガワビン、ヤコウスケン、マダロス四人橋船に乗組着船仕候間、モウル出迎に海岸に罷出同道致し、一同御役人の應對仕、ガワビン申立候は、食物乏しく相成候に付、食物之品買入、薪水魚類給草等爲探度趣申立候處、御役人被申候は、此處にては食物薪水等も無之、フウレベツと申所には食物之品も有之候間、同所之書狀差遣、差支之品はフウレベツにて可差遣由に而、同所の私ども可相廻旨申候に付、一禮申述御役人の進物に、ガワビン持參之火打一つ、小刀一

挺、革之手袋一かけ差出候處、御役人よりガワビンの盃を差候に付申受、同人よりも持參いたし候焼酎に而返杯仕候處、御役人小家に被引取、其後私ども右小家に參り候様、御役人被申越候間、ガワビン、モウル、ヤコウスケン、ナウエツチ四人小家に罷越候處、フウレベツに持參候書狀認候付、相待候様御役人被申間、酒にても被差出候様子御座候得共、最早暮方相成候間、私共一同元船に罷歸、書狀は猶又橋船に而請取差越候様可仕旨申立候處、御役人得心之趣に付、猶又御役人のガワビン持參候焼酎入候硝子陶一つ、爲挨拶差出暇乞いたし、私共一同罷歸候節、給草一吠蝦夷人より差越候間貰請、右返禮等煙草少々差遣はし、一同元船に罷歸間もなく書狀爲請取橋船に而、ヒ、ワトウフ、マダロス四人差遣、尤先剋食物貰請候爲返禮、煙草少々爲持遣はし、約束之書狀請取參り候旨申候處、右書狀は只今ラシヨワ人の爲持遣候由に而、猶又給草貰請、右之者共元船に罷歸、右橋船行違ラシヨワ人三人に而、右書狀元船に持參候間請取、其節ラシヨワ人ども合樂并煙草貰受度段申候間、右兩品少々

差遣候處、ラシヨワ人共一同罷歸、翌朝猶又ラシヨワ人四人魚類持參、元船に罷越、約束之通フウレベツに相廻候心得候處、同所湊之様子不案内に付、右ラシヨワ人共相尋候處、同所湊は岩多く大船繫澗不宜、薪水取候儀も不便利之趣申候間、ウルツブ島之様子承候處、同所は大船繫澗も有之、薪水取候にも宜由申候間、一と先ウルツブに而薪水取候上、フウレベツに可相廻と私ども相談いたし候處、ウルツブ島不案内に付、右爲案内ラシヨワ人ヲロキセ一人船中の留置、尤同人儀はフウレベツに相廻候節、アトイヤに差戻候に付、其心得にて外ラシヨワ人ども、アトイヤに相待居候様、御役人の可申通旨申含、燒酎入候硝子陶三つ、御役人の進物いたし度候間差出候様申聞相渡、ラシヨワ人三人は相歸し、同日アトイヤ出帆致し、翌日ウルツブに走寄、橋船に而モウル、マダロス四人ヲロキセ乗組、湊之様子致見分候處、湊口淺く元船難付寄、殊に其節は波荒く橋船に而薪水取候儀も難相成候に付、直に同所出帆、ヲロキセをアトイヤに差戻し、私共はフウレベツに御役人之書狀持參相廻り、食

物之品可乞請を存走候處、夫より日々霧懸り地方も不相見、其上向風強エトロフに難乗寄、凡日數十日餘も沖間まきり居候内、漸霧晴、山相見候間、ヲロキセに相尋候處、左之方に近くみえ候はシコタン山、右之方はクナジリ島之由申聞、ヲロキセ儀はクナジリに暫く罷在候趣に付、同所之様子相尋候處、大船出入之善惡辨へ不申候へ共、澗も有之、御役人も相詰、蝦夷人も大勢罷在候よし申聞、アトイヤ出帆後數日漂流、食物飲水等も乏敷罷成候に付、アトイヤに而請取候書狀、御役人の差出し、難儀之趣申立、食物恵に預り助命いたし度旨、私ども一同及相談、クナジリ地方より凡三四里程沖に船繫いたし、海底相測候ため橋船を差出候處、元船程遠く相成、橋船歸船不致候間、元船に仕懸有之候鐵砲を玉込不在打候處、橋船罷歸翌朝橋船を先立、元船を地方近く乗りよせ候處、地方より大筒二放打候音致し候間、私ども船を留繫居候處、其後大筒之音いたし不申候間、地方より船差出可申哉と差控居候得共、船も差出不申候間、私共漂流いたし食物差支候趣、地方の爲知度存、橋船一艘にガワビン、スレズ



ニ、マダロス四人、ヲロキセとも都合七人乗組、アトイヤに而請取候書狀并產物等持參、クナヅリ地方近く橋船乗戻し、元船之方に而も右之様子見受、橋船三艘ガワピン乗組居候橋船の漕寄、三艘とも元船の歸船いたし、私共一同評議いたし候は、漂流船之儀は不相通、陸に而は軍船と見請鐵砲打候儀可有御座、私共致漂流食物薪水に差支難儀之趣、陸の爲知度存、鐵輪を懸候樽之内を仕切、鐵之器の亞墨利加米少々入、樺曲物に水を入、小割に致し候薪少々、片々の進物之心得にて緋羅紗一切、ギヤマン壺一つ、并前日橋船にて陸近く走寄候處、陸より鐵砲を打、上陸難致體を認候繪一枚入樽、目印として赤き毛織之切れを棒之先の附樽に結付、右樽の錠を付、翌日海上の浮置、尤アトイヤにて請取候書狀も入置申度存候へ共、若右樽之内の波打込損候ては、食物之品相願候節、私共申立のみにては御取用も有之間敷、左候へは猶又日本人被相疑候儀も可有之と存し、書狀は入不申、陸之様子見合罷在候處、無程陸より船差出、右浮桶取揚申候様子見受候間、翌朝私共元船を陸近く寄、返答之儀を相待居候

得共、陸より船も出不申、何之沙汰も無之、東之方に小家相見え、鐵砲等備有之候體にも不相見候間、同所の上陸いたし、漂流之様子委敷申通し、アトイヤにて請取候書狀も差出候は、私共別心無之儀も相分可申、若人居合不申候とも、何ぞ食物に可相成品も有之候は、積取返禮之品差置可申、左候得は私共惡心有之、盜取候儀にも無之段相分可申旨、ガワピンよりイワコルド、モウル、ヒワトウフ、スレズニの申付、木綿二反、革手袋、紗羅紗風呂敷、并魯西亞國王之名、曆數、乗組頭分之名前彫付候銅板持參、右之もの共マダロス十二人、ヲロキセ共都合十七人、橋船二艘に乗組ケラムイ海岸の漕寄、大聲を發し候へとも、日本人も出會不申候間、一同上陸いたし小家入、見候へとも一人も居合不申、右小家に有之候玄米十二俵、白米一俵、同亂俵共十四俵、醬油一樽、酒小樽一つ、給草、鹽漬一樽、生魚、干魚等も拾ひ集め、其外薪橋船に取入候處、積餘り候間、海岸に引上有之碇綱等添候船一艘おろし、右品積入候節小屋に有之候板筵を船の持參り、板は積入候品々下の敷、筵は品々之覆等いたし、右品々取

候印に木綿二反、革手袋二掛、更紗風呂敷一つ、并魯西亞國王、國王之名等を彫付候銅板一枚小屋の差置、一同元船の歸船之節、右小屋より少し脇に小屋相見え候間、ヲルダコウフ、マダロス四人上陸いたし、小屋へ入見候處、人居合不申、米十俵餘有之候を見受候儘にて、一同元船の歸船いたし、ガワピンへ申聞候に付、ヲルダコウフ先刻小家にて見受候米取參り候様申付、革袋三つ相渡し遣し、橋船の同人マダロス四人乗組參り、米三袋、鹽漬魚類一樽積入參り候處、前書小屋に返禮に差置候品も、人居合不申候ては如何相成候哉、様子見候ためガワピン、マダロス四人召連、橋船にてケラムイの上陸小家の立入見候處、返禮にさし置候品々も無之候間、日本人の方の取入候儀可有之と相察し、橋船にて歸船いたし候節、霧掛り方角を失ひ候間、橋船より玉込無之小鐵砲を打候處、元船にて鐘を打合圖いたし、漸元船の歸船致し、一同澤山に食事いたし相歡罷在候、然る處、翌朝クナヅリ洞内之方を見候處、前日私共より差出候浮樽之邊に、猶又浮樽相見え候間、橋船に而右浮樽を取入見候處、繪圖二

枚、書付一枚有之、一枚は私共最初橋船を下し候節、陸より大筒を打掛候體之繪圖、一枚は大筒を不殘山之方に向打拂、雙方より船差出し行逢候様子之繪圖、右二枚之繪圖に日月をえかき有之、一枚は文字體之もの認有之候へとも、一向相分不申、私共一同判断いたし候處、鐵砲を私とも橋船へむけ打懸候繪圖は、最初軍船と見請候間、鐵砲を打懸候と申儀、一枚は段々様子も相分り候に付、鐵砲は打中間敷、雙方より船差出對談も可致と申取之繪圖にて、日月を畫き有之候は、天道にかけ偽無之と申事に可有御座と相察し、ヲルダコウフ、マダロス五人橋船の乗組差出候處、陸より船差出し不申候間、無致方元船の乗戻し申候、然る處、東之方海岸に川有之候を見請、水可汲取と存、橋船三艘、并ケラムイにて食物之品積入參り候船とも四艘の、ガワピン、モウル、ヒワトウフ、マダロス二十人、ヲロキセ共二十四人乗組、右海岸の上陸、川水汲取居候處、會所之方より日本人に候や、蝦夷人に候哉、三人程罷越候間、ヒワトウフ、マダロス二人、橋船之印にいたし候、白木綿之小旗を持參途中迄差出候處、右會



所之方より罷越候もの共立戻候に付、私共は水汲取、小家に有之候小木を取、水樽之栓并橋船まで水樽運ひ候入用に遣ひ、右爲返禮木綿一反、更紗風呂敷一つ小屋の差置、私共一同元船の罷歸いたし、翌日イリコルド、マルダコウフ、ヤコウスケン、マダロス十六人、都合十九人橋船二艘、前書ケラムイより食物之品積入參候船とも三艘の乗組、前日水を汲取候場所の上陸いたし、又候川水汲取罷在、ガワビン儀も食物にいたし候魚を取可申と存、小網持參、マダロス四人召連、橋船にてノテト海岸の上陸いたし、持參之網を曳候得とも魚も取不申候間、小家に入見候處、人居合不申、干魚少々有之候に付、取集め持參り、右爲挨拶練玉一連、硝子大壺一つ小屋の差置、元船の罷歸食事いたし、夫より猶又右イリコルド外十八人之者水を汲取居候場所、ガワビン、マダロス召連罷越候處、蝦夷人一人四角成白木之板の墨にて十文字相認持參り、魯西亞語少取受、數度何か申候へとも不相分、漸御役人より被申付參候趣相分り、私共も悪心無之儀を陸にて致承知候間、鐵砲は打申間敷、願も筋も有之候は

は、頭分之者少人數にて會所の可罷越、陸よりも御役人乗組候船をさし出可申旨、御役人被申付候よし蝦夷人申聞候間、私共大に安堵仕、右川水汲取候ものども、一同元船の罷越食事いたし、ガワビン、マダロス四人、ワロキセとも都合六人、橋船の乗組、會所近く參り、暫く見合居候處、陸より船差出不申候間、私共も元船の乘戻候處、陸より船差出候に付、又候私共橋船にて罷出候處、如何之譯候哉陸より之船又々漕戻候に付、無致方私共元船の罷歸候處、猶又陸より船差出候間、私共も橋船乗出し、陸より差出候船へ付寄候處、日本人蝦夷人乗組居候間、右日本人は右役人に候哉、ワロキセに承候處、地方にて蝦夷人之通辯仕候者のよし申聞候間、私共漂流いたし、食物に差支致難儀候に付、會所の罷越、右食物之品相願度候得共、陸より鐵砲を打上陸いたし難く、無據御會所より東之方の上陸いたし、食物之品持參候得共、悪心にて盜取候儀には無之、右代料は相拂候心得に而、此上米十俵、魚類給草等恵に預り度、左様にも無之候ては大勢之者食物に差支難儀いたし候旨、ワロキセ通辯を以申立候處、陸にて

は最初軍艦と見請候間鐵砲打拂候處、追々様子も相分、軍艦に無之體にも相見え、彌漂流船に無相違、食物にさし支難儀いたし候は、會所には御役人も相詰候間、船中頭立候者少人數にて上陸いたし、右之趣可相願旨、日本人申聞候に付安心いたし、最早晚景相成候間明日上陸可致旨挨拶及ひ相別、元船の罷歸、翌朝水汲取可申と存、ケラムイより食物積入參り候船并橋船一艘に而、モウル、ヒワトウフ、マダロス召連、代り、前書之場所の罷越川水汲取、元船の一同罷歸候處、陸より海中へ浮樽差出候様子に付、私共よりもガワビン、マダロス四人、ワロキセ共六人、橋船の乗組罷出浮樽を取あけ見候處、ケラムイ之小屋にて食物之品持參候節、爲挨拶差置候品々有之候間相考候處、是迄積取候諸品之代、右品々差置候儀と御役人被察候哉、右にては不足之事と心附候に付、ガワビン持參候伊斯把爾亞銀錢、數は不覺一握、右樽の中へ入、其儘浮樽差置元船の罷歸可申と乗出し候處、陸より白き品を以相招き候間、乗戻し海岸の橋船乗寄候處、汐干に而難乗寄候處、陸より日本人蝦夷人罷出、橋船を引揚

候間一同上陸いたし、ガワビンより爲土産、右日本人二人の硝子陶二つ、蝦夷人の煙草差出候處、土産物には不及よしにて差戻候間請取置候處、御役人體之人罷出、何故渡來いたし候哉と被相尋候間、漂流いたし食物に差支、地方を見請參り候旨申立候處、何國之船にて乗組頭立候もの、名前は何と申候哉と被相尋候間、魯西亞國王之船にて、乗組頭分は是の罷越候者にて、ガワビンと申、乗組大勢候處、長長漂流いたし、食物薪水乏しく、一同難儀いたし候間食物爲才覺、ケラムイの上陸いたし候節、小家に有之候米、酒、魚類、給草等取參り候間、定而御立腹も可有之候へとも、私共悪心を以盜取候儀には無之、右之通難澁之餘食物に持參候間、代銀を以相拂申度候、此段重立候御役人の宣敷申立被吳候様相頼候處、左候は、構内の參り上役之もの違候様、御役人被申聞候へとも、其節はエトロフ、アトイヤに而請取候書狀、元船に殘置候間、右書狀無之候てはアトイヤ之始末も相分申聞敷候間、ガワビンは此所に相殘、右書狀マダロスを取に遣すべく、私共之船軍船等には無之、漂流に相違無之、船中食物



乏しき様子をも、日本人を差遣爲見度段申立候處、日本人を私共元船に遣し候には及び不申、何れにもガワピンは構之内へ可相越旨、御役人被申間候得とも、アトイヤにて請取候書狀無之候ては、重立候御役人の應對いたし候ても始末難相分候間、今日歸船いたし、明日右書狀持參上陸可致旨申立候處、長崎の先年レザノットと申者罷越候儀、并同所にての申渡しを相辨居候哉之段被相尋候間、レザノット儀、王命を受日本に參り候よし之儀は承及候へども、委細之譯合并日本に而被仰渡之趣は存不申、尤レザノットは日本よりカムシヤツカへ歸船致し、同所よりベテルボルに罷越候途中に而致病死候由承候段申立候處、魯西亞にも日本之通詞致し候もの有之哉と被相尋候間、日本之通詞致し候者も有之候段相答候處、酒被差出、右御役人より扇をガワピンに被差越、明日彌上陸致し候は、惡心無之と申印に橋船より右扇を差揚可申、左候得者陸にても穩に取計候旨被申間候間、致承知候旨相答、一同元船に歸、船中に殘居候者共へも右之様子相咄し一同安心いたし、夫より元船を陸近

く走寄、アトイヤにて請取候書狀、明日ガワピン上陸之節持參可致旨約束いたし候へ共、少しも早く御役人の差出候は、私共様子も相分可然存、右書狀ヤコウスケン爲持、マダロス四人、フロキセ都合六人、橋船にて陸に差遣日本人の相渡候處、明日ガワピン上陸致し候は、同人之外にも重立候者罷越候ても不苦候、尤霧かゝり候は、相越中間敷段日本人申間、生魚百二十本差越候間貫請、右之者共元船に罷歸、其段ヤコウスケンより申間、翌日霧も掛り不申候間、進物之品々數は覺不申、并萬國之圖一枚、其外鏡、腰時計、銀錢等持參、ガワピン、モウル、ヘレフニコフ右三人は劍を帶笠を被り、歸船之節霧相かゝり候は、方角爲可辨磁石一面、并元船の合圖の爲小鐵砲一挺、ヘレフニコフ持參いたし、マダロス、マカロフ、シカヨウ、シーモノフ、ワシレヨフ、フロキセ共都合八人橋船一艘に乘組、クナジリ海岸に乘寄、約束之通扇を揚招き候處、日本人蝦夷人大勢海岸に罷出、橋船を引上候間、一同上陸いたし暫く相控居候處、構内の私共罷越候様日本人申間候間、シーモノフ一人橋船に殘し置、其外一同

構内に入候處、甲冑致し候者大勢鐵砲にて相固居、假小局之内に私ども這入候處、御役人體之人一統甲冑いたし罷在候間、私共目禮いたし候處、腰掛を差置腰掛候やう、御役人被申間候間、一同腰掛候處、私共何國之船にて何ゆゑ渡來いたし候哉之段、右之内重立候御役人より御尋有之候間、ガワピン所持いたし候萬國圖を相開、私共は魯西亞國之者にて、ベテルボルより出帆いたし、カムシヤツカの罷越、同所よりベテルボルに歸船之積りにて出帆いたし候處、漂流致し、クナジリまで罷越候譯合委細申上、乗組人數百二人有之候處、食物乏敷一同及飢渴候間、無據ケラムイの小家にて食物之品々持參候へども、盜取候儀には無之、右諸品之代料は銀錢にて相拂可申、無斷持參候儀は御宥免有之候様いたし度、何卒此上米十俵程、其外魚類給草等何程に而も乞うけ度、代銀は何程にても相拂度段申立、爲土産硝子陶二つ、小刀一挺、まな箸一膳、銀錢二枚差出候處、右御役人より色々被仰聞候様子にて、通辯いたし候者より、フロキセの品々申間候得共、委細はフロキセより通辯も届兼、御役人より被仰

聞候は、先年長崎の魯西亞よりレザノットと申者罷越、歸帆いたし候節、以來日本の魯西亞人渡來致すまじき旨嚴敷被仰渡候處、私共何故渡來いたし候哉と御尋有之候間、レザノット日本の參り候と申儀は承及候へども、其後カムシヤツカの歸帆致し、國都に罷越候途中にて病死いたし候よしに付、日本にて被仰渡之趣は存不申候段申立候處、私共乗組參り候外類船は無之哉と御尋有之候間、類船は無之旨申立候處、カムシヤツカには大船何艘はと有之哉之段御尋に付、同所に船は備有之候へ共、何艘程有之候哉覺不申、尤此度渡來致し候程之船は皆小船之由申立候處、魯西亞人ミカライサンタライチと申者、エトロフ島の渡來亂妨いたし候儀、存居候哉と御尋有之候間、ミカライサンタライチと申者は不存、ホウシトフと申もの、日本之島にて及亂妨、歸國いたし候處、右不届之由に而死刑に被行候段承及候旨申立、彼是手間取候に付、私共元船に罷歸度間、先刻申立候通米其外之品乞受度、是迄積取候諸品之代料何程差出候而よろしく候哉と申立候處、酒肴等被差出、何歟御役人被仰聞候へど



も、ヲロキセ通辯届き兼相分り不申、私共相願候米其外之品、并是迄積取候諸品償之代料之儀も、何程差出候而宜候哉、迎も右御役人限之御取計には難相成、松前と申所には御奉行様被爲在候間、同所御伺被成候上ならては、御取計も難破成、夫まで私共之内重立候者、一人陸に残り相待候様被仰候間、松前より之御下知は幾日程掛り可申哉と承候處、十五日位にては御返事も可有之旨被仰聞、左候へは餘程日數も相掛り候間、私共計にては御挨拶致し難く、一と先元船の罷歸船、中に罷在候者へも相談いたし、御挨拶可致旨申立候處、何か色々御役人よりヲロキセに被仰聞候へとも、通辯不相辨聞取兼候處、御役人殊之外御立腹之様にて、私共歸船いたし度旨強而申立候は、可切殺と申様子に而、刀之柄に手をかけられ候間、被殺候事と存一同驚、此場を通れ相助り度存、ガワピン、ワシリヨフ、シカヨフ三人構之外に遁出し候處、日本人の方に而も騒動いたし、刀を抜き追驅構之外にて三人とも被召捕、ヲロキセ儀も遁出構内にて被召捕、ヘレフニコフは一人にて遁出候處、日本人刀を抜追掛候

間、被切懸候は、請留可申心得にて、帯居候劔を抜持候て構之外迄駈出候處、日本人大勢追詰、右日本人之内より一人罷出、ヘレフニコフ被持候劔を下に置候様仕形致し候間、下に差置候處、劔を取上被召捕、モウル儀は應對所假小屋外に逃出し候處、日本人三四人追詰候間、下に居候處、一人モウル兩手を捕へ後ろへ廻し候處、右應對いたし候重立候御役人ど覺、モウル帯居候劔を抜取、胸の突當候間、被殺候事と覺悟いたし罷在候處被召捕、マカロフは應對所假小屋入口迄遁去候處、同所に而被召捕、シモノフ儀は、最初相殘居候橋船之際に而被召捕、夫より私共并ヲロキセ共一同、小屋に被連行候途中、ヘレフニコフ腰に小鐵砲挟置候旨爲相知、附添候日本人に相渡、一同小屋の罷越繩を被懸候處、モウル被捕候節、被抜取候劔之鞘腰に有之候間其段申立、附添候日本人に相渡し、夫より私共手足迄嚴敷繩を懸、日本人差添何れへ被連行候哉、山を越候途中にて大筒之音いたし候間、私共被捕騒動いたし候儀を見受、被殺候儀と存、元船に殘候もの共船より鐵砲打候儀に可有之哉と存し居候處、夜に入何方に

候哉船にて地方に相渡、夫より箱館に罷出、猶又松前御差出に相成候儀に御座候處、追々御吟味之上、私共漂流いたし候始末相認め候様被仰付候間、一同相慎信實を以念入、有體之儀書面に相認差上、少も偽之儀は無御座候得共、日用之留書船中に殘置候間、巨細之儀は失念いたし候儀も有之、其上漂流中彼是心痛仕り、唯今に至り心體も殊之外疲候間、書面之内行届不申箇所も不少可有御座候哉奉存候、何卒御憐愍を以此段御宥免被成下、私共御咎無之様奉願候、

魯西亞國曆數千八百十一年

シトロマン      ヘレフニコフ  
 レイチアナント      モ      ウ      ル  
 カビタン      ガ      ワ      ビン

右者、魯西亞人渡來之始末相認候横文字書付通辯仕候趣、前書之通り御座候、以上、

未十一月

上原熊次郎

クナジリにて魯西亞人召捕後、船中之者共より差越横文字書付通辯書

此書面貴様方共相届候様祈願致し差出候、御存命

候哉、御難儀之程致推察候、陸にて騒動之様子見請候間、拙者共上陸いたし、無別心旨申聞、各様取戻申度存候處、地方より鐵砲烈敷打出し、其節イソコルト櫓之上に居候處、同人耳之側を大筒之玉飛越、既に氣絶いたし、一同相驚申候、併船中一統怪我いたし候者無之候、依之船中より陸に鐵砲を打懸、走寄上陸場所を取巻可申存候へ共、人數も不足之儀、殊に能々相考候へは、右様迫合候ては戰爭に可相成、往古より日本魯西亞は敵國にも無之候間、合戦いたし候儀は心得違に可有之存、其後は鐵砲も打出し不申、穩便に上陸いたし度候へとも、地方之鐵砲嚴敷候へは、陸近く走寄候儀も不相成、船中残り候者共之心痛も御察可被成候、騒動之時刻差急き文略致し候、各様にも天道に祈願被懸、何卒助命有之候様存候、扱此後拙者共儀如何可致哉、當惑致し、評議も致し候處、一先オホツカに致歸帆、右之始末申立候は、ベテルホルに注進も可有之、猶下知を請、明年はクナジリに罷越、是非各様を取戻申度候、尤此書面日本役人爲御見被成、御同前別心無之趣得心被致、ワシリイミハイロイチ其外之人々、



若差戻候様にも相成候は、早速返書可被差出候、其節は船中不殘上陸可致と心掛罷在候、此儘に而は船中之者存命いたし居候心地も無之、可相成は各様を取戻し歸帆いたし度候、

曆數千八百十一年七月十一日

イリコルド  
ラルダコウフ  
ヤコウスケン  
ヒワトウフ  
ワラシタ  
バベリン  
ナウエツチ  
スコロフトモフ  
スレズニ

右者、横文字書付通辯仕候趣、前書之通り御座候、以上、

未十一月

上原熊次郎

銅板横文字通辯書

魯西亞國王之船にて船銘はジアス、曆數千八百一

是迄は羅甸文字を以認有之候由、此ラランと申候は、イスバニヤ、フランス、アングレリヤ之邊を、都て羅甸と往古は唱候よし、是より以下は魯西亞文字を以認有之候、

國王之申付を以、魯西亞致出帆候船に而、ジアス船中役人之名はカピタン、姓名はガワビン、

右は銅板に認有之候横文字通辯仕候趣、書面之通御座候、尤エトロフ并クナジリに差置候銅板兩品とも、文面同様御座候、右銅板は文字相認不申、本國出帆之節、兼而用意に致持參、魯西亞國之外餘國に若漂着いたし候歟、漂流無之候とも、海上長々乗渡食物乏敷相成、食物之品乞受候心得にて陸地に致着船、其場所人居合不申候へは、食物に可相成品并薪等積取候節は、魯西亞船に相違無之と申印に、國王之名前、曆數、船中乗組役人之姓名等、持參之銅板に彫付、其場所の差置、積取候食物之代として船中有合之品差置、有合無之候得者、右横文字認候銅板計差置、本國歸帆之上右之趣、其筋役人の中立候得者、國王より序を以其國の返禮いたし候儀御座候よし、且又伊斯把爾亞、拂郎察、諸厄利亞、阿

蘭陀邊之國々、魯西亞文字未通所も有之、羅甸文字は右國々一統致通用候間、右之邊の着船いたし、前書之始末に而差置候銅板は、羅甸文字を彫付候由之處、日本に而は羅甸文字相通候哉、魯西亞文字通し可申哉難相分候に付、此度差置候銅板は、羅甸文字、魯西亞文字兩様を以彫付候間、文言二重相成候趣御座候、以上、

未十一月

上原熊次郎

先達而申上候魯西亞人渡來之事情尋書之内、ラシヨワ人ヲロキセ相尋候儀、洩候廉有之候間、猶又相尋候趣左に申上候、

ラシヨワ人 ヲロキセ

其方儀、去年エトロフに渡來之始末、クナジリに而再應糺之節、申立候趣は全偽にて、魯西亞役人ロマキリ申付、エトロフ島之様子爲見聞罷越候儀には曾而無之、同所に而魯西亞人致亂妨候と申儀も、去年年エトロフ之内トウロに罷越候節、同所乙名ハウシベ咄に而初而承候旨、今般申立候得共、エトロフにて致亂妨候ホ、シトと申名前を、如何様之譯にて存居候哉、

此段此者カムシャツカに罷越候儀は無御座候得共、同所地續西海邊之小島ナヤヒンに罷越候節、魯西亞人ホ、シトと申者、日本地に而亂妨盜いたし候科に依而死刑相成候段、クルムセ人より咄に承り候間、ホ、シトと申名前は存罷在候得共、何れ之島に候哉其儀は承り不申、日本之地を計り候儀に而、同人儀右亂妨いたし候科に依て死刑に可致處遁去、其後彼國に爭戰有之、戦功によつて元役に申付候と申儀は、クルムセ人より承候儀も無之處、クナジリに而再應糺之節、右之趣取繕、誰發言いたし候哉覺不申、右之通一同偽之儀を申立候間、此者も同様申立候由申之候、

去る卯年魯西亞人、エトロフに而致亂妨候節、乗組人數之内二人殘置候に付、生死は不知候得共、若存命に罷在、同島に御役人も不相詰、手近之所に居合候は、致手段連歸候様、ロマキリ申付候段、クナジリに而其方并外ラシヨワ人共一同申立候處、右様之儀もクルムセ人より承り候儀も有之候哉、此段去卯年魯西亞人、エトロフに而致亂妨候節、



乗組人數之内二人殘置候に付、手近之所に居合候は、連歸候様、ロマキリ申付候段、ラシヨワ人之内誰申立候哉不存、此者儀は右體之儀をクナジリにて申立候覺曾而無之、尤クルムセ人より右様之咄承り候儀も無之由申立候、

魯西亞大船一艘シムチウ島に繋居、乗組人數二十人餘り有之、同處に而船綱之致手配罷在、右はエトロフに相越候船にも可有之哉、去已年ラシヨワ人共、クルムセより歸候節見受候由、エトロフに罷在候ラシヨワ人共申立候間、其方も見受候儀に可有之處、此度渡來之魯西亞船は、右シムチウ島に繋居候船に候哉、

此段エトロフに罷在候、ラシヨワ人共申立候趣者、相違之儀有之、シムチウ島に繋り居候魯西亞船を、右ラシヨワ人共并此者見受候儀は無之、右之者共并此者一同、去々已年春クルムセに罷越候節、シムチウ島に立寄候處、同島夷人ケレコレチエムシカ申聞候者、去る辰年秋魯西亞大船一艘シムチウ島に繋り居、乗組人數二十人餘り有之、チトロマエチと申者重き役人に而、外船頭モ

ロホテエチ、ペレトウクエノフと申者乗組、綱類積入罷在、右はオホツカ之船に而、亞墨利加に罷越候趣に而出帆いたし、其後相みえ不申候段、右シムチウ島人之咄に而承候儀有之、右魯西亞船此者見請候儀には無之候得とも、此度渡來之魯西亞船は、乗組重役人并船頭名前、殊に一體人數も相違いたし居候間、シムチウ島に繋り居候魯西亞船には有之間敷存候由申之候、  
右ラシヨワ人ヲロキセ相尋候趣、書面之通り御座候、依之此段申上候、以上、  
未十一月

村垣淡路守  
荒尾但馬守以上、  
蝦夷地御用  
留、靖北録

通航一覽卷之三百三終

通航一覽卷之三百四

魯西亞國部三十二

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島、

文化八辛未年、此冬奉行四人に命し、村上貞助をして魯西亞語を習はしむ、此冬奉行より伴四人に新衣をめぐむ、且過半枝葉に似たれども、松前守會中の事巨細に見ゆれば、後考のためにも、下此例あり、

一千八百十一年自注、我文、或時熊次郎按するに、通詞二十五歳許なる壯年村上貞助と言へるものを伴ひ來りて、我等に言へるは、奉行此者に俄羅斯語を教へん事を求む、其故は日本の法にて、汝等か書面を兩人にて和解すべきためなりと、予又熊次郎に問、奉行は我等か口供を信容して取扱を好し、追ては免し返すべき事を辨理あらんごありし事は、如何いはれたるやと、彼答て、奉行は其事を商量せるゆゑ、今備等か書面を兩人の通事に和解せしめんと欲するなりと、予此を聞て甚た快からず思ひ、是は我等を免し返さんといふは詐にして、長く止め置、俄羅斯學の師とするならん、我等生ながらへて、日

夜備等を教諭せんよりは、速に死せんこそ勝れりと自語しければ、熊次郎此を聞て、笑て決して備等を欺くにあらず、只備等は日本の國法を知らざるゆゑ、かく思へるなるへしとて、終に予とモール及ヘレフニコフとに向ひて、務て來春まで此者を教ゆへし、春に至りて備等を免すか免さるかを見るへしといへり、

一其後、アレキセイ再び城に呼出されて歸りければ、今日は何事の糺しありしやと問しに、只以前ありし事ともなりとのみ答へたり、依て予思ふに、彼もし心變りて、今となりて嚮の告狀を悔もやせしかと疑ひて、大に心を痛めり、  
一我等新通事と貞助に、俄羅斯語を教へん事を許しければ、彼一櫃の書を出し、此は以前日本人俄羅斯國に至りて書集めたる俄羅斯の辭書、并見聞せし事を書集めたるものなりといへり、又貞助、東江、按するに、醫師にして通事と同一四人に近づく、熊次郎三人共に來りて、熊次郎言けるは、奉行備等か貞助に俄羅斯語を教るの間に、俄羅斯の國政并其他歐羅巴の國法の大略を書著はして惠まれんには、尙更感謝に堪すと、然と



も此事は容易に日本人に示しなは、我等は身の上  
に拘るのみならず、俄羅斯國の爲にも悪かりなん、  
又猥に答へをなさは、例の如く種々の問を起さん  
事を恐れ、詐りて我等は生來海上にのみ日を送る  
ものなれば、俄羅斯國政の事は知らずと答へけれ  
は、しからは備等か知れる事はかりも示すへしと  
いへり、

日本人の方に收め置ける予か書簡のうち、諸厄  
利亞國のトウケ人名の著せる書中に、俄羅斯の  
國政の事、及彼等か聞んと欲する事を盡く載せ  
たり、しかれども、嚮に其書名彼か問し時、予詐  
り答へ置ければ、日本人の夫とはしらする事こ  
そ幸なれ、若其書の題號を實を以て告をかは、其  
解をなすへしと責られなん、

貞助に俄羅斯語を教へしに、彼才ありて記憶も能、  
初てより其能く會得し、且其音聲俄羅斯語によか  
りしかは、彼是に俄羅斯語を習へるか、或は他の歐  
羅巴の語にても學へるものならんと思へり、貞助  
又熊次郎か俄羅斯語を書たる書冊を、我等に示し  
て一語つゝ、俄羅斯語を我等か唱るまゝの音を其

傍に書せり、  
一毎日貞助來り、朝より晩に至るまで習學し、只午  
飯の時休むのみなり、天氣の悪しき時には、午飯も  
牢内に持來りて食せり、

日本人の我等を置所は、常の罪人を入る牢とは  
異にして、名付て置所と云、罪人を入る所をはロ  
ウと名づくとなり、日本人の説を聞に、ロウにて  
は火を燒事を許さず、并煙草、茶、酒なども與  
へず、喰物も兪にして、只飯のみなりと、是に比す  
れば、我等か居所には煙草、茶を許し、四五日一  
度つゝ酒をも出せり、初め置所とは軍俘を置所  
ならんと思ひしに、後に聞く、やはり日本人の罪  
ある者も置よし、これによりて貴き者の牢なる  
事を知れり、

彼俄羅斯語を覺ゆる事速にして、不日に俄羅斯文  
字をも書習ひて、其會得せし詞を直に俄羅斯文字  
にて書記する様になれり、是は熊次郎には絶てな  
き事也、又我等より一語教示する毎に、細かに日本  
文字にて書し、其義理を詳に注して後、又他の詞を  
問へり、

一今は我等に紙墨を與へければ、予日本語を餘多  
書集め置けり、但し解譯を施さず、其ゆゑは若以  
後日本人に取上られん時には悪かりなんと思ふの  
遠慮あれはなり、

一數日過て、貞助其弟なりとて十四歳許の少年を  
將て來りて、奉行の命なり、此少年にも俄羅斯語を  
教へよと云ければ、予答て備の奉行は望多き人な  
り、我盡く其需に應ずる事能はず、已に嚮に云へる  
如く、日本にて學師とならんよりは、早く死する  
にしかし、今こそ日本人の我等に彼是恵みの篤か  
りしも、皆實意にあらずして、諂諛の言としられた  
り、既に一人通事あれども、俄羅斯人の和解に熟せ  
ずとて、又一人新通事をこしらへ、又其上此少年に  
も教へよといへり、然らば遠からず、爰に一箇の學  
館を建るに至らん、然れども我徒人數は寡く、書籍  
もなければ、人々我等を學館の師とは思ひよるまし  
と言ければ、貞助甚憤れる氣色にて、忽ち辭あらく  
云けるは、日本人備等に對して惡意なし、但其望  
む所は、強ても遂得ざる事あらんやと、予もこれを  
聞て憤り少からず、答けるは、凡全世界に俄羅斯帝

の外、我等を強て事をなさしむるものあらんや、殺  
す事は容易なるへけれども、威力を以て屈服せし  
むる事はなすへからずと互に怒り争ひ、終に貞助  
は怒を捨て別れ去れり、按ずるに、此論信しかたし、かれ  
へし、此他時や、かくの如き、たまく、邦人の見聞を飾りしなる  
事あり、見る人察すへし、右のごとく争ひければ、爾後  
必ず我等に好からぬ事の出來へしと思ひしに、何  
の子細もなし、一日過て貞助早朝に來りて、甚た温  
柔に應對し、前日不敬の罪を論し、以前の如く懇  
意の交をなさん事を請ひしゆゑ、予も其時の不興  
なりしを謝し、速に和睦の思ひをなせり、此日は彼  
弟なりしと云し者を、只同伴の客の如くして將て  
來りしか、二三日過て貞助予に云けるは、是は實に  
奉行の方に在家する者にて、遂には通事になさん  
とするものなり、若彼を教へ給はらば實に幸なり  
と、其詞甚た丁寧謙遜なりしかは、予もまた丁寧  
に答へて、日本人と俄羅斯人と互に和睦して親しき  
國とならば、其時は此少年のみならず、猶幾人なり  
とも俄羅斯國へ伴ひ行て、俄羅斯語はさて置、其他  
の藝術をも教ゆへし、然ども、日本と俄羅斯との間  
和睦ならざる時には、彼を教るも無益の事なりと



云ければ、其後は貞助も此事は云出さりけり、嚮に奉行の我等に云聞せし事は、實意なりや否は知れされ共、日本政家に於て我等の詞を信用せるとは思はれず、其ゆゑは前に予か翻譯とて出せる、デイヤナ自注、船名より送りたる書簡に就て、日本人の疑念尙はれず、其翻譯の違なきや否を糺さんどの巧みとみえて、或時官吏來りて大なる紙を四つに折り、其一分に彼書簡にありし詞を、我字韻を順次に輯録し、我等か名及デイヤナの役人の名を除きて書せず、我等に示して此紙面の一分に記せる詞を、諸厄利亞語、拂郎察語、及和蘭語に譯して白紙の所に書分け出すへし、此書面は王都より送り來るものにて、誰人が書せるを知らざれども、和蘭語をされる日本人の書たるものなるへしといへり、自注、保場佐十郎書して質問に出せるものなり予これを見て、其偽言なる事を察し、予も亦偽りて云、此等の語は何所の語なりや、予も解し得ざる詞往々見え、其内には全く俄羅斯語に非ざる文字も綴りありて、是は全く俄羅斯語を知ざる者の書せるものならん、我等之を譯し得ずとて辭しぬ、其書中或は自注、俄羅斯をヒの字、エ

にかへ、自注、カを及、自注、カに變したる等あればなり、爾後貞助予に告て云、和蘭人のラクスマンと云者ありて、好き祿を得て江戸に住居し、生涯歸國せざる約束にて、天文地圖等の事を勤む、自注、保場佐十郎の事なり彼書は其者の書記したるなりと、予又彼官吏に云けるは、我等此俄羅斯語に他邦の語を充て記しなは、和蘭通事これを見て、己か意にて和解すへし、然る時は我等か意は正直には違すまし、如何となれば、和蘭人は元より俄羅斯人をは甚た好まされはなり、其故は往時レザノフが日本に使せし時、和蘭人中に立て大に自國の利をなせしといふ事あればなり、且此書面も一綴りの全文ならば其儀を明白に説き得へけれども、斯の如き單詞にては解し得へからずと、彼官吏これを聞て、和蘭人か日本人とレザノフとの間に入たることは、如何なる事にやと問へり、予云、嘗て諸厄利亞國人の和蘭の海船より奪取れる書簡あり、此書面に和蘭人の記せるには、レザノフ日本に至りし時、其地に居たる和蘭人、中に立て日本人を教へ、俄羅斯人

の再び日本に來るの望みを絶しむる様に取なし、大なる幸を得たりといふ事を載たり、

予往時、リコルドと共にデイヤナ自注、船名に乗て、諸

厄利亞國の玻爾都模胡多自注、港の名、諸厄利亞國物斯多瑟斯の部に關する港なり、

に行し時、其國の官人フロインといへる人に逢へり、此時リコルドふとレザノフが死せる事を語りければ、フロイン云、レザノフの死せるは幸なり、若尙生てありなは、和蘭人に問けられたるを何ほどか憤り悔むへしと、リコルド其子細を問しに、彼又云、往時和蘭の海船拔答非亞よりアムステルダム自注、和蘭都府の名に返らんとする海上に於て、我邦の海船ゆき逢てこれを奪ひ取、玻爾都模胡多に引來り、常法の如く其船中の書札を取上げ見るに、拔答非亞の長官より本國に送る書翰あり、其書中に日本長崎に在留の和蘭人より、拔答非亞の長官に送れる書翰中の事を記して云、レザノフ日本へ使せし時に、彼和蘭人其間に入りて通辯し、大に和蘭國の爲に利益ある事をなせりと、其故は日本人に俄羅斯國の事をあ

しさまに讒して、俄羅斯の交を断しめ、再び日本へ來る事なき様に答をなさしめたりとありしよし語れり、予此事を聞て、葛模沙都加に返りて、我政官に訴へしかは、これ亞墨利加の俄羅斯商館の諸官人に告知らせ、皆其事を心得居らしむ、

彼又云、その事あらは何ゆゑに疾く告さるやと、予答て、今我等の事に就て、和蘭人の關する事ありとは知らざる故、今迄は告さりしなり、今これを告しは、もし今又我等と日本人との間に、和蘭人挟まりて害をなさん事を恐れてなり、且和蘭人は元より廣く東印度に交易をなせども、斯の如く姦猾にして信義の交りなき事、諸厄利亞人に見あらはされ、我等も聞如くなれば、彼か貪慾姦猾なる事、やかて天下の諸邦に知られて、人々に嫌ひ惡るへきの基にそありけると、是に於て彼書面に、他邦の詞を記す事は止たりしか、俄羅斯語はかりは解すへしと責けるゆゑ、已事を得ず其意に従ひ、數日か、りて是を日本人に諭し、彼等も大に心を勞し、我等も力を竭して漸く成れり、又ホウシトフの書面も、



斯の如く再ひ譯をなすへしとて、甚困難なる業とも多かりけり、

和蘭人ゴール云、此に我和蘭人に罪を負せたるを見て、我邦の人心を痛むる事なけれ、もし俄羅斯人自分我邦の人に對して、かく誹謗せんには、吾に取て恥へきなれども、彼も今是を諸厄利亞人より傳聞せしとて、彼等か危難に逢へる時の自解になせし事なれば、予も憐みて強て答めず、

一千八百十一年、自注、我文化九年我等か事を王都より命し來れる事はなきやと通事に問ふ毎に、未たしらすとのみ答へ、只我等か身上遠からず僥倖あらんといへり、自注、我文化九年一月、熊次郎とともにも私に告げるは、奉行備等を別宅に移し、諸事今より改めて尙好く遇すへし、日本の正月には其事を發すへきか、我等是より先已にこれを看守等よりも聞しかと、彼等か詞に偽多ければ、只我等を慰むるためならんと思ひて答けるは、其新宅に移し、尙滯留せん事は願はず、只嚮に願ひし如く少しも早く本國に歸されん事を欲するなりと、其後は第二月

自注、我文化九年正月の來るを俟かねたり、

一新年には、奉行より我等に新らしき衣服を贈らんとて、其色品及縫裁等の望あらは告へしとなり、我等其厚意を謝して答けるは、我等右等の贈物を受へき謂れなし、且囚の身にて衣服に好みあるべき様もなし、此服にて事足ぬと辭しけれども、奉行よりは非に贈與ふへきの意なりとて、通事に命してヘレフニコフの服に習ひ製すへしとて、數日過て、其衣服を贈り來れり、我等三人には同じ色の羽二重にて綿を入、裡は予に與へしは綠色にて、ヘレフニコフとモウルは藍色なりし、

モールとヘレフニコフは、此贈れる服を着せしか、予は改めされは、奉行より人をもて、何故に贈れる服を着せざるや、甲比丹は其屬下の者と同色の服を用ひけるゆゑかと問へり、予笑て俄羅斯に於ても、同色の羅紗の服を着せるなり、但其品級を別つには、外に表章ありと答へしかと、尙疑へるや、別に他色の服を製して贈れり、水夫等には、灰色の綿布に綿入たる服を與へたり、凡て彼より贈れる服の裁縫拙くして、模様に出せ

る服には似もつかず、日本人等も比へ見て其拙きを笑ひ、歐羅巴の巧なるを賞せり、

一千八百十一年、自注、我文化九年我等に牢内の様子改れる後は、看守等常に我等か側を離れず、共に爐を圍て煙草を喫し、雑談なども甚た親しく、時々菓子茶など惠めり、然れども甚た隱密にて、上官の許しなけれは、物も贈る事能はず、凡て日本の法にて、要なき事も甚た綿密にして、萬事隱風俗なれども、凡夫の情なれば、遂には事の序に語り出して大方は聞知れり、或日クルル詞を知れる看守人の語りけるは、ホーシトフのエトロフを擱せし時、其徒の内へルシヤケン自注、按に俄羅斯の境内種族の名の人、ホーシトフか船の出帆せし跡に、酒に酔て濱邊に残り居たるを、日本官人の許なきに、クルル人等鎗にて刺殺せり、よりて俄羅斯の事も聞正すへき便を失へり、若彼を殺さ、れば、俄羅斯の事實も詳に知られて、日本と俄羅斯との間も早く和睦し、備等もかゝる不幸には逢ざるへしといへり、又此時に聞に、アレウテ自注、按に葛模沙都加の東海の中、帯に散在せる諸島の名の人ヤコフといふもの、ホーシトフの船を通れ、サガリン自注、北に居しか、蝦夷

其後シケウルボイク自注、病名を患て死せりと彼の語りしとて、我等か冤を解くへき證據となる事あり、嘗て彼かホーシトフの船中に在し時、俄羅斯人等か話に、政家の許しなくて、商船をもて日本地を襲ふ事はならざる事なりと、屢聞けりしは、彼はホーシトフを怨むる事甚たしく、日本の官人に兵器を請ひ受、海岸に忍び居て、再びホーシトフか上陸するを視て彼を刺殺し、己か怨を報はんといへりしよし、彼のかくホーシトフを恨むる起りは、嘗て船中に在し時、いたく酒に酔たるを、ホーシトフ厳しく呵責せし故なりと、

其後、貞助よりも聞しか皆同様なり、蓋此事のみ隠す事無りき、アレキセイか考には、ヘルシヤケルを殺せるは、クルル人にはあらず、日本人なるへし、クルル人等は日本人の許なきに、恣に彼を殺すへきの謂れなし、其故は、數年以前日本人松前の山の地に住めるクルル人を攻たりしか、力を以て伏する事は能はざれば、詭計を設けて和睦なし、其歡の宴なすへしとて、大なる家を作り、クルル人の四十歳以上の者、及



勇猛なる輩に飲食をふるまひたり、クツル人は性酒を好めは、此饗應を悦び飽まで飲たり、日本人は偽り酔へる様にもてなし、漸々に皆其席を避け、盡く其家を出ると、直に外より其戸を閉、彼等を出さず、かねて壁に設けし孔よりクツル人等を鎗にて刺し、或は弓箭をもて悉くこれを殺し、其首を刎鹽漬にして、王都に送りて、其勝利の證となせしとなり、我等アレキセイか此話を聞いて一同に震慄し、此の如き不仁なる日本人は、我等を如何にかせん、右の如き憂き事にも逢んかど、何れも色を失へり、アレキセイ又云けるは、此事を疾く公等に語らば、必憂悶すへしと思て今迄語らざりしなり、又此外にも此類の事、日本人より聞たる事多けれ共、憂を増す事なれば語るましと、我等笑て夫は無益の斟酌なり、已に其一を聞たれば、尙珍らしき事あらは語るへしと云しかは、我等か意を會得せざるにや、其他は語らざりき、第二月は日本の新年なりけれども、我等か爲の新宅の事はいひも出さず、此は年始の祝にて事繁ければ、我等か事を思ひ出さず、とても此月の中比より前には、約束の事も云出すま

しとて俟居たり、日本にては年始の賀祝は、全く正月申ありと見えたり、然れども其重きは、新月より満月の間二七日の内也、此間は裁判所も閉て休み、府中の人々は互に往來し、慶賀の饗應をなす、後の半月より漸々己か職業にかゝるなり、年始は第一の祝として、人々新衣を服し、家居を飾り、市中の相知れる人々互に往來相賀し、其府にあらぬ知友には、皆書簡を以て慶賀を述べたり、それゆゑ通事及看守人等、其以前に小札に姓名を書、或は年始の書翰を出し置事なりと、姓名單を其訪ふ所の家に置て、年賀の標とす、貞助我等にクナジリの官人に贈る年始の書簡なりとて、翻譯し聞せしか、其大意は、舊年の安全を賀し、又新年も相かはらず、互に萬祥なるを祈り、共に和親し、交を結はん事を願ふと云意なり、然るに、我等を欺けるのみならず、待遇さへ尙疎にて、朝夕唯米飯と鹽漬の魚肉一片のみにて、改る事なし、新年五六日の内は、官吏はもとより通事さへも來らず、其後通事來りければ、備の前に云し事

は皆空言にてありけるよと嘲りければ、熊次郎答て、未だ新宅へ移らしめざるわけは、今は魚漁の最中にて、海邊の人民悉く漁に出て事繁く、彼新宅は舊冬の内雪を拂はすして、軒端迄雪に埋れ、今其雪を拂ふ人夫なきによりて遅延に及ふなりと、此遁辭こそ實に笑ふべき事なり、此府中凡五萬の人口ありといへるに、さはかりの事をなす人なしといはんや、愈我等を欺きなくさめおきて、備等の學問に便せんとするものならんと、思ふまゝを演ければ、彼笑て夫は全く備等の心得違なりといへり、厄日本紀事、

同九壬申年二月中旬、奉行俘囚の扱ひを寛め、松前近郷の逍遙を許す、この頃間宮林藏松前奉行支配在任かれに面し、天文測量の事等を問答す、  
一千八百十二年第三月の半頃、自注、我二奉行よりの許にて、我等を松前府の内外を逍遙せしむ、其行程凡二時計自注、保按に、凡四里半の所へ二度誘はれたり、其時は官の同心五六人、通事一人、及酒、茶、食糧、筵蓆等を荷ふ者隨從し、并府中より嚮導の者も出たり、府より四十町許隔りたる山に屢つれ行けり、其路

は濱に沿て行なり、此時予思に、我等一二の武器あらは、直に通れ走らん事かたからしと、其策は海濱に一二の船あらは、機に臨て是を奪ひ去へし、予此意あるゆゑ、常に海濱に逍遙せん事を望み、且我等か路用の糧は、常に身を放さず、持行けり、我等か企を察せるモールは、常に乞て遠く城下に離る、事を欲せずして、遠路は脚痛の患ありといへり、日本人は、腰帯に長短の二刀を佩ふ、家に入る時は長刀を取て下に置けども、短刀は身を離す事稀なり、偶に取て置ことあれども、必ず須臾の後これを佩ふ、實に短刀は彼か爲には朋友教導とも謂へし、

一千八百十二年自注、我二、第三月の末自注、我二、看守及通事等皆云、備等近き内に牢を出て別室に移さるへし、今まで移居の遅延せし憤を散すへしと、爾後熊次郎來てモールに向ひ、新宅に俄羅斯人の廁を作るへしか、如何様の形に作りて可ならんや、圖をもて示すへしと、予笑て如何様にて好む所なし、日本人の意に任さるへしと云けれども、強て其圖を請求て持行たり、



此事は、熊次郎か實意にて成せし事と見えし、新宅には全くモールか圖の如く崩を作れり、一第四月一日自注、我三の朝より、我等か器用を新宅に運送し、午時過に城に將て行き、奉行の前に出つ、諸官人も列座して命しけるは、今牢より免し出して善き宅に移らしむるなり、此宅は日本の貴人の住居せし所なり、今又待遇も厚かるへし、愈日本人と和親し、兄弟同郷の人の如く交るへしと命し、終りて皆座を退けり、  
 一千八百十二年、自注、我文、化九年、爰に間宮林蔵と云者を、通事伴ひ來りて告て云、此人は星學量地の術を知るものにて、近頃江戸より來りしなり、政官の指揮にて歐羅巴流の醫者の考にて、シケウルホイク自注、病名、を治する藥劑を持來れりとして出して、示せり、夫は二の硝子口の橙汁と、多くの回青橙、香橙、并香氣ある乾たる藥物なり、此を少しつ、我等か飲料に加へ用ふへしとなり、此時同じく奉行よりとて、砂糖四斤と蕃椒を砂糖にて煮たるもの、一筐を贈られたり、  
 奉行會て屢砂糖、胡椒等のものを贈れり、

予察するに、右等の物を贈りて量地星學等の術を、我等に學はんと要するの心なるへし、やかて林蔵測量の器を出し示せり、夫は諸厄利亞製の銅のセキスタント、羅針を設る地經盤、及測量に用る水銀等なり、歐羅巴にては此儀器を如何用ゆるやと問ひ、終て居りて、彼か所々測量のため旅行せし土地、并見聞せし風俗等の事を語りけるゆゑ、我等も大に珍らしき事に思ひ聞居たり、彼は日本にても其術に巧にて、能く諸方を遍歴するに名ある者と見え、彼か邊境を跋渉せしは、日本にては甚奇異の者と稱せり、彼跋渉せし所は、クリルの第十七島サハリン自注、北、滿洲地の黒龍江まで到りしとなり、彼か旅途に攜る所の食物を煮る鑪なりとて示し、我等か爐にて食物を煮て自分食し、我等にも與へたり、又米にて製せる焼酒を出し、自分飲み、我等にも與へたり、水夫等甚た此焼酒を悦へり、彼セキスタントを以て、日の高低を測り、本地の緯度を知る等の事は、和蘭書の翻譯せし物を以て其術を考ふとなり、我等は其書なければ、詳に考ふる事能はざりき、

一間宮林蔵か話にて、我屬下の日本と互に往來するよし自注、彼我のクリル人を開得たり、予か嘗日本人互に往來するを言、より聞たる事共を、爰に詳に記す、  
 一初て林蔵に逢し時、彼は日本人中の博識にして、且勇氣ある者と聞しか、果して彼か話に、ホーシトフの亂妨せし時、エトロフ島に在て、其同僚と共に山に通れしに、俄羅斯より放てる銃丸に中りたれども、急所ならされは幸に恙なかりしと、然ども一人の同僚は俄羅斯人に捕はれしかは、必殺されたるへし、林蔵は其後、政官より褒美せられしといへり、毎に自分誇て云けるは、日本人三艘の船を以て、オホーツカに到りなは、其所を微塵に打碎き、ホーシトフの怨を報せんぞ、予笑て何ぞ及はん、僅に三艘、三十艘若くは、三百艘の船を以て襲ひ來るども、一艘も恙なく返る事は成ましと答へければ、彼不快の色をなして、日本人も俄羅斯人と戦はんに、勇氣の劣る事はあらしといへり、彼は日本人中にて自分勇氣に誇りて、我等をおごさんとしければ、我々もこれを笑のみならず、日本人にも又嘲るものあり、又彼日の高さを測りて、南北緯度算する

法はしれども、月及星の太陽を離るゝの度を測りて、東西經度をしるの法はしらされは、其法を我等に請ひしかども、經緯表と星曆の書なく、且通事等は稍々當用の事を辯するのみにて、術理の事は通辯なるまじとて辭ければ、彼は甚我等と不和に成たり、彼又云けるは、近き内江戸より和蘭通事と日本の學者と、に來りて、爾等か學術を試むへし、其時は爾等も、必其事を詳密に辯せしめらるへしと、さて又此新事出來て甚た快からざりき、如何とすれば日本人等威を以て、我等を學術の師となさんとするか、モールは已に日本人と隔意なく親み交りければ、度數の學はしらされは、ヘレフニコフを其師とせんぞと定む、彼は其學に長せし人なればなり、  
 一林蔵をは讐敵の如く思へども、接話する時は隔意なく、種々の事を問出せり、貞助か説と殊なる事あり、林蔵云けるは、日本人の俄羅斯人を仇とする所以は、原より和蘭人は實意をもて、諸邦の事を我邦に訴ふ、嘗て和蘭人告しは、俄羅斯と諸厄利亞人には心を免すへからず、此二國は合従して拂郎察



及其同盟の國に軍を送、

和蘭人は、日本人に俄羅斯及諸厄利亞國人を疑はせたるは、諸厄利亞の甲比丹フロウフトンが日本港に到れる時より、已に其説を起せるなり、  
自注、前按に、諸厄利亞の甲比丹フロウフトンは寛政年間松前の海上に來れるものなり、

又東方の諸邦を奪はんと志し、俄羅斯は陸地、諸厄利亞は海上にて、互に力を合せ諸邦にはたらき、支那日本をも己か屬下にせんと欲す、其證據は俄羅斯人已に日本地の境にまで屯成を置き、止白里アトランド自注、係按に、當にアトランドに作るべし、及クリル諸島等には、二國の堡砦許多あり、又諸厄利亞のフロウフトン、嘗て日本の海上に到りし時は、諸厄利亞と俄羅斯と共に軍を起して、拂郎察を攻し時なりと、貞助か説には和蘭人告しは、諸厄利亞人の日本海濱を搜りしは、爾後襲ひ入んの企あるゆへなりと、予皆虚説なりとて、フロウフトンか日本海濱に來りし縁故を説き、また和蘭人貪慾深きゆゑ、もし日本人の俄羅斯及諸厄利亞と交易せば、己か莫大の利益を失ひ、且今迄の如く無法なる高利を得る事もなるまじと恐れて、かく種々の讒言を設けしものなり

と論しければ、貞助は予か言に服して、如何にも和蘭人は甚た利を貪るものなれば、左もいふならんといへりしかども、林蔵は全く服せず、此時貞助語りけるは、日本人は甚た諸厄利亞人を仇敵とし、若し其船日本の海濱に到らば、殆んど備等か如く糺明せらるへし、其ゆゑは、レザノフが長崎に來りし後、二二年過て長崎の海上に、俄羅斯の旗章を立たる大船見えければ、長崎奉行速に和蘭人數人とい日本人とを、小船にて到らしむるに、彼船の人和蘭人を盡く捕へ、日本人と和蘭人一人とを返し告しめけるは、此船は諸厄利亞國の船なり、今和蘭人を捕へしは、當時諸厄利亞國と和蘭の戦争あり、因て彼をば俘となせしなり、もし日本より牛豕許多を送りなば、彼を許し返すへし、其報を俟の間、此港の周りに小船を下し、海の淺深を量などいへり、是に因て和蘭人、長崎奉行に乞て牛豕許多を送りて、和蘭人の捕はれを免されしなり、其事情柔弱に過たるに因て、奉行は自殺せり、此より諸厄利亞人は仇敵と思ふへしと、國中に合せることと、按するに、人、長崎港領事及ひしは文化五年なり、諸厄利亞猶其國の部に詳なり、併せ見るへし、

### 通航一覽卷之三百五

#### 魯西亞國部三十三

○蝦夷地亂妨始末

文化九壬申年二月十三日、魯西亞船何れの浦に漂着すども、速に打拂へき旨、老中下知狀松前に到着す、よて奉行支配向及び南部津輕兩氏等にその由を達す、文化九壬申年二月十三日、村垣淡路守より荒尾但馬守に按するに、ごもに松前奉行、但し淡路守在府、贈る去月廿七日之狀松前着、

昨廿六日大炊頭殿、按するに、老中、御直伊勢守に、松前奉行小笠原伊勢守、御別紙之趣、御口上に而被仰渡、御書取御渡被成候間、則今使刻附御用狀を以差進申候、場所々々へも不洩様、早々御達御座候様存候、尤前條之趣、當方にて爲手續、南部、津輕兩家へも申達置候様被仰渡候間、則申渡候、尙其表にても御達有之候様存候、按するに、老中書取るよ、南、部津輕兩氏達書等、下に附す、

追而御別紙之通相心得、尙當方にても南部、津輕兩家には、今日間に合不申候間、明廿八日呼出申

予其時、貞助に向ひ和蘭人は兇惡の貨物を齎し、高價に賣て人を欺く事を知らずやと云ければ、貞助答て日本の官吏等よくこれをしれども、舊例を改る事を欲せず、從來齎し來れる品の變らされは、其善惡には拘らすといへり、又和蘭人諸厄利亞と戦争の間、計策をめぐらし、日本に歐羅巴の貨物を送らんと欲し、其同盟の邦の船を借りて、和蘭の幟章を立長崎に送りしに、其船及人物の以前に異なるに、貨物の例よりは上品なるを疑ひ、其貨物は多く諸厄利亞の産なるへしとて、官より命して盡く貨物を再び積納れして、其船を追ひ返せしとぞ、遺厄日本紀事、

### 通航一覽卷之三百四終



達候積御座候間、則達按も爲御心得差進申候、  
 同年正月廿六日、大炊頭より小笠原伊勢守に渡す、  
 クナヅリにおいて捕押候魯西亞人、并ラシヨワ人  
 とも按するに、魯西亞の屬島なり此節不及差返、其儘留置候様可被  
 致候、尤此上蝦夷地之内何れ之地方にても、魯西亞  
 船着候は、假令漂流之様子候とも無用捨打拂、決  
 而上立不申様取計可申候、此段奥地末々までも心  
 得違無之様、精々支配向之ものともへ可被申合候  
 事、

書面之趣、南部津輕兩家へも於當地相達可申候事、  
 同月廿八日、村垣淡路守より南部大膳大夫、津輕越  
 中守家來白達、

クナヅリにおいて捕押候魯西亞人、并ラシヨワ人  
 とも此節不及差返、其儘留置候様可致、尤此上蝦夷  
 地之内何れ之地方にても、魯西亞船來着候は、た  
 とひ漂流の様子候とも、無用捨一圖に打拂、決而上  
 け立不申様取計可申候、  
 右之趣、土井大炊頭殿被仰渡候間、此段申達候、  
 正月、以上、魯西亞一件蝦夷雜事、

同年三月廿四日夜、俘囚の中六人逃亡す、よて奉行支

配向及び津輕氏家人をして、東西を尋ねしむ、  
 文化九年四月五日、荒尾但馬守より小笠原伊勢守  
 に贈る御用狀之内、

先達而申進候通、魯西亞人并ラシヨワ人とも、御買  
 上之朋家補理引移り、尤外廻り取締之儀は、津輕家  
 白申達見守爲致、支配同心ともをも附置、其外手續  
 等は是迄之通爲致置候所、魯西亞人七人之内、別紙  
 別紙下に載す、去月廿四日夜中、置所南之方板塙之下  
 士を穿ち、同所より出奔致し候段申聞候に付、早速  
 支配向并津輕家へも爲申談、東西最奇夫々相尋さ  
 せ候、按するに、これより以下四月四日召捕の事を記す、こは次卷に載す。  
 同日進達之内、

揚屋入  
 ガワ ビン 申三十七歳  
 ヘレフ ニコフ 申三十七歳  
 マカ ロ フ 申三十三歳  
 シカ ヨ フ 申三十一歳  
 シーモノフ 申三十九歳  
 ワシリ エフ 申三十歳

右は、去夏クナヅリ島に而召捕候魯西亞人七人之  
 内、書面六人ものとも、去月廿四日夜中、置所南

板塙之下土を穿ち、同所より出奔仕候段申聞候付、  
 早速支配向并津輕家へも爲申談、相尋させ候、請北

一千八百十二年第四月の廿日自注、我文化九になりけ  
 年三月廿一日、按するに、  
 三月廿一日、按するに、  
 れは、葛模沙都加に冬を越たるデイヤナ船の名、  
 この所にきたる期近きたり、時宜を得てのかれ出  
 て、船を奪ひ去んと志す内に、水夫等か倉忽にて、モ  
 ールまたノ、疑念を起し、再び我等に隔意あるや  
 うになりぬ、また思ふに、松前の海邊は大小の村落  
 蔭かごとく、その海邊に繋ける船は、尤厳しく看守  
 すへし、されど事のなるならざるは天にまかせ、  
 まつ走りて山中に入らんと、無法に定たり、

一同月廿三日、自注、我三  
 月廿四日、市街の外を逍遙せしかば、  
 燒失後新に建立せる寺に至り、みん事を請へり、  
 日本人、我等を逍遙せしむる毎に、寺社に連行見  
 せしむるに、少しも忌きふるふ氣色もなし、歐羅巴  
 人の妄に宗法を偏執する輩は、他邦の人その堂  
 宇に入こを許されども、日本人はかゝる偏執  
 の事なきとみえたり、我等常に堂宇に行て所々  
 見めぐり、堂の縁によりて茶酒烟草を喫し息へ

り、その堂の内は、よく羅馬教の堂宇に似て、種々  
 の影像を安置し、燈籠に火を點せり、

我等この堂をみるを名にして地理を試み、野に出  
 て野葱自注、松前方言、およひ野蒜を多く採れるか、モ  
 アイハカ、を多く採れるか、モ  
 ールは我が出奔の企に心付かさりしとみえたり、  
 日本人は野蒜の嫩なるとき、取て食用とす、然れ  
 ども野葱を食せず、この草はシケウルボイク  
自注、種  
 病の類、治する功能あり、その病は此土に甚た多  
 けれども、この草にその能ある事を知らずとみ  
 ゆ、我等野に出ること、この草を採食用にせん  
 とて、勉めて貯へ置けり、

家に歸て甚た疲勞せしとて、打かふりて臥たり、暮  
 に及て水夫等に庖厨に入て二の小刀を偷み、夜半の  
 小半時前頃に、シイモノフとシカヨフ、竊に庭に出  
 て階下に隠れ居たり、このとき夜半の時を告て、津  
 輕の卒板塙の外を廻れり、夫より垣の根に大なる  
 穴を穿ち、モールとアレキセイを省き、一人つゝこ  
 の穴よりくゞり、予その時すへりて膝に小さき杭  
 を突あて、甚た痛みけるか、間もなく癒たり、夫より  
 窪き道と板塙の間なる狭き路を通り、辛して廣き



道に、駿足に樹木の間より堤を越て、寺の廣庭に至り、尙急きて山の麓に懸りけるか、已に半時計を移したり、夫よりこの山を越んとす、そは次の巻を

一助なれば、後考のため悉く存す。

一千八百十二年、自注我文、化九年この頃通事より聞に、我等が身の上の事は善からぬ様子なり、夫は貞助云けるは、松前の諸官人ならひに松前住の人々は、備等か辯解の信實なる事をしれども、王都の官人は松前奉行の意と違ひ、尙偽りありと疑へり、且通事熊次郎は、我等か返答を十分に通辯する事能わす、ならひに告状の書中にも、全く解し得ざる事ありし、予貞助に、日本にては我等をいか、思ひけるやと問しに、夫は何とも定めたる命令もなければしられども、衆説にはみな免さるへしと思へりと云へり、彼全く我が望のたへたりとは云はず、少しは頼みもあるよしなれども、みな我等を慰むるの詞と見ゆ、是によりて、とても日本人の免しを俟て詮なければ、出奔するにしかしと思へり、しかれどもこ

れは、甚た危殆の難事なれば、モールおよび水夫のシイモノフとワシリエフは同意せず、我等モールに向ひて、竊に牢をのかれ出て海濱に走り一の船を奪ひ、天の助を得て力を盡し、葛模沙都加或は靉靄の海濱に到らんこと、全くなるまじきにもあらず、縦令海上にて死するとも、我國人の手に没てのまん水に命を投せんは、かく禁獄せられ命を終らんよりは本意ならずや、抑この事は實に考ふれば、危く思慮なき計に似たれども、また遂まじき事にもあらず、すてに日本船の難風に逢ひ、我國の海濱に漂着する事も數々あれば也と説ければ、モールは同意せず、彼二人の水夫ごどもに答けるは、夫は計ざる僥倖にて、今是をなさんと欲するは、公等思慮の違へる也と云へり、然れども、尙我等の企に引入んと思ひ、日々おの／＼食物を集め蓄へ、給仕するものに隠し、夜に入て是を乾し、小き袋に納めて貯置けり、

一漸々春色を催し、日も長く、雪も融けはしめ、暖和氣候に成ければ、自注、我二の初旬より、奉行の許にて我等を牢の外圍の庭に出して、屢々逍遙

せしむ、この月の四日、自注、我二貞助きたりて云けるは、備をして王都に至らしむることを得は、眞に政官に實否を訴へ免しをこふに善かるへし、備等か事に就て、誰一人身に引うけて辨解するものなく、且王都の政官みな謬りて、ホーシトフはその王命にて日本地を襲ひ、また備等も同じ日本の海港、陣屋等を奪ひ取らんとて、きたれるもと思へはなりと、我等察するに、かく云は、この後我等を王都に至らしめんとの命あらん時に、拒さるやうに豫しめ意を得さするならん、また貞助か話に、ホーシトフか初度日本地に襲ひ入し時、二三の日本人をこらへ送り、葛模沙都加にて冬を過し、翌年リッセル自注、保按に、リッセルの誤なり、また、松前の奉行へ贈れるリッセルの四海中にあり、書簡を持せ送りこしたりと、その書簡は誰より送れるこはなけれ共、その内の詞は、嘗て我等に問ひたる俄羅斯語を拾ひ書ける内に、その書中の語ありしと思へる、且クルル人その書を持来る由なれば、定て彼等に通辯せしめたる事とみゆ、我等其書は何の書たる事を明し知らされども、察するにホーシトフの戦書の類なるへし、今考に、その書簡

の趣意はすへてに全く了解せしとみゆ、夫ゆゑ我等に隠し置て、我等數多辯解せし後、末に是を出したかり、その虚實を證せんとする企なるへし、その時は、我等か罪なき事を如何説き明らめんとかたり合て、言究りし時、モールおの／＼身の危き事、計りてごどもに出奔せん事を予に告たり、是に由てシイモノフ、ワシリエフもその心を變して同意せり、時にアレキセイを如何すへきや、彼等にも同意を明して、ごどもに出奔せんか、た、しかくして残しおかんか、若彼のみ残し置は厳しく呵責せられん、残し置には我等奉行に書を遺し、出奔の事に就ては彼に聊罪なき次第を演へ置へしとて、その書簡の書を成けり、しかるに其後モール云ひけるは、彼にも我企を明し、ごどもに將て走らん、彼は諸の草根を能知りたれば、食用の便ごどもなるへし、且この邊の海路に精しければ、大なる益ならんこと、これに由て、アレキセイにその企を告ければ、大に驚き色を失ひ、や、黙せしか、暫して云けるは、予も公等ご同じ帝王に仕るものなれば、吉凶に拘らすごどもに出奔し、假令海に溺れ死するごども、また日



本人の手に死するとも、公等と死生をともにすへしと、皆この言を聞いて、その勇壯の決断を感歎せり、是より何れもともに、その企を商議するより他事なかりき、

一 楮牢内をのかれ出るに、二つの計策ありと、その一は常に牢の看守等、大抵兩人つゝ、我等ともに夜中頃までは爐邊に居て、夫より寝に就くなり、且みな強き酒を嗜て多くのめり、日を薄暮に至り、官人のきたらざるをはかりて、十分に酔を盡せり、これに因て、暗夜に風の便よきときを得は、不意に出てかの看守等を縛り、その口を塞ひて聲を發する事なからしめ、かれ等か刀を奪ひ取り柵を越て、ひそかに海濱に走り出て、一二の船を奪ひ、鞆靴の海濱を志しこき出なん、然ともこの事成就すまじと思は、今一策あり、夜半になり、看守等か寢所に至り、戸を閉し熟眠するを伺ひ、牢舎より遠く隔たる一隅に小さき門あり、是は掃除のとき出入するのみにして、常に鎖したれば、かねて我等か所持せる小刀にて、その柱のよわき所をきり、戸をひらきて遁れ出、水夫の釣臥床にて繩梯を作り、是を以て

牆を越へし、但し我等皆兵器なければ、我等かものをさらすにもちゆる長竿を執て鎗に代ゆへし、クナヅリに上陸の時、乗りきたれる小船の帆の下に、水夫の釣臥床へ入置たり、俘となりて後かの帆を以て物を覆はんとて、日本人に乞けるか、夫は與へずして、箱館にて釣臥床を水夫に與へしゆゑ、これを以て繩梯を作るへしとおもへるなり、

さて其便よき夜を俟けるに、第三月八日自注、我二東月八日風吹て、雨霧交りの天氣故、この風數日つゝきは、鞆靴の海濱に至るに好き便なれば、船さへ奪ひ取なはと思ひ、その夕暮に心かまへをせしに、看守も心つかさりしか、間もなく天氣晴れて星か、やき、風も西に轉しければ、是非なくその夜は思ひど、まれり、  
一 其後二日過て、また前のごとく風吹き、願ふ所の天氣なれば、予へレフニコフに議りて、明曉こそ本意を遂へしと云しに、モール俄に心かはるにや、我等か企の是非を論せず、唯自分思慮して運の來るを俟へしと云へり、予これを聞て驚きうれへ、かれ

を諭し、諫れども絶てきかず、尙色を變して予は小兒にあらずと云へり、かゝる上はモールなくとも、我等かのかれ出るに障ることなし、これより再びモールには、我等か内慮を談すへからずと決せり、何を云てもモールもまた聊取あはさりき、かくモールかたちまち心變りせしより、我等をさけきらひ、説話する事も少く、我より問へは短く答を成せり、これに反して、日本人には甚た親しく、諸事日本風に似せ、官吏と談するにも、歐羅巴風を止て自分謙遜し、彼に従屬するもの、ことごとくして、日本人を尊敬し、その追従するやう實に驚くへく、興さめたる事のみなり、モールかかゝる振舞にて、我企は甚た覺束なき事となりぬれば、予モールか口を制して、この企を洩れさらしめ、且モールに罪のからぬやうに、彼はこの企には全く關する事なき趣を書して、奉行に遣し置へしと思ひしか、水夫皆これを止めて、モールに其事は委ねかたしとて、モールの覺束なき事を多くかそへあけたり、是に由て、予再び按して、一先彼と和睦し、陽諫に従ひ出奔の事はおもひ止り、天運を俟者のやうにもてなすへ

し、嘗て通事の告しには、暖和の氣候に至らば、我等を日本人の導にて、府中の所々をみせしむへしと告し、その時府外に出る事を得は、勇を奮てのかれ去るへし、さすればモールに妨らるゝの心か、りもなく、危き事もあるましと密に示し合て、その事を行ひけれども、モールは尙心どけす隔意を抱けり、  
一 かくて奉行の廳より、直に我等を移りをしむへき所に導き行けり、その所は城の南門へ對し、堤と絶崖の麓にして府の中央に當れり、外圍は板塀ありて遮欄を絶し、その内はまた板塀にて二に別てり、その一の庭には、喬木四五本も茂れる樹木許多あり、是我等か居室の園と云へし、また其一隅には小池あり、その側に塵塚あり、これを望めは島のごとく、池は湖水のごとくみゆ、  
日本人は深く園圍をこのみ、樹木を植、池潭を掘て、山水をこのみ、景色移して樂とす、我等府下を逍遙せしときに、所々假山水あるを見たり、大抵樹木を植てかこみとなし、池を掘、水中に土石をたゝみ島嶼に象り、水崖を模し、小舟を泛む、か



くのこときの好事は、貧賤のもの云へども、その分に應じ造る事なれば、富貴の家には美觀の園地少からすと云へり、但松前の地は、園圃を築には好からすとみえて、格別大なる園はあらず、日本の内王侯貴人の家には、大園圃の壯觀なるもの許多ありといふ。

此我等か園とする所の塀に小き扉あり、我等か他に出るときは、或は長官などの出入にのみひらきて、常は鎖せり、看守等か交代出入するは別に門あり、是は夜は閉れども晝は常に開きて、外なる堤の路に出るよし、さて家居は庭の中隔のことく、その内は格子にて二に隔て、一方は我等の居所にして、その間をまた高き屏風にて隔てり、その格子の後には看守等の居所にて、津輕侯の士卒こゝにおりて守れり、この中間隔の格子にも扉ありて、常に鎖せり、かの歩卒は長短の兩刀を帶し、弓銃をそなへ嚴重に守れり、その長官は常に格子の前をさらす、我等か行狀を以て珍らしげに覗へり、その側に一の房ありて、官卒二人つゝおれり、その房よりも我等か居所にかよふへき戸口あり、夜はこちて晝は

常にひらきて、我等か側にきたりおれり、夜も毎度來て檢視せり、またその後にも多く室あり、これは給仕のもの、居所、または庖厨なり、我等の居室の外圍に板縁あり、爰より板塀を越て、松前の向地津輕の海峡、ならびに濱邊にある櫓もみゆ、また板塀の隙より覗けば、濱邊にある船と府中の市街も少しは見えたり、但北の方は城と山との外にみるものなし。

松前の城は大なる海灣にのそみ、別に港湊とすへきものなし、こゝに來る海船は、常に岩陰に碇を下し、風波を避るなり、この海灣は所によりて、深き四尋許もありとまきは、歐羅巴の商船は、可なり海岸に近くと成へし、居を移せし後は、凡そ待遇格別厚くなりて、自由に住居の内を逍遙し、彼此を眺望し、心をなくさむ事もなく、今まで禁せられし事とも障なくゆるされ、食物もまた前よりもよく、意をもちゆる様子也、是凡て身の堪へ易きやうに意をもちひし事なれば、我等において快き事ながら、奉行の諭せし詞の心得かたきは、今より日本人を我等か同郷の人

のことく思ひ、親しく交るへしと云るのみにして、只一言の俄羅斯にかへすへき詞をきかず、今までは言ことに、此度は日本人を同郷の人と思ひ交れどは、生涯日本におりて、俄羅斯の事はおもひきるへしと云意ならん、按ずるに、この度は云へしと云意なるへし、云以下脱文なるへし、然らば曾て企たる出奔の事、威力を奮て看守等を脅しのかれ出んか、或は竊に夜に紛れ、しのひてのかれ走らんか、何れにも命を捨て事をとけんと思を決し、モールの外は何れも予と同意して、生涯日本の囚とならんよりは、すみやかに死することまされりと誓ひたり、

今日の奉行の我等かために、務て辯解をなすへしと云へる事は、曾てしは、貞助の話にてきけること也、日本地の諸方の官廳は、その邊を領する諸侯に屬せず、みな帝家の掌ごりにて、おのゝ二人の奉行あり、一人はその國におり、一人は王都に在りて年々交代するなり、事ある毎に、その國に來りおる奉行より、都にある同僚に告れば、都の奉行是を政官の上司に傳へ、政官より指揮する所の事は、またその國に居る同僚へ傳へて、萬事辨する也、この奉行の職は尤重んずる官なり、扱奉行遠國に在勤するには、皆その妻子を携へる事を許さず、かならず王都に遣し置なり、是はその二心なく忠勤すへき爲に質とし置也、國を領する諸侯も同じ法にて、その妻子は、常に王都に住居せしむる故、諸侯といへども一年はその妻子とともに住し、一年はその領國に至り住する事なりと云、

この頃貞助の話に付て、我等か出奔せん事は、かならず急に計りて、夏の初より前にあらずんはあ



はすと心付けり、その故は、或日貞助の話に、奉行の側におりしとき、王都より來れる書簡ありて、奉行是をひらき讀み畢て、その書簡を手より落して、深く憂ふる氣しきを成ゆゑ、貞助いかなる故にやと問ければ、曾て政官へ白せし俄羅斯人の身の上の趣意、政官の意に合はず、反て若しこの後俄羅斯の船、日本の海濱に近ききたらば、欺きよせて俘となし、その船は燒拂へし、是に依て南部侯に命し、一隊の兵士良將をゑらみ、クナヅリに備へしめ、海邊所々の備場をも修覆し、堅固に守るへしとの命也と云へりと、按ずるに、前條老中下知狀の旨に照應す、予これを聞て、しからはかならず戦ひにおよび、俄羅斯人のみならず、日本人もともに血に染事を免かれしと云ければ、貞助答て戦はかならずあらん、然とも其軍久しく續くへきにあらず、間もなく和睦して、備等も免され、本國に歸さるへしと、予云、否かく成行は、我等か骨は日本の土となるへし、如何となれば、オホーツカには、日本に敵する程の軍卒は備へず、然るときは、かならず諸厄利亞と議りて軍兵を東洋より廻すへし、然らば幾多の日月を費すへければ、我

等か身の上の落着際限あるへからず、これに依てかならず出奔を急ぎ、俄羅斯船の爰に來らざる前にのかれ出んと思へり、若し我船の日本海上にみえしときは、かならず看守を増すか、或は再び禁獄せらるへしと察すれば也、  
一貞助我等をなくさめて云けるは、程なく代の奉行來て、是も今の荒尾但馬守のごとく備等を憐み給は、またよき様に政官へ達せられるへし、且荒尾但馬守みづから政官へ趣意を述べられるは、備等か身の上もよきに成ゆくへし、新奉行は今二ヶ月を経て到着あるへし、若またその間に、俄羅斯の船こゝに來るとも、容易に海岸に近きて、日本人の偽計に陥り害に逢事も有へからずと、  
荒尾但馬守とは、今までこゝにありし奉行の名也、守とはその位を表する號也、是は重き官職の人に、禁裏より許す所なり、この號は常にその本名の下に添ふ、歐羅巴をはしめ、全く世界にこの號に當るへき稱號を聞かず、  
また貞助の話に、新奉行は彼ホーシトフか日本人に送れる書簡を持來へし、その書は未だ曾て我等

に示さるもの也と、さてこの頃中も、日本人より種々新なる問あり、且問宮林藏は實に我等か爲に怨仇なり、彼此地に來て奉行に告しは、さきに我等か辯解せし條々は、ことごとく日本人を欺く巧にて、實に我等はホーシトフの間者にて、日本の海濱を窺ふもの也とて、己か説を證せんとして、種々の事を演たりしか、皆空言にて實にわらふへき事のみ也、貞助其證の一を語りしは、我等エチピアテルス自注、銀貨の名、の替せ券書を持てり、夫は廣東にて諸厄利亞の商賈より、請取へき券書也と云、この事甚たあやしむへきと云へるよし、貞助予に、その諸厄利亞の商賈の姓名、并にそのもの嘗て俄羅斯國に有し人なるや、俄羅斯語を知られる人なりや等を問へり、貞助又言けるは、林藏か言にて奉行の意變して、備等を惡しとおもはねども、王都にては彼か説に泥みて、政官のみならず、衆人皆俄羅斯を仇敵のごとく思へりと、二人の通事は斷へす務て、俄羅斯語を學ひ、辭を集めてその義理を書記せり、或るとき言けるは、新奉行の爰に來るとき、ともに都に學士を送り來し、直に俄羅斯語の義理藝術の諸説お

よひ所持せる書籍の主意をも聞糺せしめんと、由て思ふに、我等を歸國せしむるとの事は、日々消へゆきて、唯待遇をよくせしも、畢竟生け置て藝術を學はしめ、彼等か利益にせんと思ふより起りし事としらる、  
日本の王都には、我邦の學校のごとき所ありて藝術を習學す、但し、その内に住する童幼のみならず、外に居るものも官の許にて、その學校に來學ふなりと、その學術は詳に下に記す、  
一我等一統に商議せし企てに於て、獨モール同意せず、却て妨となる事も多く、實に彼は同國の人にあらで、他人の思ひを成せり、彼れもまたみづから俄羅斯人と思はさると思えて、己か親類は熱爾瑪泥亞に住する事など、日本人に明せり、且己か意趣を通事にかたれる、アレキセイ聞て予に告けるは、モールは日本國の臣下となりて、歐羅巴の譯士とならん事を願ふと云ければ、通事答て、若ししからは、すみやかに貴き官祿を與へらるへしと云へり、かく別心なるモールに出奔の事を知らせは、たまち反問して日本人に告ん事うたかひなく、實



に心を寛されざるもの也と思へば、何れにもさま  
たけなき内に、我企を取急かんと思へり、

モールか父は、生國熱爾瑪泥亞の人にして、俄  
羅斯に來り仕るもの也、但母は俄羅斯の産なり、  
この故に彼は厄勒祭亞教に灌身して、海軍の官  
舎にて成身せしもの也、

出奔の妨なるは、津輕の歩卒等、我等か側には在  
れども、夜に入ても寐る事なく、爐を圍てかたり合  
ひ、烟草など吃して、小半時毎に外なる庭を廻り時  
刻を告ぐ、その長官は初のことくに、格子の前にて  
我等を看守する事も珍らしからずや、唯多分讀書  
して時を送れり、

日本人は皆書を讀むことを好めり、賤しき歩卒等  
までも、守舎に居て斷へず書を讀み、其音聲は、  
我國の墓所にて經を誦するに似たり、是を聞て  
甚た快からず、耳に倦て反て眠られず、其書は彼  
國の記録、軍記等也、皆日本にて板行の書也、その  
板刻は鉛に字を刻する事知らず、唯かたき板  
木に刻したるもの也、自注、豫按、歐羅巴諸國の印本は、  
皆鉛に字を刻せし活字版也、  
官の卒伍等は、初の程は甚た嚴重に監守せしか、近

頃は惰て殆ど終夜よく寐、或は小房に入て、紙牌象  
棋等の戲をなせる由なり、

かくのこともなれば、爰をのかれ出んには、先我  
か寢所臥具を覆ひて、人の臥したるやうになし置、  
竊にしのひ出て塀の水竇を掘廣げ、這ひ出て海濱  
に至り、常に繋ける小船に乗て、ありあふ海船に漕  
付て是を奪取走らん、然ども斯するには、便よき風  
なくてはあたはし、またモールは我に與せず、常  
に出奔せんかと疑ひ居れば、我等かのかれ出るを  
見は、かならず速に看守等に告へし、また爰をの  
れ出たりども、市中を夜中燈なく往來する事は嚴  
禁なれば、廻夜人に出逢ぬやうに、所々にしのひ、間  
道を経てのかれ出へきなれば、かならず市中にて  
時刻を移すへし、その内には追手のもの遠く、我等  
か往前をさへきらん、右の策にて出奔せんには、モ  
ールに議りて、彼か承引するにあらされは能はず、  
然者二の策は施し難し、困て予尙外に二の策あり、  
其一是忍び出て、直に海濱に到るへき所を、道をか  
えて城の西に墮あり、墮の内には見かへしのこと  
き塀あり、墮に沿て並木の塘あり、この城の内外に

守舎なく、唯城の内の方に大なる守舎あれども、僅  
二人の監卒安閑として煙草のみ喫しおれば、その  
所は通やすく、その並木ある長き道を過れば、大寺  
自注、保按、  
に充善寺、庭前の廣場に至る、爰に沿て眺れば低き  
通あり、寺の庭の後に曠野あり、その所より二十町  
許離れて山に至る、この山を越るは凡三日路も有  
て、海濱に到るへし、さて海濱に至らば一二の船を  
奪ひ取るへきなり、

またその一策は、我等府中を逍遙するとき、相應  
の船を見付たらんには、猛威を奮て逃出し、船に取  
乗らんとおもふなり、右三策の内、この第二の策  
は、第一の策に勝れり、しかれども山を過き越る間  
には、日本人諸方の海岸に命して船などを守らせ、  
堅固に備るの隙十分にあるへし、また第三の策は  
尤も成し難し、且危き事にて、順風の便と相應の船  
を得るにあらされども、何れにも近き内に第二の  
全の策にあらされども、何れにも近き内に第二の  
策を以てにけ出んと、竊にその用意を成したり、  
一會て出奔に携へべき要用の品を集るに、意をも  
ちひしは、たとへは我等城外に逍遙せし時、或所に

火打鎌のおとしあるをみて、一人の水夫その上に  
在て、己か襪を引上る體にて俯して是を拾ひ、竊に  
懐に收め、また火打石は給仕するものより取置た  
り、發火は古き繻絆を認ちて焦せしを幸にもちひ、  
糧は曾て乾し貯へるを、おのく革帶の内、或は服  
下にかくし持てり、これ等は唯生命を繋ぐへきた  
めの品也、また武器の備へも絶て用意なきには非  
ず、嘗て我等か園の草中にて一箇の鑿を得たり、是  
は工匠の遺せるならん、是をかくし置しか、もち  
ひん時には長き棒に取つけて、鎗の代にもちゆへ  
しとおもへり、また庭の内の一箇の鋤の有けるを、  
我等か室の戸口に隠し置けり、凡て此等の諸物皆  
もとより、我にあらざるものなりしか、先かくまて  
は集めたり、凡てかく萬事に乏しく窮迫する時は  
思ひよらざる事をも發明するものなり、諺に窺は  
智の田地也と謂へるも、今こそ身に當れり、ヘルフ  
ニコフは鍼盤を造らんと思ひて、衣を詭<sup>ルカ</sup>脱<sup>ルカ</sup>りて  
縫針の大なるを二本もこめ、また日本の家作は軒  
端に銅を附たる所多し、我か居所にもその銅あり  
しか、已に銹腐れる一片を取磨て、その中心に小く



穿ち、一本の針を植今一本の針に、彼自分磁石の壯効ある石を拾ひ出して感せしめ、指南針となしけるに、よく南北を指せり、その外筐は飯の糊にて紙をかさねた、みて作れり、この器を造るに、ヘレフニコフが艱難少からず、此針に石を付などするを、日本人に見られぬは、かならずその故を深く疑へし、且モールも眼なきものならねは、彼にみられてもまたさまたけなれば、ヘレフニコフ我かおる房の一隅に居て、竊に是を作れば、予はその側に立廻りて、モールなどか近き来らん様子あれば、ヘレフニコフに知らせて隠さしむるなど、意をもちゆる事尋常ならざりき、

この頃は、我等府の内外を逍遙する事、以前よりは寛にして度々出たり、且通事折にふれては、府中の或家に導きける事も少からず、日本の法として、異國人かその土人の家に到り、ならびに飲食する事を許さ、れども、我等甚た疲勞するに託して、家の椽によりて休息すると言て、その家に入る也、入て見れば茶、煙草、酒、菓子などの備ありて、我等に饗應せし事もありき、

一或日、出て海濱を逍遙せし時、海邊に二艘の漁船繋きあり、また一艘の船の帆かけて近く走るあり、是を會て願ふ所の幸なれば、竊にヘレフニコフに談せしか、兼て含みしことく刀を奪てのかれさらん事の慥なる靠もなければ、とけん事は計り難し、我等附來れる官吏等とた、かふをみは、この邊の漁人等かならず來り援けて、我等とた、かはん、また漁船を奪ひ得ることも、彼大船に容易く乗り移らん事も思東なし、且モールは、我等の動作に目を付ければ、我等か色を見て悟るへし、かくてはこの策成就すへからずとて、このことはやみけり、この日宿所に歸ければ、アレキセイ子に告げるは、公等か爲に尤危き事あり、今日モール命せしは、公等か出奔の合ある事を、日本人に告知らせよと、若し備告すは自ら告んと謂へりと、また言けるは、公等愈その合を決定せしや、然らばかならず、予を捨置事なかれと願へり、然れども彼か心實を知らざれば、この策を明さす、若し彼に明しなれば、危ふみ怕れて同心せず、反て心を變しさまたけを成さん事をおそれ、且この頃は彼とモールと日々私語する事良

久しく、彼か心底量りかたければなり、予思ふに、モールも我等か出奔の企はやみたり否、證據なければ知るよしもなくして、我等か出奔の企ありと、日本人につけんとおもふは、我等の今の身の上を傷める事なく、生涯囚となり、恥辱に沉を快しと思ふなるへし、されと一同大幸を得て俄羅斯に歸り、再び彼に交らば、我等に對しいか計面目を失わんことを量りて、みつから日本人に告げず、アレキセイをして告しめんと計るならん、しかるに、ヘレフニコフはアレキセイ實に我等に左袒するものなれば、秘計を明すとも子細あるまじと言けれども、予は尙意におちず、水夫等も皆アレキセイを疑ひて、彼かモールと約を結んで、モールか爲に心を寄る事を告たり、是に由て予アレキセイに答けるは、出奔の企は當時は先思ひと、まれり、但し夏にもなりなは、また慮るへきか、其時モールには如何して得心さすへきや、願くは彼か我等と隔意なきやうに有たきものなり、固より我等實に出奔せんにはかならず備にも知らずへし、モールもまた獨遣し置へきの理なし、何にも新奉行の來る前には行ひ

難ければ思ひやみぬ、新奉行きたらば、曾て我等か書出せしホーシトフ一件の事こそ、彼是いか様に心得、我等をいかやうにあつかふやを見て、その時のやうすによりてモールもまた我等と打ちとけて會議するやうにも成へしと謂へり、モール是を聞て、然らば我等か身の上も安かるへし、新奉行來たらん様子にて、我等も出奔するにもおよはず、又生涯囚となる事もあるまじと言ひけるよし、されは予僞計行れて其二日後より、モールも心どけしと見えて、我等に交るに疑心なきやうなりき、この書を開るもの、かく予かモールを欺けること、己を利せんとして國友を欺き信を失ふ狡奸のものと思ふ事なかれ、この時出奔せんより外、再び本國に歸るへき手段なければ、この舉に背けるは實にモールか思慮の謬にして、我等か歸國をさまたけるものなれば己を得ずこ、におよへり、然れば却て彼より我に惡業の罪を被らせたる也、モール心中實に興さめたる事也、讀者これを察せよ、以上、遣厄日本紀事、

通航一覽卷之三百五終



### 通航一覽卷之三百六

#### 魯西亞國部三十四

○蝦夷地亂妨始末 クナジリ島

文化九千申年四月四日、江差木の子村において、逃亡の六人を捕へ、松前に送り牢舎せしむ、

文化九千申年四月五日、荒尾但馬守より小笠原伊勢守に贈る御用狀

先達而申進候通、魯西亞人并ラシヨワ人共、御買上之明家補理引移り、尤外廻取締之儀は、津輕家申達見守爲致、支配同心共をも附置、其外手續等は是迄之通爲致置候處、魯西亞人七人之内、別紙之通去月廿四日夜中置所南之方板塀之下土を穿、同所より出奔致し候段申開候に付、早速支配向并津輕家にも爲申談、東西最寄夫々相尋させ候處、按ずるに、載れども、載断しかたきにより、昨四日晝江差附木の子村に兩存す、下達達等また同じ、昨四日晝江差附木の子村において召捕申候、尤一旦致出奔候儀に付、右之者共は揚屋に入牢申付候、致出奔候始末之儀は、吟味之上追而申上候様可致候得共、先此段得御意置候間、

可然被仰上置可被下候、右は先御届書差出候筋に候は、前文之別紙之趣を以御取調、宜様御取計可被下候、同日進達、

#### 揚屋入

ガ	ワ	ビ	ン	申三十七歳		
ヘ	レ	フ	ニ	コ	フ	申三十七歳
マ	カ	ロ	フ	申三十三歳		
シ	カ	ヨ	フ	申三十一歳		
シ	ー	モ	ノ	フ	申三十九歳	
ワ	ジ	リ	エ	フ	申三十歳	

#### 入牢

右者、去夏クナジリ島に而召捕候魯西亞人七人之内、書而六人之者共、去月廿四日夜中置所南板塀之下土を穿、同所より出奔仕候段申開候に付、早速支配向并津輕家にも爲申談、相尋させ候處、昨四日晝江差附木の子村に於て召捕申候、一旦出奔仕候儀に付、ガワピン、ヘレフニコフは揚屋、マダロス按ずるに、水、四人之者は入牢申付候、右之次第に付相殘候魯西亞人モウル并ラシヨワ人ヲロキセ儀も、最初補理候置所へ移替、取締等之儀は是迄之通り致し置申候、出奔仕候始末之儀は、吟味之上追而可

申上候得共、右之段先御届申上候、以上、

申四月

荒尾但馬守靖北

一千八百十二年自注、我文我等か隠れ居し處の周囲の小路は、常々人の往還する處なり、忽ち間近き處に一人の女立て、我等の方を望み居たるを、ヘレフニコフ見付しに、其女手を以人を招き呼ぶ様子なり、是に我等は見付られたりとおもひ、急に間道に下り森の内に通れんと走りしが、いまた其深き處まで至らざるに、此間道の兩側に多くの土民等取かこみ、或は歩し、或は騎馬にて寄せ來り、予とマカロフは急に叢の内に隠れ入しか、餘の者はいまた來らされはその處に潛り居、その來るをまち、其人衆はいかなるものなりやと竊に視しに、土人と思ひしか皆士卒にて、其内に頭たちたるは馬にのれり、皆兩刀を帶し、弓、銃を持たり、みる内に餘の者は忽ち捕はれたり、予は叢の間より、日本人の彼等を縛るをみれば、手を背に廻して括れり、且我等は何處にあるやと問つ、濱邊のかたに引行けり、夫にも士卒多かりし、予とマカロフを尋ぬる様子なり、此時マカロフ予に向ひ、今は如何すへしやと

いひけるゆゑ、予答て、もし今日本人に尋ね出されすは、夜に入て速に濱邊に至り、漁船を奪ひ取、彼小島に至り、夫より韃靼に向て乗行へしといひければ、マカロフは唯命に従はんどいへり、然るに、兼て用意せし帆并に鎌、小刀等は已に捕はれし者に持せられたは、日本人の手に入て、予とマカロフは彼艦にて造れる鎗二本と、小刀一柄をもちたるのみなり、扱叢の内より伺ひみるに、彼間道の兩側を士卒彼是と尋ね廻りけるか、終に刀を持たるもの二人、鎗持たるもの二人、直に予か居たる處に向ひ來り、其餘の數人も弓、銃を備へ、間近く寄來り、爰かしこの叢を探り索め、繼に犬一疋も隠る、計の草の内までも尋求むる様子なり、既に予か處に近つき寄ければ、予も彼鎗を手にとりければ、マカロフ涙を流しつ、此鎗にて防戦て、日本人を一人も殺すへからず、若彼等一人にても殺しなは、我等皆不幸に命を失ふへし、夫よりは今出て捕はれ、予こそ同等并に水夫等指揮する首長なれば、皆予か命に従ひて是迄道來れり、彼等若予か命に従はずして、爾後幸に俄羅斯に歸る事を得は、重き罰を



蒙らん事を恐れて、かく予に従へるなりといひ給ひなは、我等が身を救ふの術なるへしといへり、予マカロフか詞を感じ、直に鎗を地に捨て、自ら叢の内より立出ければ、マカロフも予に従ひ出たり、日本人我等をみて大に驚きたる様子にて、退くこと數歩にして、我等手に執る物なきを見、初めて近つきより、我等をさらへ、兩手を背に廻し、縛りて濱邊なる一村に引行けり、此時予を縛りたるは格別強からず、聊も痛むことなし、又嘲哂する様子もなく、却て予か足を痛め歩行に惱めるを知て、路の高き處にては予か兩手をとり扶け行て、村の中なる一の家に至りしか、爰にヘレフニコフを初め皆集り居たり、爰にて米飯と鹽つけの饌、蘿蔔及び酒茶を與へ、後又兩手を背に廻し緩く縛れり、初クナジリにて搦められし時のごとく、嚴しき事は絶てなかりし、半時計り此村に憩ひ、夫より松前に至る路に出たり、其路をみれば前夜我等か歩みし足跡を、日本人は既に見出せると見えて、標的を立置たり、但し、我等か山に隠れし路は、み失ひたりとみゆれども、其先なる砂地にはまた我等の足跡を認め

たりとしらる、是によりて察すれば、日本人の我等を尋ねしは、全く足跡を尋ねて來りしとみゆ、但し急に廻り來らざるは、若我等か防ぎ戦はんことを恐れしや、又別に子細ある事にやしらす、村を通る時は、毎に土人兩側に出て我等を視る、日本人曾ていひ且書に記せるには、日本人はすへて外國の人に對して、慢り虐ぐることは絶てあらずと誇りけるか、果して總て觀る人々皆憐愍の意ありとみえ、或處にて飲食をはこへる女、我等をみて泣けるもありき、歐邏巴人は日本人を巴爾巴里亞人自注、亞弗利加洲中の國、其土人のこころ思ふものあれど、此不仁にして猛惡也と云、國民の性質愛憐あるは此に知りぬへし、但し、今度警固の士卒等は、まへのこころ懇切ならずして、折ふしは馬にものりたれども、多くは歩行せしめ、又川あるは、以前は必人有て渡せしに、此度は多く自ら歩み渡らしめ、又雨降は別に雨具を與へず、只蓆を與へて雨を防しめ、且村々にて時々憩ひけれ共、暫時にして急かしたり、或所にて又米飯、干鰯及砂糖なき茶を與へたり、我等甚疲勞し、特に予か足にて道を急ぐ事能はさりければ、長吏二人の男に

予か左右より、兩手を取扶け行へしと命したりき、予等甚渴し水を請ければ、近邊の川に人を遣して水を汲み飲せたり、夜に入道くらき時は、其意を用ひて我等一人毎に、前後に燈を持行て、日本官人の夜行するに異ならず、其外にも前後甚多く燈を照して行もの數多あり、嶮岨なる處にては、其近邊の村々より多く人夫出て道を扶く、又大なる森なるある時は、殊に多く燭を照して、殆白晝のごとし、歐邏巴人我等か夜中の旅行を見は、必貴人の葬送なりと思ふべくそ有ける、予あるは、皆ゴロリイナミツツからいふ一翌第五月五日自注、我四一小村に至る、この處は松前をさる事百町計りなり、此處にて官吏一人并通事貞助、及官卒數輩にあへり、官吏は我等に向て何の詞もなく、只怒れる氣色もなく、又我等をして不快に思はするやうすもみえさりけり、然れども、貞助直に我々に對して出奔せし事を誇り、且我等の衣服を試み探れり、此時一人の水夫貞助に向ひ、備探りみるも何物かあるへき、其勞を止めよといひければ、貞助答へて、予も備等のものなき事はしれども、是も日本國法にて予か任なりといへり、

借我等を捕へし士卒等、此所にておのゝ衣服を改め、装ひ出けるか、雨降しかは、其上に雨具を覆ひ、松前の町に近付て、皆々是を脱きて、我等を引て徐々ど市中に入けるに、其行列は我等か先に二人の棒を執れる者左右に並て道を開き、次に九人の歩卒各々武器を粧ひ、嚴然として並ひ行、次に我等一人毎に二人の歩卒左右に従ひ、其後にまた九人の歩卒各々武器を持て相従ひ、其後に長吏騎馬にて殿せり、此長吏は我等を捕へ來れるもの也、其勢恰強敵を擒にして凱陣する者の如く、いと傲り顔に歩めり、土民等は兩側にむらかりて跪き、是を觀たり、  
一千八百十二年自注、我文此獄屋は按ずるに、松前崖の麓にありて、柵を以て圍み、其内は土塀ありて遮柵しほしを設けたり、其内に大なる家あり、其造り方は初めて松前に來りて入牢せし家に同じ、其内を四に隔て、一は廣く、餘は皆狭し、此所に至れば牢の頭役吉介なるもの來れり、  
此男は、官の卒伍にて、帶刀を免され、罪人を責ることを司る、日本人等彼に對し應接はせされど



も、飲食を共にする事を爲す、且彼か燒所の火にては、烟草を吃する事もせざりき、一人毎に繩をこき、服を脱せ、全身を改め、先子を其内の最狭き牢に入たり、此所は家の一隅にてくつき所なり、次にヘレフニコフを予か隣の牢に入、此處は少し廣くして稍明るし、其次の牢には四人の水夫を一所に入たり、予か入し牢は、奥行六尺、幅五尺、高さ一丈許にして、絶て他をみることも能はず、水夫等の牢は却て明るくして風も通り、外を見ることもなりし、奉行の命せし詞に、水夫等はロウに、予とヘレフニコフはインウエラリ自注、前に居らしめむといひしか、今其言を解せず、水夫等の牢は却てよしと思ひしか、再ひ思へば彼等は皆一所に居り、我等は一人毎に別居すれば、其意をいひたるにや、しからは我等においては、却て好まざる事なりき、予か牢はヘレフニコフの牢と接したれば、相語たるには便なり、またヘレフニコフの牢は、日本人の牢と隣りたれば、彼男と語れり、彼男己が名を通し且いひけるは、今より六日を過れば、予は免されて牢を出

へしと、又彼男ヘレフニコフに鹽魚を贈れり、ヘレフニコフも報ゆるに、風領ふうりやうにせし白布をあたへたり、我等其魚を食せしか、飢たる時も其美味なりき、ヘレフニコフが彼に與へし風領を、彼吉介見付て誰より得たるやと問て、それを取收め、奉行の廳に出して後、我等か衣類と共に收置しとなり、黄昏になりければ、以前我等に給仕せし福松といへる者、二人の下男と共に夕飯を持來り、夫は米飯と鹽漬の蘿蔔二片と白湯となり、福松は甚怒れる體にて、我等問ければ快く答へざりき、但出奔の事においては、聊も嘲る様子はなかりき、福松は、又爰にて我等に給仕するなりと思ひしに、左にあらて、彼二人の下男に給仕の法を教へむために來れるなり、又要用の俄羅斯語をも教へしとなり、我等要用の日本語は既によく覚え居れば、無益の事なれども尙教へ置といへり、食事終りければ、格子の間より古き寢衣を入たり、ヘレフニコフ及水夫等にも又しかなりし、かくて牢の外圍の戸を閉ければ眞暗になりたり、是は牢

外の家も守舎も皆板にて圍みて隙なき故なり、日も暮六ツ時頃になりければ、番人燈を照して牢毎に見廻り、我等を呼醒し答をなさしむ、如斯する事半時毎に替るゝ、來る事なれば、夏の夜の短して、終夜少しも眠ること能はざりき、遭厄日本紀事、俘囚六人再三鞠問して、同年六月小笠原伊勢守、荒尾但馬守より江戸に言上す、

文化九年六月進達、  
去未年クナヅリにて召捕候魯西亞人之内、ガワ  
ビン外五人、置所出奔仕候始末、吟味仕候趣申上  
候書付

小笠原 伊勢守  
荒尾 但馬守

去未年クナヅリにて召捕候魯西亞人之内、ガワ  
ビン外五人、當三月廿四日夜、置處出奔仕候處、同  
四月四日江差附木之子村にて捕押候に付、出奔  
仕候始末吟味仕候趣、左に申上候、

役名 カピタン  
姓名 ワライシ ハイチガワビン 申三十七歳  
役名 シトロマン

姓名 アンテレイイチヘレフニコフ 申三十七歳  
役名 マダロス マカロフ 申三十三歳  
同 シカヨフ 申三十七歳  
同 シーモノフ 申三十九歳  
同 ワシリエフ 申三十歳  
右之者共吟味仕候處、此もの共去未六月クナヅリにて被召捕、箱館の差出に相成、同所にて入牢申付、渡來候始末追々吟味有之、松前の差出候旨申渡有之候に付、同所の罷越候は、如何様之難儀可致も難計候間、遁去何卒手段いたし歸國可致と存、其段ガワビン并モウル、ヘレフニコフ、マダロス共にも申談候處、遁去候儀は不宜心得違之旨、一同申聞候間、得と勘辨いたし候處、右之者共申聞候儀に付、遁去候儀は相止、其後松前の差出に成、追々吟味之上漂流之趣相分、置所取扱向等も相弛み、食物着類并寒威凌方に至迄厚取扱相成、一同難有安心いたし、素より亂妨いたし候儀は勿論、日本の様子見聞に罷越候儀にも無之、全漂流いたし食料薪水に差支、無據右品等乞請度エトロフ、クナヅリへも上陸いたし候儀にて、外に別心曾而無御座、何卒歸國い



たし度存、其段願書相認、去未十月中差出、取上相成候間、願之通歸國申渡も可有之と存、一同相待罷在候處、當春に相成候而も、歸國申渡之沙汰も一向無之、左候得者とも歸國御差免も無之儀と相察し、且者此もの共同船致し相殘候ものとも、歸國之上王命を請、此者共迎として、エトロフ、クナジリ等の渡來可致候哉、左候節言語雙方如何様之行違有之候儀も難計、殊に此もの共御返しに不相成趣承り候は、争戦にも可及、若左様之儀にも至り候へは、生涯歸國も相成間敷と存、置所忍出、海岸に繋き有之候船を盜取、乗組遁去候は、魯西亞國地之内、又は他國の成とも着船いたし候得者、歸國も可相成、ガワビン一圖に存込、其段一同に相談いたし度候へ共、ヲロキセは足不丈夫に付、殘し置候積之處、モウルは晝夜ヲロキセ側に罷在候に付、モウル及相談候而者、ヲロキセに相洩可申と存、右兩人は相隠し、夜分寢入候節等之間合を忍び、ガワビンより密にヘレフニコフ、マカロフ、シカヨフ、シモノフ、ワシリエフに追及相談、一同遁去候積之處、モウルよりガワビン、ヘレフニコフに申聞候者、

いまた此者とも歸國申渡候沙汰も無之候間、遁去歸國可致旨申聞候に付、猶更力を得歎安心致し、一同同存に付置所遁去、海岸之小船盜取、乗組歸國可致旨、ガワビン、ヘレフニコフ相答候處、ヲロキセ如何可致哉之段、モウル申聞候間、ヲロキセは足不丈夫に付、殘し置候積相答候處、左候而は同人一人之難儀相成不便に存候旨、モウル申聞候に付、左候は此者とも歸國致し度存遁去候旨、此段開濟有之、ヲロキセは足不丈夫に付殘置候之間、憐愍を以ラシヨワ島の歸國申付有之候様、相願候旨書置可然段、一同相談取極、右書置モウルに爲認置候處、其後モウルよりヘレフニコフに猶又申聞候は、得じ勘辨致し候處、遁去可申と存候は全心得違いたし候に付、遁去候存念は相止候間、此もの共儀も同様右存念は思ひ止り候様種々申論、右書置も致火中候に付、其節は尤之儀と存同意いたし候旨、ガワビン、ヘレフニコフ相答候處、其後モウルよりヲロキセへも右之段相咄候趣に而、遁去候儀は不宜旨、右兩人より度々教諭いたし候間、最早遁去候儀は思ひ止候旨、申聞置候得共、三月半過候而も歸國申渡

之沙汰も無之、とても御返しには相成間敷と推量、遁去歸國致し度存候處、モウル、ヲロキセは不承知に付、相談候而は却而遁去候妨に可相成と存、右兩人不承様、ガワビンよりヘレフニコフ、マダロス共へも密々及相談、食用差遣し候餅、豆煎少々宛、見守番并モウル、ヲロキセにも隠し貯置、當三月廿四日保養之爲松前近邊歩行いたし、夕七ツ時頃一同置所罷歸候處、モウル、ヲロキセは草臥候よしにて休息いたし居候間、ガワビン、ヘレフニコフ、マダロス一同庭に出、同様遁去可申旨申合置、五ツ時過より一同相休、モウル、ヲロキセは座敷次之間見守張番所に寄候方に臥り、此者共は座敷并入側唐紙、障子等之陰に臥り候之様子相伺罷在候處、夜廻り之者拍子木を打ち廻り、九ツ時にて同心并津輕家見守之者も致張番罷在候得共、總體物靜に相成、モウル、ヲロキセも熟睡致し居候に付、不目立様ガワビン起出、ヘレフニコフ、マカロフ、シカヨフ、シモノフ、ワシリエフを密に起し、前書貯置餅、豆煎を銘々持、且ワシリエフ儀髮髻を刈候爲借置候鉄一挺、湯を入置候茶罐一つ、炭取に有之候十能を持、

マカロフ儀履を直し候節、借置候小刀一本持、シカヨフ儀縁類東之方見守之者見通しに不相成障子を一枚、音致さる様明け、庭に出、夫よりシモノフ、ガワビン、ヘレフニコフ、マカロフ、ワシリエフ追々庭に出、板塀土臺下を十能に而掘候得とも、掘兼候に付、十能は捨置、  
(朱書)本文十能は置所庭に捨有之、其外持出候品品は捕押候節、所持致し罷在候に付取上置申候、シカヨフ、シモノフ兩人手にて土を掘あけ、其穴より一人つゝ這出、板塀外を廻り、北西之方生垣を越、湯殿澤に出、北に向罷越候處、夜明候に付、廿五日は各寄合、草深き所に忍び罷在、夜中又々北之方に向ひ山中徘徊いたし、夜明候而澤合に休足いたし、廿六日晝時より山中を北に罷越、夜に入候而は歩行も不相成難所に付、山中に罷在、廿七日朝より山中笹藪を罷越、夜に入歩行も難相成、山中に罷在、廿八日朝山を下り候處、大谷川有之候間右川を渡越候に付、古明小屋有之、人居合不申、夜に入兼而シカヨフ下に着居候麻布を裂候而燒、所持いたし候火口并途中に而拾ひ候燈籠にて火を拵、小屋前に



て枯枝を集め火を焚、持出候藥罐にて澤水を取、あひはかまご申草を煮候て、一同食用にいたし、其夜は右小屋に忍罷在、

(朱書)本文小屋之儀は、松前附茂草村山中ひや水と申候所之炭燒小屋に御座候處、當時右小屋にては炭燒不申、明小屋に相成居候に付、當三月廿三日魯西亞人爲穿鑿、同心并人足共右場所罷越候處、小屋前に而火を焚候跡有之、小屋内は茅を敷人臥り候體に相見え、右火を焚候際に、白木綿切并あひはかまご申草落散有之、其外申立候通、道筋履跡所々に有之候段申出候、依之白木綿切之儀は、魯西亞人所持之品にも可有御座哉、モウルは爲見相尋候處、魯西亞人下着之木綿切に相違無之旨申聞、ガワビン外五人申口符合仕候、

廿九日朝川下へ下り、夫より猶又山へ登り、夜に入海岸へ出、小船にても有之候は、盜取、クルツケ諸島之内に罷越、夫よりカムサツカに參り歸國可致と存、夜中海岸徘徊いたし候得共、船々は海岸に引揚有之、船具一切無之候に付、無詮方夜明前山合

わ入、澤に徘徊致し、四月朔日夜川を渡越、又々海岸に出、夜中駈廻り候得共船も無之候間、猶又二日明前山わ入、其夜又々海岸へ罷出候處、丸小屋一軒見請候得共、人居合候様子に付近寄不申、其節海岸にて水柄杓一本へレフニコフ拾ひ取、

(朱書)本文水柄杓、捕押候節所持仕居候に付取上置申候、

夜明前村里近き山わ入、食事も不致難所駈廻り候に付勞れ、谷合に一同休息勘辨いたし候處、海岸申付方も行届候趣にて、船盜取候儀も不相成、山澤海岸等遁去候先々も、夫々尋方嚴重之様子に而、こても遁去歸國致し候儀は不相成、殊に追々勞れ、食物も無之、飢渴に及び、ガワビンは兼而覺悟いたし居候得共、マダロスも迄及死失候而者、何とも歎敷存候間、尋常に被捕候方可然旨一同申談、ガワビン、マカロフは澤奥之方に休息致し罷在、へレフニコフ、シカヨフ、シーモノフ、ワシリエフは澤口之方に休息致し居候處、役人體之もの一人相交、人數十人ばかりも追々谷合に罷越候に付、右場所へレフニコフ外三人共追々罷越候處、下に居候様

手真似たし候間、一同下に居候處、手を後へ廻し候様手真似たし候之間、後へ手を廻し候處、四人とも繩を掛、追々大勢罷越、役人體之もの附添、其節村名不存、木の子村へ連參番人附居、

(朱書)本文取押候始末相糺候處、魯西亞人共申口符合仕候、

ガワビン、マカロフは、前書之澤に休息致し罷在候處、尋方之もの大勢罷越候に付、兩人共右多勢之中に罷越候處、下に居候様手真似たし候に付、手を後へ廻し候處、繩を掛、其節村名不存、木の子村へ連行候處、へレフニコフ外三人も同所に罷在、

(朱書)本文捕押候始末相糺候處、ガワビン外一人申口符合仕候、

夫より同五日、此もの共一同松前へ差出相成候儀に而、モウル、フロキセは遁去候儀不承知に付、右兩人は勿論、見守之同心、津輕家之もの共水夫等往馴合、遁去候儀は曾而無御座、前書申立候通、歸國申渡之沙汰も無之、逆も御返しには相成間敷、殊に於箱館糺之節、日本に魯西亞船乗寄申間敷、若乗寄候得者打拂候旨、於長崎レザノツトに被仰渡候處、何

故渡來致し候哉之段尋有之候處、其儀は一向不相辨、右等之儀を勘辨致し候得者、若此もの共迎船クナジリ之邊に渡來可致候哉、其節打拂相成候者必定之儀、左様之儀に至り候ては、生涯歸國は不相成儀と推量、全愚昧之心底より歸國いたし度、一圖に存込遁去候儀に御座候得共、去未十月中差出候願書にも、天道に誓偽候儀無之、右願書如何様之子細に而、魯西亞國王披見可致も難計、左候節偽之儀有之候而は、國王并重役人よりも蒙罪候旨申立置候儀に付、國王に誓候も同様之儀に有之、其上日本在留中御國恩に罷成候儀をも忘却いたし、前書之通心得違遁去候段、今更後悔赤面いたし、何共申譯無御座候、此後如何様嚴敷取扱相成候とて、聊可申上儀無之、右體心得違いたし候上は、是迄申立候儀も取用に相成間敷候得共、是迄申立候通漂流に相違無御座、外別心曾而無之候間、可相成候は、此度心得違之罪を差免、歸國被仰付候様、ガワビン、へレフニコフ、マダロス共一同相願候之旨、銘々申之候、

役名 レイチヤナント  
姓名 ヒヨウドロヒトルイチモウル



右之者吟味仕候處、去未年八月箱館にて、此者共渡來之始末追々糺之上、松前に差出候旨申渡有之候處、ガワビン儀、此者共へレフニコフ、マダロス共の申聞候者、松前に罷越候は、如何様之難儀可致も難計候間、遁去船盜取歸國可致旨申聞候處、其節は一同不承知に付、遁去候儀は、心得違之旨、此もの并へレフニコフ、マダロス共俱に申諭得心致し候處、松前に罷越候之後、當二月夜分一同寢鎮候節に、此者并ヲロキセは相隠し、ガワビン、へレフニコフ密に及相談候様子にて、子細は不相分候得共、右兩人心得違遁去候儀にも可有之哉、此ものヲロキセへも相隠、密々及相談候上は、右之もの共遁去候妨に可相成と存、萬一此もの并ヲロキセを殺害可致も難計、甚心痛致し、種々勘辨いたし候處、遁去可申旨此者より申聞候は、ガワビン、へレフニコフ存念も相知可申、若心得違之儀も有之候は、申諭方も可有御座と存、歸國申渡之沙汰も無之候間、遁去歸國可致哉之旨、此者よりガワビン、へレフニコフの申聞候處、兩人共甚歡候體にて一同同存、置所遁去、海岸之小船盜取乘組歸國可致由、右兩人申

聞候間、ヲロキセは如何致し候哉之旨承候處、同人儀は足不丈夫に付殘し置候積之由、ガワビン、へレフニコフ申聞候間、左候而者ヲロキセ一人之難儀に相成、不便に存候旨相答候處、左候は、ヲロキセは足不丈夫に付殘し置、此者共は一同歸國いたし度存遁去候間、此段聞濟、ヲロキセ儀は、憐愍を以ラシヨフ島に歸國申付有之候様相願候段、書置いたし可然旨、ガワビン、へレフニコフ申聞候間、此もの儀も同意致し候體にいたしなし、右書置も此もの認置、其後此者よりガワビン、へレフニコフの猶又申聞候者、得と勘辨致し候處、遁去可申と存候は、此者甚心得違いたし候に付、遁去候儀は相止可申、縱令置所出奔致し候而も、地續には無之島國にて遁去候儀、并海岸之小船にても容易に盜取候儀は相成間敷、殊に未十月中差出候歸國願も取上に相成、未有無之沙汰も無之候得者、歸國不相成事に治定致し候儀にも無之、右願書に天道に掛偽無之、如何様之子細にて、右書面魯西亞國王披見可致候も難計、其節若偽之儀有之候得者、罪を蒙候段申立置候之上は、魯西亞國王の誓候も同様之儀、其上追々漂

流之始末相分候後は、奉行所へ罷出候節も差免、都而置所取扱向も相弛、食物衣類に至迄手厚成取扱、右體在留中日本之御國恩に罷成、殊に願之上保養之爲、近邊歩行差免も有之、旁以遁去候而者相濟不申、右之存念は思ひ止り候間、ガワビン、へレフニコフも同様思ひ止候様種々申諭、此もの認置候書置は火中致し候處、兩人とも尤に存候旨にて得心致し候得共、此上萬一右體心得違之儀有之候而は、是迄有體申上候儀も偽に相成、此もの迄歸國も相成間敷と存、甚心痛致し、ヲロキセは右之趣内内申聞候處、同人儀も此もの同存にて、遁去候儀は不宜心得違之旨申聞候間、左候は、ガワビン、へレフニコフの、心得違致間敷旨、俱に申諭吳候様相願、遁去候儀は不宜旨ガワビン、へレフニコフの時々ヲロキセ兩人にて申諭、遁去候様子も有之候は、早速見守之者に爲、相知可申と存、ヲロキセ兩人申合、夜分も心附罷在候處、此者共申諭し候儀を相辨候哉、遁去候様子も曾而無之候間、安心いたし罷在候處、當三月廿四日願之上、晝時より近邊他行いたし所々駆廻り、七ツ時頃置所へ罷歸、其夜は草臥候

に付、五ツ時過より一同相休、何時頃候哉夜半頃目覺小用罷越候之處、其節は一同相休罷在、此者も猶又臥り熟睡いたし、夜明候而、水夫之ものに被起目覺候處、ガワビン、へレフニコフ、マダロス不殘遁去候段承り、誠に驚入仰天致し候趣にて、草臥熟睡いたし、右之もの共出奔いたし候儀を、一向不存罷在候之段、無申譯恐入候儀に御座候、然處穿鑿之上六人共不殘捕押に相成、右始末吟味之上、此者馴合候儀は無之段相分り候得共、在留中厚御國恩に罷成、御手厚之取扱をも忘却致し、此もの申諭候儀も不取用、右體心得違之儀は役人仕業に無之、禽獸同様之いたし方、魯西亞國之者は右同様可致と、本國之恥辱誠に赤面致し、何共可申立様無之恐入候儀にて、前文にも申立候通、遁去候而者不相濟旨、ガワビン、へレフニコフの精々教諭いたし候得共不取用、右體心得違致し候上は、去未十月中天道を懸、偽無之旨を申立候、歸國願書も虚偽に相成、取用にも相成間敷、とて歸國は不相成儀と覺悟いたし罷在、最早於此者は歸國相願候存念曾而無御座候得共、漂流之始末并歸國願書に申立候趣、偽候



儀は無御座、尤其節申立残し候廉々も有之候得共、右者漂流いたし、吟味筋に拘り候儀には無之候間、是迄不申立候得共、ガワビン外五人、右體心得違禽獸同様之仕業致し候上は、右等之儀迄不申立候而者、魯西亞國意も不相分候間、右之次第并先年レザノット長崎往返之始末、其後ホーシトフ、タウエタフ日本に渡來亂妨いたし、ヲホツカに罷歸、國都に差出に相成候始末共、此者承り及び候丈者、逸々明白に可申立候間、是迄申立候儀虚偽無之趣、取用有之候様致し度、且追々尋之趣等愚察仕候處も御座候間、此もの一己之存念には、歸國有無善惡其相分次第尋無之候而も、逸々明白申立御疑を解可申と、相兼而心掛罷在候處、此度ガワビン外五人心得違いたし候間、猶以御疑を相増候儀相成、恐入候間、彌右之始末不申立候而は、御疑も解不申儀に付逸々申解、何卒後來御疑之筋も相分り、兩國接壤之地安穩に、邊夷之者迄御恩澤を仰き、且は魯西亞國之者とも皆々蝦夷同様之思寄無之様いたし度、此者赤心之有條を盡し、天道に誓て偽之儀不申立、追々別紙に逸々相認可申立旨申之候、

右之者吟味仕候處、當二月中魯西亞人一同、置所に而密に相談致し候様子候得共、何様之儀を及相談候哉子細不相分候處、内々モウルより申聞候者、ガワビン、ヘレフニコフ儀、置所遁去海岸之小船を盜取歸國可致、尤此者足不丈夫に付、殘置可申旨及相談候得共、モウルは不承知に付、遁去候儀は不旨、種々申諭し得心致し候得共、萬一此上心得違之儀有之候而は、此者迄も不相濟候間、ガワビン、ヘレフニコフ心得違無之様、俱に教諭いたし吳候様申聞、心得違之儀に有之候間、遁去候儀は不宜趣、モウル此もの兩人に而、ガワビン、ヘレフニコフの時申諭、モウル兩人申合、右之者共若遁去候様子も有之候は、早速見守之者に爲相知可申と存、心附罷在候處、近頃は右様之存念も曾而不相見、密々相談等いたし候儀も無之候間、遁去候儀は不宜趣得心いたし、最初之存念思止候儀と存、安堵いたし罷在候儀にて、當三月廿四日魯西亞人願之上、此もの一同晝時より他行いたし、松前近邊廻り、七ツ時頃置所罷歸候處、此ものは足不丈夫付別而草臥、

ラシヨワ人 ヲロキ 七中二十五六歳位

同夜は五ツ時過より一同相休候處、草臥罷在、殊に短夜之儀故、此者は夜中目覺候之儀も無之一睡いたし、夜明候而水夫に被起目覺候處、魯西亞人共通去候趣承り驚入、誠に仰天いたし候所に御座候、前書之通モウル此もの兩人に而時々申諭、近頃は遁去候様子も無之候間、安心油斷いたし、殊に草臥熟睡いたし居、ガワビン外五人遁去候様儀を不存候段、恐入候旨申之候、

右吟味仕候趣、書面之通御座候、以上、  
申六月

小笠原伊勢守  
荒尾但馬守以上、  
北

一千八百十二年自注、我文  
化九年城に入按するに、松  
前の城なり内庭の門  
までは、我等みな帽子を被り、此所にて帽子を脱  
せ、政廳の前なる堂にて、我等皆棧に居り米飯鹽漬  
の蘿蔔及び茶を與へたり、夫より政廳に入れれば、  
少し後れて、モウルとアレキセイ來り、我等と少し  
隔て居れり、元より諸役人等みな列せり、暫して奉  
行出來れり、其面色容貌少しも常に異なることな  
く、全く我等に對し不快を抱ける氣色もなく、既に

席に就て直に我等に問けるは、爾等は何をか意に  
挟みて出奔せしやと、元より其言語柔和にして常  
に變ることなし、予通事に言けるは、この答へをな  
さん前に、先奉行に告へき事あり、此度出奔の事に  
おいては、皆予一人の思慮に出て、自餘の者は予  
か爲に誘はれたるなり、彼等は皆予か指揮に従ふ  
ものなれば、若予か命を用ひざる時は、爾後俄羅斯  
に歸りて重き罰を受ん事を恐れてなり、もし我等  
を殺すへくは、只予一人を殺し、自餘の者は害する  
事なかれと云ければ、奉行是を聞て、今爾等を殺す  
事は議せず、要なき事に詞を費すことなかれとて、  
又初の問をなせり、予答に、我等は所詮免され歸國  
すへきことは叶はぬこと、察せし故、出奔せしな  
り、其事は委しく我等に告し者ありて知れり、其  
時奉行色を變して、誰か其事を告たるや、爾等も永  
く捕へ置へしと予かいへることありやと、予答て  
王都よりの命にて、俄羅斯の船來らは爾くせよ、又  
其預め備のありし事とも、凡て及ふ事に思はされ  
はなりと、奉行又問に、備いか、して其事をしるや  
と、予答て貞助詳に我等に告たりといひければ、奉



行真助に向ひ詰問せしかは、真助面色變し辨口口をなせし様子なりき、今迄は予のみに問しか、又レフニコフ及び水夫等に問て、何ゆゑに出奔せしやと、彼等答へて、我等は甲比丹の指揮に従ふべきものなれば、其命に従ひしなりといひければ、傍にてモウル笑て日本人に向ひ、彼等は予か言に従ふて留らは却てよからすと、又水夫等を嘲哂し、歐羅巴においては、囚人の牢より遁れ出ることありといへり、然れども、日本人はモウルか詞を聞入さるやうすにて、我等に向ひ、出奔の時は如何なる策にて遁れ出、いつれの時刻に何の處より出て、何の道に至り何の處より市中を出て、

此間に就て、我等か居處より市中及通行せし路次等を圖になせり、何の日如何なる事をなし、又いかなる物を持ゆき、且番人或は給仕のものに、其導をなせしものあるや、又其企を日本人にされるものはなきやなど、委敷糺問せしかは、我等よく實を以て答へたり、又奉行我等か此企は、何時より發起し、如何して望を達せんと慮りしやと問ければ、其時モウル水夫等に

向て、備等神明の前に出たるとおもひ、正直に答ふへしといへり、おもふに、彼既に日本人に告置ける故なるへしと、予モウルのことはに拘はらず、少しも飾なく始終を詳かに辨せしか、モウルは却て曾て日本人にいひたる詞の中には、神明の前にていひ難き事ありとみゆ、彼初出奔の衆議に與せしことを、今は藪み飾りて我等か企を顯し、其上出奔をさまたけ、日本人に告げ、奉行への忠勤にせんとの意趣ごみえたり、凡て彼か心中は、萬事日本帝の命令に隨ひ、免されて俄羅斯國に歸るか、若歸る事あたはされは、日本に留らんとの意なるへし、又奉行書簡を出して、此書簡は誰か書たるやと問ければ、自注、此書簡は俄羅斯人等アレキセイのみを殘し、出奔せむとて彼が罪なきことを書遣はせるものなり、事前に詳なり、モウル答て、予か書せりと言て、又思惟して予書せしかと、全く甲比丹の命に従へるなりといへり、日本人是を聞て皆笑へり、終に左の問答あり、奉行問、如何なる標的ありて走れるや、

予答、本國に歸らんと欲してなり、問、如何なる策にて、本國に歸り行へしと思ひしや、

に歸る歟、二に一の覺悟を定めての企なり、若我命あらん限り千辛萬苦せば、天の助を得て又望を遂へきにもあらざれば、自滅する事はなさるなり、問、備等望を遂て俄羅斯國に歸り得は、日本をも何と誣へむや、

答、其事思ひ計らざるにはあらず、然れども、時日を経る内には、何處にてか其望を遂くへしと思ひてなり、問、松前の地は高山にて覆ひたる地なることは、備等先に經歷してよく知れるならん、此の如き嶮岨の山路を平地のごとく速に行へき様なく、且海邊には村落多くして、備等か遁れ妨多き事元よりなり、しからは、出奔の企は實に前後を省さる小兒の所爲に等しからずや、

答、我等見聞せし事はたゞ盡く語り、少しも隱すまし、但、剩言する事は少しもなかるへし、問、其徒のモウル一人を棄て歸りなは、本國にて官家の意に、これを好まはるはさるへし、

答、我等六日の間毎夜濱邊に出て、處々の村里を通行せしかども、我等を見答るものなし、今不幸にして成就せされども、全く小兒の所爲に等しともいふへからず、我等本國へ歸らんには、出奔するより外に何の計策かあらん、然らざれば生涯囚となりて朽果へきは眼前なり、是に因て幸にして本國

答、いかにも其事を思はざるにはあらず、歐羅巴の法にても、其看守の者は罪を蒙れども、其他の奉行諸官吏迄、死に至るまでの苛虐はあるまじと思



ひし也、  
此時、モウル奉行にいひけるは、彼日本の國法は兼て予か告置たれば能知てあるへしと、予答へて實にモウルより其國法を聞きかど、我歐羅巴の法にて考ふれば、彼か言のこどくなる事と決して信じ難く、全我等か企を企つへき爲に、かくいひたるならむと思ひしなり、

予嘗て聞、ホーシトフか亂妨せしに因て、其時の奉行は職を放され、今に閑散にて存命せりと、其亂妨せし海濱、奉行居處よりは遠く隔り、且俄羅斯人の襲ひ入しは、實に不意に出たる事なれども、其差別なく奉行を放されたり、然れども今我等此處を通れ出たることも、奉行官吏の命を失ふほどの罪に行はるへしとは、絶て信せられざる事なり、然るに其夜聞は、實に我等を捕へ得ざる時は死罪を免れじといへり、

奉行又問けるは、歐羅巴に於て囚人の通れ出たる法ありやと、予答て、書籍に其法はあらされども、通れ出まじと誓ひし身にもあらされは、遁ることも許す所なりといひければ、モウル予か言を打消さ

んとて、日本人に向ひ、歐羅巴においてかくのこどきことは絶てある事なしといへり、予彼に其證據を引て示しけるは、諸厄利亞の將軍ヘルフホルト、及ひコロネルハケ、自注、共人名、甲比丹シトネイスシツト自注、の事、蓋因て後述に出たる者なるへし、及其他尙數人あり、皆々存在せる人にて、其事を以て恥辱とする例なしといひければ、モウル絶て是を打消し、其例は空言なりとて笑へり、終に奉行より事長き令出たり、其趣意は、日本にて牢を通れ出たる者あれば、國法に従ひ重き罪科に行ふけれども、備等は他邦の人にて、詳に日本國法をしる者にあらず、且通れ出しも、日本人を害せんとにはあらず、只本國に再歸らんとすることは、人情しかるへき理なれば、我等よりは彼に對し以前のこどく懇切におもふなり、しかれども、我政家の意、備等許すへしや否はしる事あたはず、只我心を盡し俄羅斯に歸らん様に計らふへし、其事決定するまでは日本の法に従ひ、水夫は自注、に、備等はインウエラリに入おくへしとなり、  
日本にて囚人を置處をロウといふ、インウエラ

リの事は下に明説すへし、自注、保按に、再捕へし後は、インウエラリは三の丸の説聞なるへし、

奉行此命令を傳へ終りて退座しければ、我等を番守する官吏の堂へ誘ひゆき、番守の官卒側に居らしめ、彼官吏は又一人の官吏中川又太郎と按するに、松前奉行支配在住なり、いふものと共に内に入れり、此又太郎は奉行より第四等の位にして、刑罪を主とするものなりと、又前に官吏より我等を又太郎に附屬し、官卒と共に其處に去ければ、又太郎曾て我等か識れる官卒に命して、予とへレフニコフを異様に縛らせ、水夫等は常にのこどく縛らせたり、

日本人の人を縛るは、官人なれば繩を以て帶に廻し、兩手を前にしてくゝり、其手の交らざるやうにせり、平民は兩手を背にまはし縛ること、クナジリにて我等を縛れるかことし、

既に縛り終りて、薄暮に我等を曳き市中を出て、城を去事五町計にある獄屋に曳行けり、此時雨降りれども、路の傍に我等を見んとて、土人等おひたしく傘を覆ひて群り居たり、

按するに、以下の考證みな奉行以下札問の始末、および通事等は、はく、應接の次第にて、おのつから機密を察すへければ、悉

存して後考にそなふ、

一同年第五月四日、自注、我六日の出る時に官吏一人來り、予及何れもの名を呼、今日城に出へしとて、午時に城に至り、前のこどく廳の前なる所にしはらく待ける時に、モウル及アレキセイを將て至り、予及へレフニコフの手の繩のみをとき、只腰の繩のみにして、水夫等は拳の繩のみを解て、臂の上は尙縛り置て、一同政廳にひかれ出たり、奉行席に就て、種々の問答ありて、後に又問けるは、備等か所行を自よしとおもへるや、悪しとおもへるや、且日本人か備等に遇すること善と思ふや、悪しと思ふや、予答へて日本人等謀を以て、我等をおしすくめ置なり、其故ははしめ偽計を以て擒にし、次に我等か辨解を取用ひす、此後本國に舶の來りなは、其證を得むこの評議もなく、却て我國の舶來らは是を伐んとす、依て我等か身こゝにせまりて、如何共すへき様なく、事のこゝにおよへるは、皆理の當然也と憚る所なく演ければ、奉行驚きたる様子にて、備等を擒にせし事は既に過たる事なれば、今さらにいふに及はず、只備みつから罪ありとおもふ



や否と問なり、備自罪なしとせば、我備の事を曲に我國王に奏すること能はずといへり、予おもふに、奉行の意は、我等を強て罪に服せしめんと謀るならむと察せしかは、答て今我等天の照覽に對するか、又は天に等しき正直の裁判所に出てんには、予か所行に曲れる事なきは明らかならん、然れども、今億萬の日本人に對して、只我等六人のみ特に囚獄に落し、薄命の者なれば我等を罪なしとも、其意にまかせらるへし、但し、罪せんとならば予一人を罪すへし、其他の者は皆予か命にしたかふものなれば、彼等に罪なしといひければ、奉行是を聞て備同伴の者を擁護て、罪を一人に受むとするは、左も稱すへき事なり、しかるに、水夫等は備の命に従ふ事は勿論なれど、ヘレフニコフに於てはしからず、其故は彼は一個の官人なれば、船中にては船首の命に従ふも宜なり、今かく囚となりては、必しも船首の命を用ふべきいはれなしとて、又ヘレフニコフに問けるは、備は自ら罪ありと思ふやと、ヘレフニコフ答へて自ら其罪なきをのへ、且我等は正道に従ふて、理なきをいふ者にあらずといひければ、

は、日本人いづれも怒れる様子にて、備等か答の趣にては、我等國王に奏すへきやうなしと云ひき、これは我等が利にならざる様子な口口なは、改りて辨解すへしとの意とみえて、終に其怒も解たり、一其後は、我等に退出すへしと命し、我等は外に出けるか、モウル、アレキセイは尙殘れり、今日奉行の前にありし時、予足の痛み甚しく立て居難しといひければ、奉行速に命して榻を與へたり、外に出ければ再縛りて牢に曳行ぬ、牢に歸りみれば、予か着せし服と、綿の入たる寝衣を入置けり、ヘレフニコフ及水夫等にも皆然りと、扱今はまた我等を實の罪人のことく扱へり、しかれども歐羅巴の罪人よりは大に寛なること、思ひしか、彼國の罪人よりは少しは寛になしたりとみゆと、其事實を左に記して考合に備ふ、

一半の様子は、前に記せるか如し、牢の外圍は毎日掃除をなさしめ、我等が城に出たるのちには、牢内をも掃除して、寝衣等取出して風にさらせり、朝晝晩と三度宛時を定めて食物を送り、蒸餅の代りに米飯を磁器に盛出せり、予とヘレフニコフとは、

初日は數日さまよひし疲れにて、飢たれば此一椀を盡せしか、次日よりは飽て餘れり、水夫等は足さるよしなれば、其餘りを與へたり、

初此餘りを水夫等に與ふる事、給仕のもの心よく周旋せしか、或時吉介是を見て怒り、制して是を禁せり、

米飯の外に、海藻菰菜の類ヘーレンカラウ、自注、上注、ツイルテアユイン、自注、松前の方、ツイルアアント、オレン、自注、上等、言アイハカマ、ツイルアアントにて、羹ごなし與へたり、其味悪からず、時としては羹に鯨の肉を用ひ、晩には羹の代りに鹽漬の魚肉、及鹽漬の野菜を出せり、飲料は白湯にて、意にまかせて與ふ、夜中にも飲を求むる時は、番守の官卒給仕の者を呼て水を持來らしめ、少しも煩はしき氣色はなかりし、手洗水は別に與へされども、飲水にて手を洗ふことはゆるせり、其後又櫛を送りしか、齒至りて短し、是は囚人のために造れるものとおもはる、

一又日本人の我等に厚かりし事共は、或夜地震強く騒かしかりけるか、番守の者速に燈を持來りて、

おどろく事なけれ、此のとき地震はこの地に常にあることにて、危き事にあらずといへり、是は此人の中心より出たる親切なりとみゆ、我等日本人には多く悪さまに扱はれたれども、中には斯のとき親切なる人もありければ、稱すへき事と思ひき、又權藏といへる男も懇切に我等を慰め、渴し水乞ければ、傍人にしらせす、茶を持來り與へし事も數度ありて、我等が鬱氣を散せしめしこといと辱かりし、此外にも又二人我等に親切なりしものありしか、其内殊に感せしは、牢を遁れ出たる夜に、番守せる官卒なり、彼は咎を受て職を放棄せし、その夜慎にて髪も髭も剃す、顔色憔悴して心痛ある様子にて、我等か追手に加はり來りしか、我等ふたゝひ彼に逢し時、舊にかはらす丁寧に應對し、少しも憤り憎める氣色なくて、ふたゝひ松前へ曳れし途中も懇にあつかひ、彼があつかからざる事までも厚く介抱せり、彼か同僚には甚憤り憎むものもありけるか、此男はかりかく大量なるは實に感するに堪たり、數日過て予一人城に出へきよしにて、出ければ、



此數日の内は、通事も醫師も絶て來らず、水夫等病に因て屢醫者を請けれども來らず、只時々官吏の順視せしのみなり、

奉行の次官二人出て問答せり、但し、予か此席に至る前に、貞助來りて予に告げるは、モウルは備等に對し惡意を含み、多く備等か害となるへき事を日本人に告たり、しかれども日本人は是を信用せんとも思はされは、心を痛むる事なけれ、かつ今日は日本人へモウルか通事をなすへきよしなりといへり、予此事を聞しかは、官人を見ると直に乞けるは、今諸君より問の出る前に、先予か思ふ所を飾りなくのふへし、もさより通事等にも解しやすき様に辨せんといひければ、彼答へて、我等は何れにも通事を借て聞事なれば、備か意に叶ひしものに通辯さすへしと、こゝに於て予は彼に問けるは、今たごへは日本の官人三人囚はれ、其二人は予とへレフニコフの如く、今一人はモウルか如くあつかはれるは、日本人の心には如何思はるゝやといひければ、笑て暫く答へず、やゝあつて、老輩の官人いひけるは、備等心を勞する事なけれ、我は俄羅斯

人に於て差別することなし、只事の實を詳にしらんと欲するのみなり、又日本の國法にして總て事を急に決することなし、今備等狭き牢に入られたりとも、追々新奉行來りなは、別に好住居に移され、且遂には官の許しありて、本國に歸るへき事もあるへしといへり、

一又とひけるは、クリル人の言に、先年レザノフ商船の海賊に與力し、ホーシトフに命し其船を領せしめ、彼か名にて日本を襲はしむと、此事實なりやと、予是を聞て思ふに、そのクリル人といふは誰人ならん、モウルの外はあらしと察しければ、答へて、予は其事ありや否は知らされども、レザノフか日本を襲はんとの慮ありし事は、ほのかに聞けり、夫より日本人の前に、幅廣き書札を置て種々の問をなせり、其問は我等か航海の主意、俄羅斯國の風俗國政の事、及歐羅巴の諸港、并拂郎察國の事等なり、皆前條の事より出たるならん、其内には、無益の事も多かりければ、其問は直に打消してやみぬ、右之問とも終りて彼老輩の官人いひけるは、必危み懼るゝ事なけれ、日本人は正直を旨とすれば、

枉て備等を害すへき理なしとて、予を慰めて牢に歸りて、今の事をレフニコフに語り終りてのち、中川又太郎二人の通事を將て來り、一通の書面を出し、是は今度備等か告狀を書たるものなり、尙相違なきや改むへしと、又予にいひけるは、備等出奔の時に小刀を盜取し事と、又備かきし俄羅斯船の來りたらん時に、日本人の心得に、兵卒火砲杯を海岸に送りて警せしむといへる事は、其書面に除きて載せず、但、備か奉行と爭論せし事などは、人に語るへからずといへり、

此に就て見れば、出奔の事に付ての告狀は、書面に取捨して委しくは記さず、これは此事に就て、日本人の罪を被むる者を免れしめんとするためなるへし、かゝる卓量の計らひあるは、我邦にても常に政令に權法あるの理ならずや、

是は此事に預かる者の罪宥めんとして、かく計る事疑ひなし、予も曾て番守の官吏并給仕のもの、及貞助等の、予かために罪を蒙ることのなからむやうに願ひ、今又太郎か詞にて大にこゝろを安んせり、彼又予に諭して、モウルの罪をも予に引受て辨す

へしと、其趣意は、初めモウルか出奔せんといひしを、且我等に隔にいへるのみにして、實意にあらず、且彼かシイモノフとワシリエフに出奔の事を命せし事もなきこと也といふへしとなり、予答へて、其意に従ふことあたはずといひければ、又太郎大に憤り高聲にて、強て其命にしたかふへしといひしか、予答へて、モウルか初出奔せんと思へる事は、實事にして證據ある事なりしか、中頃にて臆病を起し、心を變せしものなればなりといひてしたかはさりき、モウルか事においては、我より求めて係りあふへき理なきよしあり、しかれども此書を見るもの、予か彼に怨みを含みて妨ぐるやうにおもふへければ、左に其由をしるしこれを明す、

一前にも記せることく、モウルは日本人に相對し、己は俄羅斯國人にあらず、本國は獨逸都國なる事を明せしは、其實意は全く我等に拘らず、獨日本人に諂諛し、己を和蘭船にて獨逸都に送り返され、夫より俄羅斯に歸りて、日本人に捕はれたる始末を取繕ひ、己かよきやうにいひなして、我等を末代まで恥辱に沈めんとするなり、予此心底を察する



に、只其實事をいふより外なし、彼其謀を遂されども、今彼か勢は一箇の貴官のごとくにて、我等に害をなすものなれば、今我等か彼に遇すること、實に温和に過たりといふへし、

初めクナヅリにて捕へられし時、日本人予か衣服の内より探り出せる物の内、予か手冊ありしか、後予思ひ出せしは、其手冊にはダウイドウ、ホーシトフの名を記しあり、日本人もし其名を見て予を糺さんには、如何に答ふべきやと思ひ悩みて、ヘレフニコフに議りし事ありしか、豈計らんや彼か手冊に彼兩人の名を記したるは、予か國友なる者なりといひしよし、貞助予に告たり、夫に就て貞助いひけるは、此言あれども敢て備等の害には成へからず、是は日本人より問て彼か答へたるにあらず、彼みつからいひ出せしなれば、日本人此事を取用ひて、備を罪する事あらざるへしと、其後絶て此事は日本人よりいひ出る事はなかりき、

爾後三日過て、又太郎及ひ通事來りて、又予にモウルか事の辨解をあらためんことを勧めければ、前

に述しよしなれば、此事においては決して承引へきやうなれば、諸君も無益に勞し給ふことなかれといひはなちしに、其後は如何せしやしらす、

「其後も尙モウルは偽計を以て免されて歐羅巴に歸り、我等をば末代までの恥辱に沈め、むなく朽果さんとするごおもへは、予か心中鬱悶して如何ごもせんすへなかりき、予此頃病に係りしか、既に七日過十日過れども醫者を送らす、既に水夫等の病て屢醫者を招きけれども來らざりしか、終に一人の醫者來りければ、予か病體をかたり、醫者予を診して飲劑をあたへ、夫よりは毎日來れり、然れども其藥は予か痛症に應せず、却て逆へるご覺えて甚衰へたれども、一度刺絡せん事を請しに、醫ふるへし手を以て予を論して、刺絡することは肯かはざりき、

刺絡することは、奉行の許しなければならぬこととなりとなり、

一予かく病たれども、幼少より諸病によく堪へ、精力も強ければ、彼病に反せる藥に逢たりとも、元氣は是に勝たりと見ゆ、爰に奉行荒尾但馬守の稱す

へきは、予か病は鬱悶より起りたる事なるへしと察しられ、中川又太郎を以予にいしめしは、備か病は心勞憂苦より起りたる事なれば、必しも氣をいため心を勞することなかれ、日本人は毛頭備等を衰弱せしむるの意なく、新奉行爰に至らば、直に備等を別のよき住居に移し、兩奉行の力を以、實等を本國に歸らしむへし、此言を熊次郎通辯せしか、彼も此詞を述つ、感涙を流しぬ、予此奉行の言を全く信するにはあられども、其實意に感して稍こゝろ安んしぬ、

一其後は、我等か飲食格別によく改まり、時々蕎麥餅、或は赤小豆粥、或は鶏の羹汁を與へ、又飲料は白湯代りに茶を喫せしめたり、此等の事は貞助か取手に因て、奉行の命せられし事なりき、一此日又太郎、通事熊次郎と共に來り、奉行の命にて我等を訪らひ且いひけるは、今日日本の罪人を責しごとくに、備等をも責ると思ふへからず、日本の法にて、異國の人には肉刑を施す事なしといへり、是は只我等か心を安むせしむるのみの事なりごおもひしに、其後きけは實にかれかいひし如く、

日本の國法として、たえて異國人には肉刑を施すことばなしと、但し、日本人をキリス教法に導んごするは、嚴しき罪科に行ふごとなり、

日本國にも種々の教法ありて、クリル人等の尊信する教法をも皆禁せされごも、キリス教のみは甚忌嫌ひて、極めて嚴科に行ふなり、其故は往時カットレイキ自注、羅瑪教法の僧日本に至り、日本國王の免しを得て、其教法をこき弘め、諸人を導しか、間もなく國中に兵亂起りて、悉くキリス教を禁し、所々の街衢に榜示を建て、キリス教を奉する者を訴出るにおいては、銀五百枚を與ふへしと、又家毎に奴僕を遣ふに、必まつ誓書を以、キリス教にあらざることを證せしむ、又長崎は往時キリス教の人多くありし所なれば、彼キリスの像、并カットレイキの寺にありし什物の類を踏ましむ、其土人歳の始めに、是を踏てそのキリス教にあらざる事を證するといへり、又通事の話には、其所に住するものに、稀にはキリス教を奉する者もあれごも、尙其路にしたかひ、あらはに其佛像を踏ごなり、歐羅巴人もま、此事あ



れは、怪むに足されど、假令偽りの誓ひなりとて、是を踏は其教法に背かしとは謂れまし、俄兒曰く、日本人のキリス教法を惡み嫌ふを非ざることなけれ、如何となれば、其教法に就て國中血に染るの戦争起りし事あればなり、是其時に教化せる僧侶の愚味好事にて、事を誤れるなり、歎すへきにあらすや、

一同年第六月中旬自注、我五再ひ奉行の廳に呼出され、奉行及諸役人列座して彼告状の書札を讀聞せとどひけるは、備等の事に係りて日本人の答となるべきことは省けり、其餘の事は備等か意に違へる事なきなり、我等是を聞て相違なしと答へり、次にモウルか告状を讀聞せしか、モウルは己か罪なきやうに書載、水夫等に出奔の事を勧めしことなどは絶てなければ、我等において不同意の事なりき、是を讀終りてシカヨフ、モウルに向て、へウトルへウトロイ自注、則モウルの名なり天をおもひ、備等か實を咄へし、其時俄羅斯に歸るの望みなかりしやといひしかは、予へレフニコフと共に、是を制していはさらしめたり、然れどもモウルは、此一言深く胸

に徹したる様子也き、此シカヨフの直言に就ての事は、猶下に詳なり、日本人は我等か告状の糺は、事濟たりとて退かしめぬ、

一同年第六月廿九日、自注、我六小笠原伊勢守到着し、第七月二日、自注、我六政廳において諸官人列座し、我等及モウル、アレキセイも共に呼出せり、予其席に入むるとき、モウル予に向て、我等を危み懼るゝ事なけれ、甚好き趣なりといへり、席に入て小半時計り過て、兩奉行出て席につき、新奉行に従て更に又兩人の官人出たり、此新奉行は先の奉行より年高くみえたり、新奉行廳に出て左の方に坐し、先奉行は右の方に坐す、其所に列座せし諸官人何れも奉行に向て禮をなす、此時先奉行いひけるは、今新に來りし奉行は小笠原伊勢守とて、予か職に代るべき人なりとて、又我等の名位を新奉行に傳へしかは、我等も彼に向て禮をなしければ、彼も笑を含みて頭を低けて答禮せり、先奉行一人の官人に命して、大なる卷たる書面を出さしめ、我等にむかひて、モウル告たるものにて、彼考書按するに、口書なるへし、下文に其考とあるは、不審なり、恐らくは譯の誤りなるへし、いふものなり、是

を備等に讀きかせ、其考モウルと同じきや否を演へしといふて兩奉行は席を退き、諸官人残りて我等か考を聞むとす、兩奉行の座を立とき、モウル甚禮を厚くなして後、彼自ら其考書を讀聞せたり、其内には我等の出奔の企等を詳記し、彼かはしめ我等と共に出奔せんと計りしは全偽にして、本心にあらずといひ、我等か辨せし事は打消し、且我等か航海の主意、俄羅斯國東境の様子并國政の事、拂郎察國と軍の事、及テルシ自注、字滿生のサムラにて和盟等の事まで委細に書し、終に免され歸らん事を願ひ求むるの趣意なり、此考書を讀る内は黙して聞しか、既に終りければ、我等其事の違へるを論證せしかは、日本人色を變て、備等はモウルに對し争へき理なしといへり、予對へて、公等モウルか巧言を是とせば、我等は争ふまし、今爰にモウルか偽りを討する證據に立へき者なければなりと、又へレフニコフは彼二三事舉て争論せしか、日本人愈怒りけるゆゑ黙せり、然れども此モウルか考書に、我等か名を加へ證にせよと命せらるゝとも、其事において肯ふましと心に決せり、かゝる所に兩奉

行ふたゝひ出來りければ、一官人モウルか考書を我等に讀聞せし由を述けるか、我等か論せし事は何といひたるやしらす、新奉行懷中より歐羅巴やうに疊める一幅の書翰を出し、是を一官人に渡しければ、又是を通事に傳へ、通事より我等に渡せり、披き見れば俄羅斯の書にて、松前奉行に贈れるものなり、又外に一幅拂郎察文にて其譯をなせしものを添たり、其文左の如し、

俄羅斯と日本とは隣國たるを以、共に交を結て親睦せんことを欲す、殊に日本所屬の人民の利益となるべきなり、此趣意を以俄羅斯より使節を長崎に送りしなり、然るに、日本官家此事を肯はさるによつて、俄羅斯政家も止事を不得、我所領のクリル諸島、及サガリンにおいて、日本人の交易するを禁す、畢竟日本所屬の諸島人民は、實に我方と交らん事を欲するを以、遂には日本官家にて、其事を彼の所屬のウルツプ、サガリンの土人より聞知て悟るまでは、爾く交易を止るなり、若長く俄羅斯と交を肯はされは、終には日本所屬この方の諸島を失ふに至るへし、



此書翰に月日も姓名もなく、又誰か命にて日本人に贈るといへる少しの識もなし、我等是を見て、必ホーシトフの書なるへしといひしに、モウルも是には同意しければ、明に日本人にいひけるは、此事は決して我政治家の知たる事にあらず、ホーシトフ此書を作り、俄羅斯政家より出たるやうになせしものなり、其姓名を記せざるは、是我政治家より出さるの證據なり、且ウルツプの土人より聞知へしといへども、今すてに久しくウルツプに土人なきは、人みなしれる所なり、斯のごとく齟齬せし事は、我官家にあるべきの理なしと、新奉行いひけるは、予其書の作者を糺す事は要とせず、只書面の趣意を聞いて我官家に告げんとするのみなりと、是に依て予直に是を辨せしかば、モウル從て是を記たり、またホーシトフの移牒二幅を出し示せしか、是は彼かメダイレを、サガリンの土人にしめしたる時の文にて、前にみしものに異なる事なければ、別に譯をなすに及はざりき、自注、ふれがきメダイレは第三巻に出す。終りに新奉行我等に告げるは、遠からず備等をよき處に移し、萬事自由になるへしといひて、兩奉行は席を

さり、我等も牢にかへれり、  
一此日牢に歸りければ、給仕のもの殊更に親しく且よく勤めたり、貞助いひけるは、備等出奔の後、モウルとアレキセイを以前備等か居し所に置たりしか、今其所を再備等の居所になし、モウルとアレキセイは別に一室を營み居らしめんとなれば、其室の成就までは待へしとぞ、  
はしめ我等は、日本人の意にてモウルと別の室に居らしむる事と思ひしに、後にきけはモウルか強て願ひし事なりとぞ、  
又貞助か話に、新奉行の王都を發せし時に、國王より命ありて、意を用ひて我等を厚く保護すへしとありしによつて、彼か松前に來りて更によく遇する也と、  
一爰に通事貞助か、厚意と量の大きなるを顯はす事あり、予クナジリにて日本人の陣營に赴きし時、若日本人我等に出合さる時に殘し置んと思ひ、豫しめ書札を作りて懷にせり、其大意は、日本人の無法にして我より敵對もなきゝるに、銃を放せる事を誇り、其他日本人の不法なる事を一二記し、且俄羅斯

斯の官人は帝家の命あるにあらざれば、外國に對し猥りに戰爭する法なき事を明し、是によりて我等は日本人の斯のごとき亂妨にも敵せず、又怨みともせざるは、日本人を怖るゝにはあらず、我政治家の免しを得されはなりといへる事を記し、其終りに唯予か趣意を書たるのみにて、日本人に拘はりし事はあらざれども、其初の文は、日本人の傲慢なる氣質には定めて憤りを含むことなるへし、此書の事はモウルもよく知たれば、彼等日本人に告しによりて、其書札は他の雜物ともに日本人の方々に收めありければ、貞助に命し是を譯せしめたり、しかるに貞助此文を通覽し、日本人の意に觸れず、我等の害にならざるやうに譯し、我等か害になるへき條はなしとて事濟たりとなり、  
一同年第七月九日、自注、我六、月十三日、又奉行の廳に呼出し、新奉行命しけるは、備等の出奔せしは、只本國に歸らんと欲するのみにして、日本に害をせんせしにあらざれば、今備等を改めてよき住所に移すなり、再び出奔の事を計らす、よく堪忍ひて日本政治家の命令をまつへし、我等務めて備等を無事に歸國せ

しむるやうに計らひ得さすへしと、又我等は繩をゆるすへしと命せり、我等か後に居し官卒等いつか繩をときゆるめたりとみえて、奉行の命あると忽ち繩をとき立たり、又先奉行いひけるは、我等は以前ののごとく備等に對し懇になすへきなり、備等も身を無事に保ち天を祈りて幸福を待へしと、兩奉行は入て我等も城を出去しめぬ、  
同日城を出てもどの牢に歸す、初め松前に來りし時、日本人のヲキシヨ按するに、四人の居と名つくる所に誘ひ往けり、按するに、併因通亡の後捕はれて、姑別所に牢舎せしにより、今度とこの牢に移せるなり。此所に予とヘレフニコフ、又水夫等四人一所に居り、モウルとアレキセイは、別の小舎にありて出入の口も異り、食物も甚よく致して、はしめこゝに居し時より大に勝れり、其上毎日酒を與へり、又櫛、手巾、蚊帳并煙管とよき煙草を與へたり、茶は常に我側の爐にあり、就中嬉しかりしは、我等か書籍を返しあたへ、筆墨を恵めり、是は計らざる事にて大に喜へり、夫より予日本語を俄羅斯文字にて多く書集めしか、猶日本の文字をも學はんと思ひて、通事熊次郎に其手本を乞けるに、奉行のゆるしな



ければ與へ難しといひしか、爾後國法にて耶蘇宗の人に文字を教ゆる事は制禁なりとて、うけざりければ、只日本の字語を集めて、俄羅斯文字にて記せり、

一モウルと我等の隔は、只單なる語のへたてなれば、予モウルと應接しても妨げなきやと貞助にとひければ、何の答かあらん、隨意に相語るへしといひしゆゑ、予即ちモウルに言をかけしかと、答へざりき、モウルは此度彼かために別室を營み、并に其他我等かために、多くの惠を施されたるを、先奉行に謝するための書簡を編せり、貞助是を讀聞せしか、新奉行へも多くの謝詞を添へ、我等か日本に捕はれし事を述て、此奉行の爰に主宰たる時に遇たるこそ、我等か幸福なりなど諛り甚し、予思ふに、荒尾但馬守外の官人、此に主宰たる時捕はれなは、彼か如くには恩惠なきや否を如何にそしらんや、モウルか諂諛のことばこそかたはら痛けれ、遭厄日本紀事

山田安榮  
伊藤千可良校  
岩橋小彌太

通航一覽卷之三百六終

通航一覽第七終

通航一覽第八目次

卷之三百七..... <small>一</small>	魯西亞國部三十五、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small>	卷之三百十二..... <small>八二</small>	魯西亞國部四十一、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small>
卷之三百八..... <small>一八</small>	魯西亞國部三十六、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small>	卷之三百十三..... <small>八三</small>	魯西亞國部四十二、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small>
卷之三百九..... <small>三〇</small>	魯西亞國部三十七、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small>	卷之三百十四..... <small>九一</small>	魯西亞國部四十三、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small>
卷之三百十..... <small>三三</small>	魯西亞國部三十八、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small>	卷之三百十五..... <small>九七</small>	魯西亞國部四十四、○漂流、
卷之三百十一..... <small>三九</small>	魯西亞國部三十九、○蝦夷地亂妨始末、 <small>クナツ</small>	卷之三百十六..... <small>一〇三</small>	魯西亞國部四十五、○漂流、
		卷之三百十七..... <small>一〇九</small>	
		卷之三百十八..... <small>一一五</small>	
		卷之三百十九..... <small>一二一</small>	
		卷之三百二十..... <small>一二七</small>	
		卷之三百二十一..... <small>一三三</small>	
		卷之三百二十二..... <small>一三九</small>	
		卷之三百二十三..... <small>一四五</small>	
		卷之三百二十四..... <small>一五一</small>	
		卷之三百二十五..... <small>一五七</small>	
		卷之三百二十六..... <small>一六三</small>	
		卷之三百二十七..... <small>一六九</small>	
		卷之三百二十八..... <small>一七五</small>	
		卷之三百二十九..... <small>一八一</small>	
		卷之三百三十..... <small>一八七</small>	
		卷之三百三十一..... <small>一九三</small>	
		卷之三百三十二..... <small>一九九</small>	
		卷之三百三十三..... <small>二〇五</small>	
		卷之三百三十四..... <small>二一一</small>	
		卷之三百三十五..... <small>二一七</small>	
		卷之三百三十六..... <small>二二三</small>	
		卷之三百三十七..... <small>二二九</small>	
		卷之三百三十八..... <small>二三五</small>	
		卷之三百三十九..... <small>二四一</small>	
		卷之三百四十..... <small>二四七</small>	
		卷之三百四十一..... <small>二五三</small>	
		卷之三百四十二..... <small>二五九</small>	
		卷之三百四十三..... <small>二六五</small>	
		卷之三百四十四..... <small>二七一</small>	
		卷之三百四十五..... <small>二七七</small>	
		卷之三百四十六..... <small>二八三</small>	
		卷之三百四十七..... <small>二八九</small>	
		卷之三百四十八..... <small>二九五</small>	
		卷之三百四十九..... <small>二六一</small>	
		卷之三百五十..... <small>二六七</small>	
		卷之三百五十一..... <small>二七三</small>	
		卷之三百五十二..... <small>二七九</small>	
		卷之三百五十三..... <small>二八五</small>	
		卷之三百五十四..... <small>二九一</small>	
		卷之三百五十五..... <small>二九七</small>	
		卷之三百五十六..... <small>三〇三</small>	
		卷之三百五十七..... <small>三〇九</small>	
		卷之三百五十八..... <small>三一五</small>	
		卷之三百五十九..... <small>三二一</small>	
		卷之三百六十..... <small>三二七</small>	
		卷之三百六十一..... <small>三三三</small>	
		卷之三百六十二..... <small>三三九</small>	
		卷之三百六十三..... <small>三四五</small>	
		卷之三百六十四..... <small>三五一</small>	
		卷之三百六十五..... <small>三五七</small>	
		卷之三百六十六..... <small>三六三</small>	
		卷之三百六十七..... <small>三六九</small>	
		卷之三百六十八..... <small>三七五</small>	
		卷之三百六十九..... <small>三八一</small>	
		卷之三百七十..... <small>三八七</small>	
		卷之三百七十一..... <small>三九三</small>	
		卷之三百七十二..... <small>三九九</small>	
		卷之三百七十三..... <small>四〇五</small>	
		卷之三百七十四..... <small>四一一</small>	
		卷之三百七十五..... <small>四一七</small>	
		卷之三百七十六..... <small>四二三</small>	
		卷之三百七十七..... <small>四二九</small>	
		卷之三百七十八..... <small>四三五</small>	
		卷之三百七十九..... <small>四四一</small>	
		卷之三百八十..... <small>四四七</small>	
		卷之三百八十一..... <small>四五三</small>	
		卷之三百八十二..... <small>四五九</small>	
		卷之三百八十三..... <small>四六五</small>	
		卷之三百八十四..... <small>四七一</small>	
		卷之三百八十五..... <small>四七七</small>	
		卷之三百八十六..... <small>四八三</small>	
		卷之三百八十七..... <small>四八九</small>	
		卷之三百八十八..... <small>四九五</small>	
		卷之三百八十九..... <small>四六一</small>	
		卷之三百九十..... <small>四六七</small>	
		卷之三百九十一..... <small>四七三</small>	
		卷之三百九十二..... <small>四七九</small>	
		卷之三百九十三..... <small>四八五</small>	
		卷之三百九十四..... <small>四九一</small>	
		卷之三百九十五..... <small>四九七</small>	
		卷之三百九十六..... <small>五〇三</small>	
		卷之三百九十七..... <small>五〇九</small>	
		卷之三百九十八..... <small>五一五</small>	
		卷之三百九十九..... <small>五二一</small>	
		卷之四百..... <small>五二七</small>	
		卷之四百一..... <small>五三三</small>	
		卷之四百二..... <small>五三九</small>	
		卷之四百三..... <small>五四五</small>	
		卷之四百四..... <small>五六一</small>	
		卷之四百五..... <small>五六七</small>	
		卷之四百六..... <small>五七三</small>	
		卷之四百七..... <small>五七九</small>	
		卷之四百八..... <small>五八五</small>	
		卷之四百九..... <small>五九一</small>	
		卷之四百十..... <small>五九七</small>	
		卷之四百十一..... <small>六〇三</small>	
		卷之四百十二..... <small>六〇九</small>	
		卷之四百十三..... <small>六一五</small>	
		卷之四百十四..... <small>六二一</small>	
		卷之四百十五..... <small>六二七</small>	
		卷之四百十六..... <small>六三三</small>	
		卷之四百十七..... <small>六三九</small>	
		卷之四百十八..... <small>六四五</small>	
		卷之四百十九..... <small>六五一</small>	
		卷之四百二十..... <small>六五七</small>	
		卷之四百二十一..... <small>六六三</small>	
		卷之四百二十二..... <small>六六九</small>	
		卷之四百二十三..... <small>六七五</small>	
		卷之四百二十四..... <small>六八一</small>	
		卷之四百二十五..... <small>六八七</small>	
		卷之四百二十六..... <small>六九三</small>	
		卷之四百二十七..... <small>六九九</small>	
		卷之四百二十八..... <small>七〇五</small>	
		卷之四百二十九..... <small>七一</small>	
		卷之四百三十..... <small>七二</small>	
		卷之四百三十一..... <small>七三</small>	
		卷之四百三十二..... <small>七四</small>	
		卷之四百三十三..... <small>七五</small>	
		卷之四百三十四..... <small>七六</small>	
		卷之四百三十五..... <small>七七</small>	
		卷之四百三十六..... <small>七八</small>	
		卷之四百三十七..... <small>七九</small>	
		卷之四百三十八..... <small>八〇</small>	
		卷之四百三十九..... <small>八一</small>	
		卷之四百四十..... <small>八二</small>	
		卷之四百四十一..... <small>八三</small>	
		卷之四百四十二..... <small>八四</small>	
		卷之四百四十三..... <small>八五</small>	
		卷之四百四十四..... <small>八六</small>	
		卷之四百四十五..... <small>八七</small>	
		卷之四百四十六..... <small>八八</small>	
		卷之四百四十七..... <small>八九</small>	
		卷之四百四十八..... <small>九〇</small>	
		卷之四百四十九..... <small>九一</small>	
		卷之四百五十..... <small>九二</small>	
		卷之四百五十一..... <small>九三</small>	
		卷之四百五十二..... <small>九四</small>	
		卷之四百五十三..... <small>九五</small>	
		卷之四百五十四..... <small>九六</small>	
		卷之四百五十五..... <small>九七</small>	
		卷之四百五十六..... <small>九八</small>	
		卷之四百五十七..... <small>九九</small>	
		卷之四百五十八..... <small>一〇〇</small>	
		卷之四百五十九..... <small>一〇一</small>	
		卷之四百六十..... <small>一〇二</small>	
		卷之四百六十一..... <small>一〇三</small>	
		卷之四百六十二..... <small>一〇四</small>	
		卷之四百六十三..... <small>一〇五</small>	
		卷之四百六十四..... <small>一〇六</small>	
		卷之四百六十五..... <small>一〇七</small>	
		卷之四百六十六..... <small>一〇八</small>	
		卷之四百六十七..... <small>一〇九</small>	
		卷之四百六十八..... <small>一〇</small>	
		卷之四百六十九..... <small>一一</small>	
		卷之四百七十..... <small>一二</small>	
		卷之四百七十一..... <small>一三</small>	
		卷之四百七十二..... <small>一四</small>	
		卷之四百七十三..... <small>一五</small>	
		卷之四百七十四..... <small>一六</small>	
		卷之四百七十五..... <small>一七</small>	
		卷之四百七十六..... <small>一八</small>	
		卷之四百七十七..... <small>一九</small>	
		卷之四百七十八..... <small>二〇</small>	
		卷之四百七十九..... <small>二一</small>	
		卷之四百八十..... <small>二二</small>	
		卷之四百八十一..... <small>二三</small>	
		卷之四百八十二..... <small>二四</small>	
		卷之四百八十三..... <small>二五</small>	
		卷之四百八十四..... <small>二六</small>	
		卷之四百八十五..... <small>二七</small>	
		卷之四百八十六..... <small>二八</small>	
		卷之四百八十七..... <small>二九</small>	
		卷之四百八十八..... <small>三〇</small>	
		卷之四百八十九..... <small>三一</small>	
		卷之四百九十..... <small>三二</small>	
		卷之四百九十一..... <small>三三</small>	
		卷之四百九十二..... <small>三四</small>	
		卷之四百九十三..... <small>三五</small>	
		卷之四百九十四..... <small>三六</small>	
		卷之四百九十五..... <small>三七</small>	
		卷之四百九十六..... <small>三八</small>	
		卷之四百九十七..... <small>三九</small>	
		卷之四百九十八..... <small>四〇</small>	
		卷之四百九十九..... <small>四一</small>	
		卷之五百..... <small>四二</small>	
		卷之五百一..... <small>四三</small>	
		卷之五百二..... <small>四四</small>	
		卷之五百三..... <small>四五</small>	
		卷之五百四..... <small>四六</small>	
		卷之五百五..... <small>四七</small>	
		卷之五百六..... <small>四八</small>	
		卷之五百七..... <small>四九</small>	
		卷之五百八..... <small>五〇</small>	
		卷之五百九..... <small>五一</small>	
		卷之五百十..... <small>五二</small>	
		卷之五百十一..... <small>五三</small>	
		卷之五百十二..... <small>五四</small>	
		卷之五百十三..... <small>五五</small>	
		卷之五百十四..... <small>五六</small>	
		卷之五百十五..... <small>五七</small>	
		卷之五百十六..... <small>五八</small>	
		卷之五百十七..... <small>五九</small>	
		卷之五百十八..... <small>六〇</small>	
		卷之五百十九..... <small>六一</small>	
		卷之五百二十..... <small>六二</small>	
		卷之五百二十一..... <small>六三</small>	
		卷之五百二十二..... <small>六四</small>	
		卷之五百二十三..... <small>六五</small>	
		卷之五百二十四..... <small>六六</small>	
		卷之五百二十五..... <small>六七</small>	
		卷之五百二十六..... <small>六八</small>	
		卷之五百二十七..... <small>六九</small>	
		卷之五百二十八..... <small>七〇</small>	
		卷之五百二十九..... <small>七一</small>	
		卷之五百三十..... <small>七二</small>	
		卷之五百三十一..... <small>七三</small>	
		卷之五百三十二..... <small>七四</small>	
		卷之五百三十三..... <small>七五</small>	
		卷之五百三十四..... <small>七六</small>	
		卷之五百三十五..... <small>七七</small>	
		卷之五百三十六..... <small>七八</small>	
		卷之五百三十七..... <small>七九</small>	
		卷之五百三十八..... <small>八〇</small>	
		卷之五百三十九..... <small>八一</small>	
		卷之五百四十..... <small>八二</small>	
		卷之五百四十一..... <small>八三</small>	
		卷之五百四十二..... <small>八四</small>	
		卷之五百四十三..... <small>八五</small>	
		卷之五百四十四..... <small>八六</small>	
		卷之五百四十五..... <small>八七</small>	
		卷之五百四十六..... <small>八八</small>	
		卷之五百四十七..... <small>八九</small>	
		卷之五百四十八..... <small>九〇</small>	
		卷之五百四十九..... <small>九一</small>	
		卷之五百五十..... <small>九二</small>	
		卷之五百五十一..... <small>九三</small>	
		卷之五百五十二..... <small>九四</small>	
		卷之五百五十三..... <small>九五</small>	
		卷之五百五十四..... <small>九六</small>	
		卷之五百五十五..... <small>九七</small>	
		卷之五百五十六..... <small>九八</small>	
		卷之五百五十七..... <small>九九</small>	
		卷之五百五十八..... <small>一〇〇</small>	
		卷之五百五十九..... <small>一〇一</small>	
		卷之五百六十..... <small>一〇二</small>	
		卷之五百六十一..... <small>一〇三</small>	
		卷之五百六十二..... <small>一〇四</small>	
		卷之五百六十三..... <small>一〇五</small>	
		卷之五百六十四..... <small>一〇六</small>	
		卷之五百六十五..... <small>一〇七</small>	
		卷之五百六十六..... <small>一〇八</small>	
		卷之五百六十七..... <small>一〇九</small>	
		卷之五百六十八..... <small>一一〇</small>	
		卷之五百六十九..... <small>一一一</small>	
		卷之五百七十..... <small>一一二</small>	
		卷之五百七十一..... <small>一一三</small>	
		卷之五百七十二..... <small>一一四</small>	
		卷之五百七十三..... <small>一一五</small>	
		卷之五百七十四..... <small>一一六</small>	
		卷之五百七十五..... <small>一一七</small>	
		卷之五百七十六..... <small>一一八</small>	
		卷之五百七十七..... <small>一一九</small>	
		卷之五百七十八..... <small>一二〇</small>	
		卷之五百七十九..... <small>一二一</small>	
		卷之五百八十..... <small>一二二</small>	
		卷之五百八十一..... <small>一二三</small>	
		卷之五百八十二..... <small>一二四</small>	
		卷之五百八十三..... <small>一二五</small>	
		卷之五百八十四..... <small>一二六</small>	
		卷之五百八十五..... <small>一二七</small>	
		卷之五百八十六..... <small>一二八</small>	
		卷之五百八十七..... <small>一二九</small>	
		卷之五百八十八..... <small>一三〇</small>	
		卷之五百八十九..... <small>一三一</small>	
		卷之五百九十..... <small>一三二</small>	



卷之三百十八 ..... 一五七

魯西亞國部四十六、○漂流、

卷之三百十九 ..... 一五九

魯西亞國部四十七、○漂流、

卷之三百二十 ..... 二〇三

魯西亞國部四十八、○漂流、

卷之三百二十一 ..... 二二三

魯西亞國部四十九、止、○漂流、○漂着、

卷之三百二十二止 ..... 二三五

北亞墨利加<sup>ネウヨルク國、捷斯東</sup>、部、○渡來并

通商願等、○漂着并漂流、

安岡島<sup>ナリイン島、カ</sup>、部、○漂着、

異國部、○漂流、○漂着、通船、

同附錄、卷之一 ..... 二四九

海防<sup>御備</sup>、部一、○肥前國長崎、奉行、諸番所、御用船、

卷之二 ..... 二六四

海防<sup>御備</sup>、部二、○肥前國長崎、黒田鍋島兩

卷之三 ..... 二七六

海防<sup>御備</sup>、部三、○肥前國長崎、鑾磔、諸家

卷之四 ..... 二九二

海防<sup>御備</sup>、部四、○肥前國長崎、諸家間役、并陣

砲臺、御武器、

卷之五 ..... 三二二

海防<sup>御備</sup>、部五、○陸奥國松前并蝦夷、松前氏家

用地南部津輕

卷之六 ..... 三四四

海防<sup>御備</sup>、部六、○陸奥國松前并蝦夷、巡視間

卷之七 ..... 三五六

海防<sup>御備</sup>、部七、○陸奥國松前并蝦夷、巡視間、附

卷之八 ..... 三〇九

海防<sup>御備</sup>、部八、○陸奥國松前并蝦夷、奉行并支

卷之九 ..... 三二七

海防<sup>御備</sup>、部九、○伊豆國下田、

卷之十 ..... 三六一

海防<sup>御備</sup>、部十、○相摸國三崎并走水、○相摸國

浦賀、附所、持場等、

卷之十一 ..... 三九七

海防<sup>御備</sup>、部十一、○相摸國浦賀附所、持場等、

○安房上總兩國、

卷之十二 ..... 四〇八

海防<sup>御備</sup>、部十二、○海島、

卷之十三 ..... 四一七

海防<sup>御備</sup>、部十三、○御船手方御番方等浦々

見分、○御備場所見立、

卷之十四 ..... 四四三

海防<sup>異國船</sup>、部十四、○總括、○阿蘭陀船、○諸

厄利亞船、

卷之十五 ..... 四五五

海防<sup>異國船</sup>、部十五、○南蠻船、○唐船、○朝

鮮船、○琉球船、○魯西亞船、

卷之十六 ..... 四六八

海防<sup>異國船</sup>、部十六、○拔荷禁令、

卷之十七 ..... 四八二

海防<sup>異國船</sup>、部十七、○拔荷禁令、

卷之十八 ..... 五〇五

海防<sup>異國船</sup>、部十八、○官船、國一丸、文祿御軍船、

異國造日本丸等、

卷之十九 ..... 五一五

海防<sup>異國船</sup>、部十九、○官船、天地丸、



卷之二十……………五九

海防船、部二十、○官船、安宅丸、諸御船、

卷之二十一……………五九

海防船、部二十一、○官船大川御座、○五百石積以上安宅船禁制、○三本檣船禁制、○船方訓練、

卷之二十二……………五九

海防砲、部二十二、○大筒鑄立并獻上、

卷之二十三……………五九

海防砲、部二十三、止、○大筒打試、

以上

本編 三百二十二卷

附録 二十三卷

通計三百四十五卷  
繪圖 一帙  
凡例總目 二卷

第八目次終

通航一覽卷之三十七

魯西亞國部三十五

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島、文化九壬申年六月、俘囚出奔の夜、當番たりし同心及ひ津輕氏家人等を糾問ありて、奉行より其罪科を江戸に伺ふ、よりに老中より下知ありて悉閉居せしむ、文化九壬申年六月、番人御仕置伺進達、

魯西亞人置所出奔仕候節、見守當番之同心、并津輕越中守家來吟味仕候趣申上候書付

小笠原 伊勢守  
荒尾 但馬 守 接子  
此二人松前奉行、

當三月廿四日夜、魯西亞人ガワピン其外五人置所出奔仕候節、見守當番之同心、并津輕越中守家來吟味仕候趣、左に申上候、

同心 飯田 幸吉 申三十  
柴田 角兵衛 申四十  
同俣抱入龜山 新太郎 申二十  
今井 豊八 申二十  
辻 瀧次 申二十  
高橋 津平 申四十

通航一覽卷三百七

(黄紙下付札)此飯田幸吉、今井豊八、柴田角兵衛、辻瀧次郎、龜山新太郎、高橋津平儀、魯西亞人置所見張番いたし乍罷在、當三月廿四日夜、ガワピン外五人、置所障子をわけ庭へ出、板屏土臺下を掘あけ、右穴より這出遁去候儀を不存罷在候哉、見張居候詮も無之、心附方不行届一同無念に付、三十日押込可申付候哉、  
右之者共吟味仕候處、魯西亞人置所見守之儀は、六人に而晝夜持切相勤、日々當番之者、朝五ツ時置所へ罷出、前日當番と代り合、晝之内は半時代り二人宛見張いたし、夜分は代り合一人宛見張いたし候申合に而、當三月廿四日は此者共當番に付、朝五ツ時一同置所へ罷出、前日當番之者より申送等承、別條無之筈、代り合二人宛見張番いたし罷在候處、魯西亞人爲保養他行致し度段相願、其段御役所へ申立、御聞濟有之候に付、晝時より同心并津輕越中守足輕附添、魯西亞人ラシヨワ人共一同他行いたし、海岸通り下及部村迄罷越、夫より引返し、泊り川之澤へ罷越、ブクシヤと申草を取、七ツ時頃一同置所へ罷歸候に付、今井豊八、辻瀧次郎見張いたし罷



在、暮時より飯田幸吉、龜山新太郎代り合見張番致し罷在候處、魯西亞人ども草臥候趣に而、五ツ時過一同相休、ガワピン、ヘレフニコフは、見張番所より二間隔り候座敷に臥り、モウル、ヲロキセは見張所より一と間隔り候座敷次之間に臥り、マダロス二人は座敷入側に臥り、同一人は見張所より二た間隔り候東之方之間、爐之際に臥り罷在、四ツ時より今井豊八、高橋津平代り合見張番いたし罷在、夜明候得共、魯西亞人共一同臥り居、行燈之火も有之候間、右行燈を引候様、水夫源七、福松の申付遣候處、魯西亞人共一同臥り居候哉、不相当旨、右兩人申聞候に付、角兵衛、瀧次郎儀、魯西亞人寢間に參り見候處、モウル、ヲロキセは臥り罷在、ガワピン、ヘレフニコフ、マカロフ、シカヨフ、シーモノフ、ツシリエフは、一同夜着を被り臥り居候様子に相見、障子も建有之候間、銘々之夜着を剝候處、ガワピン外五人共不罷在、便所へ罷越候趣にも可有之と存、兩便所相尋候得共不相見候間、驚入早速其段津輕越中守家來見守之ものを申通し、見張所引居候もの共にも夫々申談、置所庭に罷出候處、板塀忍ひ返し

等は別條無之、板塀土臺下土を掘明け候穴有之候間、右穴より拔出候儀と存、モウル、ヲロキセを起し、ガワピン外五人逃去候儀を存罷在候哉之段相尋候處、兩人共熟睡いたし居、一向不存旨申聞、誠に驚き仰天いたし候様子に付、右兩人儀、萬一異變之儀可有之も難計存、幸吉、新太郎は側へ附添罷在、右之始末御役所へ相届、いまた遠方へ遁去候儀にも有之間敷と存、角兵衛、豊八、瀧次郎、津平并水夫源七一同、直に所々相尋候得共、行衛相知不申候に付、山々澤々等穿鑿いたし罷在候處、四月四日江差木の子村に而、魯西亞人六人共不殘搦捕相成候儀に而、前書之通、夜分は二タ時、二人宛見張番いたし罷在候得共、障子等明候音も不承、都而夜中物靜に而相替候儀も無之、殊にモウル、ヲロキセ儀は、此者共見張所之際に臥り居候間、一同臥り罷在候趣のみ存罷在、且毎夜雨戸を建候得共、廿四日夜は一同不心附失念いたし、雨戸を建不申、障子之儘に而之候處、ガワピン外五人、同夜九ツ時迄障子を明、追々庭へ出、板塀土臺下を掘明け、右穴より這出逃去候儀を一向不存罷在候、見張番いたし候

詮も無之、一同心附方不行届恐入候旨、銘々申候に付、右始末不念之旨吟味詰候處、可申立様無之由申之候、

(朱書)水夫源七、福松相糺候處、當三月廿五日期、魯西亞人置所行燈を引候様、見張所同心柴田角兵衛、辻瀧次郎申付候間、魯西亞人寢間に罷越、行燈を引候節、一同夜着を被り臥り居候様子候へ共、頭も不相知、臥り居候哉、不相当候間、其段角兵衛、瀧次郎へ申聞、右兩人罷越、銘々夜着を剝見候處、ガワピン外五人不罷在、庭板塀土臺下土を掘明け候穴有之、右穴より遁去候儀に可有之と存、源七儀は、直に同心一同所々相尋候得共、行衛相知不申候處、四月四日江差附木之子村に而、六人共一同捕押へ相成候儀に而、ガワピン外五人遁去候始末は一向不存、今般吟味之上、魯西亞人申立之趣、源七、福松承り、驚入候由申之候、

七、毛内惣次郎儀、魯西亞人置所見守面番致し乍罷在、當三月廿四日夜、ガワピン外五人置所障子を明け庭へ出、見廻り持場板塀土臺下土を掘あけ、右穴より這出逃去候儀を不存罷在候段、時廻り夜番いたし候詮も無之、心附方不行届、一同不念に付、三十日押込可申付候哉、

右之者共吟味仕候處、當三月廿四日夜、此もの共魯西亞人置所見守當番に付、夕七ツ時より一同罷出、晝番之者と代り合、夜中見守面番所へ詰切、構内半時廻りいたし罷在候處、同夜五ツ時過魯西亞人并ラシヨワ人一同相休、尤魯西亞人居間三間有之、ガワピン、ヘレフニコフは、面番所より二タ間隔候座敷に臥り、モウル、ヲロキセは、座敷次之間面番所へ寄候所へ臥り、マダロス二人は座敷入側に臥り、同一人は東之間に臥り罷在、夜中起出候様子も無之、物靜にて門内并置所庭構内は、半時廻り致し候節も、見廻り持場板塀忍ひ返し等別條無之、尤雨戸は建不申、障子計建有之候得共、子細も有之間敷と存、同心へ申達候心附も無之罷在、夜明候而小山内要七儀、置所庭構内見廻候處、南之方板塀土臺下土を

- 津輕越中守家來
- 上番兵士
- 岩川喜間 太 申三十 五歳
- 岩川喜間 柴田八郎 次 申四十 三歳
- 同 下番足輕小頭
- 同並足輕
- 小山内要七 申三十 八歳
- 同 毛内惣次郎 申五十 四歳
- (黄紙下け札)此岩川喜間太、柴田八郎次、小山内要



掘明候穴有之候段、同人面番所ハ罷歸申聞候間、岩川喜間太罷越見届候處、南之方板塀土臺下土を掘明候穴有之、不審に存其段可申立存居候處、魯西亞人六人置所相見不申段、同心今井豊八申聞候間、驚入、見廻持場門并路次口等之縮見分いたし候處、別條無之、全右板塀土臺下穴より遁去候儀と存、右之始末重役人の申達、早速人數手分いたし、山々澤々海岸等穿鑿いたし罷在候處、四月四日江差附木之子村に而、魯西亞人六人とも不殘捕押に相成、逃去候始末吟味有之候處、廿四日夜九ツ時過、ガワビン外五人密に起出、障子音致さる様あけ、追々庭に出、見廻り持場板塀土臺下土を掘あけ、右穴より一人宛這出遁去候段驚入候儀に而、モウル、ヲロキセ儀、面番所前に臥り罷在候間、其外之魯西亞人も一同臥り罷在候儀とのみ存罷在、夜中構内見廻持場半時廻りいたし候節も、板塀忍ひ返し等別條無之候得共、板塀下土臺下穴に向不心附、右穴よりガワビン外五人遁去候儀を不存罷在候段、時廻夜番いたし候詮も無之、心附方不行届、一同恐入候旨申之候付、右始末不念之旨吟味詰候處、可申立様無之

由、岩川喜間太并足輕共銘々申之候、右吟味仕候趣書面之通御座候、御答之儀は黄紙附を以奉候、以上、

申六月

小笠原伊勢守

荒尾但馬守北

子夜話、

文化九年十一月廿五日、荒尾但馬守より按するに、此頃在府、高橋三平、柑本兵五郎按するに、この二に贈る、去月廿二日之御用狀松前着、

昨廿一日伊豆守殿、按するに、老中於新部屋御直御下

知書、別紙寫之通御渡有之候間、答書相添相達申候、

此段被得其意、於其地可被申渡候、尤申渡相濟候は

は、其段早々可被申越候、且押込日數相立候は、差

免、其段早々可被申越候、

一此節自分儀、其表詰合無之候付、支配吟味役を

以、御下知書之趣爲申渡候旨申上置候、

松前奉行に

松前奉行掛り

飯田幸吉

豊八、津平は百日、外

今井豊八

四人は五十日押込

柴田角兵衛  
辻瀧次郎  
同假抱入  
龜山新太郎  
高橋津平  
津輕越中守家來

五十日押込

上番兵士  
岩川喜間太  
下番足輕小頭  
柴田八郎次  
同並足輕  
小山内要七  
毛内惣次郎

右之通可被申付候、以上、

十月

覺

同心并津輕越中守家來共、押込差免候以後、魯西亞人番人、并魯西亞に拘り候御用筋等は、相掛り不申候様、其方限之心得に而取計可申候事、

答書

飯田幸吉、今井豊八、柴田角兵衛、辻瀧次郎、龜山新太郎、高橋津平儀、魯西亞人置所見張いたし乍罷

在、當三月廿四日夜、ガワビン外五人置所障子を明、庭に出、板塀土臺下土を掘明、右穴より這出遁去候儀、不存罷在候段、見張候詮も無之、心附方不行届、一同不念に付押込申付る、

一岩川喜間太、柴田八郎次、小山内要七、毛内惣次郎儀、魯西亞人置所見守番いたし罷在なから、當三月廿四日夜、ガワビン外五人、置所障子を明け、庭に出、見廻り持場板塀土臺下土を掘あけ、右穴より這出遁去候儀を不存罷在候段、時廻り夜番いたし候詮も無之、心附方不行届、一同不念に付、押込申付る、魯西亞一件、

同年八月三日、魯西亞船タナジリ島ケラムイ崎に渡

來し、同七日より同島センベコタンに上陸して、水を

汲取、或は漂流の日本人を上陸せしめ、書付をもて船

長對談をこふ、遭厄日本紀事によれば、船長より書狀二通を同島役人に贈る、されども疑惑

して近つかさるにより、太田彦助同島詰調南部氏の人

數と議し、本船を打碎かんとすれども、銃丸及ひかた

くして數日を経る、よて奉行同十一日より廿四日に

及ひ、支配向注進の旨を江戸に言上す、  
文化九年八月十一日、小笠原伊勢守より荒尾但馬



守に贈る御用狀、

當月三日、クナジリ島之内ケラムイ崎後之方に異國船相見候旨、太田彦助より申越候に付、御届書差進申候、按ずるに、此届書ならひに、いまた魯西亞と見極め候儀も無御座候間、呈書にては不申上候、猶様子申越次第追々可申上候、同月進達、

當月三日、クナジリ島之内ケラムイ崎に異國船相見候間、同所詰支配向より申越候段、當月十一日附を以、小笠原伊勢守より申越、御届書差越候間、右書付類相添、此段申上候、以上、

申八月

荒尾但馬守

同月十四日、小笠原伊勢守より荒尾但馬守に贈る御用狀、

先使申進候クナジリ島の渡來之異國船之儀、猶亦太田彦助より急便到來に付、申上書相添、其儘差進申候、委細は右に而御承知、被御申上候様存候、

一右五郎次書付、按ずるに、エトロフ島番人なり、去文化四年、同島にて魯賊に捕はれ、今度の船に乗組て歸、横文字とも封之儘差越候間、披見之上差進申候、且右横文字其儘差進候而は、譯合も相知不申

候、御評議も難相成と存、魯西亞人ゴロウイン、モウルに爲讀、上原熊次郎に通辯、爲致差進申候間、按ずるに、此通辯書いよ所見なし、是又可然様被仰上可被下候、右之趣に而者、挨拶を承り候迄滞船可致哉に付、猶御下知之儀も御座候は、早々被御申越候様存候、

一太田彦助に差圖之儀、三平相伺候間、別紙之通按ずるに、別紙は、爲申進候、此段爲御心得御意置候、此節病氣中故、取調方別而行届申間敷候間、何分可然様御取扱可被下候、按ずるに、此御用狀によれば、本月三次書狀の事等、追々注進ありし事、著し、されども今其書狀を得ず、同月十二日、太田彦助より高橋三平按ずるに、松前に贈る御用狀、同廿日松前着、

異國船兩艘共、今に洞内遠洋に繋居、センベコタンに傳馬船日々致上陸候に付、彼是と心配は仕候得とも、可打取手段無御座、彼船之様子相考候處、水取に上り候迄に而、外に如何敷事も致さず、同所の日往來仕候は、自然去年之如く逢對之便も出來可申、左候は、去年召捕候者共之事も相知れ可申、杯之手段にも可有之哉、遠見に遣し候番人夷人も容易に出し難く、差遣候節は右等之用心も致させ、

聊油斷無之様申含差遣申候、此度渡來之船は兵糧も用意有之、時候後れ參り候は、漂流人與茂吉申立候通り、ヲホツカには不歸、ガワン迄は八九月頃迄は渡海も相成候由に付、右之處に歸帆之積之由相聞候得者、此後何程滞船可致哉も難計、一時もはやく打拂申度心掛罷在候得共、能圖も無御座、打方先控罷在候、尤當方人數南部家共々氣張強く、此末幾日滞船いたし候共、聊めげ候儀は無御座候、尤長き内には過失も出來候ものに而、自然小過に而大替を妨候而は、一同勵み居候詮も無御座候に付、寸志も油斷不仕候得共、兎角異船へ矢頃遠く、打拂之儀不任心底、此上聊に而も能圖有之候は、嚴敷打拂候心得に而、一同堅固に相守罷在候、此上數日滞船仕候共、當方人數不屈様手當仕、其時宜を考罷在候間、御掛念被下間敷、猶追々可申上候、

同月十四日同斷、同廿三日同斷、  
當七日四ツ時頃、異國船兩艘より傳馬船二艘つゝ、センベコタン之方水取と相見、桶様之ものを引候而乗出し、や、有之候而、海岸通り上手之方日本人一人罷越候に付、會所前土手外に而、支配人利

左衛門を以爲承候處、右水取船に乗組上陸いたし候とて、上書も無之、赤き膏藥の如き物に而封印いたし候物一封差出、是を當所の差上候様、魯西亞人より申付候に付、持參いたし候旨申聞、此者も攝州加納屋十兵衛手船水主之由、利左衛門申聞候に付、按ずるに、何役竹内五郎助、奉行手附出役、山口茂右衛門、にや詳ならず、同心兩人召連、土手外に罷出、上書も無之封書は此方に而も難受取、此後何度持參候共不取上候間、重而來間敷旨申聞せ、水取場の罷歸候様申渡、外之事は相互に不申聞、早々罷歸候處、水取之傳馬船に乗組本船に立歸候段、追而遠見之夷人申聞候、右等に付御筒打方之儀、南部家にも及評議候處、トマリより本船迄は町數遠く、連も玉は届申間敷旨申に付、フシコ、タン之内ヤムツカ、シユンビと申所兼而幕張も致し置候に付、此處の當方二百目長筒一挺、南部家陣屋内に備有之候、二百目長筒一挺、運はせ、夕七ツ時頃より本船を目當に打始、二百目之方五放、百目之方三放打拂候得共、二挺共玉間遠く届不申候得共、右打拂候以前、大船之方よりも傳馬船二艘に水桶にも可有之候哉、數々引候而セン



ヘコタン之方に向、本船より凡八九町程も乗出候頃、御筒打出候に付、右傳馬船直に船路を替候而、本船之方ハ漕戻申候、ヲロシヤ船小之方親船は、兼而センベコタン之方ハ少々寄せ候而繋居候處、繰出し大船之側ハ出船之様子に、二艘共船之向きをかへ繋り罷在候、彼よりは小筒たに打出し不申、無程晩景に相成候に付、南部家共に右出張候所は引拂ひ、トマリ之方ハ罷歸申候、

一同九日朝四ツ時頃、異國船北之方帆を掛ケラムイ之方ハ艫行、傳馬船一艘下し、テレケウシ番屋ハ致上陸候様子に付、親船を目前に三貫五百目一放打候處、玉間遠く届不申候得共、無程親船傳馬船共艫戻し、元之如く大船之際ハ繋申候、異國人もテレケウシハ上陸いたし、番屋板藏等及見候様子に候得共、板一枚も紛失無之、尤番屋之諸色は不殘トマリ之方ハ兼而爲持運置、板藏には運殘之鱈ハ粕少々有之候得共、是等も聊持行不申候、

五郎をセンベコタンハ差歸申候、南部家ハ者、右手段を以異國船帶引寄候積に付、矢頃相成候は、打拂可申、兼而其手等堅固に致し置候様子、神子田判左衛門ハ申談、同家手等此方御筒打方之手筈申合、異國人共之挨拶を相待罷在候處、右忠五郎をセンベコタンハ相返し候得共、日も暮傳馬船之迎も不參、其夜は同所海岸罷在候由に而、翌十一日本船ハ相歸候様子、遠見之者申聞候、同日夕七ツ時頃、去る卯年エトロフに而被捕候番人五郎次、昨日之使忠五郎、センベコタンより當會所之方ハ罷越候に付、土手外に而相糺候處、忠五郎ハ被仰付候應對之挨拶は、何共不申聞、去年於當所被召捕候異國人共之様子承に參候様、尤應對之事も中々陸に參候事は難成趣、逢對いたし候は、雙方船にて逢可申杯と、唯一通り船中にて相咄候迄に而、當方ハ申立候様にと申事には無之、捕はれ人之否を聞參候様、カピタン五郎次ハ申付候旨申候に付、右評議中日も暮、センベコタンハ歸候而も、傳馬船も居不申候に付、右番人は土手外ハ留置、備之様子見透され候而は不相成、彼者共小用に參候節は、付添候様嚴

通書面差出申候、  
此船之カピタン御相談仕度事有之、御上様ハ掛御目度由に御座候、

右に付及評議候は、異國船兩艘共、遠沖に繋居候に付而は、連も玉間も遠く可打拂手段も無之、又今年ハ兩艘に而兵糧之貯も有之、其上時節後れに致渡來候は、ヲホツカハ不歸、カムサツカ之内ガワソ淺ハ歸帆之積り之由、漂流人與茂吉申聞候趣も有之候へは、いつ迄も滞船可致も難計、數日に相成候而は、一統之疲れと相成、萬一無謂被打破候半も口惜敷、頃日日々センベコタンハ傳馬船を寄せ、又ハケラムイハ上陸いたし、玉間遠く相隔候とは乍申、及見居候も心外に而、既にセンベコタンハ出張致し、傳馬船を可打拂致評議候事も有之候上は、今日之書面幸之事に而、カピタンハ面談可致旨偽り、帶引寄候而、親船なり、傳馬船なり、矢頃之節、打拂決戦いたし可然と、同心等呼寄、其手筈等迄委細及評議候處、何れも一統可然旨致評議決候に付、右忠五郎ハカピタン致相談度旨申越候に付、致相談可遣候間、當方ハ罷越候様可致旨申合、夕七ツ時過右忠

敷申渡、番人附置及評議候は、昨日私牢内見廻、漂流人與茂吉ハ、何となく彼船之儀承候處、カピタン兎角去年被捕候者之否を聞度、松前、箱館、長崎に居候とも、其告知候所ハ可參合之様子、相察被申候旨申聞候事も有之、箇様に日本人を度々差越候付而は、右等之儀共、萬一異船ハ聞え候而、松前へ罷越候様に而は、所々相騒き不宜、何れとも當方限喰留申度、種々評議之上、翌十二日朝、土手外において、五郎次、忠五郎へ申聞せ候は、去年召捕候七人之者共ハ、米盜取候不法有之候に付、不殘於當所及殺害、元來去る卯年エトロフにおいて及亂妨候始末も有之、魯西亞人之事は、此上何艘にて何年打續參り候共、船人共不殘打殺可申手筈は、卯年以來當所に不限手當有之、相堅罷在候事に候、此度之船も、微塵にいたし候心得に而、兼而備罷在候に付、いつれより其其方之勝手宜敷所ハ責來可申、此趣は不申候共、彼もの共ハ承知に可有之處、何をうろたへ滞船いたし居候哉、心中之程おかしく、一時も早く責來可申旨、五郎次、忠五郎へ申合、センベコタン方ハ相返候處、迎之傳馬船に、日本人一人乗組漕行候旨、



遠見之者申聞候に付、一人陸に相殘候と相見候間、遠見之夷人差遣候處、良有之候而、忠五郎同道に而夷人罷歸候に付、忠五郎を相糺候處、於途中深草之中に隠れ遁去、木立有之候は、縊死可致と草を分、山手之方罷出候處、夷人に行あひ、逆も死を極め候上は、會所罷出被殺候共、日本之土に相成申度、若亦慈悲有之候而助候は、仕合と存、右夷人を頼、會所裏手之方より當所罷越候旨申立候に付、先と通り糺し候而入牢爲致置申候、此日夕七ツ時頃、異國船傳馬一艘センベコタンに漕付、間もなく本船に立歸候處、同所海岸より日本人五人罷越候に付、土手外に而相糺候處、五郎次并漂流人四人に而、五郎次申聞候は、先刻被仰合候趣、本船に罷歸カビタンに申聞候處、驚候而、右之趣船中一同にも申聞候得共、カビタン疑感いたし、去年被捕候者彌被殺候と申事候は、右書付を貫申度旨申聞候に付、最早御役人左様成儀は難申上相斷候得共、承引不致候に付、左候は、漂流人不殘陸に上け、兼々申居候に付、按ずるに、此遺落字あるへし、右四人を送り参り候しほに、書付之事を可申上と申聞候處、承知いた

し、私俱に上陸いたし、當所罷越候旨申聞候に付、漂流人四人は一通糺し候所、攝州加納屋十兵衛船水主に付、入牢致させ、五郎次は土手外に差置、同人當所留置候は、異國人共立腹いたし、不得止事寄來可申、又自然長滞船に相成候時之計議にも可相成と、彼是勘辨仕、翌十三日五郎次を相糺候處、彼國宗弊にも不相成候に付入牢爲致申候、同人并漂流人六人共、野郎頭に而日本仕立之木綿綿入を着罷越、所持之品も、異國之者は襦袢、股引、沓、させる類に而、外品は無御座候、口書は追而可申上候、  
一同日四ツ時頃、異國船傳馬二艘、ノワイトと申所之方に向漕出し、右崎をかわし可申程合之頃、同所沖合に圖合船一艘相見、遠眼鏡に而見候處、此船を目かけ漕行候體に而、異船小之方親船帆を懸、右崎之方へ飄出、夕七ツ時頃、親船傳馬船并圖合船を引候而、如元大船之際に繫申候、右圖合船は、ネモロ地シベツ場所の口味支度に、當所より先日差遣置候番人隊方五人、夷人四人共、并南部家飛脚足輕一人、中間一人、シベツ夷人五人、都合二十人乗組

罷在候處、當場所之内サルカマツ沖間に而、右傳馬船を見掛、程近候得共、漸々同所海岸に漕付、不殘山に遁出候處、異人共追懸鐵砲を打掛候由、昨今當所へ遁歸候者申聞候得共、右二十人之内、隊方二人、男夷人一人、女の子一人、只今以不罷歸、若異國人に被捕候儀にも可有之哉、所々尋罷在候、

同月廿四日、小笠原伊勢守より荒尾但馬守に贈る御用狀、

クナジリ詰太田彦助より、當月十二日、同十四日附急便を以、別紙之通申越候間、右書狀差進申候、委細は右に而御承知、宜被御申上候様致し度、彦助の返書、三平より別紙之通爲差遣候、

一魯西亞船滞船罷在候に付、爲加勢ネモロ詰南部家人數、クナジリに差遣候様、別紙之通按ずるに、別紙所見なし、申渡候、

同年九月進達、  
去月三日クナジリ島ケラムイ崎に相見候異國船、翌四日、センベコタン沖合に船繫仕候處、漂流之日本人一人、橋船に而上陸爲仕候に付、同所詰支配向

に而、一通相尋候趣、松前へ申越候旨、去月十四日附に而、小笠原伊勢守より申越候間、同人申上書一通、横文字本書并通辯書、其外支配向書狀類とも入御覽、此段申上候、以上、  
申九月 荒尾但馬守以上、松前殿、御用留、靖北録、

一千八百十二年第七月十八日、自注、我文化九年六月廿二日、既に船の設も調ひて、出帆する計になりければ、彼カムシヤツカの海濱にて、破船せし日本人六人をも送り歸さむと船にのせぬ、彼等の厄に遭しも、正に我同僚の日本人に捕はれし年の事にて、其人數も同じく、實に天命のしからしむるか如し、歐羅巴の風習なれば、互に此人々を取替るにて、容易に事濟なれども、日本の國法はいかなるや、次て其異なるを見るへし、

一同年八月廿八日自注、我八に、クナジリの詐偽港に船を入たり、彼濱の要害の前、十二三町許の處を乗過てみるに、海岸に新に十四の大砲臺を二行に設けたり、我船此港に入ると直に、日本人は皆陣屋の内に隠れて、砲を放す事もなく、只静りて物音な



し、陣屋の海岸には、筋ある木綿の幕を張廻し、只大なる陣屋の屋根より外みゆるものなく、彼小船を皆溝に引あけたり、此形情にては、日本人我等に對して別意なきか如し、我船は彼陣屋より二十町ばかり離れて碇を下せり、扱彼良左衛門は、按ずるに、五郎次捕はれし後、かく改名せしむれ此書に見えたり、六年以前ホーシトフか捕へ歸りしものにて、少しは俄羅斯語を覺えける故、此島の官吏に送るべき短き書札を、日本語に譯せしめぬ、その意は、テイヤナ船の日本濱海に來りし縁故、甲比丹ゴロウキン等を何故に欺き捕へしや、我國王はかゝる我等に敵對せる事情に拘はらず、カムシヤツカの海濱にて、破船せし日本人を送り歸し、我國より日本に向ひ抗敵する意なき事を知らしむ、此によつて日本に捕へし各なき不幸の者を歸すへし、若いま歸すこと能はされは、或は日本政治家の命を待へしとか、或は故障の事ある歟、何れども、其答へを聞てのち、明年此濱に來るへしといへり、

一同日、日本人の内一人に此書を持しめ、クナジツの官吏へ呈すへしと命して、船の碇せる處の海岸

に遣りぬ、其所の高草の内より、クリル人二三人顯はれ出、彼日本人を見て取かこみ、陣屋の方につれ行たり、然るに、彼等陣屋の内近く頃、大砲臺より海灣に向て、始めて砲を放てり、予按ずるに、予の船長イリコルツの筆記にして、己をさす、良左衛門にむかひ、何故に俄羅斯船より、只二人武器をも持たざるものを出すを見て、かく砲を放てるやと問ければ、日本の法にて人を打にあらす、合圖のため放てるなりといへり、かゝる日本人の作方にては、我今日本人と和議せむと、計りし望の叶はずとみえたり、いま此小船を出せし時も、我船にては何の動作もせず、只一人の日本人を送りたる計なるに、かく砲を放てるは、何れ好事はあらしとおもへり、扱彼日本人を取かこみて、陣屋の門まで往し後はみえずなれり、かくて三日の間、彼か歸り來るを待しに、何の左右もなく、其間は終日望遠鏡にて濱邊をみはり、彼日本人を上陸せしめし處より陣屋までの間にある小さきものまでも、みばつすこともなきほとなり、良左衛門も望遠鏡を手に放さず見居たり、しかれども人影をたにもみえず、彼の陣屋は只人なき隊の

ことくなりし、

一同日夜分は、我等敵を防ぐべき軍令を船中へ示し、夜直班の士は、鈴を鳴して眠らざるをしめし、又薪水に乏しければ、武器を備へし小船に水桶を積、岸に出し水をさらせ、且此序にまた一人の日本人を陸に上げ、前に同し書を持せしに、肯はすしていひけるは、始送りたる書に答へなきは、日本法にて予に書事を禁するなり、此に依て、俄羅斯語にて簡條書にして、日本人に持せ遣りて、辨せしめはよからんといへり、因て予是を書して、日本人にあたへ陸に遣りしに、數時過て歸來り告げるは、日本官人の前に出て、書札を出せしに、官人は是を受取すしていひけるは、少人數にて岸に來り、水を取は妨なしと、俄羅斯人に告へしとて、他の言なく立さりぬと、此男はクリル人等の内にも居けるか、クリル辭をしらされは、何をいひしやしらす、其邊に日本人も居たれども、彼の傍には近つきよらず、按ずるに、此處誤脱ある其内に、クリル人等彼を強て引立、門外に押出しぬとなり、此男清直なるものにて、又予に語りけるは、彼處に留り度思ひ、官人に願ひ、一夜なりと

も留め給はれといひければ、官人は怒り、何分許さゝりしとなり、是によつて考ふるに、初遣りし使をば、日本人はあしく心得て、後捕はれしもの、音信を、我等にしらせざるならんと察しぬ、又或日水を汲せんとせんと思ひ、夕七ツ時に小船を濱に出しければ、日本人是をみて、岸へ近よるとき、銃を放すこと頻りなり、予此體を見て、直に合圖して其舟を招き返しければ、日本人も放す事を止めたり、さて此海灣に船を止めて、既に七日を経しか、此島の官吏の私意にや、又は日本官家の命なるや、いつれにも我等を嫌ひ忌て、和談の事には及はずとみえたり、かくては捕はれし人々の音信を聞むには、如何すへきと不圖思ひ出せしは、彼厄に遭し輩の、什物を漁村に残し置たるは、如何なりしや試みんと思ひ、ロイテナントヒラトフの司される運送船に、兵士數人をのせ、彼村に至らしむ、此船岸によするをみて、日本人又砲を放せしか、間遠にて彼岸に證なかりき、暫しありて、ヒラトフ歸り來りて、彼行李を遣し置たる處に一物もなしといへり、是は捕はれし人々の恙なき吉兆と思はれぬ、次日日本人



一人を上陸せしめ、日本官吏の彼村に船を遣りし故を告しめ、又良左衛門に理害を説き勸めて、短き日本語の書面を書しめ、彼に持せやりぬ、その意は、予日本官吏と小船にて出あひ、和談すへしとなり、翌早朝彼日本人歸り來り告げるは、日本官吏かの書札を請取しか、報書はなさずして、俄羅斯の甲比丹接話せんとならば、上陸するかよしと演舌せりとなり、此答には全く肯はさる詞なり、如何となれば、我等いかに思慮なしとも其詞に従はんや、又遣せし行李の事は、其時返せしにといへりと、予此疑はしき答にて、捕はれし輩の恙なからんと思ひしも覺束なくなりぬ、又使にやりし日本人をも、夜中は陣屋の内に留す、我船の對岸なる草深き處に追出せしとなり、扱も俄羅斯語を知らざる日本人を使ふは、今更益なく、我方より屢日本官吏へ書を送りしかども、一度も報書を得ず、かくては是まで打棄返らんより外なし、良左衛門は俄羅斯語を略知たれども、彼を上陸せしめん事は容易ならし、若彼を上陸させ再船に歸らざる時は、我方に只一人の日本通事を失はん事を恐れてなり、是に由て、予

一計を設けたり、今まで日本人に對し和平を示し、少も敵抗せされども、今は止事を得ず、日本船若此海灣を往來せば、不意に乗とりて、船中の好き日本人を捕へて、厄に遭たる人々の成行を聞、今度クナジリに來りて、効なき罪を償はんと思へり、然るに、爾後三日の間、此海峽に日本船一艘もみえず、既に秋に至りぬれば、日本人の航海はやめたりと覺えぬ、かくて謀も盡き、只此上は彼良左衛門のみ頼なり、彼を上陸させん前に、かれか眷屬を聴札さんと思ひ、良左衛門にむかひ、明日は船を發せんとおもへば、備等家に贈るへき書簡を書すへしといひければ、忽ち色を失ひ、甚當感せる様子にて、予に謝していひけるは、然らば予は家に、もはや予を待ことなかれといひやるへき歎、又忍ひて心を痛めたる様子にて、否予は自殺すへし、いな予は此所を去まじと、いろ／＼感へる體なり、かく心の顛倒せる人、今ははや我等か爲に便なし、彼は己に六年俄羅斯に在しか、今日本に歸らん便の絶なは、詮方つき自殺せんも計りかたしと察しければ、彼を上陸さすへしと思ひ、今一應日本役人等に、我等か意

をいひやらんと計り、彼に予か意を諭しければ、彼みづから誓て、假令上陸していかに様の事ありとも、力にてさへ留めされは、必再ひ船に歸り來らんといへり、予是において、尙一人の日本人を按するに、今漂流の日添けり、良左衛門に書三通を託せり、其一人はゴロウキンの輩、今クナジリに居るや、其一人は彼等は長崎、松前か、もしくは江戸に遣りたるや、其一人は彼等は殺されたりやとなり、此三通を持って上陸し、若良左衛門再ひ船に來る事を得ずは、彼日本人に此事の一通を持せ返し、ゴロウキン等のなり行をしらすへしと定めぬ、  
 一同年第九月四日、自注、我八、此兩人を按するに、良左衛門を、上陸せしめ、次日其返事を待て、我方より小船を出し迎へしむ、此時望遠鏡にて濱邊を望みて、彼一人の日本人は、草深き内に隠れ入て、良左衛門のみ歸り來りければ、先ゴロウキン等の在所を問しに、しらすと答へぬ、此とき船中の諸士彼か話を聴んと、みな良左衛門を取圍みければ、良左衛門予にカユイトに按するに、カユイトは船長の居所をいふ、往と請しゆる、予ルタクコフのみカユイトに入しに、良左衛門語りけ

るは、予は日本官吏に漸く許されたり、官吏の先問けるは、俄羅斯の甲必丹は、何ゆゑ上陸せざるやと、予答て其故はしらす、只ゴロウキン等の何處にあるやを問む爲に、來りしなりと答へぬとて、暫し詞なかりしかは、我等彼官吏の答はいかゝと問て、早く聞んと欲せしに、良左衛門予に向ひ、予實を以告へしか、必ずをとかめ給ふなど再三詞をつかひ、驚へき聲して、傍注、脱字、彼岸こそ朋友等の血に染し處なりと按するに、此續殺害せられし、思へば、悲歎に堪さりき、扱かゝる事ありし時は如何すへきか、官旨を受來らされども、予おもふに、かゝる上は我等正しく此恨みを報すへき事なり、我朝廷にも、日本人のかゝる無法非道を打すておかるへき様もなし、然れども、只良左衛門か一言のみにて、外に證據もなく其意を信すへきにあらすと思ひ、今一應確信を得んと欲し、又良左衛門を上陸せしめ、日本官吏に、彼等を殺せりといへる證書を、こひ來るへしと命したり、我船に命して、時宜に従ひ陣屋に押よせへきの備をなしおきぬ、良左衛門は上陸して後、又歸り來るへきに、絶て歸り來らされば、彼を待は詮



なしと思ひ、是より此海灣にて日本船を奪とり、事の實否を糺すまでは、此所を退くまじとおもひさためぬ、遺厄日本紀事附録○按ずるに、是まで今度渡來の船長イリコルツの筆記にして附録なり、下に載するは、俘囚ゴロウキンの記するごとかり。

一千八百十二年第九月六日、自注、我入予ごモウルを城に呼出せり、奉行は病に障りて出ず、他の官人出て、テイヤナより贈りたるごと、二幅の書翰を示せり、ともに第八月廿八日、自注、我入の日を記せり、

此書翰は、第八月廿八日テイヤナより、快船にてクナジリの海岸に送れるなり、思ふに其日の夜なるへし、自注、據按に、此書翰は丁卯年ホーシトフ等に捕はれて、彼地に至りし五郎次に持せしたるなり、松前に着せしは第九月六日の朝なり、僅七日半にて至りしは、尤急き走れるならん、クナジリより松前まで、日本里數二百八十里といへり、即我千二百ウユルスと自注、上、也、是に依て、日本走口夫の一日の路程を察すへし、

其一は、テイヤナの甲比丹リコルドより、クナジリの上司に送れる書翰にて、其趣意は、今俄羅斯の命を奉りて此處に來りし故は、先年葛模沙都加の海濱へ、日本の船漂着破船せしもの、并に松前の買人

良左衛門自注、據按に、五郎次の事也、を護送し、又去年テイヤナ船薪水に乏しく、此湊に寄せしに、日本人偽計を以、甲比丹一人、副官二人、水夫四人并にクルル一人を陣屋に招き捕へしか、其後彼等は如何なりゆきしや、安否を問はん事を欲し、且又此度來るものは、俄羅斯國帝の臣下にして、日本國に對し害心あるものにあらされは、よろしく和順に遇せらるへし、若しからずとも、日本政家より此答のあらんまでは、此港を去まじと、終に其答をまつまに、船中水汲入事は許さるへしとなり、凡て此文義よく整ひ、賢く決斷して其答を得されは、其處をいさ、かも退かざる勢みえて、日本人の心に、しかと徹するやうに書せり、其一はリコルドより、我等に贈る書翰にして、大意は彼がクナジリに來りし事を知らせ、且クナジリの上司に書翰を送り、吉か凶かの答をまつことを述、また彼等か死生をしらされは、日本人我等より報書を送ることを許さずとも、紙のさきはしへなりとも、存生の一語をかきて、今海岸へ送り歸せる日本人をもて贈るへし、本國に歸りて證となさんとなり、我等此書をみて、甚

心跳りしか、モウルは殊に心に徹せしとみえて、其後は我等と親しく應接するやうになれり、日本人の望に任せ、此二幅の書翰を辯せしかは、又其寫を出し、熊次郎に日本語の詞を施さしめき、テイヤナ船來りて我等甚よろこばしきは、リコルドの書翰の様にては、我帝家より日本に對し、嚴猛なる事なく只和順を以て計れば、元より今は、我身の上の善惡兩道の間にあれば、日本人に只一行の報書をリコルドに贈りて、我等存命なる事をしらせ度よしを乞ければ、奉行に問て答へむごおもへり、再ひおもふに、此事奉行に願ふとも、王都よりの許しなれば、狼にゆるすまじ、我等通事并に看守等に、クナジリにて俄羅斯船をいかやうになせしや、再三書翰の往復ありやと問ければ、絶てしらす、只備等

か身の上吉事ならんといへり、右の書翰の和解、速に江戸へ送りし由なれば、クナジリの上司より、我テイヤナ船へは、いか、こたへをなせしやしらす、熊次郎話に、俄羅斯船は二艘にして、二本橋の船と三本橋の船自注、是は即ア、にして、日本人四人を載來れり、兩度海岸に送りこしたりと、予思ふ此兩度に

送り越せしは、よからざる事なり、日本人よりリコルドの間に答へさるゆるる、其答を求めんとてかくせし事ならん、

一此頃モウルと我等と和睦せん事を考へ、一冊の書を送り、其書冊の間に小き書冊を挟みて、いひおこしけるは、私に看守の者よりきくに、此來れる船は、一艘は八十人、一艘は四十人乗にして、其内婦人もありと告たり、遺厄日本紀事、

通航一覽卷之三百七終



通航一覽卷之三百八

魯西亞國部三十六

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島、

文化九壬申年八月十四日、ケラムイ崎の沖合にて、異賊日本の商船を妨、箱館買人嘉兵衛等五人、嘉兵衛は、エトロフ島、トロフ島、以上、これか爲に捕はる、同十六日、センベコタン以上、クナヅリ島の地名、に上陸して水を汲取時に、南部氏人數より火砲を放てども及はず、晩に遠洋に出帆す、

文化九壬申年八月十四日、太田彦助より按ずるに、ナヅリ詰調役、高橋三平に詰吟味後、贈る御用狀、同廿三日松前着、

今朝五ツ時前、ケラムイ後之方に、凡六七百石計之日本船一艘相見候處、無程同所之崎をかはせ候處、異國船より、昨日之圖合船に凡二十人餘も乗組、沖之方へ漕出し、跡より傳馬船一艘漕出、日本船を目懸候様子に付、玉間遠く候得とも、三貫五百目四放、二百目三放、百目六放打候得共届不申、會所見渡之海上凡二里程相隔候得共、目前に及見候而

罷在候も残念に付、南部家の人數差出候儀申談候處、難差出旨、神子田判左衛門申聞候に付、此方に而圖合船に乗組可差出と及評議候處、同心共は御人少に付、番人夷人の弓鐵を爲持、竹内五郎助可罷越旨申候付、番人夷人等及評議候處、素肌同様之上、海上之事故評決不仕、彼是と申内、傳馬船追々二艘漕付、日本船に乗組、親船之方へ引付申候、右日本船は三ツ星之印有之、高田屋嘉兵衛船にも可有之哉に相聞得申候、右日本船に乗組、異國人とも所々亂妨可致哉も難計候付、東地場所々々廻狀差出候様、ネモロに申遣、エトロフにも申遣候、右等之始末、骨髓に徹し残念奉存候、異國船此上幾日滯船いたし居候とも届は不仕、且南部家其外とも一同無異、堅固に相守罷在候得とも、返々も前書之始末申譯も無之、残念千萬奉存候、御賢察之上、よろしく奉行衆に被仰上可被下候、  
一昨十二日申上候御用狀、按ずるに、此御用狀前冊に附す、前書之内可申上廉も御座候而、諸事決着之上と乍存、不申上候、此段御合被置可被下候、  
右御用狀別紙

フロシヤ船に被捕候辨天船は、按ずるに、船の名にや、詳ならず、高田屋嘉兵衛船觀善丸と申、人數は嘉兵衛を始使船人二十五六人、船方之者十五六人乗組、當三日エトロフ島に岸いたし候處、上り風も無之候に付、エトロフ島より、當所之御用狀も有之よしにて、昨今下り風に付、當所へ入津可致積に而、今朝スイシヤウ島出帆いたし、當所ケラムイ崎に参り候て、異國船繋居候を見懸け、夫より沖之方へ颯尻可申積之處、無程圖合船に異國人共三十人計乗組、鐵砲を打懸脇差を抜候て、表之方より乗上り、其節使船人か水主かは眩と不覺候得とも、十八計海に飛込候よしにて、今夜四ツ時頃、エトロフ稼方之よし、二十歳相成候與右衛門と申もの、ケラムイ崎に潛り上り居候處、當所より遣し候遠見之夷人兩人に行逢、夷人之アツシを借候て着用いたし、今晚當會所へ罷越候に付相糺候處、前書之始末申聞候得とも、最初に飛込候間、委細之譯は不存旨申聞候、年若故か、格別疲れ候體も無御座候得共、御雇醫師に申付薬を與へ、其外會所に而介抱爲仕申候、此外之ものども、ケラムイ邊に上陸可仕と、尋人さし遣申候、

相分次第猶追々可申上候、  
一歸郷之同心は、乗組不申由御座候、  
同月十七日、同斷御用狀、同廿五日同所着、  
昨十六日巳刻頃、異國人とも圖合船に、人數凡三十人餘乗組、センベコタンに水取に上陸仕、引續小船之方海岸近く乗寄候に付、圖合船歸帆のみぎり、フシマコタン出張所より、百目御筒南部家にて三放之内、二放は元船を目懸打候得とも、何れも玉落相見不申、一放は圖合船を打候處、艫之方三間程跡に落候様相見候旨、同家足輕兩人見届候段申聞、無程小船も圖合船も本船之方へ走歸申候、夫より魯西亞船二艘共、夕七ツ半時過より帆支度仕候様子之處、暮六ツ時頃、二艘とも午未之方へ東風に而出帆仕候付、三貫五百目、二百目、百目、二十目御筒一放つ、打拂申候、船は沖に進候様子候得とも、夜中之儀に付、帆影も相見かたく、今朝見候得は、ケラムイ沖凡一里餘沖に、二艘とも繫罷在候處、巳半刻頃二艘とも午未之方へ向出帆仕候、猶帆形見隠候は、追而可申上候得共、別紙之趣申上度儀も御座候付、先此段申上候、



右御用狀別紙

魯西亞船に被押候高田屋嘉兵衛手船觀世丸乗組之内、十人内一人は、雇番人角右衛門妻に而、外に去る十三日サルカマワフ沖合に而合候、シベツ場所より當所々罷歸候圖合船に乗組候者ども、同所の上陸仕、山中に逃去候者之内、稼方二人、シベツ場所夷人シトガア并メノコ一人、不相見候段、當十四日之御用狀申上候處、右四人之ものども異國船に被捕、彼船に罷在候處、夷人一人相殘し、外三人は、一昨十五日高田屋嘉兵衛乗組十人之ものども、一所に上陸仕候、右之ものども儀、纒なからも異國船に乗組候に付、口書取候心得御座候得共、今便取調出來兼候付、口書は追而差上可申候、

一高田屋嘉兵衛手船觀世丸、并去十三日サルカマワフにて被取候圖合船とも殘置、今朝觀世丸水主七兵衛、定助、稼方七郎兵衛と申ものの上陸いたし候に付、一と通り相糺候處、魯西亞船には嘉兵衛并船頭吉藏、自注、二水主金藏、自注、四平藏、自注、二文次郎、自注、三都合五人、魯西亞船に乗組罷越、觀世丸には水主八人、稼方十四人、都合二十一人罷在、嘉兵衛

存念は、自分一人異國船に乗組、其餘は不殘相歸吳候様仕形にて、カピタンに強て申聞候得とも承引無之、いつれ五人爲乗組候様申に付、嘉兵衛も無詮方様子、其上誰々とも申事も難成候哉、十方に暮候様子之處、前書四人之もの申候は、久々嘉兵衛恩に相成候に付、嘉兵衛に付添罷越可申とて乗組申候、五人に相成候得者、無程出帆いたし候様カピタン申聞候、且シベツ夷人も陸の上候様、嘉兵衛より申す、め候處、如何之心得に候哉、上げ不申候、且又明荷一つ、箱物等、魯西亞人より私とも相送り、右は五郎次と申者の荷物之由に而預置申候、是等之事とも相濟、魯西亞船は暮六ツ時頃、沖出仕候段申聞候、觀世丸は沖に繫罷在候付、引船を以當會所前洞内に繫せ申候、右水主共一同、并シベツより戻之節被押候稼方二人は、纒なからも異國船に乗組候に付、口書取候而追而可申上候、右之内、去る十五日陸へ上げ候十人之者どもは、口書相濟次第、觀世丸に爲乗組、一同出帆申渡候積御座候、右十人之内、魯西亞人より別紙之品々貰請候付、此品可返手段も無御座候付、追而松前表に差出候積御座候、且又

前書觀世丸に預け置候五郎次荷物之まゝ、是も取上置、松前差出可申候、

一エトロフ詰合より、高田屋嘉兵衛に相渡候箱館の御用狀一封、當所差出候に付、同人より之添手紙之内に、別紙魯西亞人より五郎次之書面一枚有之候付、五郎次に爲見候處、同人事魯西亞船に參候様、カピタンより申來候旨申聞候得とも、五郎次は遣不申候、嘉兵衛書狀并横文字書付共、本紙差上申候、此外之儀は猶追々可申上候、

一觀世丸之儀、先便は觀善丸に申上候處、嘉兵衛書狀には、觀世丸と有之候付、エトロフ稼方與右衛門猶又承候處、同人は觀善丸とのみ相心得候旨申聞候、

同月廿六日、小笠原伊勢守より、荒尾但馬守に贈る御用狀、

太田彦助より當月十七日附急便を以、別紙之通申越候間、右書狀寫一綴、横文字書付一通差進申候、御承知之上、宜被御申上候様存候、

一當月十七日夕七ツ時頃、ネモロ場所之内ノツケ崎字シャモシブイ之沖間、異國船二艘クナジリ之

方より出帆之様子見請候處、東風強雲霧厚く相成、船形も相見不申候旨、ノツケ崎番屋より届出候段、ネモロ詰より申越、右は彦助より申越候、クナジリ出帆之魯西亞船と存候、御心得迄に此段申進候、以上、松前殿夷地御用留、蝦夷筆記

一千八百十二年九月七日、自注、我文化九年八月十四日一艘の日本船沖より此海灣に走り來るあり、日本の大船と見ゆ、予ルゴフを遣り是を襲はしむ、但彼に命して、必ず靜にして兵器を用ふる事なく、只怖しつ論しつ其船を奪ひ、船主を捕へ來るへしと教へやりぬ、一時許過て、彼日本船を少しの闘争なく、我船の碇せるに又引來れり、ロイテナントヒラトフ歸り來り、予に告るには、我等の端船此日本船に近づきたる時、帆をおろす事なく、防戦の用意をなせし故、止事を得ず、我等空に向て銃を放つ事一聲しければ、日本人忽ち帆をおろしけるか、其船已に濱に近きければ、船中之人々、水に入て遊き逃れむとするものもあり、其内に我船に近づきしものは、楫にて引上しか、其餘は岸に向て上るもあり、又水に溺るゝもあり、此船中凡て六十人ありと、其船主は即



ち捕へ來れるなり、さて此船主なるものは、美なる衣服を着し、短刀を帶て、いかにも貴き人ごみえたり、予此男をカユイトに按ずるに、船長の居所をいふ、伴ひ入れければ、予に向ひ日本風にて叮嚀に禮をなす、予も彼を勞りければ、彼は甚た心を安んじ、親しめる體にて椅子によれり、予嘗て良左衛門に習へる日本語にて、先問ければ、高田屋嘉兵衛と呼へるセンドフフネモチ也と答へぬ、是は船數艘を持てる會長といへる事なりと云、彼か船エトロフ島より、箱館の港に往んとするものにて、船に積む處は乾魚なり、風のおしきま、又クナジリの灣に入らんとせしなりと、予後彼に此始末を略語り、彼良左衛門に書せ、クナジリの官吏に送れる書を出し、讀みかせければ、彼忽然として言けるは、甲比丹モウル其外五人の俄羅斯人は、皆松前にありとて、何れの月彼等がクナジリより松前に送られ、何と云へる所に幾月を経たるなりと語り、モウルか姿を詳に演けるか、我等是を聞に、喜の中に只彼か一言、ゴロウキンの名を云はざるを怪しみ、因て彼か意を察するに、厄に遭し人をは恙なしといは、今彼か身の上の爲

よからんと思ひ、かく我等に語れるならんか、しかし其體いかにも飾なく、是言且偽ならば、かく悠悠と言出るものにもあらし、又良左衛門か、ゴロウキン等は皆殺されたりと云へる、今さら疑はし、如何なる故にや、我等を欺きしや、疑らくは、ホーシトフの侵掠を怨みて爾云へるか、或はゴロウキン等は恙なしと云は、其代に己を我船に捕へ置んかど恐れて、かく云しにや、もしくは良左衛門彼三條の書札の一を予に答へ、彼地に留り居らんと欲するに、全くクナジリの役人あしき巧にて、一旦我等を返さんと計りて、ゴロウキン等を殺したりと云はしめしか、夫故良左衛門は、我等を欺きたるを恐れて、再び我船に來らず、形を隠すものなるやいふかしけれ、かく思惟紛々を定め難く、尙ゴロウキン等の存命せるも計り難ければ、先仇を報ふ企をは制止せしかども、主とするところのゴロウキンか生死の程疑しければ、船中の諸士の意を靜むる事もならざりき、其内一人の云けるは、我等去年夏はしめて、エトロフ島にて出逢へる日本人を思ひ出せば、即ち今爰に在る日本船主と同人なり、其時

モウルとノールスキイと其所に居れり、ノールスキイも又云、其時の日本官吏と此船主とよく似たり、且思ひ出せば、其時モウルか己か名を名のり聞せたりきと、此時船中の諸士、船の屋上に集り居しか、皆云けるは、日本船主のモウルを知りて、甲比丹ゴロウキンを知らざるは、其言にて分明なり、何れにもゴロウキン等の殺されたるは實ならは、船持の令に従ひ、速に我等か血を日本海濱に注かんと覺悟せり、且是に於て、予彼等を諭しけるは、其志は予と同じけれども、又ゴロウキン等か、なを活て在るといふ實とせん事願はしけれ、若實に殺されなは、我政家においても、必取あへす復仇の擧を命せらるべきなりと、是よりして日本人を敵とするの念を止め、天命にて手に入たる高田屋嘉兵衛を率ひ、葛模沙都加に返り、此冬中に彼に、日本政家の情を搜り知るへしと思ひ定めぬ、一抑嘉兵衛は、今まで我か捕へし日本人の類にあらず、素性もよし、且日本の古事に通する者と見えれば、彼を我手に獲たるも天幸なれ、後彼の話にて聞は、元より富貴にして、日本の風習にて、其所持

の船を支配する事、恰も市正の職に似たりとなり、此故に、我等彼をナトシカルニキ自注、支配人と呼んせり、一予嘉兵衛を俄羅斯に伴ひ往む事を告て、其役をせよと云しに、彼躊躇せず其意を得たり、但クナジリの官吏か、ゴロウキン、モウル等を殺せるといへる事を、予か語ければ、彼此を争ひ、其言は實に虚妄にして、俄羅斯の甲比丹モウル、其他五人共に恙なく松前に居り、身を自由にして市中を逍遙するにも、唯官卒二人從ふのみにて、甚よく遇せられぬといへり、又予に請けるは、假令俄羅斯に至るとも、必ずと分れ離るゝ事なかれと、予もかれと誓ひ、明年はかならず、本國に送り歸さんと言ければ、彼も、心を安せしやうにみえたり、嘉兵衛の外漂流の日本人四人とも、一語も俄羅斯語を論らざれば、我においても全く無用なり、且シケウルホイク自注、腫物を病めれば、今一度葛模沙都加に越年せば、病死すへしと察しければ、夫々の手當をなし、岸に送り歸しぬ、かくせば、彼等俄羅斯人の事をよしなに、吹聴せんと思ひしなり、又此四人の代りに、嘉兵衛



か船より四人を出し、其主に従ひ往へしと云しに、嘉兵衛は其水主を許さん事を頻に請ひ、且彼等は愚昧にして、且俄羅斯人を畏るゝのみなれば、己か爲に甚たよからずと、強て願ひければ、予は同僚の人と、尙恙なく日本に有や否覺束なければ、意を決して、其四人の者を將て往んと定めぬ、是において、嘉兵衛予を請て、彼等船につれゆき、彼船中のものごもを艦に呼集め、己は好き布團を敷ける處に坐し、予をも其所に居らしめければ、彼水夫等皆予か前に跪きたり、嘉兵衛彼等に對して、己か俄羅斯に連行かるへき事を、長々と演説せり、然るに船中の水夫等、此事を聞いて驚き騒ぎ、各嘉兵衛か側に進み寄り、別を惜しみ落涙せしか、嘉兵衛も初の程は大丈夫にみえしか、此時に至て始めて悲歎しぬ、予此有様を見て、殆ど連れ往ん念も折けしか、我同僚の生死を糾さん爲に捕え往事なれば、止へきにもあらずと忍ひ居けり、さてナトシカルニキ自注、嘉兵衛平生の暮しといひ、又亞細亞風の好色放逸の習と云、此時も二人の婦人ありて、かはるゝ彼か側にをりしか、彼等と別れん事は尤傷むならんと、予も

心を察しぬ、予また嘉兵衛に求て、今俄羅斯へ連往ん事のわけと、クナジリの官吏か、良左衛門をもて我等に答へし事の子細を詳に記し、クナジリの官吏に送りやるへしといひしに、嘉兵衛其意を得て、即ち良左衛門か事の始末を予に聞糺し、凡て詳に書し與へぬ、予嘉兵衛か船より歸ると、嘉兵衛及其船の水夫とも、予か船に入來りぬ、是に於て、予彼等に對し、俄羅斯人も日本人を敵と思ふの意にあらず、只日本と和順の交を欲せるを、不圖行違ひより、我等に不幸起れる事を説き示しぬ、  
一同日天氣もよく風も順なれば、碇を上んごせしに、嘉兵衛其水夫等に、我船中を一見せしめんといひける故、是を許しければ、彼等は珍らしく思ひ、船中を見廻り、器械の名を問ひ、網具の巧なるに感し、網に取付、恐れなくマストコルツ自注、橋の上にある架のこまき物の名に登り杯せり、予彼等にカユイトを見せしむるに、皆敬みて其内に入、恰も君の前に出るかごとくせり、又彼等に銀盃を以て、俄羅斯の火酒を與へければ、喜び和して、我水夫等とも睦しくなりて、光ある紐釦、或は彩とり染たる手巾杯を甚賞し羨み、各

己か所持の日本骨董を出して、是に交易杯せり、又嘉兵衛水桶の空たる有をみて、これを己か船にやり水を充んと請ひ、直に彼水夫等に、其桶を盡く持運はせ、水を充て送り來しぬ、先程迄は我等を敵のごとくみし人の、かく懇になり交をなせるは、予に於いて悦びにたへさりき、かくて彼水夫等は別れ歸りぬ、  
一晚に近づく頃、船を海上に出さんとするに、岸の方より大砲を放しぬ、是彼方にて我船の動くをみて、岸に押寄ると思へるならん、然れども、遠く隔りて笑ふへき無益の業なりき、嘉兵衛も是を陋みて、クナジリは俄羅斯の爲に宜しからぬ所也、長崎は是より勝れりといへり、此時風忽ち變りてあしく成ければ、次日まで此海峡に碇泊しぬ、陣屋を去事五十町許なれば、時々望遠鏡にて岸の方を見たり、もしや前に岸にやりたる船の、再び歸り來る事もあらんとおもひて也、嘉兵衛いひけるは、俄羅斯船のこの島を離れざる間、彼船再び海に乗出す事はあらし、  
一第九月十一日、自注、我ハ船をまきり出し、針路を

葛模沙都加に向けるに、風波烈しき事、此度數の地の誤按するに、此嶺末の頃のことき危難に逢しか、天の誤寫なるへし、歳末の頃のことき危難に逢しか、天幸を以て、幸して船を救ひ免れたり、然るに又正午の頃より、風殊に烈しく波濤もあらくなり、松前とシコタンとの間に、低き島あるを見る、此島に乗かけまじと、大なる帆張疾走りけれども、潮の流強く此島に向ひ流れ、海深く碇は留らず、是に由て、船をクナジリとシコタンとの間にやるに、忽一つの暗礁に當りぬ、此時頻にさけ索して深さを量るに、船はいよゝく此島に近よりぬ、夕七ツ時頃には、はしめ十八尋の深さありしか、減して十三尋と成、船は彼島に近づきぬ、此難を救はんには、碇を下すの外なれば碇を投げしに、深さは又二尋減しけれども、海底砂石にして碇留らず、更に第二の碇を投せしに、船は横に風にあたりて、碇を引て流れければ、繼碇を引下し、碇を留て、幸にして此危難を免れぬ、これ此歸途の海上第二度の幸なり、  
一嘉兵衛は、予とカユイトに對居して、よき折なればゴロウケンか事を聞糺さんと、予種々に問をなせども分らず、嘉兵衛もゴロウケンか官職姓名を、



委しく予に問ひ、兎角左様の人は聞知らずといへり、予思ふに、俄羅斯人の姓名の稱呼は、日本人の耳もなれず、予か音をいか、聞なすも、計られずと思ひて、予またゴロウキンの名を、種々に聲を呼聞せし中に、彼ロウヲリンと呼を聞て云、其名は聞知りぬ、その人も松前に居れると、予是を聞て悦はしく、尙其趣意を問しに、其人を日本人は俄羅斯の諸侯なりと思へり、其人となりを聞に、身高く威儀ありて、モウルかこごき柔和にみえず、又煙草を好まず、かれに煙草を興ふれども吃せず、モウルは是に反して、尤煙草を好み、且よく日本語を解せりといへり、我等是を聞て初て疑念を晴し、天の祐を以て、此日本人を得たりと、且悦ひ且天祐を恐れ尊みぬ、又かたはら良左衛門か詞を信せず、輕々しく日本人に抗敵せざりしを悦ひぬ、又嘉兵衛は、毎年己か船に、日本の産物を積てエトロフに至り、乾魚と交易して積歸ると、然るに、彼良左衛門を知らざるは怪しき事なり、又我日本人の名と呼聲のよからず、嘉兵衛に聞取さるかど考へ、予か手冊を取出し嘉兵衛に示し、良左衛門か産地迄も語りしに、嘉兵

衛は、此名の商人は、エトロフ島に有ることなしとて、彼か知たる今エトロフに居る所の、商賈の名を數へ舉たり、予又良左衛門か姓名なりとて、聞おける諸稱呼ナカジマ、トモシロ、ゴロウジと云由を語りければ、彼驚き且わらひて、五郎次かと呼つ、夫なれば予も知れり、此男を俄羅斯にてオヤゴタ自注、クリル人酋長をオヤゴタと云、とおもひ、且富人とおもへるやと問しゆゑ、予然りと答へければ、奴は一艘の小舟も持ず、漁屋の番人にて、且文字をかきけるを以て書吏を勤めぬ、又彼はもと松前の産にあらず、南部領の産にて、クリル人の女を以て妻とせりといひつ、彼を賤しめる様子にて、奴かみつからクリルの酋長と稱せは、日本にて首をさるるへしとて、嘉兵衛手様して己か首を指さしぬ、此話にて、はからず我等おもひ當れるは、さきに彼男をクナジリの吏に使せしめしに、己か狡詐にて我等に仇をなさんと、表裏の計をなせしならん、又其前に使にやりたる日本人は、留りて歸り來らず、又良左衛門に副やりしものを、中途にて隠し、己一人歸り來り、偽言を以て予に答へ、一旦我等を返さんとせし計なるこ

と明なり、又此時嘉兵衛か話に、日本國法にて、日本人一年より久しく異國に留るものは、歸國の後直にその郷里に歸ることをゆるさず、先江戸にめして其始末を審訊して後、或は生涯囚のごとくして、家に歸ることを得ざるもありと、今我方にありし日本人等も、葛模沙都加に一年も留り居たるものなれば、此法に従ふへしとなり、

一日本海上の難所を離れ、クリル諸島の遠洋に船を出し、ベテロロウセ自注、人名、の名つけたるブユスツ自注、按ずるに、海峽の名他國所見なし、疑らくは、リ海峽自注、ウツツ、シモシリの間の海を名つけしならん、に向ひしに、此日は晴朗にして、星學の試をなすによりしかりき、扱此廣き海峽よりオホーツカ海にいたり、其西北邊の渚を過て又東洋に入、ロイユケとマタ自注、保接するに、ロイユケはウツツクキ、マタはモノワウの譯ならん、ウツツクキ、シモシリの北に連れる小島なり、の間に、新に海峽を見出せり、此海峽は、未だいつれの海圖にも載ざる所なれば、今此をゴロウキン海峽と名附たり、是我等と航海の業を共にする、不幸に遭し甲比丹の名を顯はさんか爲なり、

一第九月廿二日、自注、我八、葛模沙都加の大山を遙に望しか、嶺は已に雪に覆はれたれども、麓は尙みど

りにして寒氣も烈しからず、嘉兵衛もウルツブ及エトロフの航海に、今の時節にはいつも彼海濱迄雪に埋り、寒氣も此地よりも甚しき事を覺たりといへり、風順にしてアツロカの灣に近づき、明日はベテルバウルス港に入らんと思ひ悦ひしに、入風あしくかはり、再び大洋に吹出され、辛苦して港口に近づく事三度にして、漸く船を入しに、その夜殆ど礁に當り、船を破らんとせし大危難に逢しか、幸にして免かれぬ、第十月三日、自注、我九、に始て港に入しに、此に船三艘か、り居たり、其一是オホーツカのプロヒアント自注、船名、なり、二艘は亞墨利加の幟章を立て、トベル自注、地名、の賈人に屬する船なり、此船は廣東と瑪泥兒自注、呂宋島、の産物を積み、此所と支那とに交易せんとするものなり、扱將ひて來りし日本人を上陸させんと、其計ひなごし、又我諸官朋友等濱邊に來りて、我等か無事歸れるを賀せしに、嘉兵衛甚だ鬱悶の體にみえたり、必船中の疲勞にやと思ひしに、左にはあらで、彼か意は、俄羅斯も日本國法のごとく、彼日本にて捕へられたる俄羅斯人のことくに、囚へ置るへしとおもひ、



心を苦めしとなり、然るに彼上陸して、予と同し家に住するのみならず、同じ室に居らしめければ、彼は按に相違して、且驚き且悦ひぬ、

一同月十二日、自注、我九此船海中三次の危難を免れし天資を感謝のために、船上にて祭設けぬ、夫より船中ことごとく上陸せり、是予が初度日本の海濱に至りし航海のをはりなり、此の行にて我同僚の恙なき信を得たれば、旅中の辛勞の甲斐ありとよろこひぬ、遺厄日本紀事附録○按するに、以上今度渡來の船長の記す、豫按、八月十四日とするは誤りなるべし、

一 九月二十日、自注、我八二人の調役來りて奉行の命なりとて、俄羅斯船は數日以前クナジリを出帆せしといふ、

此日を計に、九月十日、十一日のころ成へし、自注、豫按に、俄羅斯船のクナジリを出帆せしは、彼邦九月七日にして、我八月十四日なり、○按するに、クナジリを歸帆せしは、八月十六日なり、同島語太田彦助の書狀に記す、豫按、八月十四日とするは誤りなるべし、但、其船より日本人へも、備へも残し置ける書翰はなしと云て、暫く黙して、稍ありてまた云けるは、エトロフよりクナジリへ廻る日本船ありしに、彼俄羅斯船より小舟を出して襲ひ、其船に五人を捕

へ行けり、按するに、箱館商人高田屋嘉兵衛及び水主四人を捕ふ、是はいかなる趣意なるべきやと、予答て、其趣意は計りしれされ共、定めて我等が身の上を、儘に閑糺さんか爲なるへし、然らば明年は送り返すならんといひければ、彼二人も、我等も左こそあらんと思へりとて去れり、我等右の事を聞て甚心に惱しは、我船いかして日本船に乗つき、日本人を捕へしや、其船には只五人のみなりしや、

ホーシトフ、嘗てサハリン自注、北蝦夷地の海上にて日本船を乗り取しか、其船に乗たる日本人等、多く海に跳り入て、陸の方に遊き通れんとし、只船中に隠れし四人を捕へたりと、予思ふに、恐らくは今度リコルドの日本人を捕へしも、同様の事ならん、

其時リコルド等は遠く離れありしや、又日本人をいか様に遇せしや、且其後はいかなるやとおもひ悩み、通事并に番守等に問へとも、皆知らすとのみいへり、番守等は、我等には敢ていはされども、水夫等を弄して、俄羅斯人既に日本の船を奪ひとれる上は、備等免さるべきやうなしと云へりと、然

るに、モウルより小き紙に書し書冊に挟みて、予に告げるは、多言なり、番守の竊に語りしは、

我等か方には、常に番守二人つゝ居り、モウルか方には只一人のみなれば、憚るものなくて、よくよく祕事を聞き、

俄羅斯船クナジリの湊に入れれば、日本人陣屋より銃を放しけるか、銃玉は船まで届かされは、是を恐れず、水桶に十分水を汲入たり、然處日本人の此湊に入らんとするもの有りけるを、俄羅斯船より端船を出し、日本船を引止しか、日本人怖れて海に跳入て溺れし者もあり、

後に聞は、此時溺るゝもの九人有しとなり、此後、船を乗取り、船中の人を縛りけるか、我等か存命の趣をきくと、直に繩をこきて、只五人のものを留め、其餘は船ごとにも放ちやりたりと云へり、但し、此事は同僚にも堅く語るへからず、戒のよしなり、又モウルより告せし内に、先年アレキセイか輩を日本にて捕へし時、彼等はホーシトフの間者にて、日本領の村落を伺ふものとして、己に首を刎られへきに、奉行荒尾但馬守の大量にておもへら

く、彼等は己か意にて來るにあらず、原より俄羅斯人に従ふものにて、其命を受て來りしなれば、彼等を罪し殺すは、日本の恥といふへし、免して本國に歸すへしと議定せしに、政官是を仁術の計ひなりとて、其議にしたかひしとなり、予おもふに、日本人は、異國の人を肉刑に處することなしと聞しか、此アレキセイか輩を殺さんせしは、其法に悖れる事ならずや、後按するに、日本人は實にクルル諸島の土人、己か屬下の如くおもへば、左もあるべきか、

爰におもひ合すれば、我等の衣服は、常に歐羅巴の風に製して、椅子等を造らしめ、アレキセイのみは、日本の服を與へ、奉行官人の前に出れば、必日本禮をなさしめたり、通事しは、語りしは、今を去る事三百年計以前、日本人にクルル諸島を廻り、葛模沙都加まで至りしものあり、其時に此諸島を從へんは、容易なるへけれども、此人は平人にして且齡も老たればやみぬ、其證據には、クルル詞と日本詞と、自注、豫按に、爰に日本詞と云○按するに、魯西亞人蝦夷地を凡てクルルと呼へし、れば、日本詞とあるは、蝦夷詞にあらざるべし、同しもの



の甚多しと、予おもふに、此事は左も有へし、葛模沙都加の、原名クルシイシイといふかことし、  
自注、據按に、葛模沙都加とは、俄羅斯人等新に名くる處にして、クルシイ諸島及蝦夷人書とも、原名を稱してクルシイシイといふ、尙其地名同稱なるもの多し、

右モウルか告し事、虚實疑はしけれど、是を通事に糺す事能はず、いかにとなれば、其事を誰より聞しやと問れん事を恐れてなり、偕も日本人の我邦の人とは、聊とりあえましと定めしは、我等に於て穩やかならざるなり、彼テイヤナへとらへし日本人を、あつく遇する時は、予かこゝろも少し穩かならむ、遭厄日本紀事、

通航一覽卷之三百八終

通航一覽卷之三百九

魯西亞國部三十七

○蝦夷地亂妨始末 クナヅリ島、

文化九壬申年八月廿九日、小笠原伊勢守より、去十六日賊船歸帆の旨、江戸に言上、及び箱館の買人嘉兵衛等異賊に捕はれし始末、また去文化四年捕はれしエトロフ島番人、異船に乗組歸國の始末等、口書三通、荒尾尾但馬守に在府、達し、其所置を議す、

文化九壬申年八月廿九日、小笠原伊勢守より、荒尾但馬守に贈る御用狀、

クナヅリ詰太田彦助より、當月十九日附之書狀到來、按ずるに、此書 狀所見なし、同所沖に相繋居候魯西亞船二艘とも、致出帆候影見隠候旨申越、且高田屋嘉兵衛船觀世丸乗組之者共、其外共口書差越候間、別紙寫差進申候、按ずるに、この御承知之上被御申上候様存候、魯西亞船帆影不相見候趣、御届書別段差進不申候間、宜様御取計可被下候、  
一觀世丸乗組之ものとも、口書之趣に而者、子細も

無之ものに御座候得共、異國人に逢對いたし候ものに付、當地の招呼相糺候上、彌子細も無之候は、無構旨申渡候様可致哉、五郎次并漂流人吟味一件、落着迄は永引候儀、大勢之者共難儀も可致事に付、此段及御相談候、否御報に被御申越候様致し度存候、

口書

エトロフ島請負人 高田屋嘉兵衛番人	同僚方 四郎兵衛三十七歳
長 松申三十六歳	金 藏二十二歳
卯之 助同	巳之 松五十二歳
鬢之 助同	萬之 助二十七歳
伊之 松二十二歳	與右衛門二十歳
次 助三十五歳	觀世丸水主 七兵衛三十五歳
角右衛門妻 つね二十二歳	重 吉二十五歳
定 助三十四歳	和 助三十歳
平 吉同	和 吉二十九歳
仁兵衛五十歳	惣 吉十九歳
久 七五十一歳	
番人勤方 七兵衛三十八歳	吉右衛門三十一歳

又 兵衛二十七歳	福 松同
長左衛門三十五歳	長之 助三十六歳
三五右衛門二十七歳	久之 助三十一歳
萬十郎四十歳	源兵衛四十五歳
定 吉二十七歳	長五郎二十八歳

右申口

私共儀ヲロシヤに被押候始末御糺御座候、  
此段エトロフ島請負人高田屋嘉兵衛手船觀世丸に、嘉兵衛并番人稼方共、都合四十六人乗組、當月二日シヤナ出帆仕候、同十二日スイシャウ島に船繋仕候處、エトロフ御詰合様より、箱館に之油紙包御用狀一封、嘉兵衛御渡に付、クダリ風に而は箱館に之出帆も難相成、右御用狀は急御用之趣相聞候に付、當御會所差上、是より御差立相成候は、早々箱館に相届可申と、翌十三日晝頃同所出帆仕、翌十四日朝ケラムイ岬を替せ候頃、凡十五六間程相隔、圖合船に異國人二十人計も乗組、私ども船に向漕參候様子に而、大筒之音も相聞候に付、ヲロシヤ人參居候と驚見候得者、異國船二艘繋罷在候間、沖之方へ飄出可申と船を廻候付、猶圖合船之方



に近く相成、異國人共よりは鐵砲を打懸、無程漕付、帆綱等に取付押上り、各脇差様之拔身を振廻し、又候異國之傳馬船一艘、凡二十人計乗込、漕付押上り、其節私ども乗組之内、海へ飛込、又は爰彼處の隠れ候ものも有之、居合候者は勿論、隠候者ども尋出、嘉兵衛を始追々縛上げ、船中之及もの類不殘取上候て、ヲロシヤ本船之方へ飄付、ヲロシヤ人共に而帆を下け、觀世丸は二艘之間に繋ぎ、碇一挺入候而、重立候ヲロシヤ人五人其外乗移、嘉兵衛の何か申候趣候得共、相分不申、其内指を七つ計折候而、クナヅリ松前と申候而、死んだと申候付、右者去年クナヅリに而被捕候者共之事にも可有之哉と相察、嘉兵衛より、松前に生て居ると申候得共、分らざる様子相見申候、夫より嘉兵衛を先に、追々繩をどかせ、嘉兵衛はヲロシヤ船之方へ連行、私どもは觀世丸に差置申候、乗組總人數調候處、十人不足仕候に付、是は海へ飛込相果候哉と存候處、與右衛門と申者一人、十四日之夜御當所へ罷出候よし被仰聞、殘九人は海死致し候哉と奉存候、私共を始め殘居候人數は、嘉兵衛共二十六人に御座候、私ども之橋船

は皆具取上、異國人ども不殘渠等か船に立歸、其後またく嘉兵衛同道に而、重立候もの觀世丸に罷越、帆仕舞いたし候様、嘉兵衛申候に付、私ども打寄帆仕舞いたし、碇も亦一挺入候上、嘉兵衛をつれヲロシヤ人ども本船に罷歸、翌十五日嘉兵衛同道に而、私ども船へヲロシヤ人ども參、嘉兵衛食事いたし度旨申、又ヲロシヤ人五人わも、飯酒出候様申付候付差出候處、兩様ども聊つ、給申候、從者にも酒差出候處、見合居候處、頓而重立候者より差圖いたし候得者、各盃に而一杯つ、給申候、其後私ども十人陸の上候趣、仕形いたし候に付、今少上げ度旨嘉兵衛仕形いたし候處、不相成旨仕形に而申聞候、然に角右衛門妻にヲロシヤ之船を見せ候而、陸に遣候様仕形に而申候に付、無據參候積付、長松も付添、嘉兵衛諸共、ヲロシヤ船に罷越、カピタン部屋に而、渠等所持之品色々見せ候上、別紙之品々くれ候に付、請取候而は相濟間敷と強而相斷候而も、達而と申渡候て、兩人之ふところへ入眞珠之飾玉は、ヲロシヤ人之女持參、つね襟に懸ひたすと相贈度趣に相見得、再應之事に付、嘉兵衛申候は、畢竟言語

不相分故之儀、いたし方無之、先請取候而、上陸之上御會所御詰合、右之始末委細申上、品物不殘差出候様申聞候に付、持參仕差上候處、御取上げに相成、夫よりエトロフより箱館の御用狀一封、嘉兵衛より當日詰合の一封とも請取、私ども十人、并先日サルカマツフに而被押候よし、當御場所稼方二人、メノコ一人、私共之橋船に乗組、センベコタンに上陸仕、橋船は當所迄引候而罷越候段申上候處、右之外彼者どもより相尋候儀、并宗門等す、め候事は無之哉、又嘉兵衛より之書狀には、委細之儀は水主へ申合遣候と有之候付、同人申越候事も可有之哉、此儀前書申上候通、去年被捕候者共之事に候哉、松前かクナヅリか、死たと申事計折節申聞候迄にて、宗門等す、め候事無御座、嘉兵衛よりは、存外之事にて御上様の御苦勞懸候段恐入罷在候旨可申上段申聞候より外無御座候、且與右衛門申上候前書同様之始末に而、ヲロシヤ人私共船に乘込候哉否、海へ飛込逃去、ケラムイ崎の瀆り上り候處、空腹相成候に付、打寄昆布を喰、飢を凌罷在候處、夷人に行逢、其夜當御會所へ罷出候付、委細之儀は存不

申候、七兵衛外二十人之もの申上候、エトロフ島出帆よりヲロシヤ人に被捕候始末は、前書之通相違無御座候、當十六日ヲロシヤ人重立候もの、嘉兵衛同道に而私ども船に罷越、乗組之内今四人、ヲロシヤ船に乘せ候様、仕形に而嘉兵衛の申聞候得共、嘉兵衛存念は、自分一人ヲロシヤ船に乘組、其餘は殘らす相返候様、仕形に而カピタンに強而申聞候得とも承引不致、いづれ五人乗組せ候様申に付、嘉兵衛も無詮方様子、其上誰々可申事も難成哉、十方に暮候様子之處、船頭吉藏、水主金藏、平藏、文次郎、此四人は、久々嘉兵衛恩相成候に付、嘉兵衛に附添可申とて、乗組候積相成候處、カピタン仕形に而咄候は、五人に相成候得者、無程出帆いたし候様、嘉兵衛の申聞、夷人一人は陸へ上げ候様、嘉兵衛申聞候處、承引いたし不申候、嘉兵衛より私どもへ申聞候は、觀世丸并乗組人數二十一人、圖合船一艘共相返候付、當御會所へ申上、御差圖も請候様申聞、嘉兵衛外四人ヲロシヤ人ども一同、ヲロシヤ船に罷越候に付、右五人之着替夜具手廻之品々、玄米四十一俵、味噌三樽、此外遺残り之酢醬油杯、ヲロシヤ



船の遣候處、彼船より二番明荷一、錠前有之箱一、古布子之類五捆、私ども船の差越、右は五郎次と申もの之荷物に付、陸の上り候は、相届候様申開候付、其儘預り置、御會所の差上申候、彼是仕候て夕七ツ半時より、ヲロシヤ船二艘をも帆支度いたし、暮六ツ時頃沖出仕候に付、當十七日之朝、七兵衛、定助、七郎兵衛上陸仕候處、御會所に而一通り御糺之上、觀世丸御會所前引付候様被仰渡候に付、引付候處、船中御見分之上、私ども一同御呼出御糺に付、前書之始末申上候處、嘉兵衛より傳言無之哉、又ヲロシヤ人より承り候儀も有之、又宗門す、め候儀等は無之哉之旨御尋御座候、嘉兵衛よりは不慮之儀に而、御上様の御苦勞懸候段恐入候旨可申上段申聞、ヲロシヤ人之儀は、言語も不通、又彼船にも參不申、嘉兵衛觀世丸に參候節、ヲロシヤ人と仕形に而咄合候様子及見候迄に而、宗門之事は勿論、其外何に而も逢對不仕、此外可申上儀無御座候、右之通、銘々相違不申上候、以上、

文化九申年八月 長 松 爪印  
御詰合中様 外三十一人爪印

クナツリ場所稼方 惣 九 郎四十四  
右申口 周 助二十  
私共魯西亞人に被押候始末御糺御座候、此段私共儀、シベツ場所秋味支度として、先達而右場所の罷越、右支度は片付候得とも、當方より増人并網之類不相廻、外に仕事も無之、又御當所の異國人參居候趣及承候に付、御用も可有御座と番人喜三次を殘置、私ども仲ヶ間兵藏、政吉、卯之松、私共兩人、御當所夷人四人、メノ子四人、シベツ場所夷人五人、南部飛脚足輕一人、中間一人、都合二十人着替之着類、并生鮭二十本、御當所御雇醫師根本宗仙被預置候明荷一つ、圖合船に積入、御當所可罷越と、當十三日朝シベツ出帆仕候處、沖合に而異國船之傳馬船二艘二十人餘乘組、私ども船を目かけ參候様子に付、御當所サルカマツツの漕付、逃去可申と差急、同所着岸仕、船中一同山手之方逃去候處、異國之傳馬船も直に漕付上陸いたし、鐵砲を打ながら私どもを追懸け、三町餘も參り候處、追詰られ、私ども兩人、シベツ夷人一人、御當所女夷人一人被押縛候而、私どもを傳馬船に乗せ、圖合船は引

候而異國船本船の連行、繩を解き、仕形に而色々申候得共不相分、其内ネモロ、クナヅリと申候に付、私ども之生所を尋候事と心得、ネモロと申候得者なつき罷在、前書之通積入置候品々不殘取上、船底の四人一所に入置、當十五日私ども兩人、女夷人一人陸の上り候旨仕形にて申聞、今日さし上申候書物相渡申候、シベツ夷人一人も同様速度旨、仕形にて申開候處、是は跡より上げ候旨申開、高田屋嘉兵衛方之人々と一所に乘組、上陸仕候段申上候處、彼船に罷在候内、仕形咄等いたし候儀、并彼ものともより貰請候品、且宗門之儀す、め候事は無之哉、御糺御座候得とも、右等之儀曾而無御座、四人とも船底罷在候に付、船中さへ睨と見不申候、右之通、相違不申上候、以上、

文化九申年八月 周 助 爪印  
御詰合中様 惣 九 郎 爪印

右申口

エトロフ島 番人小頭 五 郎 次 申四十 五歳

ヲロシヤ人に被捕、此度彼國之船に而渡來仕候始末御糺御座候、

此段私儀、生國南部川内出生に而、若年之頃松前の罷越、奉公稼いたし居候内、東蝦夷地御料相成候付、享和元酉年と覺え、栖原庄兵衛世話に而エトロフ御場所稼方相成、御場所の罷越、其後追々番人小頭迄被仰付、相働罷在候處、文化四卯年四月、御雇船歡厚丸爲荷役ヲイトの罷越候處、ナイボの異國船二艘參候よし注進申來候付、同所には番人不居合候間、私罷越取始末いたし、異國船もシヤナ御會所前の參候様可取計旨、兒玉嘉内様按ずるに、松前奉行支配調役下役、り被仰渡候に付、早速ナイボの罷越候處、大工三助、稼方六藏、長内、左平、私共も都合五人に而相詰居候處、翌廿六日四ツ時過、異國人傳馬船四艘に二十四五人も乘組、海岸の上陸いたし候付、右之者とも番屋の呼可申と、長内を遣候處、此もの留置、異國人計五六人鐵砲を持、番屋之方罷越候に付、三助外二人は逃出、私一人に相成、迎もいたし方無之、逃去可申と存候得共、嘉内様より被仰付候儀も不申開候而は相濟間敷と、番屋罷在候處、無程異國人



とも踏込、私を縛、逃去候三人之ものをも尋出縛候而、直に五人とも傳馬船に連行、長内之繩を解き、異國人とも大勢付添、藏々を明させ、御仕入もの諸品番屋に有之候着替、其外自立候ものは不殘船に運ひ、右運方は圖合船に而、夷人に手傳はせ、運ひ限り候上、夷人は不殘差戻、私どもは本船に連行繩を解き、去寅年カラフトに而被押候源七、福松罷在、富五郎、酉は小船之方居候よし、源七咄に而承り候得共、此度同様にカラフト亂妨いたし、右四人も被押、去年はヲロシヤ國に越年いたし、當年又々乗組當所を參候よし申聞候、夫よりナイボ之方、家倉の火をかけ不殘燒拂、此沖に兩三日滯船いたし居候内、大風吹候而小船之方は碇を引流れ、大船は碇近く流れ候處、風に相成、シヤナに乗廻し、上陸いたし御仕入もの其外盜取、御會所其外とも燒拂、此節南部家火業師次五平按するに、大村治五平なり。を縛り連越、私ども一同に罷在、此沖合に四五日も滯船仕候而出帆いたし、ウルツプ島に參り、傳馬船に而上陸いたし、無程立歸、またくシヤナ、ナイボ之方に乗廻し、クナジリ島西之沖に參り候之處、海岸之方に日

本船之帆影相見得候とて大きに騒ぎ、船を左右に分、右船を取巻近寄見候得は、大瀧自注、下札此瀧之儀、アトイヤシロイ之同、シヨケベニ申所に有之候よしに御座候、有之候に付、其所を颯出し、シレトコ崎より船を沖に出し、カラフトに參り、傳馬船をおろし、去年及亂妨候場所を見候て、此沖に一兩日滯船、夫より出帆リイシリ島に參り、日本船三四艘繫罷在候處、日本人一人も不居合候に付、右船船之諸色盜取、船を燒拂候之上、南部家次五平、源七、富五郎、酉藏、福松、長内、六藏、三助、七按するに、源七、七已下七人は、エトロフ島番人なり。此所に上げ候て出帆、ヲホツカに罷越候處、私共乗候船之大將よミカライアレキサンダラエチホウヲシトフより重き役人之よし參り、其節私共は船之下に隠し置候様子に而、外わ一向に出し不申、右役人申候には、此度ミカライのいたし方不宜趣に申候由に而、兩三日立候而、岡より鐵砲を持候もの大勢參候故、大に驚罷在候處、ミカライは船之下に這入出不申、鐵砲持候者どもは、船之番人と相見候に付、此度及亂妨候始末は、彌過ちにも可有之哉と推察いたし居候處、又々役人體之もの參、私ども兩人は船に而も岡に而も望候所に可居

旨申候付、岡に參旨申候得者、直に上陸いたさせ、コンバンヤと唱候交易商人之内に連行、此家は大家に而家内總體に而三十人計も暮申候、ヲホツカ之役人イワンニカライチと申もの參り、持越日本之品々不殘藏に入、番人付置、ミカライ并小船之船頭、其外其岡に押込、番人附置候處、其年九月半頃右番人の酒を振舞醉候上、ミカライ小船之船頭とも夜逃いたし、追而承り候得は、兩人とも相果候由御座候、日本より持越候荷物は、翌辰年五月頃、イワンニカライチ交代として、ヲロシヤ本國よりバハエフと申もの參り、子細は不存右荷物不殘コンバンヤに相渡、右店にて賣拂、矢は煙管之らう竹に賣申候、尤右之内差遣又は木綿之類私兩人に吳申候、渠等持越候書物類、日本總繪圖等、彼國に差置候而は宜かるましくと、役人を欺き借候て追々川に沈、又は燒拂申候、翌々巳年五月まで、私ども存分之沙汰無之候に付、迎も日本へ歸り候事は有之間敷、ケ様に難澁いたし候より、人目に懸り不申處に參り可申と、ヲリヤ自注、ヲリヤニ申は川名、ヲホツカより日本道三十里程、と申所に逃行、鮭を取食用に致し、七ヶ月居候處、雪に足跡有之候

をしたひ尋參候旨にて、ヲホツカより迎參候付、無是非元之コンバンヤに立歸、ヲリヤにて取溜候鮭千五百本、鱒五百本程有之候を、コンバンヤに取上、其代にも候哉、草にて拵候彼國仕立之表類、股引、杏之類迄兩人に吳候得共、日本へ立歸申度、翌午年五月アサラシ獵に出候とて、小船一艘コンバンヤより借受、ヲロシヤ人一人、私ども兩人、按するに、一人は同番人左、兵衛なり。五月十一日と覺ヲホツカを乗出し、ヲリヤに參候得とも、又々尋人可參哉と難計、是より凡二百里も參候處島四つ有之、センタリンと申は自注、滿洲之方は寄候島之よし。大島にて此處に上陸仕、一日過候て存候處、ウツコイと申所より漁に出張いたし候由申付、俱に漁事いたし候得とも、漁一向無之、其内薄氷も張候間、南之方之島へ參り可申と、九月二日此所を漕出、西地之方へ付候處、海岸に鯨之頭を熊二十二三疋喰居候に付、私岩之上より打候處、一疋打留、食物に貯、皮は蒲團に仕、こゝかしこと居候内、十二月に相成、右熊之身も殘少に相成、人家を見付可申と其所を出立、八日程參候處、人家一軒



有之、名をゲヤカと申、滿洲へ交易いたし候もの、よし、此ものども食料之貯も手薄にて、私どもを置候をいやかり候様子に付、三日居候て立出、六七里程も参り候處、又ゲヤカ有之候付、兩三日居候得とも、これもいやかり候様子に付、立出可申と存候處に、トクシ自注、此トクシ申は、と申ヲロシヤ人に出合候間、私どもをやしなひ吳候様子に相頼候處、當年不獵に付、一人はゲヤカにて養候様に、トクシよりゲヤカへ相頼候處承引不致候に付、トクシ之方々參候積にて同道いたし、私ども身分を相尋候間、セントラリンと申島に、鬼有之由に付見物に參候處、氷にとちられ、此所へ食物を尋に參候旨申聞、此外咄いたしなから附添参り、雪深く候得とも、トクシは至て足早く、トコロと申處へ參候頃日も暮、右トクシを見失ひ候得とも、遙に燈火見得候間漸く尋參候處、先之トクシには無之、外之トクシ兩人罷在、私ども腹もへり候間、何ぞ給させ候様相頼候之處、鯨之腐肉を喰はせ候付、是を十分に喰候面はあしく候間、勘辨いたし候様左平に申聞候處、たとひ死候とも此空腹には替難く、夥敷

喰候故歟、翌朝ものもいはれず、腰も立不申、私肩にかけ、昨日逢候トクシ之方々尋參、左平は翌日相果候に付、死骸を雪之中に埋め、印を建置申候、私ヲホツカより同道いたし候ヲロシヤ人申候は、此所に長く滞留いたし候ては喰物も不宜、後には相果候間、元之ゲヤカに參候様すゝめ候付、私申候は、此大寒之時節途中にてこゝへ死可致間、來春迄相待候様申候へ共聞入不申、赤人一人參候處、途中に而こゝへ死し相果申候、翌春トクシ不殘引拂候に付、私は又々去年立寄候ゲヤカに立歸、滿洲之者に候間養ひ可申旨申聞候間、彌滿洲人に候は、滿洲より持越候品可有之見せ候様申に付、兼々所持仕居候金毘羅之木像を出し、是は滿洲王之木像にて、船之守として國王より直に被下置候て見せ候處、王之姿に無相違、左候得者滿洲より迎人も可參、夫までは無心置滞留いたし候様申候付、五月半迄居候處、去年逢候トクシより致注進候よしにて、赤人三人迎に參候得とも、參間敷と種々申候得とも承引不致、後には繩をかけ候様申に付、無是非此所を立出、船にて四十里計も参り、ヲツコイ

と申所の上り候處、赤人之家二三十軒も有之、此處之頭立候もの之方々參候處、日本人一人、赤人一人相果候よし、何ゆゑ右之處に參候哉と申に付、コンバンヤに斷候て、アザラシ獵に三人罷出候旨申聞せ候處、此所之役人其外十三人同道にて、四十日程道中仕候て、九月末之頃ヤコツカに罷越、所之役人方々落着、一日銅錢十文つゝ之積を以、二ヶ月分六百十文自注、大之月は、貫ひ、此所にて去年於御當所被召捕候赤人之事、并此度連渡候漂流人之事を承り申候、極月に相成、イリコウツカ大名より、此所之役人へ手紙にて申來候は、私儀長々難澁いたし候旨承り候か、何もあしき事もいたし不申候間、此方々差越候旨申來候旨申候得とも、罷越間敷旨達而相斷候得は、同所には外日本人も参り居候間、参り候方可然旨申聞候付立仕、十八日目にイリコウツカに若仕、ヤコツカより付添候もの、宅に落着、月代等いたし、善六と申もの一同、役人方々參候處、申聞候は、其許呼候は外之字子細も無之、長々遠方々流され候事故、氣之毒にぞんし呼寄候旨申聞、ヲロシヤ仕立之着類并襦袢六つ、股引六足、外

に一日に銅錢百文つゝ、吳れ申候、私は善六方に同居仕候、其後此度渡來之甲必丹ヒョウトロイワノイチイリコルド子細は不存、キタイチ自注、唐土之由、より歸候よしにて、同人方々被呼參候處、私儀日本へ遣候積り、自分も參候旨申聞、紙之札にて錢十貫八百四十文吳申候、右錢札を旅料にいたし、此度之カピタンと一所に、ヤコツカに當三月罷越、又々コンバンヤより錢三貫文貫ひ、此所に七日居候て、當五月初頃ヲホツカに罷越、此所に役人ミハイロイワノイチミニイツコイと申もの、方々落着、當年參候船之修覆いたし居候内、與茂吉外六人之者も按ずるに、本邦罷越、此ものも日本へ連參候旨申聞せ、此ものも私と同居仕、六月廿四日乘船仕候、漂流人之内久藏と申ものは足痛に付、カピタンより申付、彼國に殘置申候、其砌は外船七艘程繫罷在候、船は商内船之よしにて、カラフト島へ參候よしの處、私ども出帆五六日以前、右船之船頭、子細は不存傳馬船にて乗出候處、傳馬船打かへり、右船頭相果候よし、私ども乗船よりも餘程相隔候に付、其様子見不申、其沙汰を承り候而已にて、無程私ども船は二